

平成 26 年度

日本財團助成

発達障害支援スーパーバイザー養成研修

事 業 実 施 報 告 書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本自閉症協会
全国自閉症者施設協議会

目次

卷頭言

全国自閉症者施設協議会 会長 五十嵐康郎 1

1. 研修スケジュール 4

2. 研修内容

【前期集合研修】

研修第1日目

研修①：「親として専門家に期待すること」 6

日本自閉症協会（保護者） 理事 今井忠

㈱秦野インクルージョン 保護者 中尾佑次

研修②：「発達障害の特性理解」 16

日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸

研修③：「虐待防止と権利擁護」 22

厚生労働省障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官 曽根直樹

研修第2日目

研修④：「発達障害福祉行政の展望」 33

厚生労働省障害福祉課障害児発達障害者支援室 発達障害対策専門官 日詰正文

研修⑤：対談『特別支援教育の課題と展望』 36

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 田中裕一

日本自閉症スペクトラム学会 事務局長 寺山千代子

研修⑥：「発達障害支援の現状と課題」 47

発達障がい支援センター連絡協議会 副会長 和田康宏

研修⑦：「受容的交流療法」 53

社会福祉法人嬉泉 世田谷区発達障害相談・療育センター

センター長 沼倉 実

研修⑧：「構造化された指導や支援のアイデア」 61
横浜やまびこの里東やまたレジデンス 支援課長 西尾保暢

研修第3日目

研修⑨：「自閉症支援の基礎となるもの」 66
全国自閉症者施設協議会 会長 五十嵐康郎

研修⑩：「自閉症児への動作法」 77
愛知教育大学 教授 森崎博志

【後期集合研修】

研修第1日目

研修①：「当事者からのメッセージ」 79
発達障害当事者会イトコサガシ 代表 冠地情

研修②：「発達障害における応用行動分析」 85
鳥取大学 教授 井上正彦

研修第2日目

研修③：「高機能広汎性発達障害」
N P O 法人アスペ・エルデの会 会長 辻井正次

研修④：「発達障害者の就労支援」 97
宇都宮大学 教授 梅永雄二

研修⑤：「アセスメントの力を高めるためのスーパーバイザーの 103
役割と事例検討の進め方」
大正大学 教授 近藤直司

研修第3日目 119

研修⑥：「発達障害を巡る諸問題」
一般社団法人日本自閉症協会 会長 山崎晃資

3. 実務研修報告 125

□(社福)侑愛会	星が丘寮
□(社福)はるにれの里	札幌市自閉症支援センター ゆい
□(社福)梅の里	障害者支援施設 あいの家
□(社福)けやきの郷	初雁の家
□(社福)菜の花会	しもふさ学園
□(社福)嬉泉	嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦
□(社福)正夢の会	昭島生活実習所
□(社福)川崎市社会福祉事業団 障害福祉サービス事業 川崎市くさぶえの家	
□(社福)横浜やまびこの里 東やまた工房	
□(社福)檜の里	自閉症総合援助センターあさけ学園
□(社福)めひの野園	うかさ寮
□(社福)北摂杉の子会	萩の杜
□(社福)あかりの家	あかりの家
□(社福)三気の会	三気の里
□(社福)萌葱の郷	自閉症総合援助センター めぶき園

4. アンケート集計結果 196

5. 修了者名簿 203

卷頭言



全国自閉症者施設協議会

会長 五十嵐 康郎

一般社団法人日本自閉症協会、全国自閉症者施設協議会が主催し、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、日本自閉症スペクトラム学会、発達障害者支援センター全国連絡協議会の後援・協力による平成26年度発達障害支援スーパーバイザー養成研修（日本財団助成事業）を完了しましたので報告いたします。

1. 事業の目的

日本では教育や福祉の現場でのスーパービジョンがなおざりにされ、理解不足や間違った支援の結果、二次障害が生じることも少なくありません。そのため、発達障害児・者への支援を行う発達障害者支援センター、自閉症関係施設職員及び発達障害児・者の医療、保健、福祉、教育、労働の各分野の実務に携わり、実務経験のある方を対象に、第一人者による講義と全国自閉症者施設協議会加盟施設での実務研修、さらには当事者の方々への支援や事例研究を通して関係機関・団体及び地域の核となるスーパーバイザーを養成することを目的に本研修を実施しました。

2. 事業実施に至る経緯

大分県では発達障がい者支援センター連絡協議会を実施主体に、平成18年度から発達障がい者支援専門員養成研修を実施しています。支援専門員養成研修の特色は座学としての講義にとどまらず、自閉症専門施設、早期療育機関、支援学校、医療機関等の視察、自閉症専門施設や早期療育機関での実務研修、保護者会への参加や当事者支援、事例検討等を初級、中級、上級と3年間かけて学びます。

毎年、30名の募集定員を大きく上回る150名前後の受講申し込みがあり、平成26年度末現在で161名の支援専門員が誕生しました。受講者は福祉、教育、保育、保健・医療、行政、労働と幅広く、高校や大学の教職員の受講もあります。

養成研修修了者で生涯研修を目的に支援専門員の会を結成し、研修会の企画や自閉症啓発デー等の諸行事の応援、スーパーバイザー派遣事業等に取り組み、NHKの取材を受けたり、厚生労働省が視察に来県するなど高い評価を得ています。

年々支援専門員が誕生し、関係諸機関に発達障害支援専門員が増え続けることで、発達障害理解と支援の質と関係機関連携が飛躍的に向上することから、国の事業として全国規模で取り組むことを提案してきましたが、実施に至らなかったことから、日本財団の助成により、スーパーバイザー養成研修を実施する運びとなりました。

3. 事業の概要

前期・後期集合研修各3日間（合計6日間）の集合研修と全国自閉症者施設協議会加盟法人の中から15法人を指定し、2法人を選択して4～5日間（合計8～10日間）の実務研修を受け、当事者団体への支援を経験し、全ての研修報告を提出した者にスーパーバイザー養成研修修了証を交付します。

1年間で20日間程度の研修に参加し、20本以上の報告書の提出を義務付けていることから、かなりハードな研修になっています。96名の研修受講者に対して、平成27年7月2日現在で44名が修了しました。

集合研修は当事者、親、行政マン、実践家、研究者、医師等幅広い立場の方からの様々な視点、理念、実践、方法論を前期・後期合わせて16コマの講義と演習を行いました。実務研修は各法人の特色を生かして、講義、視察、実務研修を行いました。

4. 事業の評価

全ての集合研修の講義と実務研修に対して、「大変参考になった」と「参考になった」を合わせて90%を超える受講者の高い評価を得ることができました。研修全体を通しての記述には「日程がハードで厳しかったが大変勉強になった」「県内・外の人とのネットワークができた」「中身の濃い集合研修と全国規模での実務研修と実りの多い研修だった」「今まで受けた研修の中で最も有意義だった」「修了者が参加できるステップアップ研修・フォローアップ研修を希望します」等、様々な意見がありました。また実務研修受入法人からも「支援を見直す良い機会となった」「職員にとって良い学びと交流の場になった」等の感想が寄せられました。本養成研修を多くの人が求めていること、発達障害理解、支援の質向上と関係機関連携の決定打となりうることを再確認しました。

5. 考察

自閉症を始めとする発達障害の二次障害や強度行動障害の予防と改善は、発達障害の支援に携わる者が発達障害の特性について知識と理解を深めるとともに、発達障害支援に関する理論や援助技術、福祉サービスのあり方等について謙虚に広く学び、ライフステージを通した実践によって研鑽し続けることが求められます。

私が自閉症支援に携わって44年が経ちましたが、昭和46年に滝乃川学園児童部重度棟に勤務した当初の自閉症児は自傷、他害、物壊し、飛び出し等の激しい行動障害を伴う、悲惨な様相を呈していました。その原因是施錠された座敷牢のような劣悪な環境と支援者が定着しないために支援者との信頼関係が成立していないことにありました。環境を改善し、施錠を撤廃し、日中活動を提供し、毎日入浴や外出機会を設け、教育権の保障に取り組むことで行動障害が改善されるとともに生活面や情緒面での大きな成長がみられました。

44年の実践から、自閉症支援の基本は、安全で清潔な生活環境の整備、当たり前の生活を実現すること、安心感と信頼関係に基づいて支援すること、スーパービジョンを得て、事例検討を重ねて支援と支援者の質の向上を図ること、個人プレーではなく、チームとして理念を共有し、意思統一を図ることの重要性を学びました。

先駆者の実践には多くの学びがあり、特定の理論や技法に囚われることはマイナスだということをこれまでの歴史が証明しています。私自身は、セガンの「生理学的教育」「モンテッソーリ教育」糸賀一雄先生の「福祉の思想」や「発達保障理論」「行動療法」「受容的交流療法」「動作法」「TEACCプログラム」「応用行動分析」「心理劇」等々様々な理論や技法から学ぶとともに、重度の知的障害を伴う自閉症で行動障害の激しい人への支援に取り組んできましたが、現在も不勉強と未熟さを痛感しています。

自閉症療育や行動障害への支援にとって環境調整と構造化は重要ですが、環境調整や構造化でこと足りるものではありません。親や支援者の無理解な対応からの拒否や自傷、他害、物壊し等の行動障害は自己防衛と考えられます。彼らの行動と行動の背景を読み解きながら「愛と共感」を持って対応することが重要です。支援者は様々な理論や技法を単なる知識に留めるのではなく、血肉化し、実際の生活や支援の場面で即興的に支援者としての最良の役割を演じることが自閉症療育の神髄です。これまで、様々な経験をしてまいりましたが、2事例を上げたいと思います。

事例 1

食事中に鼻糞をつける真似をして、相手が嫌な顔をしたり、叱られることを楽しんでいる利用者がいました。私が隣に座ると鼻糞をつける真似をしてきたので、ペロリと舐める真似をしたところ、鼻糞をつける行動がなくなったばかりでなく、私に親愛の情を示すようになりました。彼は自分の全てが受け入れられたと感じたのだと思います。

事例 2

対人関係が苦手で、こだわりが強く、気に入らないことがあると大暴れする利用者がいました。臨海学校のプールで手をとり合って「潜りっこ」をするという遊びを共有してから、「友情」のような関係が生まれました。彼は、どんな時にも私だけは受け入れてくれるようになり、落ち着いて暮らせるようになりました。

2 事例は心理劇やカウンセリング、ミラーニューロン等の様々な理論や技法と実践が融合して、即興的に対応したものです。○△理論や□▽技法で簡単に説明がつくものではありません。支援者として生計を立てている以上、松井秀喜や錦織圭のようなプロ意識を持たなければなりません。プロとして、先人たちの理論や技法に学び、実践の場での研鑽を重ね、人格を磨くことが求められています。

かなり厳しいことを申し上げたかもしれません、奥深く、困難であるからこそ、自閉症を始めとする発達障害支援の醍醐味があるのです。研鑽すればするほど、自らの未熟さを知り、無限の可能性が開けるのです。何時間かの座学やマニュアルで、自閉症療育や行動障害への対応が身につくものではありませんし、本養成研修も自閉症や発達障害のほんの一部を学ぶにすぎません。本養成研修を修了することでスーパーバイザーへのスタート地点に立ったと考えるべきだと思います。

本養成研修を重ねて、さらに充実し、洗練されたものにすることで、発達障害の理解者とスーパーバイザーを養成し、機関の壁を超えた連携を構築することで、全ての発達障害児・者が豊かな人生をおくことのできる共生社会実現を目指します。発達障害者支援センターを事務局に国の事業として全国各地で実施される日が来るこことを切に希望して本報告書の巻頭言とします。

**平成26年度
発達障害支援スーパーバイザー養成研修(日本財団助成)
前期集合研修**

【会場】 日本財団大会議室

【日程・内容】

研修会日	研修内容	講 師
7月18日(金)	開講式 13:00~13:40	
	『親として専門家に期待すること』 13:40~14:40	日本自閉症協会（保護者） 理事 今井忠 氏 株式会社インクルージョン 保護者 中尾佑次 氏
	『発達障害の特性理解』 14:50~15:50	日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸 氏
	『虐待防止と権利擁護』 16:00~17:00	厚生労働省障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官 曽根直樹 氏
	交流会 17:30~19:30	
	『発達障害福祉行政の展望』 9:00~10:00	厚生労働省障害福祉課障害児発達障害者支援室 発達障害対策専門官 日詰正文 氏
7月19日(土)	対談 『特別支援教育の課題と展望』 10:10~11:40	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 田中裕一 氏 日本自閉症スペクトラム学会 事務局長 寺山千代子 氏
	『発達障害支援の現状と課題』 12:40~13:40	発達障がい者支援センター連絡協議会 副会長 和田康宏 氏
	『受容的交流療法』 13:50~15:20	社会福祉法人 嬉泉 世田谷区発達障害相談・療育センター センター長 沼倉 実 氏
	『構造化された指導や支援のアイデア』 15:30~17:00	横浜やまびこの里 東やまたレジデンス 支援課長 西尾保暢 氏
	『自閉症支援の基礎となるもの』 9:00~10:30	全国自閉症者施設協議会 会長 五十嵐康郎 氏
7月20日(日)	『自閉症の動作法』 10:40~12:10	愛知教育大学 教授 森崎博志 氏

平成 26 年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修（後期集合研修）

<会場> 日本財団大会議室 (東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル)

<日時> 平成 27 年 3 月 13 日(金) 12:30 ~ 受付 / 13:00 ~ 開始

研修会日	研修内容	講 師
3月13日(金)	開講式 13:00~13:40	
	『当事者からのメッセージ』 13:50~15:20	発達障害当事者会イトコサガシ 代表 冠地 情 氏
	『発達障害の応用行動分析』 15:30~17:00	鳥取大学大学院 教授 井上 雅彦 氏
	交流会 17:30~19:30	
3月14日(土)	『高機能広汎性発達障害』 9:30~11:00	NPO法人アスペ・エルデの会 会長 辻井 正次 氏
	『発達障害の就労支援』 11:10~12:40	宇都宮大学 教授 梅永 雄二 氏
	『アセスメントの力を高めるためのス ーパーバイザーの役割と事例検討 の進め方』 13:40~17:00	大正大学人間学部臨床心理学科 教授 近藤 直司 氏
3月15日(日)	『発達障害を巡る諸問題』 9:00~10:30	一般社団法人 日本自閉症協会 会長 山崎 晃資 氏
	『研修報告』 10:40~12:00	主催者
	修了式(講評・修了証交付) 12:00~12:30	

前 期 集 合 研 修

印刷配付用

2014.7.18 於日本財団大会議室
日本自閉症協会、全国自閉症者施設協議会
先達障害支援スルーバイザーセミナー研修

親として専門家に期待すること

一般社団法人 日本自閉症協会
理事 今井 忠

1

N 前書き

- a. 私よりも妻(母親)のほうが何倍も苦労
- b. 本人に日常的にエンドレスで接していく初めて大変さがわかる
- c. この逃げることのできない仕事をどうしたら少しでも面白いものにできるか
- d. 夫婦・家族・本人にとって良かったと思える人生にしたい
- e. 周囲の人と違う人生だが、それも面白い

2

N 1. 私の息子

- a. 1991年2月生まれ、23歳。
- b. 生後すぐにダウン症+知的障害と告げられたが、その後、自閉症もあると診断された
- c. 医師、療育機関、養護学校、入所施設、地域資源の助けがあった
- d. その過程で思ってきたことをお話したい

3

N 経過まとめ

- a. ダウン症との出会い…障害の勉強
- b. 障害児の誕生…稀なことではないと知った
- c. 長い病気との戦い
- d. 母親の負担
- e. 障害児学童保育
- f. 東京に転居…東京の異質さ
- g. 養護学校(将来のためというしごき)
- h. 強度行動障害、自閉症との出会い
- i. 精神科薬の難しさ
- j. 入所施設利用
- k. 成人期の地域での生活に向けて

4

N 関わっていただいた方々

- a. 医師……小児科医、精神科医
- b. 周囲……親やご近所、上司
- c. 北九州市立総合療育センター
- d. 親の仲間
- e. 養護学校
- f. 児童入所施設
- g. 地域資源

5

N 2. 専門家について

6

N

議論の前提として

- a. すべてのタイプの自閉症当事者に遭遇する支援者などいないと思う
- b. その専門家の支援が合うタイプが集まる合わないタイプは去る
- c. なので、自分のやり方の有効性は信じつつも、誰にも有効だと思ってはいけない

7

N

間違いややすい認識

- a. 直った、成長した
→そこに慣れただけ、その人に慣れただけ
- b. 自分のやり方に効果があった
→一要因に過ぎない。そんな単純なことではない
- c. 私のほうが専門家でわかっている
→日ごろ、生活している親がつかんでいる情報は意外に重要。ただし、よく聞き分けること。事実に関する情報を大事にすること。
- d. もっと任せてくれたらというのは危険信号
→思い上がり

8

N

専門性よりも大事なこと

専門性を高めたからといって障害者への連帯感が育つわけではない。
むしろ、専門家は治療効果が期待できない人を嫌う傾向を持つ。

専門性(専門家)
「専門性を生かせたことが嬉しい」

近づかない?

尊厳、平等、連帯という感覚を醸成することのほうがじつは難しいのではないか

人間性(尊厳、平等、連帯)
「助けたい、力になってあげたい」

9

O

3. 支援論

10

N

支援が障害を重くするという現実

- a. 生来の障害(一次障害)
 - +
- b. 定型者中心社会に適応させようとする支援が二次的な障害を生む (二次障害)
 - +
- c. 医療:向精神薬の多種多量服用によって精神・身体症状が生じる(薬剤性三次障害)
 - ↓
悲惨!

11

N

人の幸せに関わる仕事で陥りやすいこと

- a. パターナリズム
支援者の幸せ觀を押し付けていないか
- b. いつの間にか支援者が主人公になっていないか
- c. 過去、成功したと思っている方法にこだわっていないか
- d. 親も同類

12

N

二つの考え方

受容 ←→ 教育・訓練・調教

本人の幸せ重視か、周囲との折り合い重視か

```

graph LR
    A["発達障害児・者"] --> B["個性を尊重し、自我の成長を図る"]
    A --> C["周囲が求めるタイプにする"]
  
```

13

N

親を問題にすることについて

- a. 親を問題にして、何かが解決するだろうか
- b. 親は支援者や医者と異なり、縁が切れない
- c. 支援の内容がそもそも問題なのでは？
- d. 親は批判されると疲れる。批判を避ける。お子さんのためという親教育はウンザリ。
- e. 親を孤立させてはならない。親の味方になれば親は変わるし、子も変わる

14

入所施設の難しさ

マネジメントは人間工学的に考えると至難

- a. 職員の効率優先(根源)…集団行動(水場)、向精神薬etc
- b. 閉鎖性(抑制力が効かない)
 - ・地域的、人的、地域コミュニティーと隔離
 - ・外の目、外の風を嬉しいと思っているか
 - ・行き過ぎた自己完結
- c. 支配性
 - ・空間の支配者は職員?、それとも利用者?
 - ・自分の空間がなくても安心か
- d. 職員文化の腐敗の進行
 - ・支配型、管理型職員が徐々にはびこり、障害者の側に立つ職員はやがて去る。トップも重宝がる
 - ・辞めた職員からの聞き取りこそ重要

15

ありがとうございました

16

印刷配布用

2014.7.18 第二回日本財團大会開催
日本自閉症協会・全国自閉症者支援協議会
発達障害支援スーパーバイザー養成研修

親として専門家に期待すること

(株)秦野インクルージョン保護者
中尾佑次

1

息子について

- 1991年 東京都板橋区生まれ 22歳
- 知的障害・自閉症
- 愛の手帳2度 障害程度区分5
- 服薬 なし

2

生育歴

3

出生～幼児期

- 妊娠中毒症で、母3ヶ月入院後出産。2日後横隔膜ヘルニアで手術2ヶ月後退院。心配をよそに身体は健康に育つ。
- 1歳半頃から多動に気付く。2歳には一般児童との違い(多動・物損・言葉の遅れ、コミュニケーション能力の低さ、社会性欠如、河川飛び込み、脱走、放火、など)が際立ってくるが、原因がわからず親は不安。

親仲間の子育て通信に送った当時のイラスト



4

中尾 佑次
(ゆうじ)

暑中御見舞申上ます。'95

5

保育園～就学前

正直、息子の障害より、障害者の親になつたことがショックだった。が、本音は言えず、それなりに親らしいことはしていた。

- 4歳で保育園入所。熱心で手厚い保育も裏目に出、パニック、こだわり頻発。1年で退園。
- 同じ年、小児科主治医の紹介により、心身障害児医療療育センターで自閉症、知的障害、睡眠障害と診断。言語療法、心理指導開始。
- 区の教育相談所や、福祉園などにも通い、就学準備。「養護学校に行ったら終わり」と思いつつ、見学すると好印象。

6

養護学校

障害児の親として生きる振りをしながら不安が募る一方。希望が持てず、仕事に逃げ、母親任せ。

- ・養護学校での専門教育により、社会性や学習面での能力が高まる反面、帰宅時の儀式、こだわり、わがままは徐々にエスカレート。
- ・それまで自宅事務所の父親が、都心に事務所を借り、母親の負担が増加。体格向上に伴い問題行動エスカレート→あきらめ、ゴミ屋敷化。家庭訪問拒否。肥満化。睡眠乱れ休みがち。
- ・わらにもすがる思いで一家全員改名、大金はたいて印鑑を作る。

7

面白おかしく作っていても、切羽詰まっているサイン



8

施設入所

絶望するも、わずか半月集団生活の成果に希望を見いだし、意識改革、積極的に。今あるのはこの期間のおかげ。

- ・母親の急死に伴い、梅ヶ丘病院3ヶ月入院。退院後2ヶ月在宅→知的障害児施設入所
- ・構造化された環境で独自の療育を受け、社会性、柔軟性、能力が大きく磨かれる。父親も猛勉強。
- ・父親も新しい環境で気持ちも新たに、施設とタッグを組んで「能力内自立・円満な人格形成」に取り組む。よき親仲間との出会いと活動が楽しく支えに。
- ・ADLもかなり自立。難しい思春期を乗り越え、17歳後半から自信を持ち、積極性。

9

地域移行

- ・2013年体験利用を経て、株式会社秦野インクルージョンのCH(現GH)へ入寮。日中は同社生活介護利用。個別支援の努力で本人も充実・成長。
- ・毎土曜日は八王子いちょう企画の移動支援で外出プログラム。詳しい報告書のやりとりは非常に役に立っている。若いヘルパーさん、男性のヘルパーさんが多いのもよい。
- ・2ヶ月に一度一週間帰省し、家庭生活。毎日地元の生活支援センターにりん草(ワクワクドキドキがモットー)など計5名のベテランヘルパーさんと移動支援を楽しむ。

10

現在の写真・動画

11

好きなこと、もの

- ・食べること
- ・献立を考えること
- ・食事を作ること
(サラダなど簡単なメニュー)
- ・音楽鑑賞
- ・お笑い(バナマン・ダンディ坂野)
- ・芸能人
- ・YouTube
- ・文字書き
- ・カラオケ
- ・ダンス
- ・自転車に乗る
- ・体育館でランニング
- ・プールで泳ぐ(夏期のみ)
- ・買い物(食材、本、CD)
- ・挨拶
- ・褒めてもらう
- ・喜んでもらう(褒め言葉、芸)
- ・人(特に若い女性)
- ・ミッキーマウス
- ・自慰行為(自室で、許される時間に)

12

できること

- ・スーパーで買い物
 - ・買った品をしまう
 - ・洗濯
 - ・洗顔
 - ・歯磨き
 - ・入浴準備
 - ・入浴
 - ・木彫
 - ・掃除
 - ・ゴミ拾い
 - ・挨拶
 - ・配膳、食器洗い
 - ・創作料理を考える
 - ・サラダ作り

13

嫌いなこと 苦手なこと

- ・運動全般
 - ・自分の特徴を真似されること
 - ・音痴の歌
 - ・イレギュラー
 - ・季節に合わせて服を変える
 - ・大きな音、甲高い音
 - ・納豆、チーズ、卵白
 - ・お金を払う

14

息子への支援のポイント

- ・見通しを持たせること
 - ・意思の疎通
 - ・自信・誇りが持てること
 - ・楽しみが持てること

15

視覚支援

見通しを持たせ、混乱を防ぐ

- ・予定や伝達事項は、言葉だけでなく、文字、写真、イラストなど視覚で伝える。
 - ・ケアホームでは毎日決まった時間決まった場所で次の日のスケジュールを視覚伝達。
 - ・移動支援など外出用も。
 - ・イレギュラーの場合は特に念入りに。

16

移動支援の視覚支援
いちょう企画(毎土曜日)

ニューベルト月刊予定表を小一に
メール送付

2014 年

5 月の予定

中尾秀章

17

メニューから選んで、月間予定表に書き込む。

女性ヘルパー

18

それをもとに予定表を作って送付、いつもホームの冷蔵庫前に貼ってもらう。

2014年5月10日(土)の予定

**秦野図書館へ行くゾー！
ユニクロ秦野店でシーンズ1本賣ラゾー！
カラオケカリビアンで歌ラゾー！**

19

担当ヘルパーさんから写真と報告書が送られてくる。
その詳しい内容をやりとりで今後のメニューや方針を決める。

2014.5.10

2014.5.10.2

20

イレギュラーの外出

帰省時に初めてイベントGet in touchに参加することに。
混乱要素が多いので、「東京タワーで食事」と月間予定表に記入して送り、本人OKしたので、参加経験者に情報をもらい、食事処の下見に行った。

2014年		4月の予定				中尾秀真	
3/30	休暇	3/31	1	2	3	4	5
いちらく 家→	家	いちらく 家→	いちらく 家→	いちらく 家→	いちらく 家→	いちらく 家→	いちらく 家→
6	春祭り	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

21

移動支援メニュー表

写真を撮ったり、味見をしたり、食事が出るまでの時間と計り食事処のリストを作る。美味しいぞうでワクワクできるように写真は全て色彩調整した。ホームに送る。

東京タワー2階フードコート
ピカドット(エスカレーター)
マクドナルド
内装(外観)
東京タワー2階モザイクパイング
東京タワー2階カラーショップ

22

移動支援予定表

帰省日自分から「水曜日、東京タワーで中華バイキング」と行ったので、見通しが持てており、大きく乱れることはないと思った。予定表を渡すとニコニコ。予想通り終始笑顔で、1時間延長。沢山のイレギュラーをたっぷり楽しめた。

2014年4月2日(水)の予定

**東京タワー2階で食べるゾー！
ゲット!タワーチチ見物するゾー！
ライトアップを見物するゾー！**

23

言葉

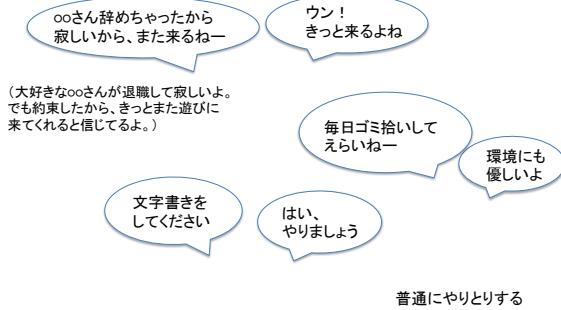
意思の疎通や、混乱防止、自信向上にも

- 言葉はあるものの、不完全かつ自閉症者独特の特徴があるため理解しにくく、誤解されることも少なくありません。彼の言葉は次の3つに大別できます。これらを正しく判断して適切な対応をすることが、意思疎通の要と心得ています。

1.コミュニケーションのための言葉
2.思わず出てしまう言葉
3.褒めを要求する言葉
4.確認や儀式のための言葉

24

1.コミュニケーションのための言葉



25

2.思わず出てしまう言葉

(好きなビデオやCMのお気に入りのセリフを裏声で)など…独り言、しゃっくり、鼻歌のたぐい？



家では昼間絶叫調も含めOKと言うことで、外では我慢できている。が、混乱気味の時はがちなので注意しきぎ。

26

3.褒めを要求する言葉

•イレギュラーな場面、不安な状態のときに「ほめ」を要求する事がある。自らを鼓舞する事で緊張を和らげ自信を高め、崩れにくくなる効果があるので、可能な範囲でつきあう。例えば、唐突に看板やテレビ、DVDの画面を示し文字を読んだり、知識を披露するときはほぼ間違いなくそうなので「よく知ってるねー」「物知りくん」などと応えると満足。何かを示さずに、いきなりキヤッチフレーズのようなことを言う場合も。

27

3.褒めを要求する言葉

•褒め要求だと思って「よく知ってるねー」と応えたのに「知りません」と返されることがあるが、これは「褒め要求ではない」という意味。確認のために言ってる場合が多いので、「OK」と応える。自分で何かを言った後「OK」「知りません」と言うときは復唱するとよい。

•そういう要求が長引きそうなときは、「今～中、～しましょう」という言い方が一番わかりやすい。

例：今散歩中。歩きましょう。

言葉による復唱だけでなく、その内容を紙に書いて渡すと何度もくり返し確認を求める事は少なくなる。

スマホに自分で打ち込ませると、さらに納得度が高い。

28

4.確認や儀式のための言葉

移動中や、場面の切り替わる時、特に多い

自分の立ち位置をはっきりさせ、混乱やフラッシュバックを押さえる効果



•混乱しそうなときは過去の自傷行為などを形式化・簡略化した儀式を行う事がある。かつて家庭では昼食後からおやつの間にほぼ毎日見られ、いずれも行う前に同意を求めてきた。たとえば「ゴンゴンの頭突きどうぞ」「指ポキポキどうぞ」「手グリグリどうぞ」などと言ったら、復唱してやらせると落ち着く。

29

4.確認や儀式のための言葉

混乱がすこし大きめのときに「包丁食べたい」「包丁で殺したい」「包丁でたたきたい」という事がある。絶叫調や家庭では実物を出してくる事もある。

その場合は否定せず「包丁食べたいの」などと受け止める。その後すぐに自分で「包丁食べません」「包丁で殺しません」などと修正して収まる。衝動的にわき上がる不穏な感情を他者にわかってもらう事で、それを鎮めやすくなるからだと想像。

30

それでもパニックになつたら

- ・本人と周りの方の安全確保に努め、収まるのを待つ。だいたい40分。長いと半日。
- ・本人も内心「やっちゃんつた～」と落ち込んでいるので、収まってから絶対できる簡単なことを頼んで、できたら褒める。

31

人間関係

信頼、愛着、思いやり、自己肯定感

- ・発達障害者=人間。自分の世界が尊重される限り、人に認められ、好かれたい。それが原動力。
- ・施設入所時は、人に甘える力をはぐくむところから始まった。
- ・現在は挨拶、お世辞？、サービス、喜んでもらいたい。大勢の人との関わりの積み重ねで大きく成長中。

32

カラオケを利用して他者と楽しめるように

- ・10歳から帰省時土曜は父とカラオケが固定。あまり歌わず、歌わせず好きな曲を入れて聞きながらおやつを食べるだけ。
- ・移動支援を機に板橋と秦野両方でヘルパーさんと交互に歌う取り組み開始。ヘルパーさんの曲目をあらかじめ紙に書いて渡すと、自分の曲と交互に入力できるようになった。
- ・やがてデュエットもできたり、ヘルパーさんの十八番を自分で歌つたりと一緒に楽しめるように。
- ・春休み帰省後の土曜(4/12)からいきなり立ち上がって踊り始める。毎回違う曲で必ず踊るように。
- ・6月休み板橋のヘルパーさんにも披露。大ウケ。2回とも同じ曲だったことから、おそらく秦野で一番ウケた曲を選んだと思われる。
- ・他者と楽しむことから、他者を楽しませることへの進歩？

33

- ・カラオケのビデオ

34

息子の支援を通して感じたこと

- ・幼少期は、わかりやすい環境と方法による訓練は必要。成功体験を積ませることは、親のやる気や希望にもつながる。
- ・思春期には新しい混乱や問題ができるが、プライドを利用して成功体験を積ませることが可能。
- ・自信と成功体験、社会的報酬、趣味が青年期の安定につながる。

35

息子の支援を通して感じたこと

- ・理解しづらいこだわりや儀式は自閉症者の特性ではないこと。一般人でも合理的根拠に乏しいジンクス、ゲン担ぎ、占いなど

●勝ちが続くようにパンツを変えないプロ野球監督●球場までの道を変えない投手●手に人という字を書いて飲む●カツ丼を食べる●自分が見るいつも負けるからワールドカップは見ない●晴れ男、晴れ女●姓名判断…

見通し、確信が持てないから、不安解消行動。

△
わかりやすい環境作りが大切

36

息子の支援を通して感じたこと

能力の不足している劣った人
↓
下ろすに下ろせぬ荷物をしょいながら
毎日頑張っている立派な人

イラスト

- 行動や言葉が幼く見えて、実際は年相応の意識。子ども扱いはプライドが傷つく。

37

息子の支援を通して感じたこと

発達障害者は混乱の海を穴の開いた船で進む船頭
支援者が、水を常にかき出してあげないと沈没してしまう。(パニック)

支援者のかき出すひしゃくが、予定表やクスリやイヤーマフなど
自分のひしゃくが褒め要求や、誇り、楽しみなど

穴はふさがらないが、順調な成長すれば船体が大きくなって沈みにくくなる。
不適切な支援は逆。

イラスト

38

支援者の方々に期待すること

- 分析や説明、同情だけでなく、日々の困難を少しでも減らせる具体的な支援。
(支援機関の紹介、レスバイト、ショートステイ、同じタイプの子を持つ親仲間や、サークル紹介)
- 複数の専門家(機関)の連携
- 視覚支援
- コミュニケーションの工夫
- 知覚過敏への配慮
- 障害者の前に、一人の人間としてとらえてほしい。

39

本日はどうもありがとうございました

40

発達障害の特性理解 —ASDを中心に—

2014. 7. 18.

発達障害支援スーパーバイザー養成研修
日本財団
日本発達障害ネットワーク
市川宏伸

うまく行かない対応

- ・何とかこちらの論理に合わせようとする
注意する、叱る、説教する、反省させる
- ・相手の論理を考えさせる
世の中の常識を教える、社会的ルールを押し付ける
- ・本人の論理を無視する
頭ごなしに否定する、プライドを傷つける

うまく行く対応

- ・本人の論理を尊重する対応
理解し易い説明をする、一般論を言わない
- ・注意・叱責にならない対応
言い方を変えてみる、耳を傾けるような説明
- ・本人の立場が有利になる対応
本人を1人称にした説明

重要なことは

- ・人間は一人一人異なっていることに気付く
どちらが正しいかの論議は無意味
- ・ASDは特性であって、否定されるべきものではない
特性は生かすべきである
- ・ASDは異なるソフトを積んでおり、こちらのソフトで動かそうとするのは無意味
どれだけ互換性あるソフトを作れるかが重要

アスペルガーとの付き合い方(1)

彼らなりの考え方を持っている
彼らなりの行動様式を持っている
彼らなりの合理性を持っている
驚くほど純粋であり、例外は許されない
考え方にはっきりしており、曖昧さは許されない
相手の考え方を理解できない
納得いくように伝えているか

アスペルガーとの付き合い方(2)

質問する際に、条件を限定して尋ねているか？
言葉の意味をきちんと伝えているか？
あいまいな表現を使っていないか？
彼らの論理を理解できているか？
無理にこちらの論理を押し付けていないか？
結果をはっきりと伝えているか？

アスペルガーとの付き合い方(3)

嘘はつけない純粋さがある
本音と建前を使い分けられない
考えていることと、話していることは同じである
だまされやすい存在である
本人の論理で納得してくれることがある
納得してくれれば、徹底して信じてくれる

自閉症スペクトラム障害(ASD) は発達障害の一つ

- ・ASDは「広い意味の自閉症」と考えられる
- ・ASDは、社会的に話題になっている発達障害の一つである。
- ・ASDは広汎性発達障害(PDD)とされていた
- ・児童青年精神科では、診断される数が著しく増加している

ADHD児のかかえる問題とは？

- 1 社会からの孤立:
社会的ルールの理解不足、他者からは特異な存在
- 2 思い通りにならないことへの不満:
我慢の難しさ、衝動性の亢進、(不登校)
- 3 他児との関係の難しさ:
他児の考えが分からず、無意識に他児の気持ちを傷つける可能性
- 4 簡単に諦めてしまう:
自己評価の低下、自棄的行動、反社会的集団との結びつき

心がける対応とはなんだろうか？

- 1 自信がつくような対応を考える:
 - ・失敗、叱責の積み重ねから生じる自己評価の低さを軽減する
 - ・讃めることの工夫を忘れない
 - ・自棄的行動、反社会的行動に至らないよう注意する
 - ・無理に矯正するよりは、良い点を伸ばしていく
- 2 対人関係で孤立しないように心掛ける:
 - ・周囲が感心するようなことを考える
 - ・社会性を積極的に教える必要がある

- 3 表現も理解も苦手なことを忘れない:
 - ・”からかい”や軽蔑ととられることは避ける
 - ・分かりやすく、はっきりとした言い方を心掛ける
 - ・意味の解釈が異なっていることがあるので注意する
 - ・誤解を招くような皮肉や冗談は控える
 - ・社会的な常識が欠如していることを考慮する
- 4 状況に依存しやすい事を忘れない
 - ・周囲の刺激が少ない時は安定できる
 - ・本人の状態を考慮して働きかける

発達障害とは？

- ✗ 発達上に問題があるのが発達障害
- 支援法の中に定義されている
発達障害者支援法(平成17年施行)

- ✗ 発達障害は子育てが原因で生じる
- 発達障害は何らかの脳機能障害が前提
脳機能障害の本質については研究途上

発達障害という言葉

- 1 米国における発達障害(1960年代以降)
(Developmental Disability)
重度の知的障害、脳性麻痺、てんかんなど
- 2 DSM-III-Rの発達障害(1987年)
(Developmental Disorder)
精神遅滞、広汎性発達障害、特異的発達障害
- 3 発達障害者支援法の発達障害(2005年)
(Developmental Disorder)
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他

DSM-5における発達障害

- 神経発達症群/障害群
- ・知的能力障害群
- ・コミュニケーション症群/障害群
- ・自閉スペクトラム症/障害
- ・注意欠如・多動症/性障害
- ・限局性学習症/障害
- ・運動症群/障害群
チック症群/障害群
- ・他の神経発達症群/障害群

発達障害と社会適応(1)

- ・相手の気持ちが分からない
自分の気持ちをうまく伝えられない
→“仲良し”が作れない
- ・暗黙の了解がない
杓子定規である
融通が利かない
→考え方の柔軟性がない

発達障害と社会適応(2)

- ・言葉の意味を取り違える
情報が錯綜すると混乱する
→コミュニケーションが苦手
- ・特定のことへののみ興味を持つ
自分が興味のあることは他人もあると思う
→独特の思考・行動様式

発達障害と社会適応(3)

- ・特定の科目を深く探求する
科目の中でもバラツキがある
→学習上の困難を抱える
- ・過敏な場合と鈍感な場合がある
自分で調節できない
→感覚の感受性が特別である

発達障害と社会適応(4)

- ・特定なものにだけ注意が向かう
目的性も持続性もない
→注意が続かない
- ・衝動性が高い
自己評価が低下しやすい
→自己抑制が苦手である

発達障害の特徴(1)

1 その数の多さ

平成21年5月の特別支援学校在籍者：

視聴覚障害14259名、肢体不自由31086名、発達障害を含む知的障害は102084名、10年に約2倍)

平成21年5月の特別支援学級在籍者：

135166名(90%は知的障害学級、自閉症・情緒障害学級)4年間に約40%増加しています。

2 外見上分らない場合がある

知的障害の軽い場合は、一見通常とみなされる
「急いている」、「困ったものだ」、「反抗的である」

- 3 境界が分かりにくい
どこまでが通常でどこからが障害なのか?
どこまで支援するべきか?
- 4 外見上症状が変化する可能性がある
経過により、外見上変化がする場合がある
環境により、対応により変わってくる
- 5 家族全体として考えるべき場合もある
何らかの遺伝的背景が指摘されている
家族も含めた支援が必要な場合がある
- 6 発達障害は重なることが珍しくない
発達障害単独で存在するのは珍しい
経過により様態が変わることがある

発達障害の特徴

- ・ 連続性のある障害(スペクトラム、グラージュエント、ブロードバンド)

成人期の気づき
高学歴?
一般就労
職場で困難

早期の気づき
学歴は高くない?
特別枠就労中心
職場での配慮
(特例子会社など)

* 本人または周囲が困難を感じた際の支援

教育上の配慮を必要とする通常級の生徒

	2002年	2012年
学習障害的な著しい困難	4. 5%	4. 5%
行動面で著しい困難	2. 5%	3. 1%
対人面で著しい困難	0. 8%	1. 1%
全体として著しい困難	6. 3%	6. 5%

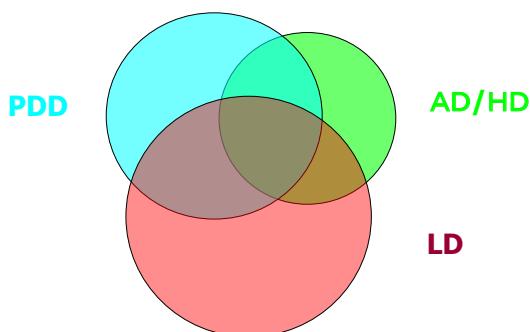
LDI:学習障害質問紙

ADHDERS:注意欠陥多動性障害評価尺度

ASSQ:社会性を調べる質問紙

* この時点で特別支援教育に在籍する生徒 1. 2% 1. 4%

LDとPDD、AD/HD(模式図)



発達障害は一生の特性

- ・ 濃い場合から薄い場合まである
- ・ 濃い場合は早期に気付くが薄ければ遅い
- ・ 多くの症状は就学前に存在している
- ・ 学業成績が良い場合は成人になって気付く
- ・ 置かれる環境や、対応によって変わる
- ・ 複数の発達障害が重複していることもある

発達障害と治療(1)

発達障害に基づく特性

発達障害に基づく特性:忘れ物、段取りが出来ない、片付けられない

発達障害と治療(2)

発達障害に基づく特性

生きにくさ、生きづらさ

発達障害に基づく特性:忘れ物、段取りが出来ない、片付けられない
生きにくさ、生きづらさ:社会生活の中で感じる

発達障害と治療(3)

発達障害に基づく特性 ←ADHD治療薬

生きにくさ、生きづらさ ←環境調整、対応改善

二次的症状
(精神疾患) ←症状の治療
(薬物、精神療法など)

発達障害に基づく特性:忘れ物、段取りが出来ない、片付けられない
生きにくさ、生きづらさ:社会生活の中で感じる

二次的症状:抑うつ、不安、依存など

発達障害は存在してはいけないのか?

- ・置かれる環境や、対応により大きく異なる
- ・発達障害児者は他者にない特別な才能を持つ
- ・発達障害をもとに生じることが問題になる
- ・発達障害を背景に生じる社会不適応が問題
- ・素晴らしい芸術家や研究者が存在する
- ・薬物だけで治療するのは難しい

QOLがその後を支配する?

- ・社会的満足度をどれ程満たすかが重要
- ・自己肯定感(自己有能感)が強まると、社会適応もよくなる
- ・疎外感、孤立感が強いと、被害感が強まり、反社会的傾向が強まる
- ・思春期をうまく乗り越えると、成人になって立派な業績を残す人もいる

* QCD: Questionnaire of Child Difficulty

* QAD: Questionnaire of Adult Difficulty

発達障害への現在の考え方

- ・何らかの脳機能障害の存在が前提
- ・原因については現在は仮説しかない
- ・育て方だけでは説明できない
- ・最近は発達障害を何とかなくそうとは考えない
- ・発達障害児・者の持つ社会不適応を減らす

発達障害への対応の基本(1)

・発達障害そのものをなくす、治す

→無理である

→特性をなくしてしまう

・発達障害の社会不適応を減らす

→現実的である

→特性を大切に出来る

発達障害との付き合い

1 援助者は腹立たしく思っていないだろうか

2 非援助者の気持ちを推察できるだろうか

3 プライドを傷つけていないだろうか

4 信頼を勝ち得ることができるか

5 援助者の論理で対応していないだろうか

6 その人らしく生きているだろうか

7 その子どもの特徴をなくしていないだろうか

発達障害は社会的に無用なのか？

そんなことはない！

特定の分野で素晴らしい業績を残した人には、
発達障害と思われる人がいる

社会で精力的に仕事をしている人には、発達障
害と思われる人がいる

社会に出る前に社会的に逸脱する人もいる

子どもの頃の対応こそ重要である！

発達障害へのスタンス

・ 発達障害は特性である

多くは環境調整や対応で改善される

薬物治療は二次的課題が中心

・ 発達障害者は異なるソフトを積んでいる

互換性ソフトを作るには相手のソフトを知る

* 誰も他人のことは分からない

・ 成人になって不適応を感じる人がいる

一部の企業などでのみ対応

給料分の仕事をしてもらうには？

発達障害への対応

・ 無理に社会的規範に合わせようとしても難しい
X 注意してはいけない

○ 納得できる注意を工夫する

・ 考え方は融通が利かない

all or noneの発想である

本人の立場に置き換えて説明する

・ 特性を生かす方法を考える

本人のよいところはどこか？

存在感の確保は重要である

虐待防止と権利擁護

平成26年7月18日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室
虐待防止専門官 障害福祉専門官 曽根 直樹

講演の内容

- 法施行で何が変わったのか
- 平成24年度の障害者虐待対応状況調査結果
- 通報から始まるプロセスの確認
- 虐待事例の報道から考える
- これからの課題

1. 法施行で何が変わったのか

1. これまでの経緯

平成12年 児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年 厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者(65歳以下の者)以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行
* 10月までには全都道府県が「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

4

2. 障害者虐待防止法の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である」とに鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的な要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような着しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい羞恥又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える暴動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

5

「養護者」とは

「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
身辺の世話や身体介助、金銭の管理などをを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
同居しているなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

「障害福祉施設従事者等」とは

法律上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・その他の園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 (厚生労働省令で定める事業) ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援助、行動援助、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

* 障害児入所施設については、通報義務も含め児童福祉法で規定。

「使用者」とは

・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

6

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2 「**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付ける**とともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

障害者による障害者虐待		
市町村の役割	障害福祉施設従事者による障害者虐待	使用者による障害者虐待
市町村の責務 【スキーム】	【障害者の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施。 【スキーム】 ①事実確認（立入調査等） ②措置（許可権限、後見監督請求权） ③報告 ④通報 ⑤監督指導等の適切な行動 ⑥監督報告書の公表	【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施。 【スキーム】 ①監督指導等の適切な行動 ②監督報告書の公表

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口となる「**市町村障害者虐待防止センター**」「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。

2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、財産上の不當負担の軽減のための措置等を講ずる。

4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

* 障害防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所障害者は施設等の規格（障害者施設等、児童養護施設等、要介護施設等）⁷に応じてこの法律、児童福祉法又は施設者虐待防止法を、家庭の高齢障害者はこの法律及び障害者虐待防止法を、それぞれ適用。



市町村の役割と責務

市町村障害者虐待防止センター

- ①・養護者
 - ・障害者福祉施設従事者等
 - ・使用者による障害者虐待
- ②・養護者による障害者虐待の防止
 - ・養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ③・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

・休日や夜間の連絡体制

・業務の全部又は一部の委託可
※市町村の担当部局との常時連絡体制を確保する必要

・住民や関係機関への周知
※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等
※休日・夜間対応窓口

養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

都道府県の役割と責務

都道府県障害者権利擁護センター

- ①使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ②市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ③障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の措置等の公表

使用者による障害者虐待について

- ・使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告

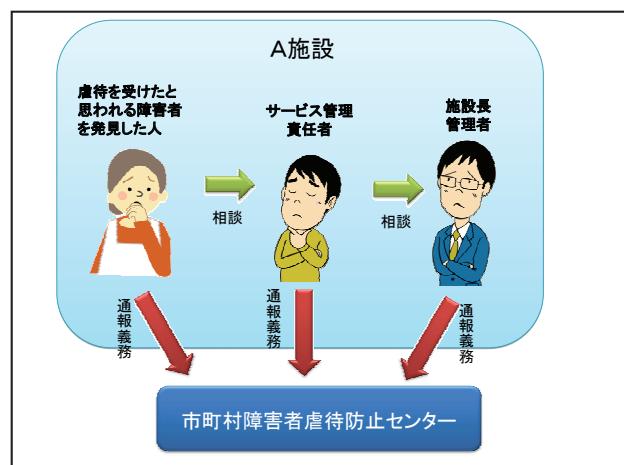
・休日や夜間ににおける連絡体制の確保
・業務（2を除く）の全部又は一部を委託することができる。
・住民や関係機関に周知
・使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局の周知
・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知

通報義務

■ 「**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない。**」

● **障害者福祉施設・事業所の場合**

- ・施設の同僚が虐待していることを感じた…
- ・施設の管理者が職員から虐待の相談を受けた…



2. 平成24年度 障害者虐待対応状況調査の結果

13

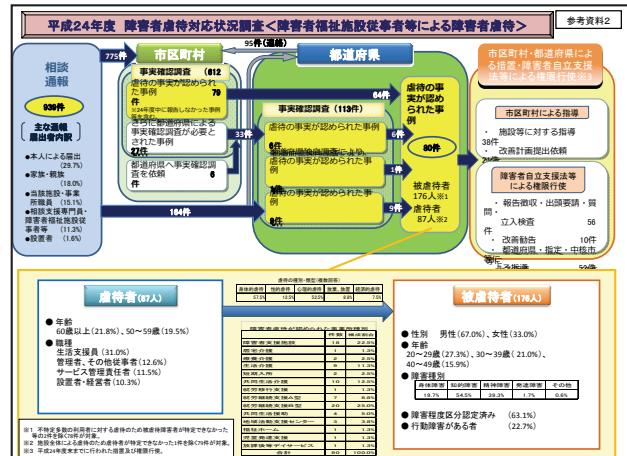
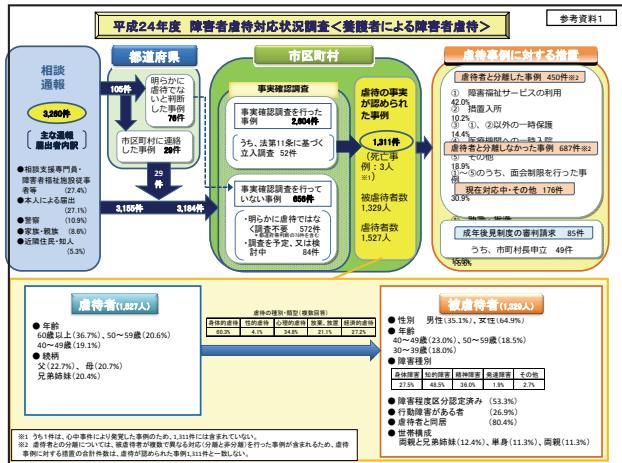
平成24年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
→平成25年3月末までの半年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、
都道府県経由で調査を実施。
(※使用者による虐待については、6月に公表済み(大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待
(参考)都道府県労働局の対応			
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件	303件
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件	
被虐待者数	1,329人	176人	194人

【調査結果(全体像)】

- 上記は、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- 都道府県労働局の対応については、平成25年6月28日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。



「使用者による障害者虐待の状況等」について

厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室

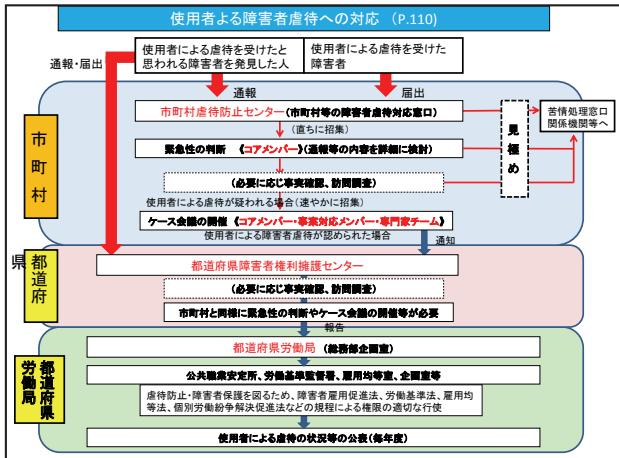
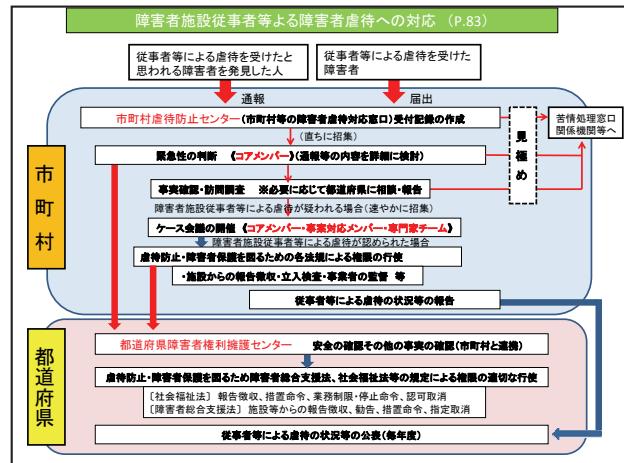
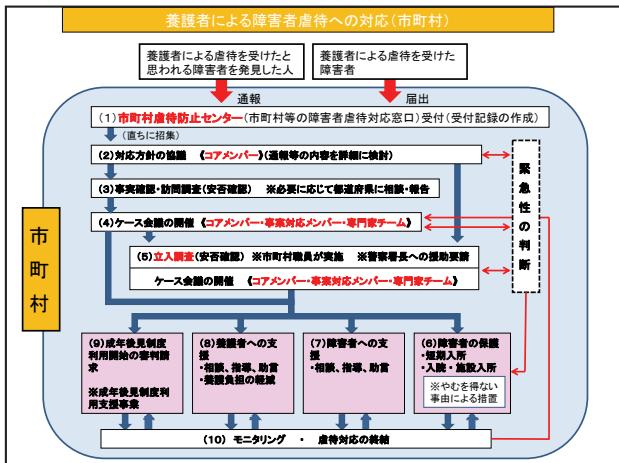
【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、133事業所。虐待を行った使用者は136名。直接の虐待者と、被虐待者との関係をみると、事業主113名、所属の上司19名、その他4名。
 - 被虐待者は194名。その障害種別は、身体障害25名、知的障害149名、精神障害23名、発達障害4名。(※1)
 - 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は、全体で183件。
- 【内訳】
- 労働基準法等労働基準関係法令に基づく指導等159件 (うち最低賃金法関係145件)
 - 障害者雇用促進法に基づく助言・指導20件 (10.9%)
 - 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導1件 (0.5%)
 - 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導3件 (1.6%) (※2)

※1 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

※2 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数算上している。

3. 通報から始まるプロセスの確認



障害者虐待の判断に当たってのポイント

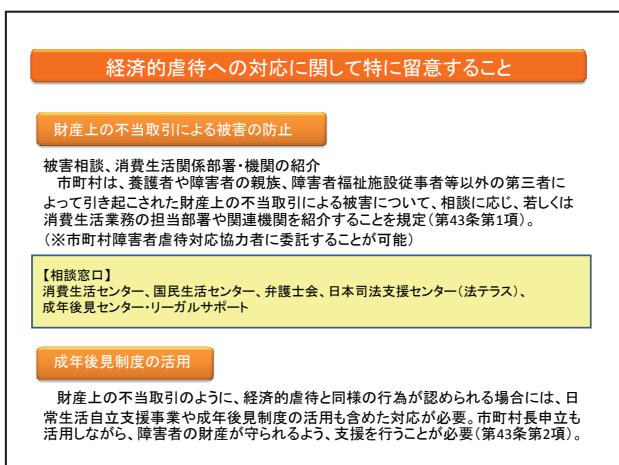
◎虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
→障害児のお父さんからの話

イ 障害者本人の「自覚」は問わない
→施設入所していた当事者の話

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
→過去の施設における虐待報道では…

エ 虐待の判断はチームで行う



各法に盛り込まれている成年後見制度に関する規定

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成25年4月施行)」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成26年4月施行)」において、事業者が障害者等の立場に立ってサービスを提供する努力義務を課すとともに、成年後見に係る市町村の体制整備等に関する規定を盛り込んでいる。

障害者総合支援法(第77条) [平成25年4月施行]

(市町村の地域生活支援事業)
市町村は、厚生労働省に定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行なうものとする。

・ 障害者の扶助(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行なうことができる人材の育成及び活動を図るために研修を行うこと

知的障害者福祉法(第28条の2)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第51条の11の3) [平成25年4月施行]
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第51条の11の3) [平成26年4月施行]

(審判の請求)
市町村は、知的障害者(精神障害者)につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第二十一条第一項、第十五条规定第一項、第百七十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第三八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等を行う者の権限等)
市町村は、前項の規定する審判の請求の実行に資する場合、法定に規定する後見、保佐及び補助(以下、この各条において「後見等」といふ)の権限を適正に行なうことができる人の選用を目的ため、後見等の業務を適正に行なうことができる者の選定並びに推進子の他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

・ 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行なうことができる人材の活用を図るために、前項に規定する措置の実施に関し助言子の他の援助を行なうように努めなければならない。

成年後見制度利用支援事業

(障害者関係)

1. 目的
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容
成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度
平成18年度

4. 平成25年度予算(障害者関係)
地域生活支援事業460億円の内数
※【市町村事業補助率】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

5. 事業実施状況(障害者関係)
平成24年4月1日現在 1240市町村

13

成年後見制度 法人後見支援事業

(障害者関係)

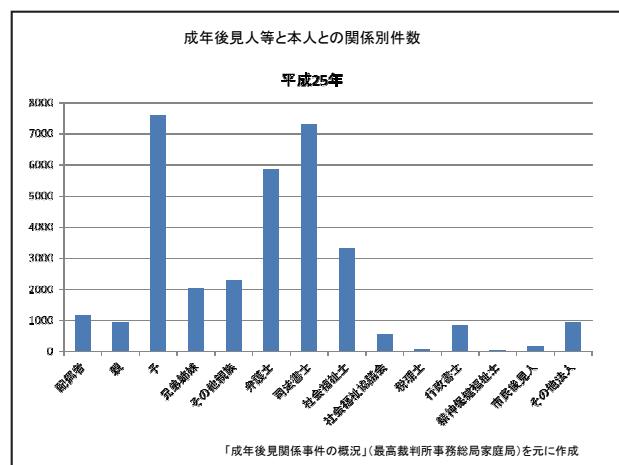
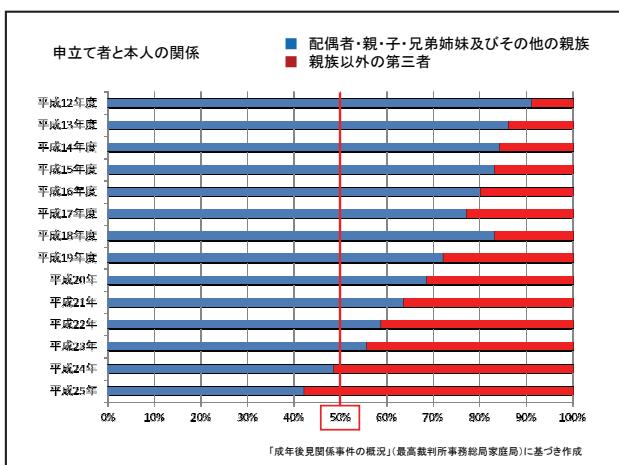
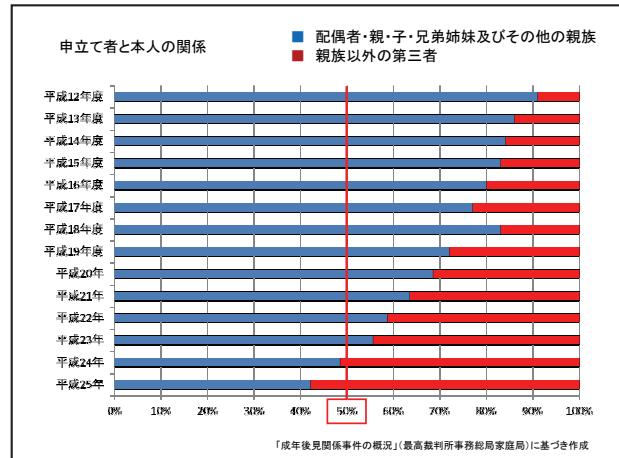
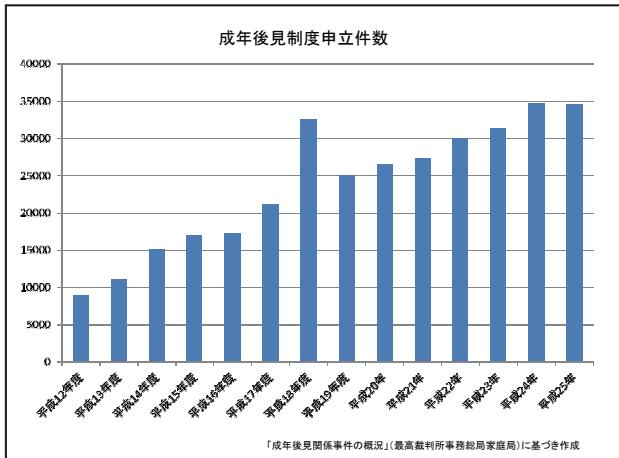
1. 目的
成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容
(1)法人後見実施のための研修
ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
イ 研修内容 市町村の特徴、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督員としての専門手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技術、倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。
(2)法人後見の活動を充実するための組織体制の構築
ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握
イ 法人後見推進のための検討会等の実施
(3)法人後見の適正な活動のための支援
ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度
平成25年度
※市町村地域生活支援事業の必須事業（都道府県地域生活支援の任意事業）

4. 平成25年度予算(障害者関係)
地域生活支援事業460億円の内数

13



4. 虐待事例の報道から考える

袖ヶ浦虐待
暴行意図的で陰湿
元職員5人を批判

虐待防止・身体拘束廃止の観点から

(参考)
千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事例について

【事案の概要】 昨年11月 上記センター(千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営)の強度行動障害を有する利用者が、職員から暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡
(※本年3月11日:当該職員は傷害致死容疑で逮捕)

**※ 確認された状況
(平成16年度から平成25年度まで10年間)**

- 身体的虐待(暴行)
職員 11人 被虐待者 17人
- 性的虐待
職員 2人 被虐待者 2人
- 心理的虐待
職員 3人 被虐待者 4人

合計(実人数) 虐待者 15人 被虐待者 23人
(*この他に、虐待を行った疑義のある者3人)

毎日新聞 幸26.3.26(水) 29面

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会中間まとめ(26年3月:抜粋)

1 人材育成や研修、職場環境、職員配置

(1)職員の資質や職場環境の問題

虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、と言うことが挙げられる。このため、**支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。**

例えば**養育園第2寮の暴行した5人は、更生園で実施されているような行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。**また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。

さらに、このような支援方法が、何人かの新たに配属された職員に容易に伝達したと考えられる。周りが安易な方法(暴行)を探っているから自分も安易な方法を、と、つまり、周りがやっているから自分がやっても大丈夫だ、と感覚が幼稚化、そして麻痺し、負の連鎖が発生したものと考えられる…

33

虐待防止の委員会の例

虐待防止委員会

委員長: 管理者
委 員: サービス管理責任者
看護師
保護者
第三者委員
事務長 など

虐待防止マネージャー

各部署の責任者
サービス管理責任者等

※委員長(管理者等)の役割
・委員会の開催、研修計画の策定
・職員のストレスマネジメント、苦情解決、
事故対応の総括
・他の施設との連携 等

※虐待防止マネージャー(サービス
管理責任者等)の役割
・各職員のチェックリスト
・ヒヤリ・ハット事例の報告、分析
等

山口県障害者虐待防止マニュアル: 山口県障害者支援課、2007年 一部改変

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1「虐待防止のための体制づくり」
・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

第2「虐待防止のチェックとモニタリング」
・チェックリストにより各職員が定期的に点検
・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画などを講じる

第3「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」
・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

社会福祉法人全国社会福祉協議会 障害者の虐待防止に関する検討委員会
障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)Ver.3
<http://www.shakyo.or.jp/research/12check.html>(ダウンロード可)

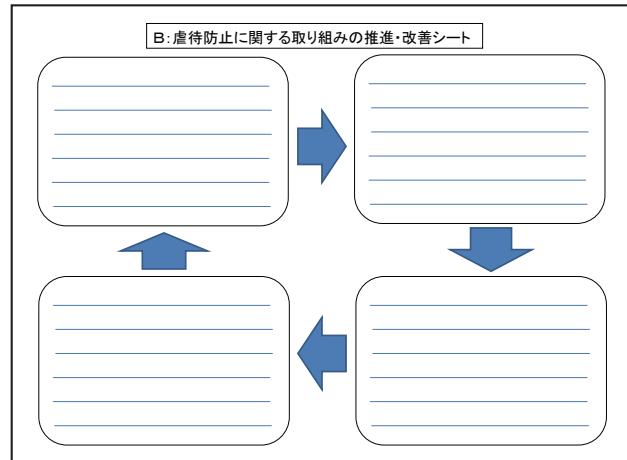
A : 体制整備チェックリスト

項目	チェック欄
1.倫理綱領、行動規範等を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2.倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができる。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3.虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4.虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
5.緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6.身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7.緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者(家族)に説明を行い、事前に同意を得ている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8.個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
9.個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

【職員への意識啓発・研修】	
10.職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11.日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12.職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13.「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
14.「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
【外部からのチェック】	
15.「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16.「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17.虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審を除く)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18.施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関するチェック等を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19.ボランティアの受け入れを積極的に行っていている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
20.実習生の受け入れを積極的に行ってている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
21.家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

【苦情、虐待事業への対応等の体制の整備】	
22.虐待防止に関する責任者を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
23.虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
24.苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
25.苦情相談への対応について、第三者委員会を定め、利用者に案内をしている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
26.職員が支援等に関する悩みを相談することできる相談体制を整えている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
27.施設内の虐待事業の発生時の対応方法等を具体的に文書化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
28.施設での虐待事業が発生した場合の再発防止策等を具体的に文書化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【その他】	
29.施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
30.施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聽く場を設けている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
31.施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聽く場を設けている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
32.施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
33.利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
34.希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
35.利用者・家族、一般市民やオブザーバー等からの情報開示についても応じられる準備をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できない
36.虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【地域における虐待の防止、早期発見・対応】	
1.障害者(児)やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2.家族、地域住民等との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事業の観察や早期発見に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
3.地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者(施設)などの事業者間の連携を図っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
4.地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力(意見交換等も含む)をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
5.虐待事業のみならず、福祉サービスの利便等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6.地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ(市町村からの依頼があった場合等)を行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7.虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成している。(虐待を受けた障害者・児への支援)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8.虐待事業の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に相談支援事業者や行政機関等への連絡(通報)について手順等が具体的に文書化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9.虐待事業の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行なう努力をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
10.虐待事業の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ



C: 職員セルフチェックリスト	
<チェック項目>	
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行なうよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかりやすい言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	<input type="checkbox"/> できていない
4. 勤務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の意を尊重しきれることなく、簡便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行なわないようしている。	<input type="checkbox"/> できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	<input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	<input type="checkbox"/> できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行なわないようにしている。	<input type="checkbox"/> できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	<input type="checkbox"/> できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関する記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をもとづいた場合等の状況も適切に記入している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できっていない
11. ある特定の利用者に対して、そんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. ある特定の職員に対して、そんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行なっている場面でくわしたことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行なっている場面を容認したこと(注意できなかつたこと)がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続いている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20. 最近、特に体調がすぐれない感じことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

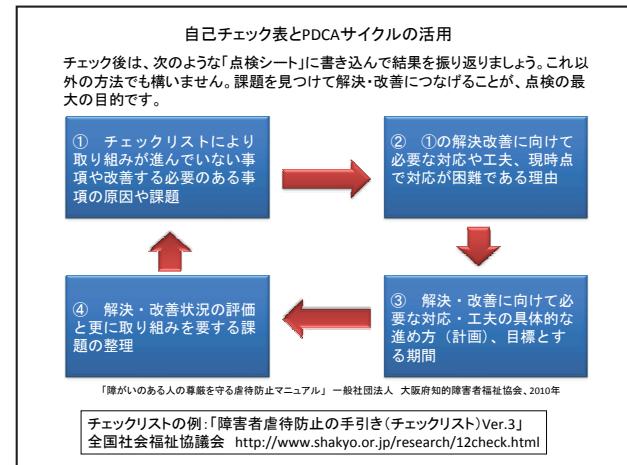
D：早期発見チェックリスト

○虐待の予兆や発生に対する気をさめるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。

○多くの項目で該当する場合は、虐待の可能性が高いと考へられますが、これらは、生な着眼点ですので、日々の利用者の変化には十分に配慮した実績を取り組み虐待の早期発見に努めてください。

○なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立ちサービスの質の向上にもつながります。

★「着眼点」に該当する場合にチェックしてください。□	
着眼点	チェック欄
1. 身体的虐待「免見の着眼点」	<input type="checkbox"/>
2. 心理的虐待の着眼点	<input type="checkbox"/>
3. 介護の着眼点	<input type="checkbox"/>
4. 衣類の着脱等	<input type="checkbox"/>
5. 睡眠、食の嗜好、自謀等の変化	<input type="checkbox"/>
6. 体力・体調不良でもないような場合には、職員とのコミュニケーションが、急に少なくなる等の変化はありませんか？	<input type="checkbox"/>
7. 急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか？	<input type="checkbox"/>
8. 他の人の虐待による影響がある場合は、該当する項目に記入して下さい。	<input type="checkbox"/>



5. これからの課題

市町村・都道府県

○虐待通報・届出を受けた後の対応のための体制強化等
○施設、事業所の実地指導等の機会に実態を把握する方法の検討

施設・事業所等

虐待を防止するための体制強化

(1) 運営規程への定めと職員への周知

- 虐待防止のための措置に関する事項
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の責任者を設置する
- 従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずる
- 内部組織（虐待防止のための委員会）を設置
- 防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の整備

(2) 虐待防止の責任者を設置する等の体制整備

- 虐待防止の責任者は、通常管理者
- 虐待防止のための委員会が役割を果たすため、定期的な委員会の開催
- 現場の職員、利用者の家族、第三者等の外部委員によるチェック機能
- 形骸化しないように実効的な組織形態にする必要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三条から第五条まで及び第八章から第十章までに掲げる事業を行ふものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性和他の者の事情を踏まえた計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとの他の指標を講ずることにより利用者に対して適切かつ効率的に指定障害福祉サービスを提供するものとする。

2. 指定障害福祉サービス事業者は、利用者は障害児の保護者の意思及び人権を尊重して、常に当該利用者は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3. 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等体制の整備を行うとともに、その責任者に對し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営規程）

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な運営に関する運営規程（第三十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
一 事業の目的及び運営の方針
二 従事者の選拔、育成及び職務の内容
三 事業の実施地
四 事業の運営を介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
五 通達の事業の実施地
六 緊急時における運営の方針
七 その他主たる運営にかかる者の種類を定めた場合には当該障害者の種類
八 虐待の防止のための措置に関する事項
八 その他運営に関する重要な事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（抜粋）
(平成18年12月6日厚生労働省令第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

（20）運営規程 基本要領

障害者宅介護の事業の運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、基準第31号から第9号まで掲げる事項を内容とする運営規程の定めることを義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一地域内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一括的に行う場合においては、運営規程を一括的に行うことと差し支えないこの点については他のサービス種類についても同様とする。

①～④ 種

⑤ 虐待の防止に属する責任者の選定

居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児童）における虐待の防止について」（平成17年10月20日厚生省第1020001号当該規程）に規定する「虐待の防止のための措置」を定めることとする。即ち、事業者は、利用者における虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が取られるため必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待の防止に属する責任者の選定

イ 成年委嘱制度の利用支援
ウ 認知障害介護の支援
エ 住民等に対する虐待の防止を客觀・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること

（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは…

- ① **切迫性**
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ② **非代替性**
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ **一時性**
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載
やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に**身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載**します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明
身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜**利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ること**が必要です。

③ 必要な事項の記録
また身体拘束を行った場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録**します。

2. 身体拘束としての行動制限について

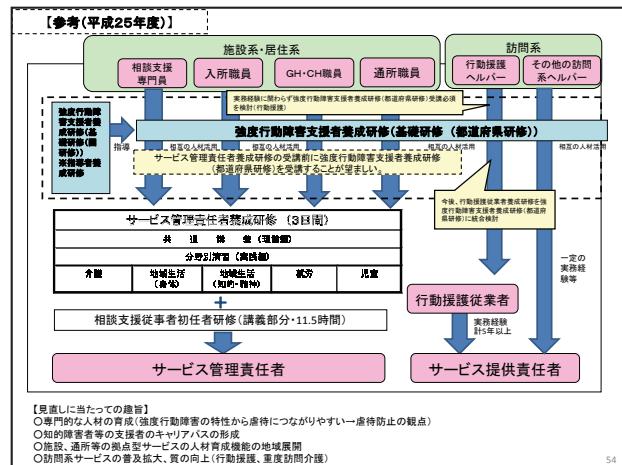
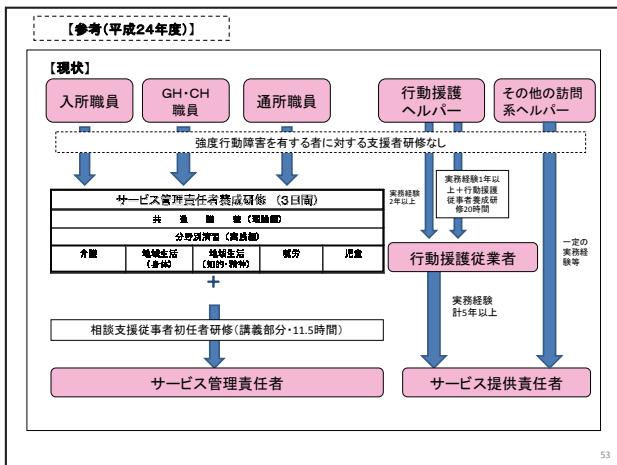
障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為や自分自身の顔面を強く叫き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりするなどの行動制限を行わざるを得ない場面があると思います。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があつたとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

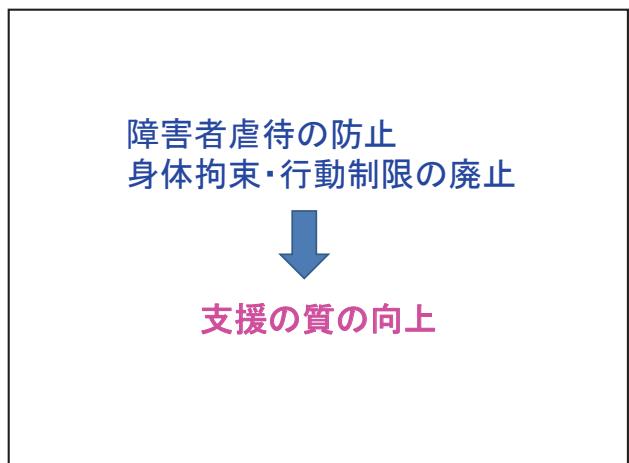
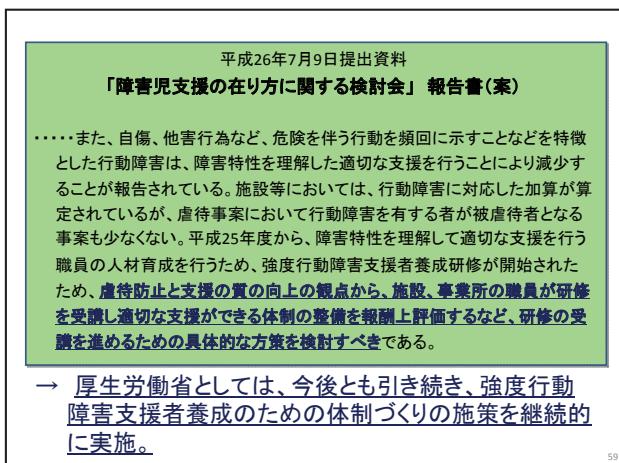
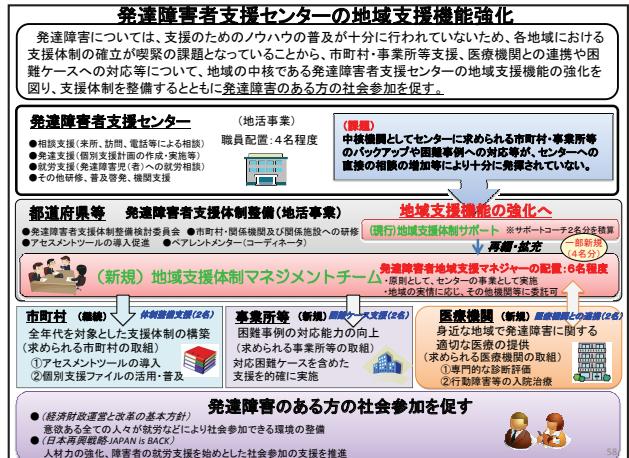
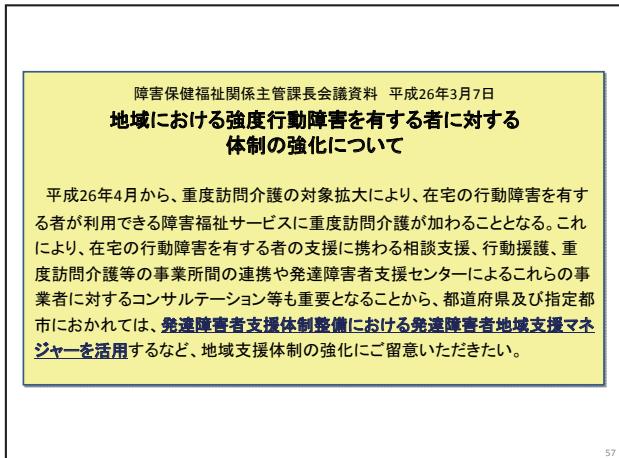
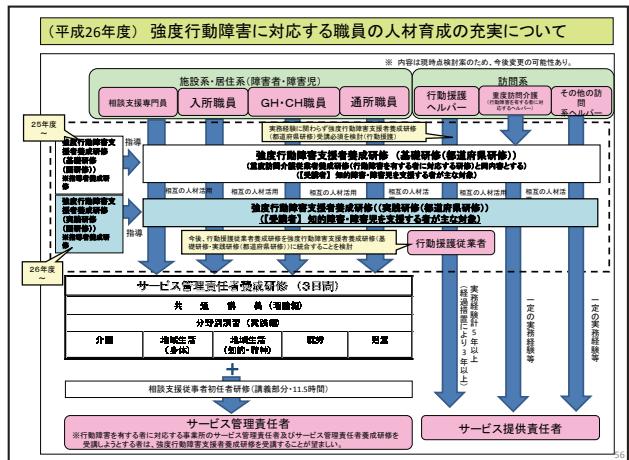
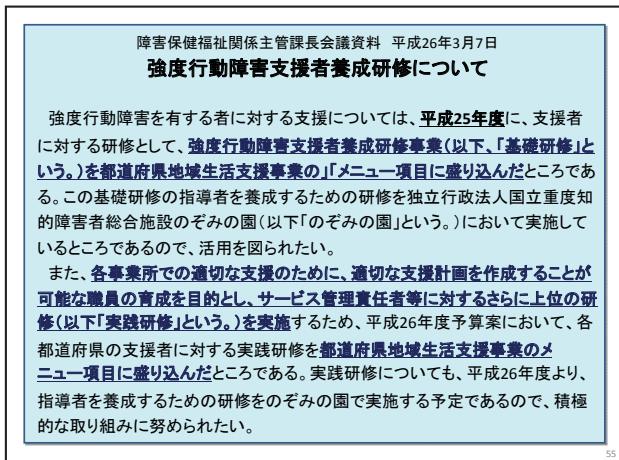
しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに悩ってしまうこともあります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続いている状態に陥っていたということになりますかねません。職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成25年2月25日
強度行動障害を有する者等に対する支援者的人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の**不適切な支援**により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において**適切な支援**を行うことにより、**他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性**も報告されており、**強度行動障害**に関する体系的な研修が必要とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施することとした。また、平成25年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだところであるので、積極的な取り組みに努められたい。





http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_koigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 大 中 小 検索検索ボタン

ご意見募集やアドバイスコメントおこしら 開く
国民参加の場

テーマ別に探す 説明・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 法律の改廃一覧 > 修正区分 > 修正区分 > 障害者虐待防止法が施行されます

関連・文献 障害者虐待防止法が施行されます

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について

概要について 平成23年6月14日に内閣府厚生労働省長官より提出され、同月17日に内閣府で可決成立、同月24日に公布されました。
本法では、平成24年10月1日から、都道府県・市町村が公的主体、障害者施設・施設の運営者等、費用などに障害者虐待の防止等のための実績を評価するとともに、障害者虐待を防ぐため必要な規制を充実した都道府県による新規例を定めています。
このページでは、本法の概要や関連情報を紹介します。
詳しくは以下の資料をご覧ください。

法律 政令 首令

- 法律の概要 (394KB)
- 改正 (10KB)
- 訂正付別表 (19KB)
- PDFファイルを見るには、Adobe Readerなど、ワープロが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

通知等

PDFファイルを見るには、Adobe Readerなど、ワープロが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

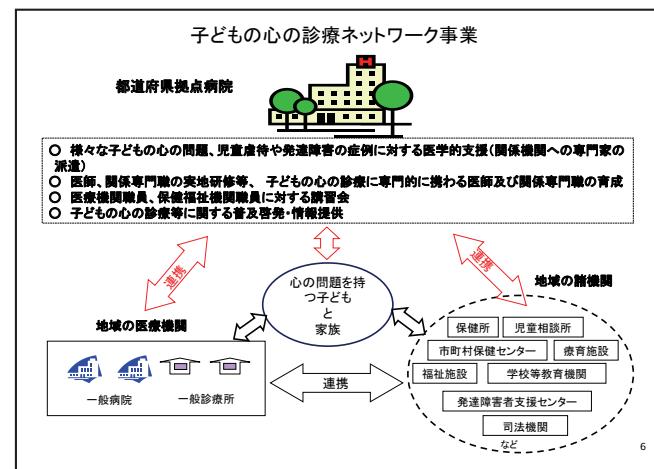
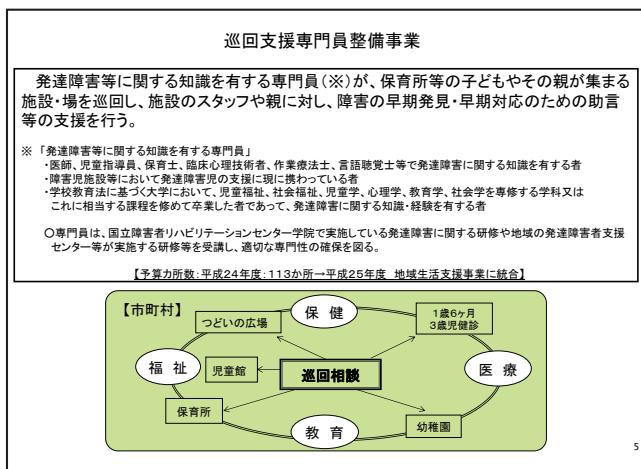
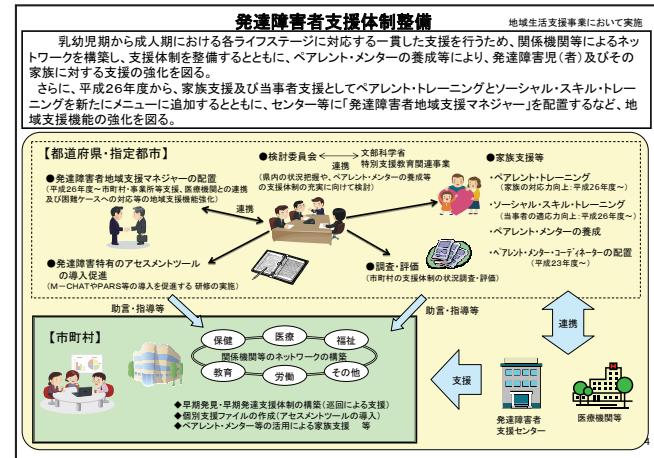
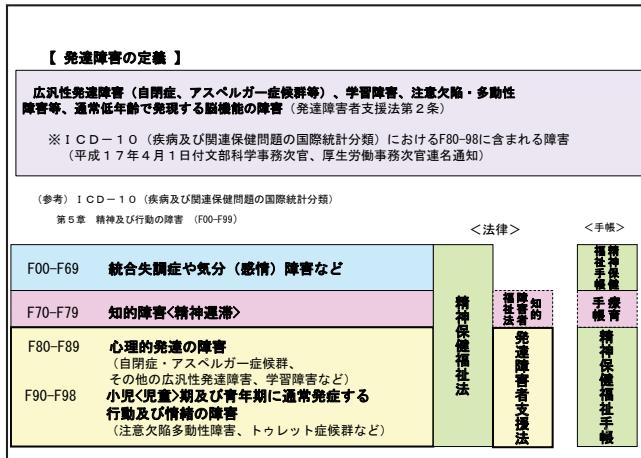
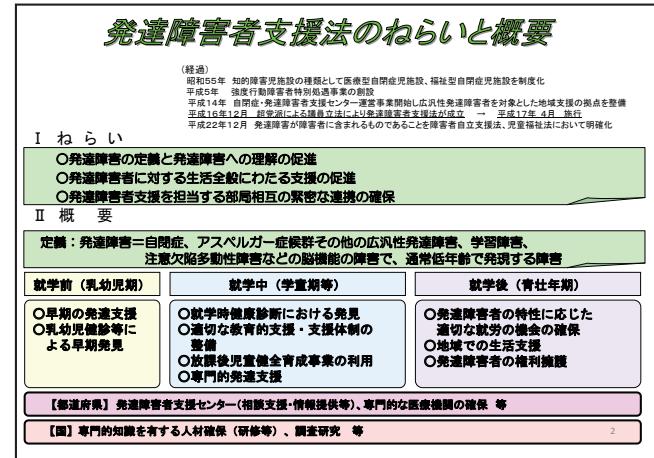
ホーム > 政策について > 政府の政策一覧 > 関連・文献 > 修正区分 > 修正区分 > 障害者虐待防止法が施行されます

各項目へ戻る

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_koigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

■通知

- 厚生労働省
 - (平成23年6月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について(通知)
 - (平成24年9月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について(通知)
- 監察等
 - (平成24年9月5日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について(通達)
- 文部科学省
 - (平成24年7月20日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について
 - (平成23年6月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について(通知)
- 警察機関
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う適切な対応について
- 都道府県
 - (平成22年9月21日) 障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について
- 医政局
 - (平成24年9月28日) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について
- 雇用均等・児童家庭局
 - (平成24年10月1日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第30条の保育所等における適切な対応について
- その他
 - 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(自治体向けマニュアル)
 - 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)
 - 使用者による障害者虐待の防止についての概要(リーフレット)
 - 障害者虐待防止法による通報・届出窓口一覧(都道府県)
- リンク
 - 政府広報オンライン「お役立ち情報」「平成24年10月1日から『障害者虐待防止法』が始まります」
 - 政府広報「日本年次公表のジャーナルズム」「ラジオ番組」見逃さない!障害者への虐待」
 - 政府広報「明日への声」(音声広報CD-ROM No. 3 障害から障害者を守る「障害者虐待防止法」)が平成24年10月1日から施行されます
 - 厚生労働省大臣官房地方課(使用者による障害者虐待)



発達障害者支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

＜国立障害者リハビリテーションセンター＞

1 発達障害者支援センター職員研修
発達障害者やその家族に対する相談・発達支援、就労支援、普及啓発等に関する「**基礎知識・技術**」(精道するための研修)
期間：3日間(1回、2日間1回)
対象：**発達障害者支援センター職員**

2 発達障害支援者研修
国の研究モデル事業により効果が確認された**アセスメントや支援手法の実践**を習得するための研修
期間：3日間(1回)
対象：**発達障害専門員、児童発達支援事業所の職員など**

3 発達障害者地域支援マネージャー研修
市町村の支援体制構築、事業所等の対応困難事例への対応、医療機関との連携に関する**マネージメント**を精道するための研修
期間：3日間(1回)
対象：**発達障害者地域支援マネージャー**

4 発達障害就労移行支援者研修
発達障害者の特性に応じた**就労移行支援事業の進め方**を習得するための研修
期間：3日間(1回)
対象：**就労移行支援事業所職員など**

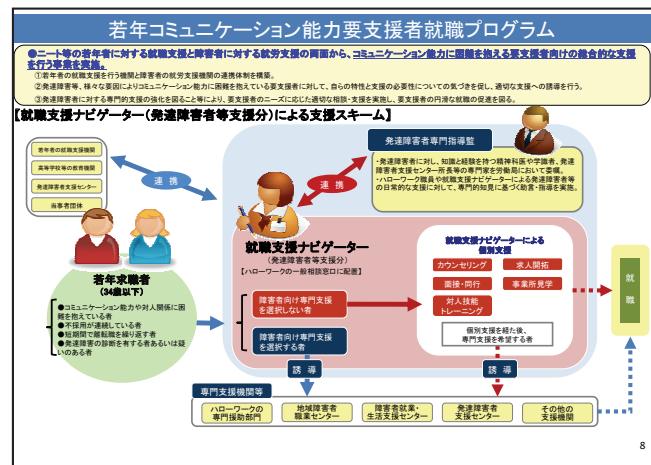
＜国立精神・神経医療研究センター＞

5 発達障害者早期発見支援研修
幼児期における発達障害の**早期発見・早期支援**について最新の知識を習得するための研修
期間：2日間(1回)
対象：**東京発達障害に携わる医師、看護師など**

6 発達障害精神医療研修
一般精神医療環境下精神保健領域における発達障害者の**診断や治療、他医療との連携**に関する最新の知識を習得するための研修
期間：2日間(1回)
対象：**精神科医療専門員、精神医療支援センターの医師など**

7 発達障害支援者研修
発達障害支援の**アセスメントなど**、幅広い分野の最新の知識を習得するための研修
期間：2日間(2回)
対象：**発達障害専門医、小児精神科医、発達障害支援センターの医師など**

上記以外にも関連する研修として自閉症支援ステップ研修(国立障害者リハビリテーションセンター)、就労行動障害者支援者養成研修(国立重度知的障害者総合施設のもの)なども実施
これらの研修に関する情報は発達障害情報・支援センターのサイトにおいて公開。<http://www.rehab.go.jp/dsri/イベント情報/>



発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。
また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際に就労するに当たっては様々な制限・困難に直面している。
このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対する助成を行う。

2 内容

(1) 対象事業主
発達障害者又は難病のある人※1を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間
1年(企業1年6ヶ月)

(3) 支給金額
50万円(中小企業の場合 135万円)※2

※1 難治性疾患患者研究事業(臨床調査研究分野)の登録疾患(平成24年4月現在で130疾患)に対する支給
また、扶養ストローファーを含む。
※2 特定派遣業者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

発達障害者就労支援者育成事業

趣旨

発達障害者の就労支援に対するニーズが高まる中で、発達障害者の雇用促進と職業生活の安定に資するため、支援機関や事業主等の発達障害者に対する理解を促し、就労支援ノウハウを付与する以下の事業を実施する。(平成18年度から実施)

民間団体等に委託 (計10件)

就労支援関係者講習
発達障害者に対する就労支援に係る知識、ノウハウ等を学ぶため、各分野の関係者を集めて講習を実施。

対象者
医療、保健、福祉及び教育等関係機関における支援者
・障害者雇用関係業務を行う労働機関職員

内容
以下の内容を含む講習とする。
・障害者雇用対策の現状
・発達障害者の障害特性及び職業生活上の課題
・発達障害者の特性を踏まえた効率的な支援方法 等

都道府県分担局で実施 (計6件)

体験交流会
発達障害者の職業生活上の様々な困難や支援等を学ぶため、在籍・在職中の発達障害者を支援する事業者等が発達障害者等に対する意見交換を行なう交流会を実施。

対象者
・事業主
・就職中の発達障害者

内容
・職場実習前の事前打合せ
・職場実習における専門家を招いての意見交換会 等

発達障害者の就労支援を行うための地域の共通基盤を形成

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていくよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目ない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

1 発達障害児者支援開発事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会(国)

発達障害・重症心身障害児者支援開発事業分科会
審査・指導・助言・総括

(都道府県・市町村)

企画・推進委員会(モデル事業企画・推進等)
↔発達障害・重症心身障害児者支援マネージャー(モデル事業の運営・監督等)

企画・推進委員会
発達障害児(者)のうち、障害の程度や症状等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の整備テーマの設定例

① 行動障害、二次的障害の「予防」における効果的な支援手法の開発(例：成人支援の見直しや見直しの支援に反映させる方法など)

② 行動障害、二次的障害の「改善」に関する効果的な支援手法の開発(例：関係者が一貫した支援を行えるようにするための方法など)

③ その他、発達障害児の地域生活支援において重要と考えられるもの

課題については、今後の検討において変更があり得る。

2 重症心身障害児者の地域生活モデル事業

重症心身障害児者の地域生活モデル事業分科会
審査・指導・助言・総括

実施主体(団体等)(公募により選定)
保健
・教育
・医療
・福祉
・地域機関等とのネットワークの構築
・その他

重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、地域住民に対する支援
・本人・家族への支援
・障害福祉サービス事業所等に対する支援
・地域住民に対する支援
●総合的な調整をする
●地域の資源を活用する
●具体的モデル事業の実施
●重症心身障害児の支援方法の指導、助言、専門研修等の実施
●重症心身障害児に関する講演会等の実施

H24/10/1～H25/3/31	差額者	障害者福祉施設従事者等
市区町村への相談・通报件数	3,260件	939件
市区町村による虐待判断件数	1,311件	80件
被虐待者数	1,329人	176人
被虐待者のうち、発達障害のある者の数 (＊重複障害のある者を含む)	25人 (1.9%)	3人 (1.7%)
被虐待者のうち、行動障害がある者の数	357人 (26.9%)	40 (22.7%)

(参考) 重度訪問介護の見直し

○参考書

(現行)
■ 重度の肢体不自由者であって、専門介護を要する障害者
→ 障害程度区分4以上であって、下記の①又は②の条件にも該当すること
① 2段階以上に麻痺等があること
② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

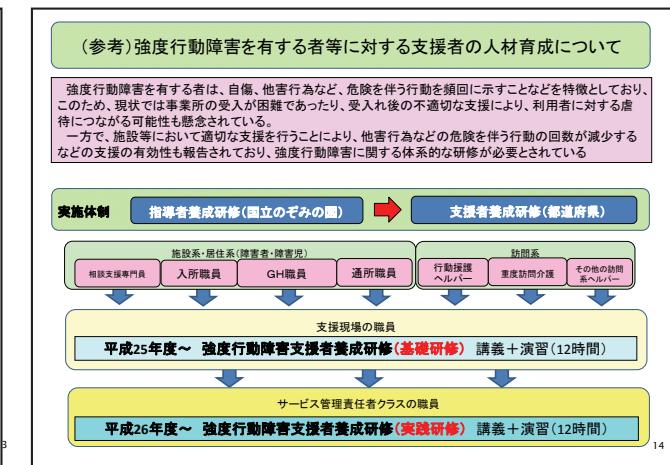
(見直し案)
■ 重度の肢体不自由者【この他の障害者】であって、専門介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの
→ 障害程度区分4以上であって、下記の①又は②の条件を満たす者
① 2段階以上に麻痺等があり、障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。
②知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者であること。(基準については、障害支援区分への見直しをふまえ判断)

○サービス内容
■ 屋内における
・入浴、排せつ及び食事等の介護
・調理、洗濯及び掃除等の家事
・その他生活全般にわたる援助
※外出時における移動中の介護
※日常生活における様々な介護の事態に対応するための
另外料の支給を含む。

■ 「行動障害を有する者」については、行動障害専門性を有する行動支援事業者等によるアセスメントや環境整などを行った上で、本サービスの利用を開始する。

○事業所数 6,215(国保連平成25年12月実績)

○利用者数 9,675(国保連平成25年12月実績)



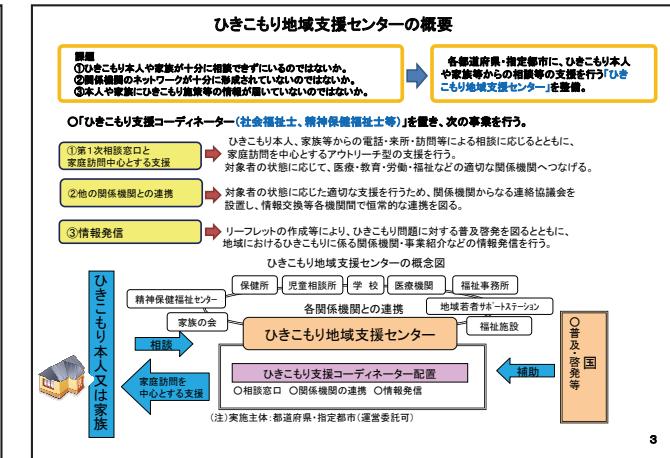
「ひきこもり」について

「ひきこもり」とは、
○ひきこもりは、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続いている状態。(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)
・ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性がある。
○思春期・青年期ひきこもりケースの背景にある精神障害の実態把握>
・実施方法:H19～H21年度に、全国5カ所の精神保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた16歳～35歳の方(本人の来談)184人に
・精神科的治療を実施(分院研究会、出席率の高いものによる)
・結果: 診療の回数:1回目～5回目までの回数の割合は、精神科的治療を受けた者の割合が35人(32.9%)
第一群(統合失調症、分裂障害等の重複障害の生活・就労支援が中心となるもの)49人(32.9%)
第二群(広汎性発達障害や精神障害との生活・就労支援が中心となるもの)48人(32.2%)
第三群(ハーナーナリティ障害や精神障害等の心理療法的アプローチが中心となるもの)51人(34.2%)
・背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。
出典 : H19～H21年度「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」

わが国の「ひきこもり」の推計数

<把握の方法>
全国11の地域の住民から無作為に選択した4,134名を対象に、訓練を受けた調査員の戸別訪問による直接面接を実施。(平成14年～平成17年に、全国精神保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた者)

<調査の結果>
・対象者のうち、20～49歳の者(1,660名)の中で、過去にひきこもりを経験したことのある者 : 1,14%
・面接を受けた対象者は全員(4,134名)の中で、現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯 : 0.56%
・背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。
出典 : H18年度「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(厚生労働科学研究 主任研究者 川上 憲人 研究協力者 小山 明吾)



精神・障害保健分野における「ひきこもり」に関する施策

相談
精神保健福祉センター及び保健所、市町村における精神保健に関する相談窓口での対応。
(精神保健福祉センター特定相談等事業費)

○精神保健福祉センターにおける「ひきこもり」の相談
のべ 24,880件。(H23年度)
(※)精神保健福祉センターは、精神保健福祉法6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の自立を図るために都道府県に設置され、相談指導、普及啓発等を実施。

○保健所における「ひきこもり」の相談
のべ 16,037件。(H22年度)
(※)保健所は、保健所法第5条に基づき、都道府県、指定都市、中核市、その他市町村で定めた市町村は特別自治法、平成22年3月現在、全国で1747件。

○市町村における「ひきこもり」の相談
のべ 19,312件。(H22年度)
(※)平成22年3月現在、1272市町村。

(参考 1)「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 伊藤慎一郎)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-1.html>

(参考 2)「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-2.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-3.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-4.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-5.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-6.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-7.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-8.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-9.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-10.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-11.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-12.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-13.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-14.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-15.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-16.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-17.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-18.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-19.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-20.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-21.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-22.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-23.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-24.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-25.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-26.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-27.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-28.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-29.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-30.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-31.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-32.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-33.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-34.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-35.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-36.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-37.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-38.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-39.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-40.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-41.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-42.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-43.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-44.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-45.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-46.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-47.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-48.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-49.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-50.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-51.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-52.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-53.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-54.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-55.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-56.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-57.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-58.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-59.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-60.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-61.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-62.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-63.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-64.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-65.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-66.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-67.html>

○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/topics/2003/07/p0728-68.html>

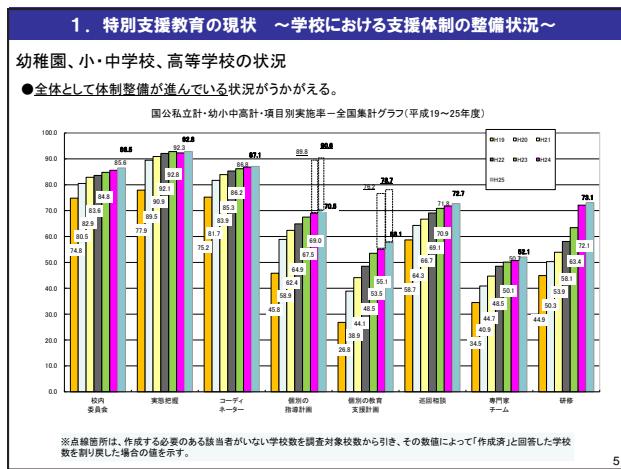
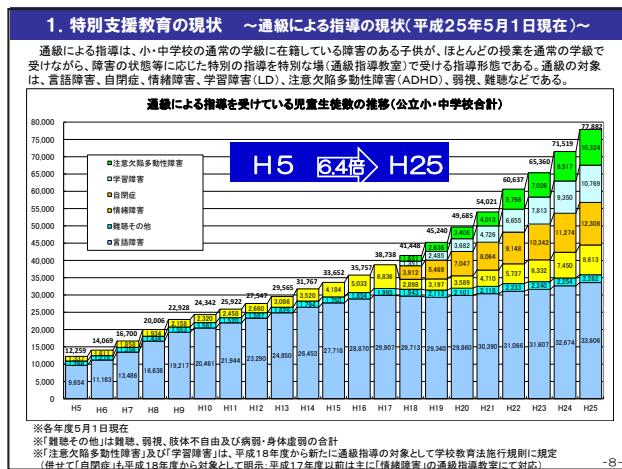
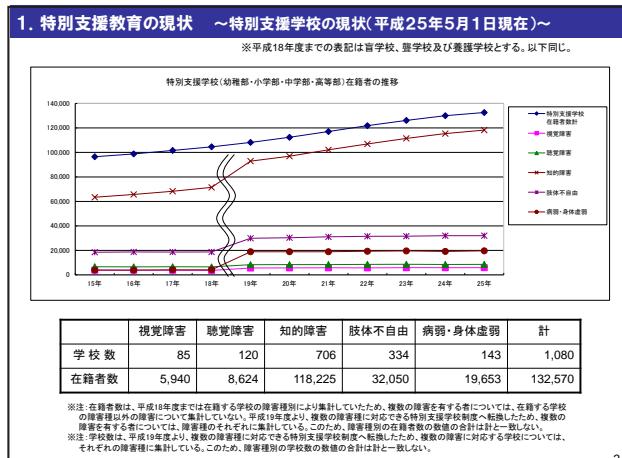
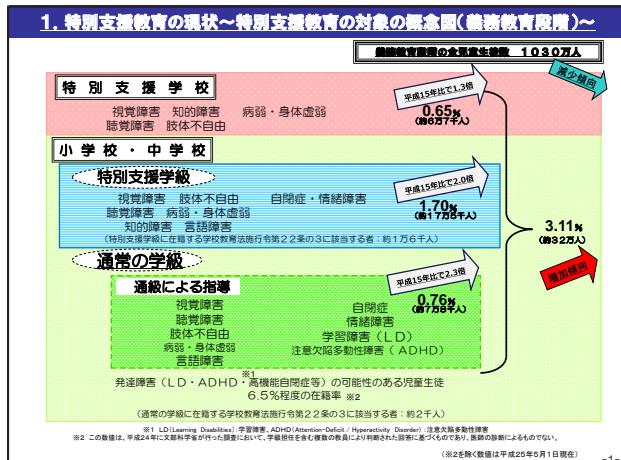
○精神保健・精神障害保健活動のガイドライン
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者: 斎藤万古)で

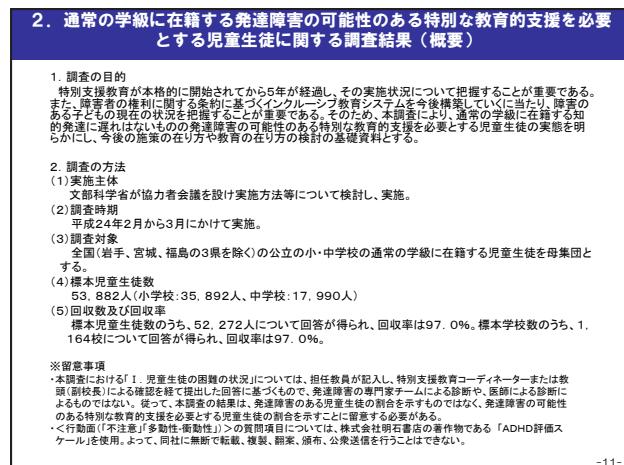
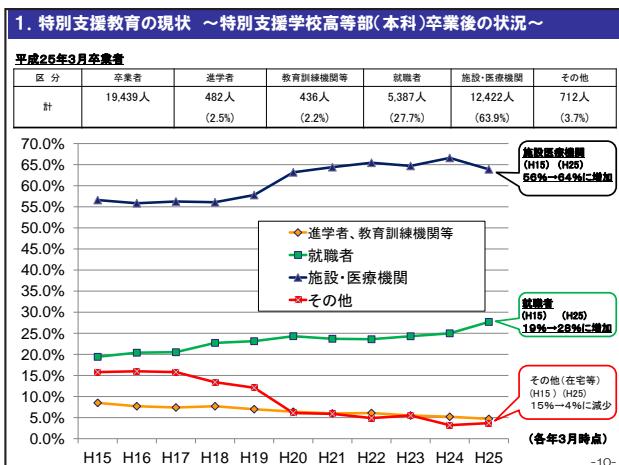
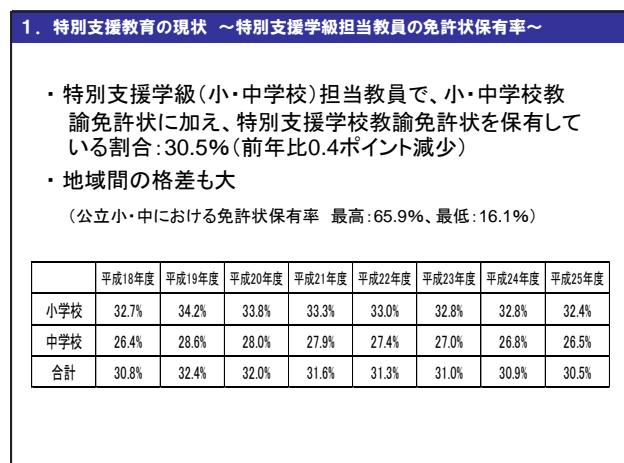
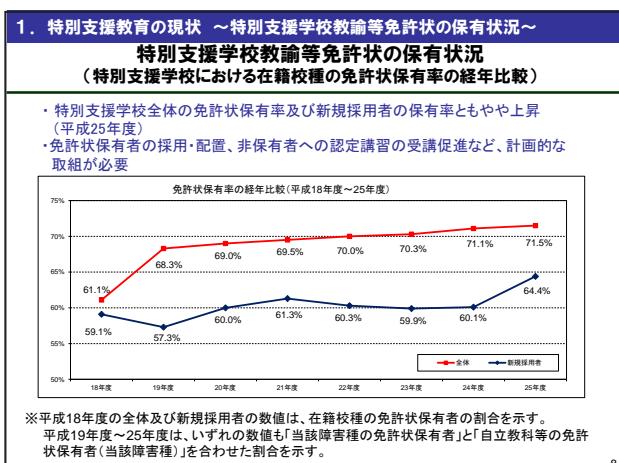
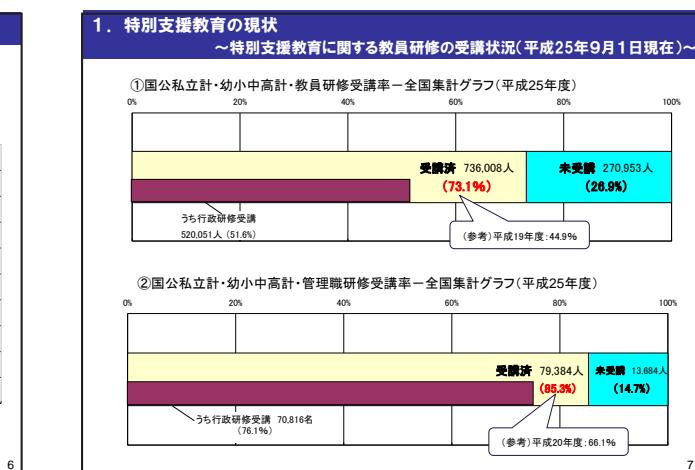
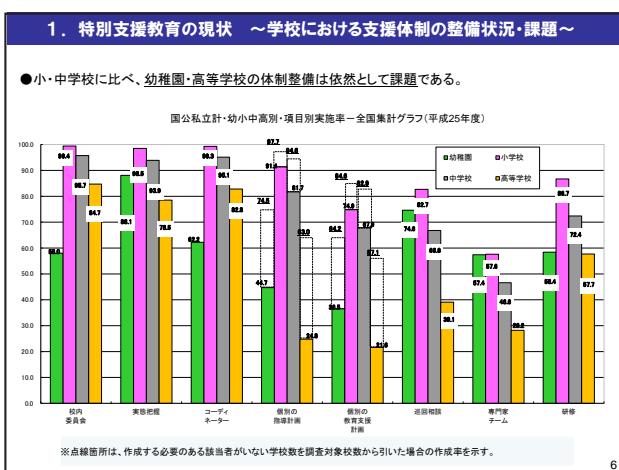
平成26年度発達障害支援スーパーバイザー養成講座 対談

日時：平成26年7月19日(土)

特別支援教育の課題と展望

- I 特別支援教育の現状と課題
- II 平成26年度の取組
- III 学校と連携するために





3. 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査（概要）

1. 調査の目的

本調査は、文部科学省が平成24年12月5日に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（以下、「発達障害教育関連調査」という）の結果を受け、文部科学省は児童生徒の課題を踏まえ、指摘された問題を踏まえ、発達障害を示唆したものである。発達障害の推定値は、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示すされた児童生徒の割合が推定値6.5%であるという結果と、学習面、各行動面で著しい困難を示すとした結果を受けて、文部科学省協力者会議において、特に4点について今後の調査研究に委ねる必要性があることが指摘されたところであるが、本調査では、同指摘等を受け、その状況について把握し、今後の教育的支援の仕組みを検討する基礎資料とすることを目的とした。

2. 調査の方法

(1) 質問紙調査

- ①調査時期 平成25年6月
- ②調査対象 通級指導教室が設置された小中学校（都道府県から各校1校）とインタビュー対象校である小中学校を合わせた56校、校長等、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者、学級担任の4名による回答を求めた。

(2) インタビューオー調査

- ①調査期間 平成25年7月～9月
- ②調査対象 首都圏を中心とした、発達障害を対象とする通級指導教室を設置する小学校5校、中学校6校の計11校。各校とも質問紙調査の回答者に回答を求めた。

(3) 回収率

有効回答数91校、回収率94.8%

詳細は国立特別支援教育総合研究所HP
<http://inclusive.nise.go.jp/>

-12-

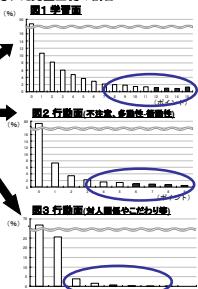
2. 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）①

調査結果 < I. 児童生徒の困難の状況>

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒の割合

		推定値 (9.5%信頼区間)
		学習面又は行動面で著しい困難を示す
		A: 学習面で著しい困難を示す
学習面又は行動面で著しい困難を示す		6. 5% (6. 2%~6. 8%)
A: 学習面で著しい困難を示す		4. 5% (4. 2%~4. 7%)
行動面で著しい困難を示す		3. 6% (3. 4%~3. 9%)
B: 「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す		3. 1% (2. 9%~3. 3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す		1. 1% (1. 0%~1. 3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す		1. 6% (1. 5%~1. 7%)
A かつ B		1. 5% (1. 3%~1. 6%)
B かつ C		0. 7% (0. 6%~0. 8%)
C かつ A		0. 5% (0. 5%~0. 6%)
A かつ B かつ C		0. 4% (0. 3%~0. 5%)



-13-

2. 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）②

表② 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとした児童生徒の男女別集計

		推定値 (9.5%信頼区間)		
		A	B	C
男子		3 % (3. 0%~3. 5%)	5. 9% (5. 8%~6. 0%)	5. 2% (5. 1%~5. 3%)
女子		3. 6% (3. 3%~3. 8%)	2. 9% (2. 7%~3. 2%)	1. 0% (0. 9%~1. 1%)

表③ 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとした児童生徒の学校種、学年別集計

< 小学校 >		< 中学校 >		
		推定値 (9.5%信頼区間)		
		A	B	C
学習面又は行動面で著しい困難を示す				
小学校		7. 7% (7. 2%~8. 1%)	5. 7% (5. 5%~6. 0%)	3. 6% (3. 5%~3. 7%)
第1学年		8. 0% (7. 9%~8. 1%)	7. 3% (7. 0%~7. 5%)	4. 5% (4. 3%~4. 7%)
第2学年		8. 2% (8. 0%~8. 4%)	6. 3% (6. 0%~6. 5%)	3. 8% (3. 6%~4. 0%)
第3学年		7. 5% (7. 4%~7. 6%)	5. 5% (5. 4%~5. 6%)	3. 3% (3. 2%~3. 4%)
第4学年		7. 8% (7. 6%~7. 9%)	5. 8% (5. 6%~5. 9%)	3. 5% (3. 4%~3. 6%)
第5学年		6. 7% (6. 6%~6. 8%)	4. 2% (4. 1%~4. 3%)	2. 8% (2. 7%~2. 9%)
第6学年		6. 3% (6. 2%~6. 4%)	4. 4% (4. 3%~4. 5%)	2. 7% (2. 6%~2. 8%)

-14-

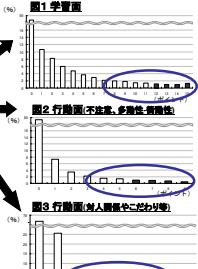
2. 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）①

調査結果 < I. 児童生徒の困難の状況>

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒の割合

		推定値 (9.5%信頼区間)
		学習面又は行動面で著しい困難を示す
		A: 学習面で著しい困難を示す
学習面又は行動面で著しい困難を示す		6. 5% (6. 2%~6. 8%)
A: 学習面で著しい困難を示す		4. 5% (4. 2%~4. 7%)
行動面で著しい困難を示す		3. 6% (3. 4%~3. 9%)
B: 「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す		3. 1% (2. 9%~3. 3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す		1. 1% (1. 0%~1. 3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す		1. 6% (1. 5%~1. 7%)
A かつ B		1. 5% (1. 3%~1. 6%)
B かつ C		0. 7% (0. 6%~0. 8%)
C かつ A		0. 5% (0. 5%~0. 6%)
A かつ B かつ C		0. 4% (0. 3%~0. 5%)



-13-

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）④

調査結果 < II. 児童生徒の受けている支援の状況>

（2）質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒（推定値6.5%）のうち、校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒（推定値18.4%）の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表④ 特別な教育的支援を受けている児童生徒の状況	
現段階、いずれかの支援がなされている	9. 2% (8. 9%~9. 5%)
現段階、いずれかの支援がなされていない	1. 8% (1. 0%~2. 3%)
いずれかの支援がなされていない	0. 0% (0. 0%~0. 5%)
不明	—

表⑤ 特別な教育的支援を受けている児童生徒	
現段階、何らかの支援がなされている	9. 2% (8. 9%~9. 5%)
現段階、何らかの支援がなされていない	1. 8% (1. 0%~2. 3%)
不明	—

-15-

4. 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果 概要（平成21年3月時点）

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施（対象生徒数約1万7千人）。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実験方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※。

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することをしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

—課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合—

課程別	学科別
全日制	普通科 2.0%
定時制	専門学科※1 2.6%
通信制	総合学科※2 3.6%

※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

17

5. 障害者の権利に関する条約(総論)

1. 条約の趣旨

○目的：障害者的人権・基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進

⇒ 障害者の権利の実現のための措置等を規定

- ・障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止
- ・障害者の社会への参加・包融の促進
- ・条約の実施を監視する枠組みの設置、等

2. 経緯

・平成18年12月 国連総会において採択
 ・平成19年 9月 日本国署名
 ・平成20年 5月 条約発効(※平成25年9月現在、136カ国・1地域機関が批准)
 ・平成25年12月 国会承認
 ・平成26年 1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

○条約批准に向けた検討の経緯

・平成21年 12月 内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
 ・平成22年 7月 中教審初中分科会のもとに「特別支援教育の在り方に關する特別委員会」設置
 ・平成23年 8月 障害者基本法改正
 ・平成24年 5月 内閣府「障害者制度改革推進会議」を廃止、「障害者政策委員会」を設置
 ・平成24年 7月 中教審初中分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
 ・平成25年 6月 障害者差別解消法成立(一部を除き平成28年4月1日より施行)
 ・平成25年 8月 学校教育法施行令改正(9月1日より施行)

5. 障害者の権利に関する条約(教育関係)

3 教育部分(和文)

第24条 教育

1. 締約国は、教育についての障害者の権利を認め。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害を抱えるあらゆる段階の教育制度(inclusive education system at all levels)**及び**生涯学習を確保する**。当該教育制度及び生涯学習は、次のことと目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2. 締約国は、10権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) **障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと**
 及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 (b) 障害者が、他の者のとの平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包含し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができるること。
 (c) **個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること**。
 (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けけること。
 (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

-19-

6. 中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)
 ~共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進~

内 容

1. 共生社会の形成に向けて
 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について
 早期からの教育相談・支援・就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
 「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
 多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等
 教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

-20-

6. 中教審初中分科会報告 概要(合理的配慮について①)

3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)「合理的配慮」について

○ 条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「**障害のある子供が、他の子供と一緒に「教育を受けける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、**障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの**」であり、「**学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を隠さないもの**」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

○ 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところはあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

○ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

-21-

6. 中教審初中分科会報告 概要(合理的配慮について②)

○ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって當まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

○ 移行時における情報の引継ぎを行い、途切ることのない支援を提供することが必要である。

(2)「基礎的環境整備」について

○ 「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要である。

○ 共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

-22-

6. 中教審初中分科会報告 概要(合理的配慮について③)

(3)学校における「合理的配慮」の観点

○ 「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

○ 現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。

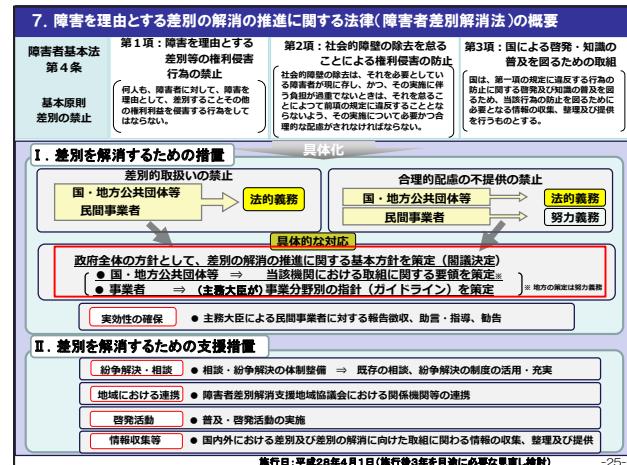
○ 複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4)「合理的配慮」の充実

○ これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、設置者・学校・本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国として「合理的配慮」のデータベースを整備し、設置者・学校・本人・保護者の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考案される例を見直していくことが考えられる。

-23-

○合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮（中教審初中分科会報告より）	
(例)①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。
視覚障害	見え方に応じた教材及び情報の提供を行う。(既にどこで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができるないものの(波の動きやかき刺しの形)等を摸認できる模型や写真等)また、視覚障害を補う機器補助具やそれを活用した情報の保護をする。(画面拡張などの操作、読み上げソフトウェア)
聴覚障害	聞く間に、常に同じに接する情報の提示を行う。(分離りやすい音楽、教科書の音楽録音版の位置の表示、要点を要説する情報等で提示する。音量の変調、音楽の音量調整機、椅子椅子の音のイマセニ消音対策(使用例:テニスボールの削除等)、防音環境等のあら指導、必要に応じてPC補助器具等の使用等)
知的障害	知的発達の遅れに応じたわかりやすさに留意する。教材や教科書を提供する。(文字の大きさや読みやすみのための付箋(手の工夫、文章の読み調節、具体的な使用的の便用、動作化や実験化の活用、数理等の理解を促すための統一文字や一字一字、数え歌、ハッコンの活用等)
肢体不自由	書字や算表が複数存在する時に既存の課題に応じて教材や機器を提供する。(書字の際に応じたプリント、計算式リーフの用意等)用紙等を用いる。話す言葉が必ず自由自在には(ミニマニケーションを指向する機器、文書筐や音声出力型の機器等)計算等の用意等)
病弱	病気のため運動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT機器を活用して間接的な体験や他の人のコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等)
言語障害	発音等が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーション手段。(筆談、ICT機器の活用等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、情報を用いて機器を使用する。(算用表の図面、複数、実物等の活用)また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合等が多くかかる。使いやすい道具等を使用し、補助器具を適切に利用してもらう。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせて情報を提供する。(文章を読みやすにするために字体を変える、拡大文字を用いた資料、黒板等を小さくする。音声やピタゴラの読み等)競技規則を併せて伝える等)
注意欠陥過動障害	聞き取りや読込し、書類の読み等が苦しい場合に適切な情報整理して提供する。(掲示物の整理整頓、精選、目を合わせての指示、メモ等)読解の活用、情報の活用、動作で集中する環境づくり等)
重複障害	(視覚障害と聴覚障害)障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含む情報提供を行。(専用の器具等、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用等)
※開設規則に「合理的配慮」の定義は、「すべての障害を網羅することはできないため、その代替的なものと考えられるものを例示しておき、これらを実現する必要がない」ということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状況や教育ニーズ等に応じて決定されるものである。	



○7. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における合理的配慮

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月公布、平成28年4月施行（一部を除く））

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行に当たり、**障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

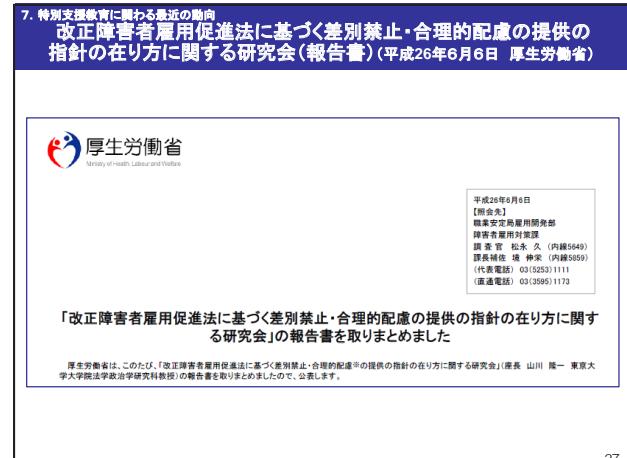
（事業者における障害を理由とする差別の禁止）（抜粋）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、（…第7条第1項に同じ…）。

2 **事業者は、その事業を行に当たり、（…第7条第2項に同じ…） 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。**

○国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
○学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

（参考）
第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。



8. 学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月)の概要

1. 重点

中教審中分科会報告(平成24年7月)において「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育のニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことを踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、同令第2条の3の表に規定する程度のものをいう。)について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒達について市町村の教育委員会が、その障害の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

(2) 障害の状態の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容・地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう規定の整備を行う。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所のある市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

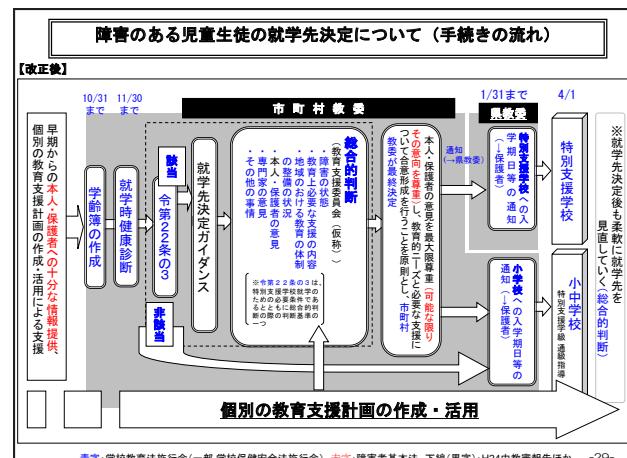
(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の場の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学校部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学校部へ進学途段等にも行うこととするよう、規定の整備を行。

3. 施行日

平成25年8月1日

-29-



8. 学校教育法施行令の一部を改正する政令～通知等～

「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」

(平成25年9月1日付け25文科初第655号)

学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等について通知。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

(平成25年10月4日付け25文科初第756号)

就学手続きを含めた早期からの一貫した支援について留意すべき事項を通知

- ◆「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実」
(※教育支援資料については、下記URLよりダウンロードできます。)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

Digitized by srujanika@gmail.com

-30-

平成25年度高等学校における入学者選抜において行った配慮の件数

支援内容	実施に行った配慮の内容													その他 保険等の別途負担 を助成する等の同席 （口述筆記、問題文の読み上げ）	合計						
	時間延長 受験時間の指示、注意事項を文書で提示 ビデオ撮影等の配慮の免除 面接での話題の方の配慮																				
問題文の漢字にルビを振る 口述筆記	会場や座席位置の配慮 別室試験 文房具の配慮 机等の配慮（座席位置を除く） 車椅子等の補助器具の使用																				
問題文の漢字にルビを振る 口述筆記	会場や座席位置の配慮 別室試験 文房具の配慮 机等の配慮（座席位置を除く） 車椅子等の補助器具の使用																				
PDD	5	1	9	12	7	5	1	4	2	3	39	1	1	2	10	3	17	122	5		
LD	5	2					2	6	10									4	31	22	
ADHD	3							2	1	7			1	1			1	3	18	1	
その他の障害種	39	15	2	22	41	25	32	20	2	79	79	441	71	13	142	72	55	80	158	1388	1388
障害種不明	1	1		1	1				2	3	12			1				3	5	30	
合計	100	15	6	32	56	44	93	173	55	113	698	777	17	323	74	67	88	238	266	369	

31

9. 平成26年度特別支援教育開発予算等～障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実～

9. 平成26年度特別支援教育関係予算案等

特別支援教育事業予算の変遷

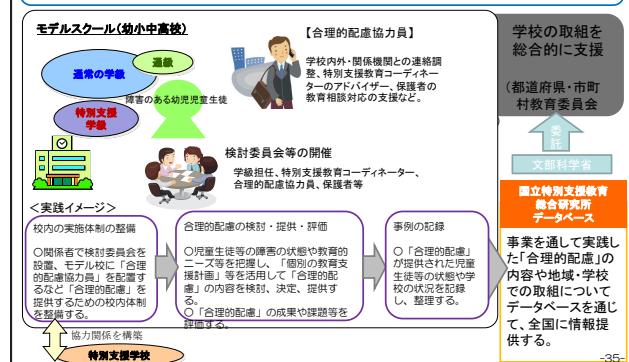
年	事業費 (億円)	就学奨励費 (億円)	合計 (億円)
15	2.79	65.27	68.06
16	2.76	65.03	67.79
17	2.92	63.71	66.63
18	3.15	64.90	68.05
19	4.25	66.64	70.89
20	4.84	68.50	76.98
21	5.53	71.07	79.62
22	4.39	74.71	80.24
23	2.85	75.83	80.22
24	8.43	78.44	81.32
25	15.42	94.03	99.45
26	29.70	101.51	131.21

33

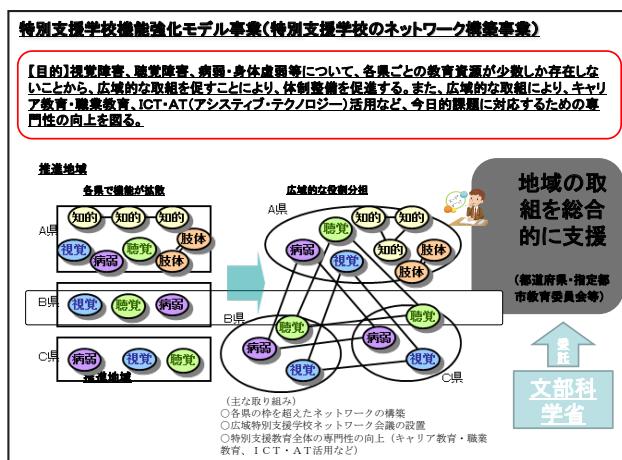
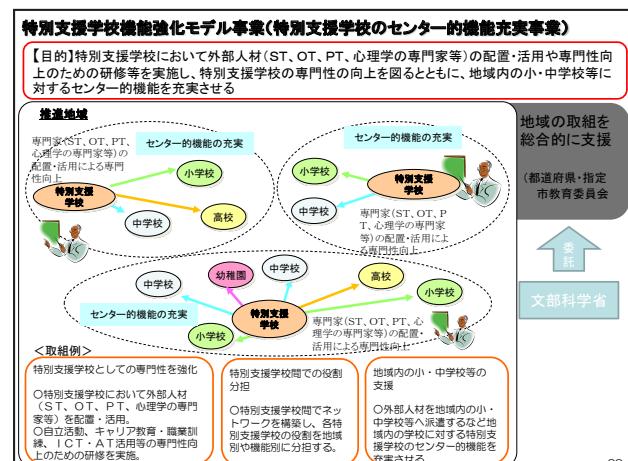
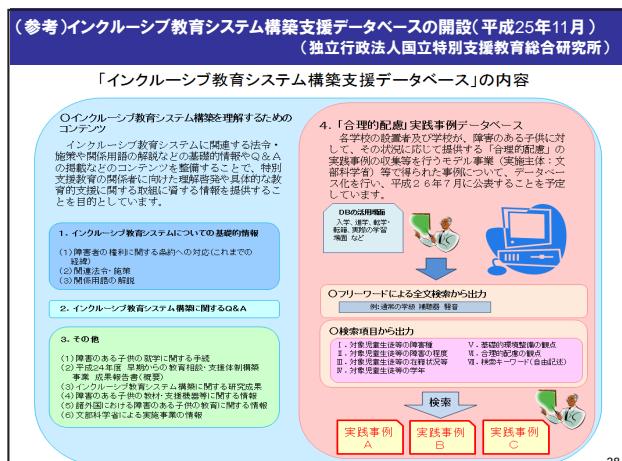
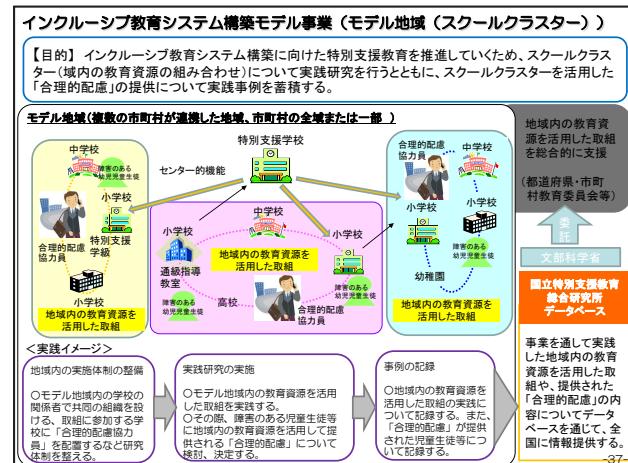
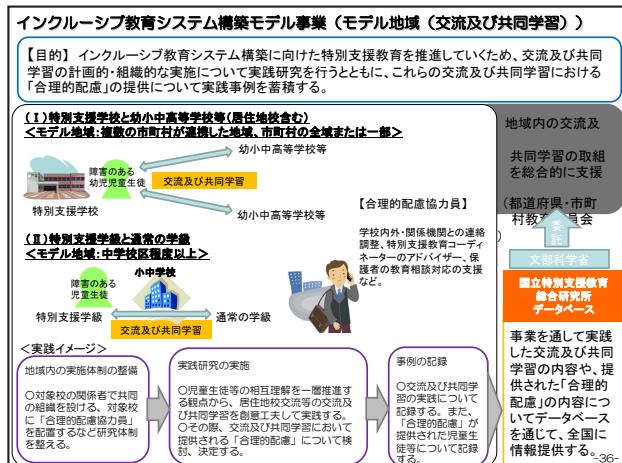
9. 平成26年度特別支援教育関係予算等

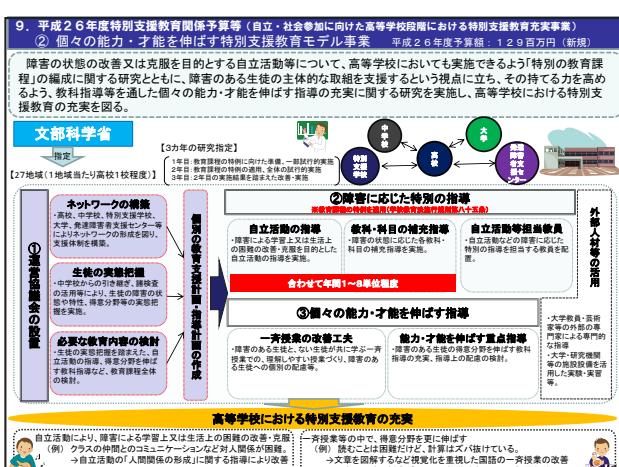
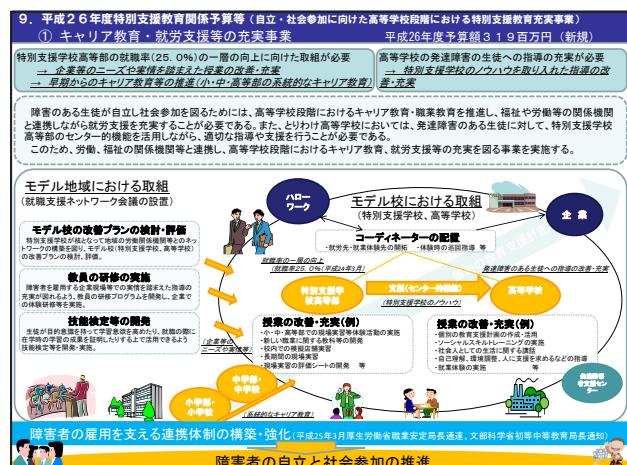
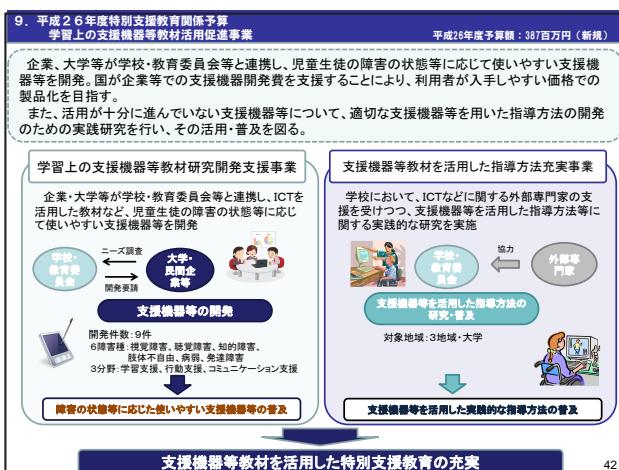
八(九)、九(三)教育(四)云：「機第五云：」東壁（五云）：「九」

【目的】インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある児童生徒等に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事



35-





補習等のための指導員等派遣事業 (平成26年度予算:33億円 前年度5億円増額)
 ~ 指導員かシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生 ~

～ 補充学習や発展的な学習など学力向上等のための学校サポーター～
地域の巡回教職員、社会人(33)、教員志望の大学生など 約8千人

[具体例]

学校

児童生徒学習サポーター

- ・個別学習や課題別学習への対応
- ・補充学習や発展的な学習への対応

教師向上支援員

- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・個別の教育課題に関する現職教員に対する研修
- ・小学校における理科等の専科教育の充実

学級生活適応支援員

- ・「小」プロblem・中1キャップへの対応
- ・不登校等の生徒指導対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導

外国人児童生徒アシスタント

- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助などの支援
- ・点検、成績管理、出席管理等の業務支援

9. 平成26年度特別支援教育関係予算案等 ～特別支援教育支援員の地方財政措置～

【26年度措置額：約530億円(25年度措置額：約514億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（金串、掛け声、移動の移動補助等）、発達障害者の児幼児生徒に対する学習支援、児幼児生徒の健常・安全確保、周囲の児幼児生徒の障害理解促進等を行う。

■特別支援教育支援員の配置に係る経費（拡充）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある児幼児生徒に対し、学習活動上のサポート等を行「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。

学校種	平成26年度	平成25年度
幼稚園【拡充】	5,300人	4,800人
小・中学校【拡充】	40,500人	39,400人
高等学校	500人	500人
合計	46,300人 (事業費：約530億円)	44,700人 (事業費：約514億円)

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

45

平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置について

背景
学習指導要領は、これまで概ね10年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、**平成23年4月、「教材整備指針」**を示したところである。

「教材整備指針」の策定方針

- 新学習指導要領(H22改訂)を踏まえて改訂
 - ・外国語活動(小学校)、武道(中等学校保健体育)などに関する教材を新規に例示
- 特別支援教育への対応
 - ・小・中学校における教材に「特別支援教育に必要な教材」を新たに例示
 - ・学年別目標(LO)と、学年次目標(ADH)の児童生徒に対する教材を例示
- 理科教材の充実
 - ・各学年別に「理科教育等設備基準」に基づき、理科教材を新たに例示
- 教材整備の実を示す
 - ・各市町村、学校が、具体的な整備量を示す実の参考として、学校あたり、学年あたり、学級あたり、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示

＜過去の整備基準＞

整備基準名	策定期間	学習指導要領改訂年
教材基準	昭和42年度	昭和43-44年度
新教材基準	昭和53年度	昭和52年度
標準教材品目	平成3年度	平成元年度
教材機能別分類表	平成13年度	平成10年度

新たな整備計画

「義務教育施設における新たな教材整備計画」**〔平成24年度から33年度までの10年間〕**
単年度指掌額(償付交付税)約800億円(10年分総額 約8,000億円)

〔小学校:約500億円、中学校:約260億円、特別支援学校:約40億円〕

積算内容

○「教材整備指針」(平成23年4月通知)に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。

- (1)既に学校が保有している教材による、更新に必要な経費
- (2)新学習指導要領に応じるため、外国語活動(小学校)、武道の必修化(中学校)及び和楽器整備等(中学校)の設備に必要な経費
- (3)特別支援教育に必要な教材等の整備費用
- (4)少人数授業教材(小学校12年生、中学校2年生未満の理科教育等設備費補助金の対象とならないもの)
- (5)技術革新による電子黒板、地上デジタルテレビ等





発達障害教育情報センター（独）国立特別支援教育総合研究所

学校と連携するためのヒント集

- 1) Research
 - 2) Target
 - 3) Outreach

1) Research

特別支援教育の推進について② 一平成19年文科省通知より

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

(中略)

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

(中略)

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

-60-

3) Outreach

お互いに半歩踏み出す勇気を

発達障害支援の現状と課題
-発達障害者支援センター 調査等より見えるもの-

発達障害者支援センター 全国連絡協議会
和田康宏
社会福祉法人 あかりの家
ひょうご発達障害者支援センター

発達障害者支援センター

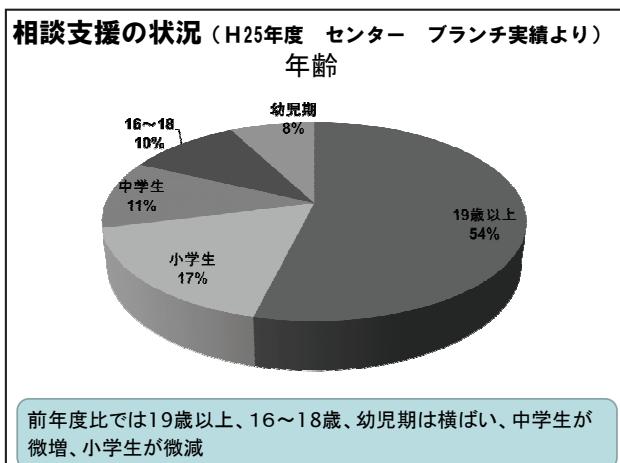
自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)(以下「発達障害児(者)」といいます。)に対する支援を総合的に行う県内の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等の連携強化等により、発達障害児(者)に対する県内の総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする
【発達障害者支援センター 実施要綱より】

各都道府県等の整備状況をふまえながら、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関としての位置付けを明確にするとともに、発達障害について専門的な支援を行う者と協力しつつ直接処遇職員に対してバックアップを行う体制整備を行う。
【発達障害者支援の推進に関する検討会 報告書より】

主な発達障害者支援施策の歴史		
年	施策	障害者施策
平成3年	強度行動障害特別処遇事業	
平成10年	強度行動障害特別処遇加算費事業	
平成14年	自閉症・発達障害支援センター事業 開始（8ヶ所）	
平成15年		支援費制度開始
平成17年	・発達障害者支援法成立 ・発達障害者支援センターに名称変更 (LD、ADHDも支援対象に)	
平成18年	発達障害者就労支援者育成事業	障害者自立支援 法施行
平成19年	若年コミュニケーション要支援者就職 プログラム	特別支援教育本 格実施

【支援の現状】障害種別 発達障害者支援センター 相談状況より (H25 ひょうご発達障害者支援センター実績データ)		
不明(未診断も含む)	725	48%
広汎性発達障害(知的障害を伴わない者)	187	12%
アスペルガー症候群	186	12%
自閉症(知的障害を伴う者)	98	6%
AD/HD	69	5%
広汎性発達障害(知的障害を伴う者)	61	4%
自閉症(知的障害を伴わない者)	52	3%
広汎性発達障害(知的障害の有無不明)	52	3%
その他(発達性言語障害・協調運動性障害)	49	3%
自閉症(知的障害の有無不明)	21	1%
LD	18	1%
計	1518	100%

自閉症スペクトラムの診断を受けている人が41%、未診断が48%である。知的な遅れを伴わない方が多い。(未診断の方のうち大半が知的障害を伴わない発達障害の疑い)



【支援の現状】
発達障害者支援センター 相談状況 障害種別より

- 「未診断」の相談者が多く、診断を求める事例の増加 → 幼児期、成人期相談の未診断の割合が大きい
健診では見えない事例
企業からの相談
- 「発達障害」の普及
「発達障害」が社会での生きづらさを感じる人のキーワードになっている可能性がある。
○診断がある場合、自閉症スペクトラム障害が占める割合が高い

【ライフステージにおける支援の現状】 連携機関 乳幼児期(H25年度 発達障害者支援センター調査より)	
乳幼児期	
A 障害児入所施設(知的障害)	4
B 障害児入所施設(肢体不自由)	1
C 障害児入所施設(精神(発達)障害)	2
D 障害児入所施設(混合)	1
E 障害児通所施設(知的障害)	13
F 障害児通所施設(肢体不自由)	2
G 障害児通所施設(精神(発達)障害)	10
H 障害児通所施設(混合)	15
I 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所 保健所	10 18
J 医療機関	31
K 福祉事務所	9
L 児童相談所	14
M 知的障害者更生相談所	1
O 保育所・幼稚園	48
P 学校	7
Q 障害者相談支援事業所	8
R 障害者就業・生活支援センター	0
S 公共職業安定所	0
T 地域障害者職業センター	0
U 若者サポートステーション	1
V 企業	0
W 市町村障がい者就労支援センター	0
X 市町村保健センター	0
Y その他	7

【ライフステージにおける支援の現状】 連携機関 乳幼児期	
・連携する機会の多い機関は、多い順に保育所・幼稚園48件、市町村保健センター34件、医療機関31件となっており、「健診」「受診」「家庭以外の療育現場」がキーワードとなって、センターが各機関と調整を取ったり、コンサルテーションに入っていく。	
・複数回答で連携機関上位3機関をあげてもらったが、他の機関との連携についても件数に伸びが見られることから、都道府県・政令都市において、各地の取り組みや体制に合った機関の連携や機能の特色があることがわかった。	

【ライフステージにおける支援の現状】 乳幼児期 相談の状況より	
○健診以降市町の保健センターで継続的に支援を受けているケースもあるが、健診で要支援の対象にならないケースが、幼稚園、保育園といった集団場面を経て相談に来られることが増えている。	
→・診断の必要性 ・5歳児発達相談を実施しているところでは、相談機会の提供につながっている場合もある ・個別支援を通して能力評価	
○家族支援の必要性	

幼児期の支援	
○子どもの見立て	
・子どもの全体像を見る →子どもの得意・不得意を通して見ていく	
・生育歴 ・どうしてそのような行動を取るのか →未学習、誤学習、分かりづらさ	
○個に応じた支援	
・所属園での支援 ・家族の関わり	

【生育歴より】	
・人見知りがなかった	
・人見知りがきつかった	
・母親の後追いがなかった	
・母親の後追いがきつかった	
・ちょうどいと言っても物をくれない	
・手をつなぐのを嫌がる	
・抱っこされるのを嫌がる	
・人の動作を見ない(無関心)	
・ひとり遊びが多い	
・知らない場所でも平気で入っていく	
・知らない場所でひどく泣く	
→ 社会性	
外界に関心がない(PDD)、状況理解が弱い(LD)、自己コントロールの力が弱い(AD/HD)など	

検査等の記録	
・知能検査や発達検査では ・精神年齢(MA)、知能指数(IQ)、 発達年齢(DA)、発達指數(DQ) として示される。	
留意点として ・①どの検査が用いられたのか ・②子どもの中の能力の違いを把握 ・③検査での様子や態度を理解する ・④普段の生活をふまえた解釈を行う	
→保育・教育・子育てに活かす	

あそび 観察するポイント

・玩具や物の使い方は

- ミニカー、ブロックなどを一列に並べる、少しでも動かすと怒る。車やコンピューターなどをひっくり返してタイヤをクルクル回すなど一定の子ども自身が決めた扱い方自分の周囲にある物の意味を理解できずに、物の部分や一要素にとらわれてしまっている

・感覚刺激の遊びか

- 光るもの、くるくる回るものにこだわる。振る、叩くといった行為を繰り返すのが感覚刺激を入れる遊びで、遊びとしては幼い

・ひとり遊びが多いか

- 人との遊び方、介入の方法が分からぬために、の中に入れずにひとり遊びが多い。大人がうまく関われば集団に入ることも

・見立て遊びやふりが少ない

- 見立て遊びは「ことばの働き」に似た構造を持っている

実際に目の前にはない物を別の物でイメージして遊ぶのが「見立て」であり、実物ではない音や文字に実物のイメージをもたせてその音や文字の意味を理解するの言葉 従って言葉が遅れがちな発達障害の子ども達は見立て遊びやふりが少なくなる

【ライフステージにおける支援の現状】

連携機関 学齢期(H25年度 発達障害者支援センター調査より)

学童期

	件
A 障害児入所施設(知的障害)	5
B 障害児入所施設(肢体不自由)	1
C 障害児入所施設(精神(発達)障害)	2
D 障害児入所施設(混合)	2
E 障害児通所施設(知的障害)	6
F 障害児通所施設(肢体不自由)	1
G 障害児通所施設(精神(発達)障害)	4
H 障害児通所施設(混合)	5
I 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所	11
J 保健所	5
K 医療機関	39
L 福祉事務所	11
M 児童相談所	34
N 知的障害者更生相談所	1
O 保育所・幼稚園	4
P 学校	58
Q 障害者相談支援事業所	18
R 障害者就業・生活支援センター	1
S 公共職業安定所	1
T 地域障害者職業センター	1
U 若者サポートステーション	1
V 企業	0
W 市町村障がい者就労支援センター	0
X 市町村保健センター	0
Y その他	16

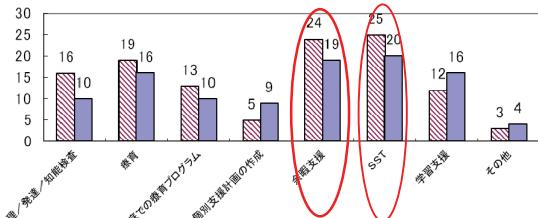
【ライフステージにおける支援の現状】

連携機関 学齢期(H23,H25年度 発達障害者支援センター調査より)

- 連携する機会の多い機関は、多い順に学校58件、医療機関39件、児童相談所34件であった。
- 個々の相談もあるが、支援の中心である学校からのケース会議、コンサルテーション、講師派遣の依頼が多い。
- 「SSTや余暇支援」といった専門的な支援を求められることも多い。
- 個々の相談は、小学生は家族の関わり方、中・高校生は不登校、ひきこもり状態の関わり方についてという内容が多い。
- 中、高校生は進路の相談も多い
- 高校の校内研修や特別支援教育についての事業協力

発達支援

■ II-3利用者のニーズを感じる活動 ■ II-2センターが取り組むのが難しい活動



発達支援における利用者ニーズとセンターの取り組みの困難(発達支援)

(H23 発達障害支援センター全国連絡協議会 調査より)

不登校にいたる経過と支援

- からかいの対象になりやすい
→脅かした時リアクションが大きい
- 不快にさせる振る舞い、言動
- 教員や同級生に言われた言葉への不満
→積み重なりというより、言われた一言に納得がいかないということが多い。
- 自身の思いと違う結果に対してしんどくなる経験が積み重なる

【ライフステージにおける支援の現状】

連携機関 青年、成人期(H25年度 発達障害者支援センター調査より)

青壮年期

	件
A 障害児入所施設(知的障害)	3
B 障害児入所施設(肢体不自由)	0
C 障害児入所施設(精神(発達)障害)	0
D 障害児入所施設(混合)	0
E 障害児通所施設(知的障害)	1
F 障害児通所施設(肢体不自由)	0
G 障害児通所施設(精神(発達)障害)	2
H 障害児通所施設(混合)	2
I 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所	18
保健所	6
K 医療機関	30
L 福祉事務所	14
M 児童相談所	2
N 知的障害者更生相談所	5
O 保育所・幼稚園	1
P 学校	7
Q 障害者相談支援事業所	34
R 障害者就業・生活支援センター	41
S 公共職業安定所	26
T 地域障害者職業センター	40
U 若者サポートステーション	19
V 企業	8
W 市町村障がい者就労支援センター	10
X 市町村保健センター	12
Y その他	2

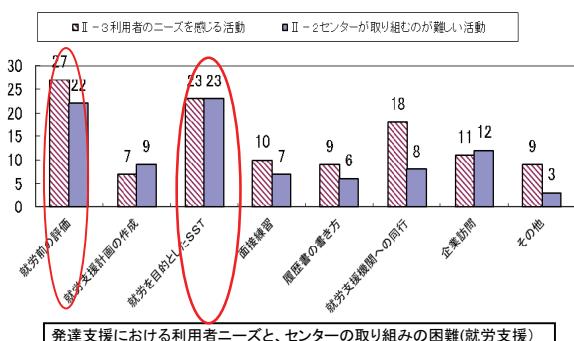
**【ライフステージにおける支援の現状】
連携機関 青年、成人期(H25年度 発達障害者支援センター調査より)**

- 連携する機会の多い機関は、多い順に障害者就業・生活支援センター41件、地域障害者職業センター40件、障害者相談支援事業所34件となっており、これまで家庭（家族が）が支えてきた生活支援の部分を福祉的な支援機関が入って支えている実態が見られる。
- 公共職業安定所から発達障害者支援センターに紹介を受け、センターから病院受診や職業センター等につなぎ、障害受容などの課題があればセンターに再紹介されてくる
- 障害特性に向けた支援への手がかりとしての心理判定の実施、二次障害への対応先としての医療機関との連携がある

**【ライフステージにおける支援の現状】
相談状況 青年、成人期(H25年度 発達障害者支援センター調査より)**

- 就労の中で、上司の指示がわからない、周囲の社員との人間関係がうまくいかないなどで就労継続が難しいとの理由で相談が見られる
- 企業からの相談も増えてきている
- 家庭生活についての相談（家族への暴力行為ひきこもり状態など）
- 障害理解、自分理解（得意、不得意など）について

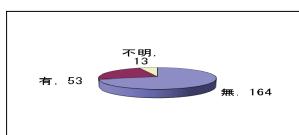
就労支援



生活面での困難さの背景には

- 幼いときからの家族との言葉の解釈の違いや思い込みが暴力に発展する場合がある。
→幼い時に親から言われたことを覚えていて、字義通りに捉えてしまっている。
- 状況判断の困難さ
→・この行動がどのように繋がっていくか分からない
- 他者の感情理解の困難さ
→・相手の言っている言葉の裏の意味が分からない
・表情理解が難しい
- 感情のコントロールの困難さ
→・ストレスの度合いが分からない。我慢できるレベルと出来ないレベル。
・どうすれば発散できるか分からない
- 未経験なことへの不安と理解の困難さ

**クローバーにおけるひきこもりの件数
(H20年度 成人期相談の状況クローバー実態調査より)**

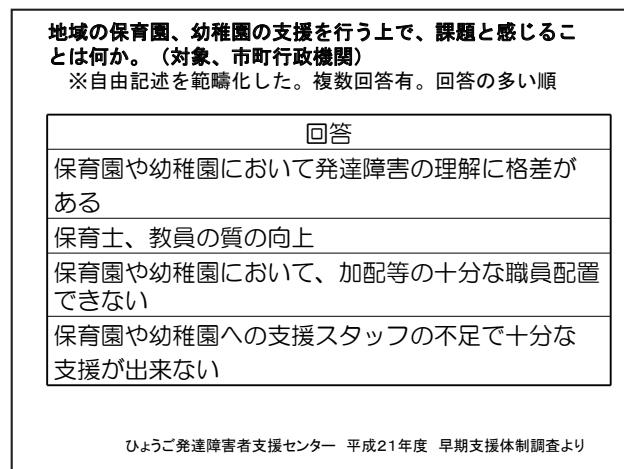
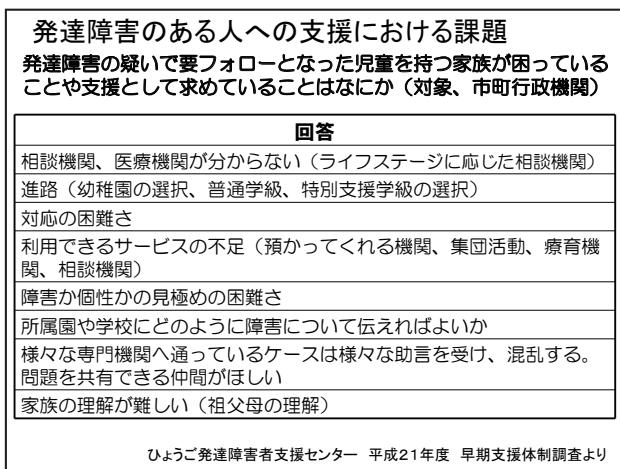
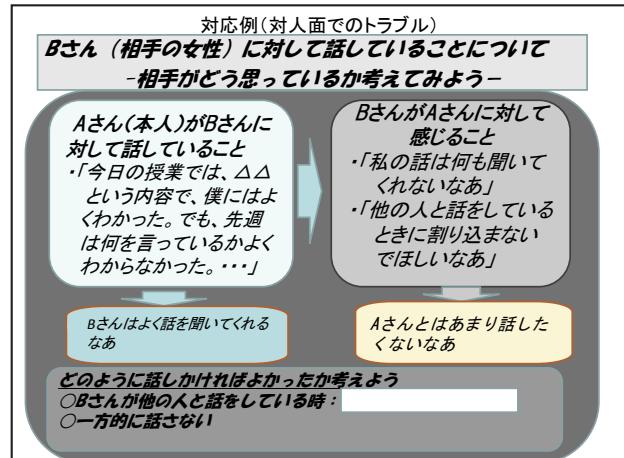
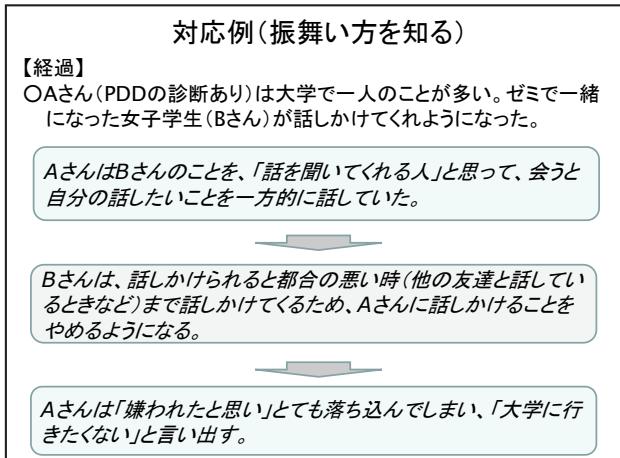
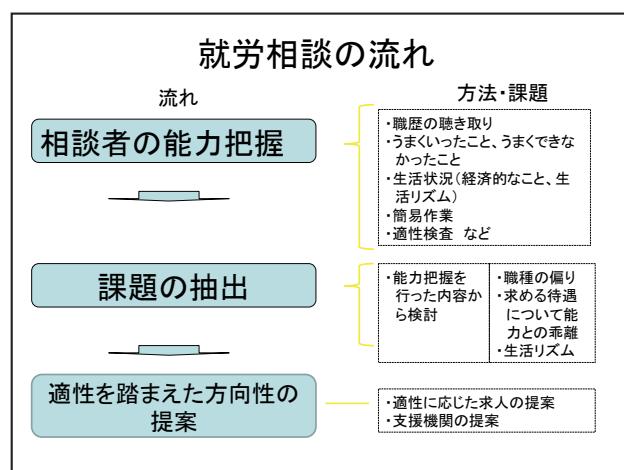
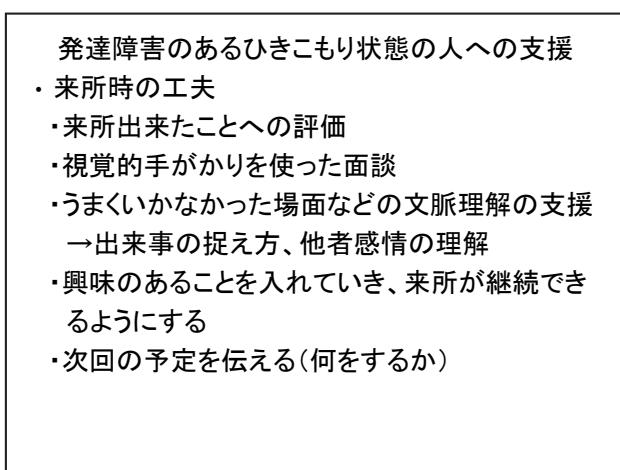


ひきこもりの経験「有」の53名のうち、37名(69%)が発達障害の診断を受けていた。診断名で多いのはアスペルガーコンドローム群が19名(51%)、広汎性発達障害(知的障害有無不明)9名(24%)であった。

ここでのひきこもりは、「さまざまな要因によって社会的な参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他人と交わらない形での外出をしててもよい）」を指す。

広汎性発達障害のあるひきこもり状態の人への支援

- ・本人の特性の把握（家族からの聞き取りより）
- ・来所に向けた方法の検討
→興味、関心のあることの問い合わせ
(例) 「クイズをやりたいという人がいる」)
健康診断
- ・現状の生活パターンへの固執を緩める
→何らかの形での接点を持つ
(例) メール、訪問、電話など
- ・家族とは将来の方向性について考えられる方向性を検討する



発達障害児(者)の相談支援について、他の障害児(者)の支援と比べて難しさを感じること(対象:市町相談支援事業所)

※回答数の多い順

回答
家族の理解が得られにくい（家族にも発達障害の疑いがある）
適切な（福祉）サービスがない
本人とコミュニケーションを取ることが難しい
本人、家族に困り感がない
本人も困っているが何に困っているか分かっていない
医療機関の不足
就労について
関係者間の問題意識に差がある
ひきこもり
複数の相談機関を利用する

ひょうご発達障害者支援センター H22年度 相談支援事業所調査 より

発達障害のある人への支援における課題

○早期発見、療育について

- ・健診
- ・児童発達支援事業所の増加と質

○学習支援

○家族支援（ペアレントトレーニングの普及）

○高等教育機関での支援

○ひきこもり支援（日中の活動場所が不足）

○企業への支援（高度な職務内容に対する支援が困難）

○夫婦生活の支援

○診断、診察のできる医療機関

地域生活を行う上で、様々な機関での理解が、発達障害のある人たちの住みよいまちづくりに繋がる

平成26年度
発達障害支援スーパーバイザー
養成研修 前期集合研修

『受容的交流療法』

社会福祉法人 嬉泉
世田谷区発達障害相談・療育センター
センター長 沼倉 実

1. 自閉症のとらえ方

「自閉症をどう考えるか」

まず、自閉症の人と同じ人間として対応する人間は社会と関係をもって生きているので同じ社会の中で生きるということを考えるそれは、人間同士としての関係を持つことであるしかし、ここに、容易に社会との関係をうまく持てない人がいる。自閉症の人もその中にいるそれを「**本人の障害**」のためと見るだけでなく、「**社会の障壁**」とも見る。
(石井, 2012)

医学モデル

社会モデル

一般的には・・・

- 社会の人たちは外側から見えることにとらわれやすい
- 一見して社会のフレームに馴染まない人を否定したり、嫌って排除したくなりがちの社会にいるあるいは、社会のフレームに一方的に合わせようとしがちである。
- 本人のみを対象にとらえてその対応を考えやすい。

支援者として大きな視野が必要
社会モデルへの発想の転換

受容的交流の原理

ART (Acceptable Relationship Theory)

内的世界へ注目して安心できる主体的生活への支援

心理的特性をとらえ、本人に分かるように伝える（心の奥にある衝動・感覚・情緒・快感・不安・抵抗・トラウマ・こだわり・自己認知などを見つけて）

自分を理解してくれる人への信頼

安心できる状況

適切な理解

共通の心理的世界を作り、社会につなぐ努力をすること

自閉症の人がとりやすい人生の困難な道筋

(石井, 2008)

- ①脳機能によって生じる人間関係の困難性
- ②母子の愛着（相互）関係の遅れ
- ③環境からの過剰な圧力とその防衛
- ④非社会的な生活形成
- ⑤困難な社会生活

自閉症の人の 社会参加のしにくさ

これまでの生活歴において、本人と周囲との関係の歪みから生じてくる不利な状態（生きにくさ）が長年にわたり続いている人が多い

- 多数派の人たちの常識や価値観との違い
 - 無理解や誤解
 - 絶ない注意や叱責
 - 頼れる存在のなさ、孤立、強い不安状態
- **本人にとってのさらなる困難な状況へ**
- ・ 対人被害感や他者への攻撃的な言動
 - ・ 空想世界への没頭、こだわり、頑固
 - ・ さまざまに困難な精神症状…

人との 関わりから感じること

- 人に気を遣い、緊張することが多い。そのため心身ともに疲れやすい
- 不安が強い。他人は想像もしないところに不安や脅威を感じやすく、容易に解消できない
(今までの経験から、失敗すること、できないことへの過度の不安がある。安心して居られるまでに時間がかかる)
- わかることや納得できることには、誠実に真摯に取り組む
- 本人が安心、安定できると、振る舞いや人への関わり方が変わってくる
(認識の中の人や周囲の状況が入ってくる、見えてくる。できることが増える。)

2. 療育支援のあり方

～療育を改めて考える～

自閉症療育の基本原理

「自分と外の境界が作りにくい人の世界」

自閉症・アスペルガーハー症候群の人が他人と関わりにくい理由は、その内的世界が見えにくく、他人から関わりにくいことと、本人が刺激の整理が出来にくいゆえに、やりとりする機会がぎわめて少ないため

早期から**やりとりする人間関係**の経験を増やす

知能、年齢に関わらず自閉症療育の基本原理

10

人間関係のやりとり

- 知的障害のある自閉症の人…
うまく言葉が使えないため自己の表現が身につかない
- 高機能広汎性発達障害の人…
言葉は使えるが人との関係において適切に使えない

人との関係がうまく築けない（関係発達の遅れ）

感覚・情緒・認知・思考といった各種レベルでの心理的動きを相手に合わせて調整し合える
意志決定支援などの人間関係支援が必要

受容的交流を進める過程



自他不分離の心境から、相手と自分とともに自己認知・自己統制が進むように関わる（石井2012）

見取る: こちらから見て相手の何を捉えるか

- ・感覚的な面への注目
- * 過敏さと鈍感さ、注意の集中と拡散
→それらは環境によって違うのか
- ・情緒の読み取りと対応
- * 静かな不安、迷い、葛藤
→外から見えにくい情緒を前後の文脈から考える
- ・危険さを伴う情緒
→どのように対応するかも含めた読み取り
- ・認知、行動の仕方から捉える
- * 課題と自分の関係をどう見ているか？
- * シングルフォーカス、視野が狭い
- * 動かない・変わらない/環境によって変わりやすい

見立てる: 何をどうすることが今のぞましいか

緊急な対処

情報を集めた上で計画的に考えしていく見立て

両方必要

関わる: 相手にどう対していくか、話していくか

- ・相手を中心としたストーリーで考える
- ・こちらからどう関わり、共通世界を作っていくか

* 同化=共通の体験をしていく
* こちらが想像していたことと事実(現実)がどう合っているか、合っていないかという、不一致から一致への過程を体験していく

見取り(感覚、情緒、認知)との相互作用 ≡ 映し返す

振り返る: 自分の振る舞いが相手にとってどうであったか

- ・スーパービジョンなどを活用しながら、自分について振り返る
- ・自らの支援者としての成長、変容に視点を置いた検討

3. 相談・療育支援の心得

(1) 本人への支援のあり方

① 本人を知ること<基本的姿勢>

- ・気持ちを受け止めること、本人の立場から考えること
- ・話を聞くこと（言葉尻にとらわれない、こだわらない、言葉の奥にある気持ちをくみ取る）
- ・言わずにはいられない、やらずにはいられない「言動」をどう捉えて理解するか

②本人を追い詰めない (本人が安心して居られるために)

- ・実はできないことを要求していないか？教えていることが伝わっているか？
 - ・言って聞かせることが、時には対立になることもある
- 問い合わせられることの苦手さがある、失敗や批判に対する耐性の弱さがある
→パニック、空想、防衛、攻撃へ

③理解者になる、理解者をつくる

- ・過去のつらい体験（いじめやからかいなど）があること、理解されないことが多くあったことを前提として、今までの生活での苦労を想像しながら、いたわりの気持ちで好意的に対応していく
- こちら側の気持ちの持ちようにより
関係性も変わってくる
- ・本人の物事や人、状況の見方（認識の仕方）と関わり方、興味や関心、くつろぎ方、自分の気持ちを表現する仕方、などを知る

④話の聞き方、伝え方のポイント

- ・安定した態度（パニックと一緒に巻き込まれない、相手が興奮していてもこちらが落ち着くように心がける）
- ・急かさない、何を話そうとしているのか焦らずよく聞く
- ・できるだけこちらの姿勢を低くし、緊張を解き、話しやすい雰囲気をつくる（穏やかに、短く、ゆっくり、丁寧に…）
- ・代弁する、（場面の展開、変更などを）予告する、丁寧に解説をする（物事や状況の流れが分からないことが多い）、根気よく言い聞かせなだめる、納得をとりつける
- ・できていることを言葉にする（自分では自覚できていない、実感できないでいる場合がある）
- ・相手が話す内容をこちらが理解しているか、確認する機会を多くする。

⑤環境調整

★自己コントロールが難しい

- 本人のみに変容を求めない
- 人的な配慮（対応の工夫）の他に物理的環境の調整、制限をする

本人が苦手とする刺激（音や匂い・光など感覚的なもの）を制限、調整をする
環境調整を積極的に取り入れる

本人による相談の多くは…

★本人の気持ち

「大変さを分かってもらいたい」

- 何が大変か、どんな苦労をしているのか、どこに困難があるのか聞きとる
 - 人に分かってもらえたことで気持の整理ができる、何をすべきか考えることができる
- ①自分で考え方整理でき、気づいていける人
→確認、支持する（言葉で伝える）

②自分では思いつかない、気づきにくい人

本人にとって分かりやすい説明や提示を試みる

- “言わないでも分かる” “察してほしい”という要求は難しい
- 具体的にすべきこと、できることを提案する（言葉のみでなく目で見える形にする、具体的にやってみせる、手順を提示するなど、本人にとって分かりやすい説明や提示を試みる）
 - できることを選ぶ
 - 体験する

(2) 家族支援

知的障害の有無にかかわらず、
自閉症スペクトラム障害の人の家族支援

家族支援のあり方その1

- 親の主訴のみで相談をすすめない。
- 親自身の気持ちの安定が大事
- 親の不安や期待への理解に努めながらも、親の我が子への対し方を整理する。我が子に対する親の「好意」をみとる
- 親が主体的・自律的に生活を進めていくことができるよう、また本人の代弁者、社会への仲介者に親自身がなれるように。
→**それぞれの家族機能を尊重する**

家族支援のあり方その2

- 障害名のみに着目せず、本人の生活状況を具体的にとらえるようにする。本人の生活実態から、本人の苦労の内容を親と一緒にとらえていく。
- 本人や家族が安心して関わることができると、安心して開拓を行う。
→**人間関係網の形成。親の孤立化を防ぐ**

4. 行動障害の支援

(1) 行動障害の見取り

- 本人の内的な心身の状態、環境、人間関係、時空間等の様々な条件の絡み合い。
 - ・人によって原因や誘因が異なる。
 - ・その時の条件で原因や誘因が変化する。
- コミュニケーションが苦手で表現の仕方のバリエーションが少ない自閉症の人たちには慎重な洞察が必要。
 - ・たとえば、同じように見える自傷行為でも…
 - 先の見通しがつかずに不安な精神状態である／お腹が痛くてつらい状態である

① 行動障害の原因・誘因についての仮説の見立て

- 行動障害の状態の人は特に不安定で過敏な状態におかれているため、ポイントを外した関わりはさらなる行動障害の誘因となることもある。
- 自閉症の人たちのものの見方や考え方、感覚が一般的なものと違っていることが多い。



支援者は自分の持っていない感覚にも留意して、幅広い見地や可能性から適切な観察と洞察をもとに仮説を立てなければならない。

②二次的障害に関して

～かかわる際の注意～

- ・対人関係のあり方により、行動障害などの出現、やり方が変わることが多い
- ・迷惑度もさることながら、周囲の人の気持ちを苛つかせる意味合いの強さ
- ・本人の意図が伝わりにくい表現方法
- ・独特な記憶の仕方との関連

* 本来の行動の意味(例)

- ・訴えとして
- ・表現力の弱さ、伝わらないもどかしさ
- ・手持ちぶさた
- ・頼るものがない不安定さ
- ・自暴自棄の状態
- ・自律困難
- ・身体的症状

* 推測される本人の状態(例)

基本的に
困っている
どうにかしたい

表現したいけれど、出来ない
伝わらない
どうにもならない
方法がわからない
理解できなくて不安
納得できない
支えてほしい・助けてほしい
自信がない
嫌なことを思い出した……
etc.

* 推測される本人の状態(例)

非常に過敏になっている

・気持ちを勧かされることに対する
防衛や不安
・気になって仕方がない
・焦る

本人にも自分の気持ちの
動きがわからない

・漠然とした不安や不満の処理(イライラ)
・頼りたい・頼れない
・近づきたい・近づけない
・興奮…

* 対応する支援者の状態(例)

同様の心理状態に陥ることがよく観察される



実際の表現

怒る、強制する、動かす、隔離する
見張る(過敏)、やる気をなくす・あきらめる
不安定な精神状態、もどかしさ
胃潰瘍、うつ状態…etc

* 両者間に起こりやすい状態(例)

- ・互いに安心感がない、対していく緊張する
- ・互いに脅かされる
- ・プライドのぶつかり合い
- ・本当はやりたくないことを、思わずやってしまう
- ・互いに自分を見失う
- ・興奮・焦り…発想が狭くなる、奇異な行動
- ・互いに見張りあう、互いに離れてしまう
- ・力の押し合いになる

⇒さらにこじれた行動障害を生み出す可能性大

③行動障害の見取りのポイント

1. 自分で行動障害をコントロールしているのか、意思とは関係なく行うようになってしまっているのか。
2. 行動障害とならざるを得ない精神状態(パニック)なのか、意図をもって行っているのか。
3. 行動障害の意図があるとすれば、それが内に向かっているのか、外の状況や人に向かっているのか。

④ 行動障害の目的があるとすれば、内的な感覚の解消なのか、外界へのアピールなのか。

- ① 内的な感覚の解消だとすれば、発散なのか、打消しや紛らわせるためのものなのか。
- ② 外界へのアピールだとすれば、意図が明確になっているのか、混沌としているのか。
- ③ 意図が明確になっているとすれば、援助を求めていいるのか、理解や意思の伝達を求めていいるのか、周りの変化を求めていいるのか。

5. 行動障害の他にストレス解消の手段がないのか、行動障害のもたらす効果を知って行っていると考えられるのか。
6. 行動障害が、その時の状況と繋がっているものなのか、それ以前の状況と繋がっているものなのか、以後の状況と繋がっていくものなのか。

6-①. その時の状況と繋がっているとすれば、そのこと自体が原因なのか、状況からフラッシュバックされることや習慣化されたことが原因なのか。

6-②. それ以前の状況と繋がっているとすれば、解消されずにため込んでしまったものなのか、フラッシュバックなのか。

6-③. 以後の状況と繋がっているとすれば、情報の質・量のことなのか、不安・不満のことなのか。

(2) 行動障害への対応(関わり)

- ① 安心して過ごせる生活の保障の支援をする
(生活の場における刺激の制限)
 - ・刺激への過敏さ、状況理解できないことからの混乱、こだわりなどから不安定になります。
 - ➡ 環境的に工夫し、相互に混乱することが少なく分かりやすい状況を作る。
- ② 安心感の持てる人間関係の形成
 - ・刺激や不安を受け止めきれず、不安定になります。
 - ➡ ストレスの自己処理以外の解消の手立てにつなげる。

③ 自発的に行える活動の保障の支援 (健康的な精神の形成)

・生活に見通しがない、能力に見合った活動ができないなど過去の生きにくい経験から、人からの働きかけや置かれる状態への自己防衛が強い。

➡ 心身共に充実するような活動を提供することで健康性を引き出す。

④ 行動障害が起きた時の支援

・やむを得ず制止しなくてはならない行動には、対立的な姿勢にならずに、本人の気持ちの流れを受け止め、よく説明や代弁しながら納得や自制ができるように粘り強く関わる。

➡ 自分でコントロールできたという経験になるような関わりを工夫する。

援助行為の理解と方向(振り返り)

1. 行動障害そのもの(行っている好ましくない行為)に目を向けるのではなく、その行為に伴って表出されている感情に優先して目を向け、その心境を見取っていく。
2. 援助者は、努めて平静心を保つこと。
3. 行動障害の激しさや内容に惑わされず、発している感情を冷静に感じ取ること。
4. 行動障害を起こす前の状況に存在する刺激と要求をつぶさに感じ取ること。

5. 行動障害を起こしているときの感情、また、周りの刺激などの情報から、全体の生き方(人間性)を想像し、仮説を立てる。その仮説に従って、状況や関わりを工夫していく。
6. まず相手の状況を自分の身に置き換えて共感するように努め“そうだったのか”と受け入れることが必要。
7. 行動障害を起こさずにはいられなくなってしまった本人の気持ちを思い、対応していく。

8. 発語のある人に対して、言語理解の程度を見誤りやすい。発している言語と理解出来ることが一致していると思い込んでしまいやすい。
逆に、発語の無い人に対して、言語理解ができないという誤解、言語理解の程度と自己規制の程度が一致しているという誤解をしやすい。
9. 自閉症者は年齢や行動と内面の発達のズレが激しいことが極めて多い。
特に自我の発達が遅れていることと(遅れているために)、感情・情緒・情操等の分化がされていず混然としている傾向が強いことを知る。

10. 視覚支援、わかりやすい言葉を現実に結びつくように示して分かってもらう努力をする。
11. 相手が、自分の内面や示してきた言動へのふり返りを、なるべく早く、落ち着いてきた時に使う。
12. 本人の立場、視点、考え方から見た援助者自身を顧みて、自覚すること。

構造化された指導や支援のアイデア

構造化とは

「いま何をする時間なのか」
「次はどんな活動をおこなうのか」
「この活動はどのようにするのか」
「どこまでやるのか」

という活動や世の中のことや仕組みなどを、
その人に合わせてわかりやすく示し整える
方法

自閉症の学習スタイルに着目

- 視覚的に情報を記録し考える
- 中枢性統合の弱さ（組織化の弱さ）
- 独特な注意の向け方
- 実行機能の困難さ（行動する段取りがうまくとれない）
- 感覚刺激の偏り
- 心の理論の弱さ（相手の感じ方を理解できない）

なぜ構造化が大事なのか①

- 自閉症の人の理解を助けるため
- 不安や混乱を防止するため
- 自分で判断して自立した行動するのを助けるため
 - 自立は生活に重要なだけでなく、自尊心も育てる
 - 自立は自発性を高めて行動できるようになる
 - 自分で行動ができると物事の見通しがとれて、気持ちもコントロールできるようになる

なぜ構造化が大事なのか②

- 自閉症の学習スタイルに配慮して、上手に構造化の手がかりを使うことで適切な情報を与える
- 構造化の使用により学習や訓練を促進する
- 構造化のアイデアを使用して適切な行動がとれるようになると、他のいろいろな場面で使えるようなる（汎用性）

構造化を取り入れる前の注意

- 構造化を使って“何をやりたいのか”“どうしたいのか”を明確に説明できますか？
 - 「施設での作業をもっとやってもらいたい」
 - 「職員が考えるスケジュール通りに動いて欲しい」
 - 「勝手に外に出て行かないように」
 - 「不適切な行動を抑えて欲しい」など職員の都合で導入すること
- ビジュアルドライブ（視覚刺激の条件反応）

構造化の種類

1. 物理的構造化
2. スケジュール
3. ワークシステム
4. 視覚的構造化
5. ★ルーチン（効果的な戦略）

1. 物理的構造化

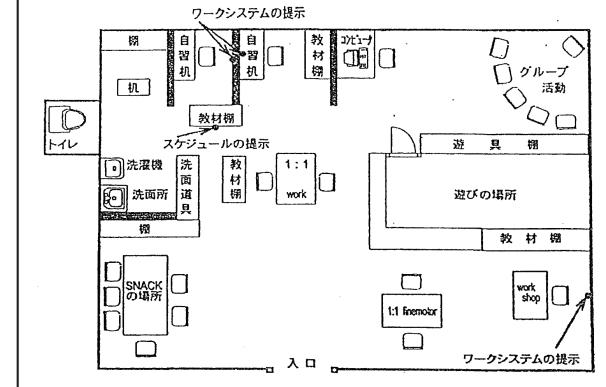
①教室の組織化、家具の配置

- 明確な物理的、視覚的な境界を設定する
- 活動と場所の1対1の対応
- ここでは何をするかをわかりやすくする
- 場面や領域を変えることで活動を切り替える
 - ☆遊び（休憩）の場所
 - ☆作業、勉強の場所（1対1、自習）
 - ☆おやつの場所、グループ活動の場所
 - ☆トランジションエリア（スケジュールの提示）

②妨害刺激の軽減や除去

- 注意や注目の問題があるため
- 重要な情報に注目でき、集中しやすいようにする
 - ☆余計なものは片づける
 - ☆空間の調整・遮断（視界の範囲を限定する）
 - ☆音・光・照明・周囲の動き・時計やタイマーの位置etc
- ②空間の広がりに関する理解や範囲
- ③何がどこにあるのか、活動領域
- ④家具サイズ、材料のアクセス、動きやすさ、動線

ノースカロライナ小学校低学年クラス



2. スケジュール

- ①時間や予定を構造化する
- ②どんな活動があるのか、その流れがどうなっているかを視覚的に示す
- ③時間的な「見通し」をもってもらう
 - ☆見通しのない不安やイライラを軽減する
 - ☆見通しがあると、「待つこと」や「変更」ができる
 - ☆スケジュールを自己管理することで自発的に行動

A. スケジュールのタイプ

- ☆カード、シート、手帳、固定、携帯、PC、持歩き
- ☆デイ／週間／月間スケジュール

B. スケジュールの個別化

評価に基づくこと

①何で伝えるか	実物、絵や写真、文字（+時計）
②どれくらい先まで	次の活動のみ、部分的、1日全体
③活動の流れの示し方	上から下、左から右、日めくり式
④どこで確認するか	トランジションエリアの有無

ノースカロライナ小学校低学年・高学年クラス

スケジュール(例:Scottie)

Scottie WEDNESDAY	
group	
1:1 work	
music	
independent	
snack	
computer	
workshop	
1:1:1motor	
lunch	
grooming	
rest	
playground	
home	

時 間	時 間 刻	例:月曜のKen
8:30～ 9:00		個別学習 自習(作業)
9:00～ 9:30		1:1 (教科) 個別学習 自習(教科)
9:30～10:00		おやつ 外遊び
10:00～10:15		スナック
10:15～10:30		外遊び
10:30～11:00		個別学習 自習(構造的遊び)
11:00～11:30		個別学習 1:1 (作業) 自習(教科)
11:30～12:00		個別学習 自習 昼食
12:00～12:30		昼食
12:30～ 1:15		借宿き・家事 借宿き・皿洗い
1:15～ 1:45		運動
1:45～ 2:30		集団行動 音楽
2:30～ 2:45		帰りの支度 帰りの会
2:45～ 3:00		グループ

複数の文字で表現する運動・物理・社会見学・音楽・逆交換・絵画

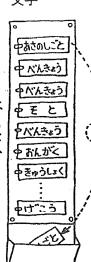
スケジュールの形態(例)

クリップボード



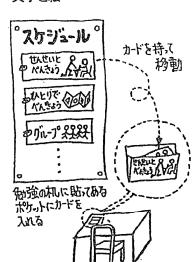
終了したものを消す
(携帯型)

文字



終了したものを
ポケットに入れる
(固定型)

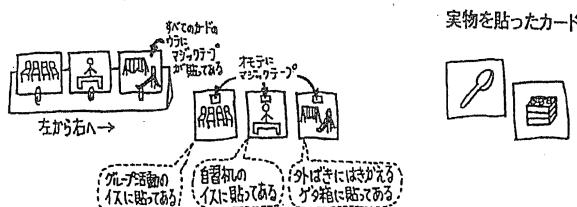
文字と絵



カードを持ち
移動
部屋の机に貼りあわ
ポケットにカードを
入れる

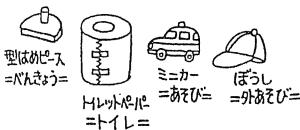
スケジュールの形態(例)

絵や写真による提示

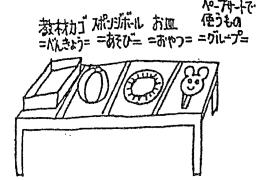


スケジュールの形態(例)

実物を手渡し



実物を並べて提示



3. ワークシステム

その場所で実施する一連の活動を自立しておこなうために情報をわかりやすく系統的に伝える内容

- 「何をするのか」という情報
- 「どのくらいするか」という情報
- 「どうなったら終わるのか」という情報
- 「終わったら次は何をするのか」という情報

- ①進め方がわかることで意欲や動機が高まる
- ②“終わり”を明確にすることで、見通しと活動の切り替えることができる
- ③他の場所でも使用できる汎用性の高さ

A. ワークシステムのタイプ

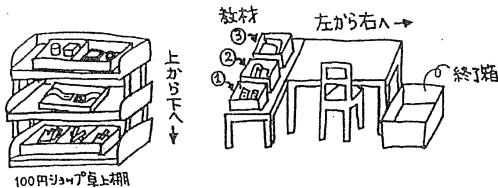
- ☆左から右
- ☆マッチング(色・形・文字・数字・絵など)
- ☆単語や文章
- ☆終了箱

B. ワークシステムの個別化

- ☆評価に基づくこと

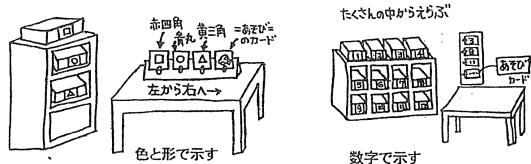
ワークシステムの形態（例）

実物提示のワークシステム

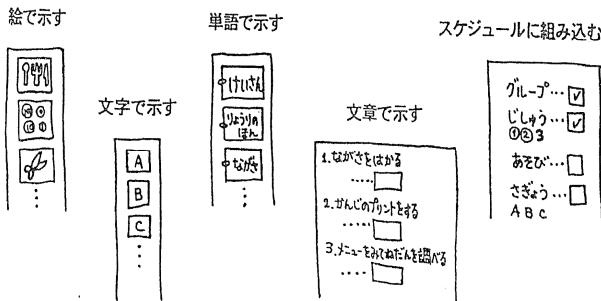


ワークシステムの形態（例）

マッチングによるワークシステム



ワークシステムの形態（例）



4. 視覚的構造化

さまざまな説明や指示などの情報を視覚的に伝える手がかり

- 赤=止まれ、黄=注意
- 本人専用のマークや色、名札
- 上→下、左→右の配列、手順のマニュアル
- 標識やピクトグラム
- 道具の配列や目印
- ①情報の簡略化により認知的負荷を減らす
- ②確認がしやすい。記憶の残りやすい
- ③言語指示による理解の曇昧さを補助する

A. 視覚的指示

- ☆課題を達成するための流れややり方を視覚的に示す
- ☆ルールや約束や目標などを図・表・絵・写真で提示
- ☆ジグ(立体・絵)の使用、作業指示書、完成見本など

B. 視覚的明瞭化

- ☆重要な情報を視覚的に強調すること
- ☆容器の使用、色・印をつける、場所を区切るなど

C. 視覚的組織化

- ☆複数の情報をコンパクトにまとめる
- ☆作業材料の配置、容器の工夫
- ☆いつも同じ手順(上から下／左から右の手順など)

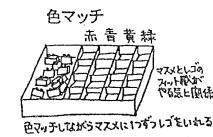
視覚的組織化 (visual task organization)

作業手順の通り(左→右の流れ)にあらかじめ材料をセット

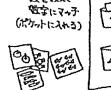
ボールペンのキャップはめ



色マッチ

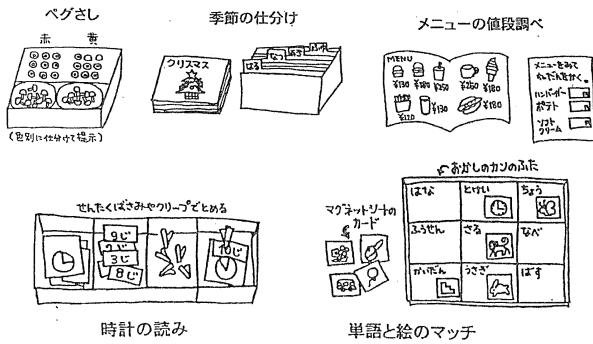


数と組み立てる文字(パズル)

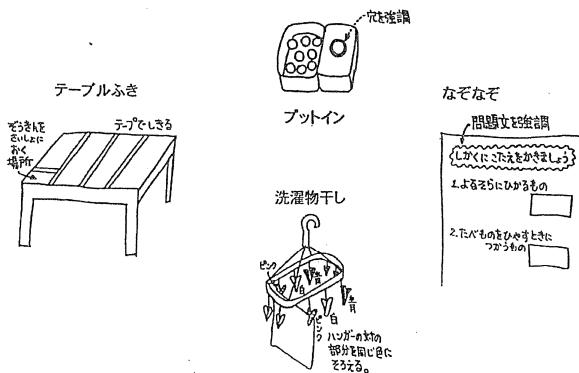


ファイルングタスク

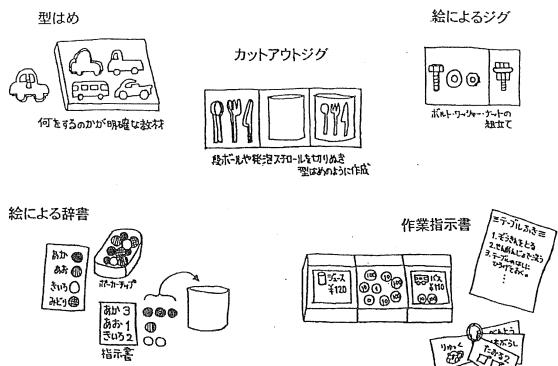
視覚的組織化 (visual task organization)



視覚的明瞭化 (visual clarity)



視覚的指示 (visual instruction)



5. ルーティン (習慣化・同じ手順)

いつも同じ手順で身につく習慣化行動。うまく活用すると効果的な学習ができる。

①ワークシステムやスケジュールもルーティン

- 左から右、上から下の系列。カードを外してポケットに
 - 活動が終わると、自分のスケジュールを確認する
- ②生活の中で適切なルーティン活動を取り入れる
- 朝来たら、荷物を置いてから遊ぶ
 - 遊具を使用したら片づける
 - 食べおわったら食器を下げる

構造化はひとりひとりの評価は基づく

評価に基づかない構造化は、視力検査をせずに眼鏡を作るようにもの

● 直接観察やサンプル活動の評価で

- 強み、長所
- 興味関心
- 芽ばえのスキル(やろうすること)
- 学習スタイル
- 「理解できるか」「使いやすいか」「機能的か」
- 構造化の形でなく、理解の度合いを見ること

構造化された支援が目指すこと

- 構造化が先にあるのでなく、自閉症の人たちがどのように世の中を見て、何が不安なのかを私たちが理解することが前提
- 世界をわかりやすくすることが「構造化」。わかることで自閉症の人の不安や圧倒されてしまうことやストレスを軽減させ、自立へ導くことができる
- 世の中の人と自閉症の人をつなげるツール。

「自閉症支援の基礎となるもの」 ～自閉症療育のコペルニクス的転回～

日本財団助成事業
発達障害支援スーパーバイザーエンジニア研修
平成26年7月20日(日)
全国自閉症者施設協議会
会長 五十嵐康郎

自閉症児との出会い(1964)

自閉症児との出会いは、高校3年生の時にボランティアとして訪問した知的障害児の施設でした。東京オリンピックの年で席に大人しく座っていないこと、指示に従わないこと、勝手に黒板一杯に何匹も、何匹も魚の絵を書き連ねて、一匹一匹に細かく鱗が書かれていたことが印象に残っています。

ひゅうまん運動創設(1968)

在学中に知的障害児施設が不足していることを知り、知的障害児施設を創立することを思い立ち、大学を休学して「ひゅうまん運動」を創設し、多くの学生や社会人を巻き込みました。挫折も体験しましたが、当時の仲間が知的障害福祉の世界で現在も活躍しています。

田村一二先生(滋賀県・一麦寮)

近江学園や一麦寮、信楽青年寮のある滋賀県は戦後の知的障害福祉のメッカとして知られていました。糸賀先生は『この子らを世の光に』という言葉を残して既に亡くなられていましたが、一麦寮の田村先生、信楽青年寮の池田先生にお会いし、しばらくの間一麦寮で居候をしました。田村先生から『障害のある子のおかげで私たちの存在がある』と教えられました。

『日本のノーマライゼーション思想の夜明け』

福井達雨先生(滋賀県・止揚学園)

クリスチヤンでもある福井先生は『支援者である自らが最大の差別者であり、差別者として謝り続ける』との思想から義務教育を受ける権利の保障を求めて県庁前に座り込み、ハンガーストライキをするなど、果敢に差別と闘い続けました。福井先生から障害福祉に関わる立ち位置を学びました。一麦寮も止揚学園も利用者の大半が自閉症でした。

『何もしないことが差別＝合理的配慮』

石井亮一先生(東京都・滝乃川学園)

田村先生の紹介で、1971年に滝乃川学園に就職し、創立者の石井先生の著作との出会いから『どのように素晴らしい理論であっても、愛がなければ価値がない』『私の理論を金科玉条のごとく守るのは最悪の引き倒しである』等の言葉に感化を受け、セガンの「生理学的教育」やモンテッソリーの「オートエディケーション」に学びました。

滝乃川学園児童部重度棟の状況(1971)

入り口に鍵がかけられ、天井裏がむき出でて、窓にベニヤ板が張られ、昼間から薄暗く、大小便や汗の織り交ざった異臭が漂う20坪ほどの老朽木造家屋の中で9名の自閉症児が生活していました。奥の部屋には一人の子どもが下半身裸で顔や体に大便をなすりつけながら奇声を上げていました。24時間拘束、13時間半勤務で着任の前年の1年間に15名の職員が退職したと聞きました。

『劣悪な環境と過酷な労働条件』

行動障害のるつぼ

一人の子どもが他の子どもの傷口を引き裂いたかと思えば、もう一人の子どもは別の子どもの耳を引きちぎって出血。治りきらない自分の傷口を引きむしっている子ども。天井裏を走り回る子ども。一寸した鍵のかけ忘れや破れも見逃さずに飛び出していなくなる子どもたち。

環境整備の取り組み

まず初めに取り組んだことは、子どもたちにとって清潔な暮らしやすい場にすること。五寸釘とタワシ、バケツ、雑巾で掃除をし、窓のベニヤ板をはがしてガラスを入れ、金網をはって通気を良くする。天井板や壁板を貼り、布団を干す。天井にガスストーブを設置して暖房する。押入れに赤外線ヒーターを設置して衣類や布団を乾燥しました。

『まずは環境整備』

重度棟解体、混合処遇へ

散歩に連れ出したり、自作の教材を作つて教室で指導したり、宿泊訓練などの行事に参加しました。職員や子どもたちの間に重度棟に対する強い差別意識があつたことから、中軽度棟との交流を経て重度棟を解体し、混合処遇を実現しました。こうした取り組みの中で、排泄や着脱衣が自立し、行動障害が改善され、表情も穏やかになり、鍵付の生活から開放されました。

『より豊かな生活保障をめざして』

生活見直しの取り組み

お風呂に毎日入れるようにする。小集団で瀬戸物の食器を使って食事をする。施設の中だけで生活を完結させるのではなく、個別に外出する。ノーマライゼーションは日本ではまだ一般に紹介されていませんでしたから、私もノーマライゼーションに対しての知識はありませんでしたが、『**当たり前の生活**』を保障することで子どもたちが成長・発達すると確信しました。

職員の意識改革

福祉思想や制度という視点から取り組んできた中で、労働条件が良くなれば、職員の利用者への対応も変わるだろう。いわゆるノーマライゼーションを実践すれば利用者が幸せになるとという発想でとらえていましたが、残念ながら職員の意識は変わりませんでした。その後自閉症の子どもたちが増えていったのですが、結局そういう意識では自閉症の子どもと関われない。『**自閉症に合った専門的な施設**』があるのではないかという話が職員の間でありました。

石井哲夫先生(東京都・嬉泉)

私自身が「子どもたちとどのように向き合えばいいのだろうか」という、実践上の壁に突き当たった時に、千葉県の袖ヶ浦のびろ学園で行われていた自閉症実践療育セミナーに参加しました。あの時初めて「今まで出会ってきた人たちは自閉症だった」ということと、石井先生の『受容的交流療法』を知りました。それまで私は関係性という視点を全く認識していなかったのです。

受容的交流療法

受容とはクライエントへの深い共感と理解をめざし、かつ人生の価値をクライエントの成長発達の道筋からとらえていこうとする態度であり、全面的に許容するのではなく、社会人としての立場を持ちつつも、過剰な要求をしても不適応を助長するだけであることに気づいているから状況を変えたり、心境の変化を待ちながら、優しく可愛がり、楽しく遊ぶという情緒的交流や生活の流れに沿った簡単な要求の交換などの課題から、すこしずつ課題を積み上げ、方向づけをしていくのである。自閉症療育のみならず、親子関係、夫婦関係、同僚や友人関係においても貴重な捉え方だと思います。

関係性の視点

生活見直しや就学運動に取り組んでいましたが、実際のところ一人ひとりの子どもとどう関わればいいのかという事は正直よく分からなかったのです。「受容的交流療法」にふれて初めて関係性の視点に気づいたことで毎日の支援や業務が180度変わりました。それまでは「忙しい」「忙しい」と流れ作業のように日常業務に追われて「だめ」とか「早くしなさい」と子どもが何か訴えてきても取り合う余裕がなかったのですが、『きちんと受けとめて時間がかかるっても誠実に対応』していくべきだという単純な当たり前のこと気に気づきました。

理想的な自閉症施設を目指して

- ・自閉症施設設立を決意(1987)
 - ・自閉症者施設設立発起人会設立(1988)
 - ・大分県に施設整備計画協議書提出(1989)
 - ・社会福祉法人萌葱の郷設立(1989)
 - ・自閉症施設めぶき園新築工事着工(1990)
 - ・自閉症施設めぶき園開園(1991)
- 『多くの人の協力で困難を乗り越え実現』

ミラーニューロンの発見(1996)

イタリアのパルマ大学のジャコモ・リゾラッティを中心とする神経生理学者のチームがマカクザルの脳の神経細胞の活動を計測中に研究者たちがジェラートを食べ始めたところ、サルの神経細胞が活動する音が聞こえた。もともとサル自身がエサを口に持っていくときに活動する運動性のニューロンだったが、サルは大人しく座っているだけにも関わらず他人の動作を見ることでニューロンが活動した。**他人の行動を真似るかのように神経細胞が活動することからミラーニューロンと名づけられた。**

模倣による学習

アメリカの心理学者アンドルー・メルツォフは、生まれたばかりの赤ん坊がごく簡単な手ぶりや顔の表情を本能的に模倣することを実証した。

大人が赤ん坊の真似をすれば、赤ん坊は喜ぶ。赤ん坊は模倣ごっこが大好きなのだ。親と赤ん坊がお互いに真似をしあうことで発達中の脳のミラーニューロンが活性化されると考えられる。

言葉のない幼児どうしが遊ぶときはたいてい模倣ごっこをする。模倣ごっこは言語コミュニケーションを促す役目を果たしていると思われる。

共感のミラーニューロン仮説

なんらかの打撃が襲ってきて、いままで誰か別の人の脚や腕に振り下ろされんとするのを見ているとき、私たちは自動的に自分の脚や腕を縮めて引っ込める。そしてついに打撃が与えられたとき、私たち自身もどことなくその打撃を感じ、被害者と同じように苦痛を覚える。(アダム・スミス 1759)

他人が感情を表しているところを見るとき、私たちのミラーニューロンはまるで私たち自身がその表情をしているかのように発火する。この発火によって、同時にニューロンは大脳辺縁系の感情をつかさどる脳中枢に信号を送り、それが私たちに他人の感じていることを感じさせる。

共感のミラーニューロン仮説

人間は互いに好意を持っているほど、互いに模倣する傾向が強い。

母親が赤ん坊の表情に表れている感情を見てミラーリングし、赤ん坊との模倣による相互作用によって、赤ん坊の脳内のミラーニューロンが形成される。

他者との相互作用は自己認識の発達能力を促進し、社会規範への理解をもたらし、孤立はその能力を阻害する。

自閉症のミラーニューロン仮説

のちに自閉症を発症する子どもは、母親や父親といった、自分の面倒を見てくれる人物を見ない傾向があり、したがって自分の動きとそうした人々が自分を模倣している動きとを結びつけることができない。自閉症児の決定的な神経障害は、ミラーニューロンの機能不全であり、ミラーニューロン領域の活動と自閉症度には明らかな相関関係がある。

自閉症治療の可能性

ある子どもがほかの子どもたちと交わっていないと見るや、サリー(治療者)がその子どもの模倣を始め、感情豊かに楽しく相互作用をする。すると即座に、その子はサリーに対してはるかに反応が大きくなり、感情的に意味のある相互作用に入っていく。

私の患者のほとんどは、反復的な、定型化した動きを真似するのです。すると殆ど即座に私を見るので、そこでようやく私たちのあいだに相互作用が生まれ、患者の治療が始められるわけです。

自閉症治療の可能性

一見すると自然発生的な楽しい相互作用の中で、セラピストが子どもの身ぶりや発声や玩具を扱う行動などを模倣し始める。その後、今度は自分の行動を模倣するよう子どもに誘いかける。このような自然な相互作用の中で行われる療法は明らかに有益な効果を示しており、その効果は模倣だけにとどまらず、言語やごっこ遊びなど、その他の社会的コミュニケーション行動も確実に向上するのである。

(ミラーニューロンの発見 マルコ・イアコボーニ)

事例①臨海学校でのふれ合いを通して信頼関係が生まれたA君

朝日保田臨海学校で、たまたま重い知的障がいで自閉的なダウン症の青年を担当。手を取り合ってプールに潜るという遊びを共有してから、『友情のような関係』が生まれました。A君は対人関係が苦手で、こだわりが強く、気に入らないことがあると暴れることもありましたが、どんな時でも私だけは受け入れてくれるようになりましたが、言葉はありませんが、何事をか訴えて落ち着くことができるようになりました。後年A君を担当する機会がありました。私の指示や求めに精一杯応えようとする気持がひしひしと伝わってきました。

事例②夏季キャンプでのふれあいを通して心が通い合ったB君

B君が音楽が好きなことから、楽しく何度も繰り返して歌いながらキャンプ場の周辺を散歩しました。B君は他者と打ち解けることがなく、反応を楽しむように執拗に他害行為をしたり、相手の感情に反応して、大怪我をさせかねないような激しい暴力行為がありました。このことがあってから、私が出勤したり、退勤するときにはニコニコしながら玄関まで出迎えたり、見送ってくれるようになりました。そんなことがあってから少しずつ落ち着いて他害行為が見られなくなりました。

『ミラーニューロンの活性化』

事例③多動、疾走、破衣、自傷、異食、唾吐き等の行動障害のあるC君

僅かな隙をついて職員の手をすりぬけ、呼びかけても止まらず、崖をよじ登り、藪や林を駆け抜けて川に飛び込む。衣服を身にまとうことを嫌がり、食いちぎって引き裂き脱ぎ捨てる。体に触れられることやしたくないこと、不快な刺激に対しては奇声を上げて興奮し、顔叩きや壁への頭突きが見られ、左目は自傷により既に失明していました。

『入所までの鍵部屋での無為な生活が原因』

多動、疾走への対応

本人の様子をよく観察し、飛び出そうとする直前に「止まって」「靴をはいて」等の声かけを行い、可能な限り事前に阻止するとともに、夜間や活動中は連れ戻し、「今は出られない時間」であることを言い聞かせ、自由時間には散歩などの外出の機会を積極的に取り入れ、裸足で飛び出したときは玄関から靴を履いて出直しました。

『行動療法+補助自我としての支援』

破衣、脱衣への対応

裏返しても、後ろ前でも、まず身に着けることから始めて、衣服を脱ぐようなしぐさを見せたときは事前に阻止し、脱ぎ捨てたときはすぐに着るように促し、破ったときは着替えさせる。厳しく叱ることは効果が無いばかりでなく、職員との信頼関係を損なうと考え、できる限り『穏やかな態度で粘り強く』取り組みました。

信頼関係を深める

活動場面では、職員との信頼関係を深めること、落ち着いて活動に参加することをねらいとして、ごく短時間でも応じられれば良しとして『過剰な圧力や無理強いを避け』て、信頼関係を築きながら働きかけた結果、多動、疾走、破衣、脱衣等の行動障害が改善され、活動場面でも『分業化や課題の伝え方を工夫』した結果、活動時間中は椅子に座っていることが出来るようになりました。

事例④職員の声かけや誘いに応じられず、パニックや他害行為の激しいD君

職員の声かけや誘いに応じられず、居室に閉じこもっていることが多く、『他利用者の声、職員の声かけ、気配さえも拒絶』活動にも参加せず、顔を伏せてこめかみを掴み、全身を小刻みに震わせて、うなり声をあげ、他利用者や職員を引き倒して、掴みあげたり、噛みついたりしました。大柄で力が強く、職員が痣だらけになったり、骨折して入院したこともあり、自然に落ち着くのを待つより仕方が無い状態でした。

原因(仮説)を考えて対応する

D君のこうした行動はこれまでの脅しや体罰等の力による支配やD君の暴力を恐れて腫れ物に触るように接してきたことに原因があると考えて、脅しや体罰等の暴力で接しない。本人の気持ちや意思に配慮しながら働きかけや誘い方を工夫して、暴れた場合はD君も周りの人も怪我をしないように寝かせてなだめて落ち着かせるように取り組んだ結果、行動障害が改善し、活動にも参加できるようになりました。

『受容的交流+寝かせ(動作法)』

事例⑤仕事に打ち込み認められることで成長したE君

入所当初は何ごとにつけてもこわばった表情で職員に向かって「〇ですか、×ですか」と脅迫的に連呼する姿が頻繁に見られました。園内のシールやお客様のバイクの自賠責のシールまでも剥ぎ取ってしまい、電話帳を破ってトイレに詰め込む行動も見られましたが、できるだけ否定的な評価をしないようにして、得意な箱折の仕事で認められるようになってそのような行動が徐々に減少してきました。

『仕事にうち込み評価されて行動障害が改善』

事例⑥家庭内暴力、家庭崩壊から立ち直ったF君

福祉事務所のケースワーカーから、母親が大怪我をして、両親は近くの親戚宅に避難し、警察や精神病院にも協力を依頼したが断られたということから協力依頼の電話がありました。支援員とF君の自宅にかけつけると、家の中はガラスの破片や壊された物が散乱し、F君が不安そうな表情でこちらを伺っていました。

『最も傷つき不安を抱えているのは本人自身』

気持ちを受け止め、伝える

穏やかにねぎらいの声をかけながら、手を差し出して握手をして、F君の訴えに耳を傾けるような感じで、肩を抱きながら家の外に連れ出して車に乗せて、「君が暴力を奮ったから、お父さんもお母さんも怖くて一緒に暮らせないから、君が暴力を奮わなくなるまで、めぶき園で暮らしてもらいます」と伝えて、その日からショートステイで受け入れました。

『本人の置かれた状況をきちんと伝える』

生活の立て直しを図る

養護学校卒業後、特にすることのない無為な生活から徐々に生活が崩れて、こだわりが強まり、昼夜が逆転し、このような結果になったものと推測されました。めぶき園で生産活動や余暇活動に参加し、規則正しい生活を送ることで、数日で安心して穏やかに暮らせるようになりました。

『生活リズムを整える』

事例⑦不登校、パニック、他害行為が一週間で改善されたG君

養護学校の中等部に進学し、思春期の不安定さと、担任教師の厳しい対応がきっかけで、昼夜逆転や他害行為、パニック等の行動障害が出現しました。高等部に進学しましたが、給食も食べられなくなり、不登校になり、家庭でも頻繁にパニックを起こして母親に暴力を奮うようになったことからめぶき園に相談がありました。

『行動障害は関係者の課題』

病院入院からショートステイへ

夏休みに精神病院に入院し、夏休みが終わることから退院したところ、病院から帰る車中で暴れだし手に負えないとの連絡があり、ショートステイとして受け入れました。わざと下腹部を露出したり、噛みついたり、壁に頭をぶつけたり、激しい行動障害が見られました。

気持ちを受け止め課題を求める

信頼関係が崩れて、他者からの声かけや感情に過敏になっているとの仮説に基づいて、様々な行為に対してネガティブに反応しないで肯定的に接すること、しかしながら本人の言いなりになるのではなく、本人の思いや気持ちを受け止めながら、こちらからの課題を求めて、応じられたときは認めること、下腹部を露出する行為に対しては、出してはいけないことを伝えて、部屋に戻すことを全職員で確認して取り組んだ結果、一週間で劇的に落ち着いて暮らせるようになりました。

『受容的交流+行動療法』

事例⑧不登校、こだわり行動、器物破損が一ヶ月で落ち着いたH君

H君は、中学校2年の1学期まで障害児学級に通っていましたが、2学期から養護学校に転校し、3年になって不登校になりました。噛みつきなどの他害行為が見られるようになり、他施設のショートステイを利用しましたが、暴れるようになったため精神病院に入院しました。県精神保健センターに相談したところ、県内で受け入れられるところはないだろうと言うことから相談を受けました。

『環境(担任)の変化から行動障害が出現』

あらゆるものへの強いこだわり

当初は窓の開閉から、時計、非常ベル、消火器と、あらゆるものに強くこだわり、例えば食堂の時計は机や椅子を積み上げて外して投げる。電球を外して割る。窓から飛び出してボイラーのバルブを閉める。部屋で放尿する。2メートルほどもあるフェンスを乗り越えてフェンスの外に排便をするなど『執拗にこだわり止められると暴力』を奮いました。

折り合いをつけて信頼関係を深める

このような行動はこだわりというよりも、周囲とのネガティブな関係が原因になっているのではないかとの仮説に基づいて、こだわり行動を全て止めるのではなく、『破壊行為や他害行為等は毅然として止め』窓の開閉や食堂椅子の入れ替えなどの『さほど支障がないものはエスカレートしない限りは見守る』ようにして本人と折り合いをつけることで、職員との信頼関係が深まり、徐々にこだわりもとれてきて、一ヶ月で活動にも参加し穏やかに落ち着いて暮らせるようになりました。

事例⑨行動援護とショートステイで在宅生活を立て直したI君

養護学校中等部1年の2学期の『文化祭で頑張らせすぎたことがきっかけ』で、担任教師との関係がこじれて修復困難になり、担任を変更したものの、登校できなくなり、在宅で無為な時間を過ごすうちに、昼夜逆転の生活をおくるようになり、こだわりが強まり、僅かな言葉の行き違いで激しく暴れて母親に暴力をふるうようになりました。

行動援護で職員を派遣

行動援護として、スタッフを自宅に派遣し、登校支援、生活支援、外出支援等に取り組みましたが、スタッフのいる時間はそれなりに落ち着いて過ごすことができるものの、行動援護を提供できる時間は限られていることから、登校後に担任教師に暴力を奮ったり、スタッフ不在の時間に母親に暴力を奮う等の行為が見られました。

『行動援護(在宅支援)の限界』

ショートステイで生活の立て直しを図る

生活の立て直しを図るために1ヶ月半ほどのショートステイを試みました。当初は不眠や不安を訴えたり、自傷行為や他害行為が見られましたが、徐々に生活リズムが整い、活動にも積極的に参加し、食事の後、自主的にテーブル拭きなどを行う姿も見られるようになりました。発達障がい者支援センターも交えて関係者による支援会議を重ねた結果、養護学校でも自閉症に対して理解のある教師を担任につけたことから暴力行為が見られなくなり、自宅から通学できるようになりました。

『入所施設(24時間の療育)の有用性』

自閉症は三重の困難性がある

- 知的障害という支援の困難性
 - 自閉症という支援の困難性
 - 社会性の障害
 - コミュニケーションの障害
 - こだわり行動
 - 行動障害という支援の困難性
 - 理解不足や不適切な対応による二次障害
- 『発達障害者支援センターに寄せられる相談の8割が自閉症スペクトラム障害』

自閉症や行動障害が治るという誤解

自閉症者施設では、本人にとって分かりやすい構造化された生活と生産活動や余暇活動等の生きがい(手ごたえ)を保証することと、職員が障害特性に配慮し、個別的に対応することで落ち着いて穏やかに暮らしていますが、行動障害が出現する原因となった環境や対人関係をそのままにして、元に戻したり、自閉症に対しての理解や専門性の不十分な環境や施設に移すと容易に行動障害が出現します。『**自閉症には生涯にわたる理解と手厚い支援が必要**』

第三者から見ためぶき園の自閉症療育

B大学文学部の心理学の教授であり、自閉症児の親でもあるK氏が長男とともにめぶき園でショートステイを体験し、その後、16日間にわたってめぶき園の生活を観察し、「自閉症者の社会生活」として論文をまとめましたので、専門家であり、自閉症児の親でもあるK氏にめぶき園の療育がどのように捉えられたかを紹介します。

自主的で統制の取れた行動

確かに常同行動的な音声や行動を示す利用者はいたがそれにもかかわらず静かであるという印象を受けた。静かさの原因としては自閉症者特有の社会的交わりの乏しさもあるが、それ以上に『**各々の行動が全体として統制がとれており、秩序だつている**』ことが大きかったように思えた。自由な状況下で自閉症の人たちが自主的に肃々と行動できることが驚きだった。

活動の開始

活動の開始時には、時間がくるとほとんどの利用者が自発的に玄関ホール周辺に集まつてくる。小林(2001)によれば、自閉症者では行動の開始がスムースにいかない人が少なくないようだが、めぶき園では利用者と職員の間での葛藤は見られなかった。車で出発する場合には、かなり待たされることもあるが、どの職員も無理強いするのではなく、本人がその気になるまで待つという姿勢が感じられた。待たされる利用者も不穏になつたり混乱するようなことはなかった。

活動の終了

活動の終了時は、職員の「終わります」の合図によって殆ど遅滞なく終了することができる。当初の目標に達していないともまたその活動が特に好きな場合でもすんなりと中断して終わることができる。例えば療育活動の一つとしてプールでの水泳があつたが、担当職員の話によれば殆どの利用者は水泳が大好きであり、しかもその日は大変暑い日だったので、終了させるのはかなり難しいのではないかと予想していたが、何の混乱もなく45分ほどの水泳の後『合図1回で全員がプールから出てシャワー室に向かった』

めぶき園の構造化

めぶき園では『対人的な関わりを積極的に取り入れた構造化』が目指されている。たとえば日課の前のミーティングで担当職員が口頭で課題を提示するとか、生産活動は大きなテーブルを囲んでお互いにやりとりしながら作業をするなどにその特徴が現れている。それはTEACCH的な観点からいえばあまり構造化されていない環境ということになるが、それにもかかわらず利用者が適応的な行動を示すというところが重要な点ではないだろうか。

親密で心のかよいあった関係

自閉症者は社会的関わりが苦手だといわれているが、実際には着席行動や課題遂行にあたって、利用者どうしの社会的促進がかなりあるのではないかと感じられた。オリヴァー・サックス(1992)は、自閉症の療育に関して、形式的なトレーニングも必要だが、それよりも『親密で心のかよいあった関係が重要』だとしている。めぶき園の基本理念はそれに近いものといえよう。

自らの実践に学ぶ

その時に自らの実践の中で確かめてきて、私なりの自閉症療育論、現在の到達点があります。外国の文献の紹介ではなく、これまでの様々な知見をベースに、自閉症児・者から学んだ自閉症療育論があり、『今だ途上であり、未完成だが実践的に有効である』ことを多くの方に伝えたいと思っています。

行動障害は自我の防衛

多くの自閉症児・者は否定的な評価や感情に触れる体験を通して傷つき、他者からの評価や感情に過敏になり、自信をなくしている
故に人に『拒否的、さらには攻撃的な感情や行為をつのらせることで自己防衛』(強いこだわりや自傷、他がい行為)している

出口のない悪循環

関わるものが、行動の現象面だけを捉えて行動修正を試みたり、関わろうとすればするほど、拒否や時には暴力に出会い、どのように関われば良いのかわからなくなったり、関わることを止めてしまい放任や腫れ物に触るような対応になってしまふ。



『出口のない悪循環』

援助者の余裕＝知識と経験

援助者が余裕を持って接することで自閉症児・者や重い知的障がいの人も安心感を持って、落ち着くことができる。

余裕＝知識と経験に基づいて、自閉症児・者や重い知的障がいの人の気持ちや行動を予見することから生まれる。

『プロとしての修練を重ねる』

関係性の視点

自閉症児・者は周囲との関係性を通して、様々な問題行動を呈したり、回避的になったり、時には攻撃的な態度をとることもある。こうした関係性からの視点を通して彼らの気持ちや行動を見ていくことが療育上重要である。

『関係性の視点が行動障害を解く鍵』

安心感と信頼関係

安心感と信頼関係に基づいた外界との交流(やりとり)が人の成長や発達に重要

行動療法、動作法、構造化等様々な療育手段は自閉症療育に有効だがオールマイティではない



『安心感と信頼関係が自閉症療育の基盤』
『特定の理論や方法論に囚われないことが重要』

最良の役割を演じる過程が療育

利用者の個性、性格、能力、年齢、場面、さらに援助者の力量、利用者との関係、立場、その他もろもろの条件により異なる



関係性の視点を持ち、援助者としての知識と経験を活かして様々な場面で即興的に最良の役割を演じる過程が療育

『療育とは心理劇の展開そのもの』

スーパービジョンとチームワークの重要性

これまでの取り組みを通して、スーパービジョンと職員間のチームワークの重要性を痛感

大学教授や私がスーパーバイザーとなり、事例を通して「その時(職員は)どういう気持ちであったか」等『職員の気持ちやかかわり方を検証』

職員間の情報交換、意識統一を図る

関係性の成立している人(うまくいっている人)の話を聞くことで、職員の態度や関わり方が変化し改善される

自閉症療育のコペルニクス的転回

クライエントのみを問題とする視点からは自閉症や障がいの重さが限界になってしまう



『援助者の問題として捉えることから、問題解決の糸口が見え、その視点に立つことで無限の可能性が開ける』

自閉症療育の二つの立ち位置

私たちは自閉症療育には大きく分けて二通りの立ち位置があると思っています。一つは社会適応や行動修正を重視する立場であり、もう一つは本人の人生や生きがいを大切にする立場です。前者は社会規範やるべき行動モデルに合わせたり、近づけようとしていますが、後者は本人の意志や気持ちを尊重しながら、自己実現を目指します。どちらの方法でも、周囲と摩擦や問題を起こさずに暮らせるようになることは可能ですが、『本人にとっては天と地ほどの違い』があるのではないかと考えています。

自閉症支援の原則①

- 環境整備
安全・清潔・快適な環境、個室整備に取り組む
- あたり前の生活
毎日入浴、美味しい食事、外出、余暇を提供
- 安心感と信頼関係
人への信頼感や折り合いをつける力を育てる
- 手ごたえのある活動
生産活動、療育活動、クラブ活動、余暇活動を提供

自閉症支援の原則②

- スーパービジョンとチームワーク
事例研究、支援方法の統一と共有
 - 様々な療育理論や技法に学ぶ
受容的交流療法、TEACCHプログラム、応用行動分析、動作法、心理劇、カウンセリングetc
 - 医療や脳科学の新たな発見との連携
薬物療法、ミラーニューロンの発見
- 『特定の理論や技法に囚われないことが重要』
私の理論を金科玉条のごとく守るのは最悪の引き倒し(石井亮一)

支援者へのメッセージ

- 行動障害は本人だけでなく、関係者の問題
- 今は大変でも道は必ず開けると信じる
- 愛情を持って逃げないで課題に向き合う
- 他人に引き継がざるを得ないことを意識する
- 個々の子どもの現状からスタートする
- 人との信頼関係や折り合いをつける力を育てる
目的は自閉症や発達障害をもって生を受けた子どもたちが地域で安心して暮らせる社会の実現

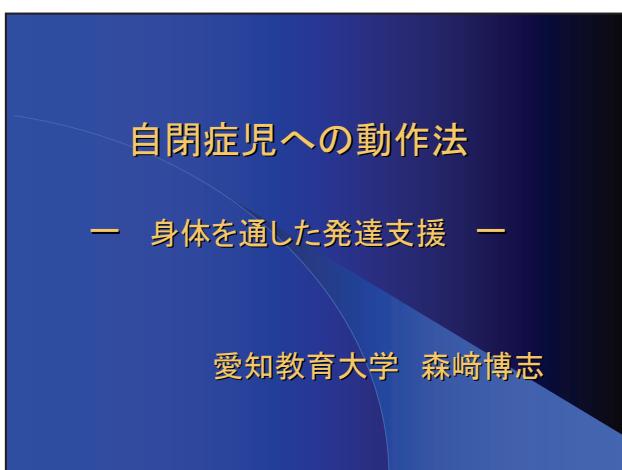
結び

自閉症の子どもたちへの支援で必ず育てて欲しいものがあります。それは人の信頼関係であり、人と折り合いをつける力です。どんなに障害が重くても、親や援助者の関わり方次第で、人の信頼関係や折り合いをつける力は必ず育ちます。このことこそが人として生きていくうえで最も大切なことだと信じています。

自閉症療育は…

『人として敬意をもって接すること』

後 期 集 合 研 修



I. 自閉症の本態を巡る議論について
心因論 ⇒ 発達障害へ

カナー(1943) 自閉症の事例とその特徴
①孤立 ②同一性の保持、固執
③言語発達のゆがみ④特定対象への関心
心因論 小児分裂病

ラター(1973) 脳の機能障害が明らかに
発達障害としての理解

II. 自閉性障害の本態について

- 「前頭前野障害説」: 行動の自己調整
- 「扁桃体障害説」: 対人認知
人を認識する弱さが根底に
(「黒い物体」、顔への選好の希薄さなど)

* 脳障害については発達的可塑性有り



III. 発達支援のねらい・方向性
⇒ 身体的相互交渉を介し、

①行動の自己調整(落ち着き、相手に合わせて)
②対人認知(自己ー他者) 対物から対人世界へ
①②を育む

・対人認知: 視線が重要(扁桃体の活性化)
・行動調整のみでは、「ロボット」的(パターン化)に

・対人認知を育むアプローチ

- ⇒ 「対面する」
- 「目を合わせ(続け)る」
- 「模倣(動作)」
- 「指差し(動作)」

例えば)
・言葉の使用が変わるか
・対人的志向性が高まるか
・人物画が変わるか



IV. 援助者の関わりの在り方について

- ・触れられることが嫌なのでなく、
「触れ方」、「関わり方」の問題
 - ・援助者の「心」の持ち方が影響を与える
- ⇒ ゆったり落ち着いた態度・雰囲気
明るく楽しく(硬い表情はダメ)

意図伝達の明確さ
応答に応じた柔軟な対応の調整

V. 具体的な手続き

・からだ遊び

「抱っこ」、「ばんざい」、「キック」など、
対面し、眼差しを合わせようと意識しながら、
楽しく触れ合う。

形よりも心ある人としての触れ合い(交流)

・動作課題

「腕上げ」(対面課題)
:仰臥位でまっすぐ→動作の共有
→視線の共有→指差し(3項)

「軀幹ひねり」
「前屈ー背反らせ」(弛め系課題)
:リラクセーション、自己調整

「膝立ち・片膝・立位・片足立ち」
(バランス課題)

:微細な自己調整、自己感

「模倣動作(同時、遅延、役割交代)」
(模倣課題)

:「自己ー他者」の他者認知の深化

・マンツーマンがよいが、教師を模倣しての
集団動作、子ども同士のペアなどでも

2015.3.13

発達障害支援スーパーバイザー養成研修 「当事者からのメッセージ」

場所：日本財団大会議室

イトコサガシ 代表 冠地情

イラスト:かなしろにゃんこ。

相談って意外と難しい…

- ・自分を客観視しながら話す必要があります。
- ・相手に合わせた比喩、表現方法が必要となります。
- ・相談された経験の有無が結構重要となります。
- ・程よく自分をさらけ出せないといけません。
- ・相手が自分とは違う見解、提案をしても受け入れる必要があります。
- ・相談をして「よかった」という成功体験が重要となります。



1

発達障害の生き辛さは人それぞれ、です。

生まれも育ちも、強みも弱みも、魅力も可能性も未来も…全く違います。

冠地の話は基本、あまり参考にはなりません（重要）

色々な成人（大人）発達障害当事者と交流してみてわかったことですが、冠地はかなり幸運ですし、環境や巡り合わせに恵まれていますし、能力も特化している部分があります。

今回の話はあくまで冠地個人の話というのが大前提です。

2

共感ってどういうこと？

成人（大人）発達障害当事者の多くは、共感してもらったことよりも…

独特の感覚を奇異の目で見られたり、違和感を吐露されたり、排除されたりすることが多いです。

結果、共感を多数派から強いられることが多くなる。
なので、「共感する・される」という予定調和が苦手（心の傷）になってしまう場合も…



3

発達凸凹の固定は思考停止の顕在化が原因？

うまくできない…
他の人はできている…
できない理由をうまく言葉にできない…
周りに理解者がいない…
できないのは自分の責任…
よし、人から責められる前に自分で自分を責めよう…
そういう状況に追い込まれると脳は勝手に思考を、試行錯誤を停止してしまう。 発達思考「無自覚停止」障害



4

発達（成長）する機会が失われてしまう…

- ・成功体験が少ない（失敗体験が多い）
- ・一人でいる方が気楽、自分の世界に閉じこもりがちに。
- ・試行錯誤するのではなく、思考停止してしまう。
- ・主觀と客觀のバランスがとんでもないことに。

『発達機会喪失障害』の要素も？

損失→消失になってしまいます…

『発達機会創出生涯』にしませんか？



5

色々な人と色々な話題で試行錯誤してみよう。

- ・コミュニケーションは理論ではなく場数、経験。
- ・そして練習や訓練、トレーニングよりもまずは楽しく自分を試すことが大切。
- ・発達障害の人たちの「気付きスイッチ」は通常と違うところにあることが多いです。
- ・なのでヴァラエティに富んだ交流を気軽にできる環境が必要



相手を受け入れようとする…
相手も受け入れようしてくれる。

「イトコサガシ」を基本としたコミュニケーションと
「だめ・苦手・できない」から始まるコミュニケーション
どちらがよいでしょうか？

6

私が引きこもりから回復した要因

- サード・プレイスの存在
- 人と繋がってよかったと思える経験
- やれるだけやった感(試行錯誤)

7

自己肯定感を醸成する循環とは？

- 自分で自分のイトコサガシができる
- イトコサガシから始まるコミュニケーションが生活習慣になっている
- やれるだけやった感を風通しの良い形で体感できている

8

心の引き出しが新しく開かれている状態→自己肯定感

- 新しい体験を言語化していく、表現していく
- 相手の領域で思考する、理解する
- 自分と相手の思考をすり合わせるための選択肢をたくさん創り出す

自己肯定感

」

9

発達言語「学習機会喪失」障害

- 自分や他者に対する言葉の引き出しが少ない
- 言葉よりも感情が先に出てしまう
- ユニーク過ぎる故、言葉にしにくい
- 自問自答が多くなり、それが対人言語になってしまい（色々な人の交流が少なすぎるために起きる）

10

コミュニケーションが苦手と口では言っていても…

そのことを受容しているかどうかは別。

本心は「コミュニケーションが苦手な自分をそのままの形で受け入れてほしい」と言う場合が多い。

本人より、周囲・環境が変わっていく方が建設的かも…

11

コミュニケーションと人間関係

●サードプレイスとは？

生活（学校、家族）のしがらみ、影響を受けない第三の場所という意味です。

人間関係がコミュニケーションより上位概念のサードプレイス。

コミュニケーションが人間関係より上位概念のサードプレイス。

どちらが発達障害の人たちには必要でしょうか？
その理由は？

12

大人の役割とは？

すぐにわかりやすい成果は出ないかも…

それでも様々なアプローチを試みるのが、大人としての役割（強制したり、命令したりは×）

大人は年が上だから大人なのではありません。

経験が豊富で、色々な方法を自ら試せるから
、
大人なのです。

13

心にイトコサガシの種まきを！

気持ちのこもった言葉

一緒に何かを作ろうとする姿勢

相手の立場を目指して提案した工夫

大切な世界を尊重しようとする努力

『子どもたちはわかってます。』

大人になった時、それらの種から芽が出て、大輪の花を咲かせるのです。

（種を撒かれていない大人は…悲劇です）

14

発達障害に必要なのは保護？ ハイブリッド（交配）？

発達障害の人達のもっている価値観、世界観
といかにハイブリッドしていくか…

その試行錯誤あってこそ「保護」ではないで
しょうか？

試行錯誤なしの「保護」は隔離ではないでしょ
うか？

15

ホウ・レン・ソウが大切…の本質とは？

ホウ・レン・ソウが難しいというのは、誤解です
。

臨機応変なホウ・レン・ソウが難しいのです。

楽しく実体験として、ホウ・レン・ソウを経験で
きる環境が必要となります。

16

恋愛と表裏一体な共依存…適切な距離感が大切。

発達障害を始めとする生き辛さを抱えている
人の悲劇の本質は…

人間関係を創る=共依存となる、と勘違いし
ている人たちがとても多いこと。

双方向コミュニケーションという土台構築の先
に、人間関係があるということを社会全体で認
識していく必要があります。

17

就労・就続の核になるのは、自分の生き方(覚悟)

上司と喧嘩しても、転職しても、資格を多数取っても構いません。

それがその人の生き方ならば。

その生き方のリスクを覚悟できているならば。

上記が曖昧な人の相談には応えようがありません(どんな生き方にもリスクはあるからです)

18

自分で自分を育成していく…他人は自分の鏡。

鏡の法則とは?

自分の考え、自分の気持ち、自分の行動、自分のビジョン(未来像)が他人を通して、結局は自分に還ってくるという法則です。

この真理を大人たちがいかに若者たちに実践できるか?

大人たちが「自分たちをまず守る」と考えていたら…

19

混乱は決して恥ずかしいことではない…必然の事象。

試すという行為は混乱を伴う行為であり、もつといえは試したなら混乱して当たり前、です。

初めて試すことであればなおさらです。

混乱することは決して悪いことではありません。

新しい自分の引き出しを開ける際、自分が成長する瞬間、必ず起きる事象です。

20

混乱というモヤモヤの中にこそ、自分らしさというか宝物がある。

混乱の中にこそ、皆さんの目指したい未来があります。

なりたい理想の自分があります。

混乱を敵にせず、味方にてしまいましょう。

混乱に免疫をつけましょう。

混乱している自分に自覚的になりましょう。

混乱する自分が嫌いだから、試すことに躊躇してしまう…

という悪循環を緩和ていきましょう。

21

思春期で目指したいマインド、経験値、方向性。

生き辛さを抱えている人たちの多数は「自分を受け入れてほしい、自分に合わせて助けてほしい、過度な成長を要求しないでほしい」

こうなってしまっている人に支援するのは本当に大変です。

「試した時点で大成功！でよければいつ・だれ・どんな場面でも試せるよ？」
という土台を思春期で目指しましょう。

22

変わりたくない人は変わらなくてよいです、ただ…

自分が変わらないと生き辛さは変わらない、と「冠地」は思います。

自分が変わろうとしないと、生き辛さに対してフォローの少ない、理解の弱い社会は変わらない、と「冠地」は思います。

生き辛さ緩和の方法は？新しい自分を開拓、耕す。

魔法の声がけ、魔法の支援、魔法のマニュアルは存在しません。
新しい自分を開拓する、耕すという価値観こそが生き辛さ緩和の唯一にして最大の普遍性と「冠地」は思います。
大人がその価値観を実践して成長していく姿を子供、若者に見せられるか？
誰かを変えるのではなく、皆で変わろうという意識を持てるか？
主役は皆さん、大人たちです。

冠地の目標とするファシリテーター像は…

私はあなたの代わりに、あなたしさを模索することはできません。
私はあなたの代わりに、経験をつむこと、試行錯誤することはできません。
だけど、一緒にイトコサガシ・ワークショップで試していくことはできます。
1回でも10回でも100回でも一緒に試して生きませんか？
という言葉に説得力のあるファシリテーターに、私はなりたいです。

イトコサガシから始まる新しい社会

いろいろな立場の人たちが対等な形で楽しいコミュニケーションを、ワークショップを創り上げていくというモデルが必要。

発達障害と社会の関係は…
共存・共生からハイブリッド(交配)へ！



26

8つの心がけ

1. 楽しい会話をしましょう。
2. 会話の時間・質問・共感を半分にしましょう。
3. 会話のキャッチボールを15秒くらいで試しましょう。
4. 質問と共に「分かりやすく」2回は試しましょう。
5. テーマを主役に話しましょう。
6. 相手が質問を忘れてしまっている場合は、「私ばかり質問してすみません。今度は私に質問して頂けますか？」と質問を相手に促しましょう。
7. 切り口を3回は変えましょう。
8. 「興味がない」「よく知らない」「やったことがない」は使わずに、楽しい会話を目指しましょう。

27

テーマ 「 」 5分間

1. 気付き、視野が広がった、新発見を発表
2. イトコサガシ
3. 切り口の作戦会議

28

御静聴、ありがとうございました。

●イトコサガシの実績

開催回数…800回以上(都外300回以上)

開催地域…42都道府県(都内44区市)

参加人数…8000人以上(延べ人数)

メディア掲載…新聞・雑誌に50回以上

連携実績…発達障害支援センター、生活・就労支援センター、発達障害:家族の会、医療機関、教育機関、企業等、多数

イトコサガシのHP

<http://iitokosagashi.jimdo.com/>

お問い合わせ:staff@iitokosagashi.com



29

東京都成人発達障害当事者会

「Communication Community・イトコサガシ」概要

イトコサガシとは？

- ・成人発達障害当事者がさまざまな立場の人たちと交流するための、相互扶助会
- ・自らが意識的に社会的役割を担う社会参加・交流型当事者会
- ・基本どなた（家族・支援者・その他興味のある人）でも大歓迎の会

目的

- ・イトコサガシから始まるコミュニケーションと対人関係を社会に浸透させる。
- ・成人発達障害当事者とその周囲の人々がカミングアウトしやすい世の中をつくる。
- ・コミュニケーションが苦手・嫌いな人をゼロにする。

具体的な目標

- ・発達障害者のユニークな個性を活かすため、会話のキャッチボールを楽しく試せる、自分なりに気付ける、参加者全員で楽しいコミュニケーションを創る（試した時点で大成功！）

目標達成のための事業

- ・各種ワークショップの開催（他団体との共同開催大歓迎）
- ・啓発活動（講演会、ファシリテーター研修、支援者・家族研修）
- ・全国各地の当事者会の立上げ支援

活動実績（2015/2/16現在）

2009年10月にイトコサガシを設立。42都道府県都内44区市で800回以上のワークショップ（講演、研修等含む）を開催。発達障害支援センター・大学・企業・医療機関等と100回以上の連携。

参加人数は延べ8000名以上。新聞・雑誌に50回以上、活動が掲載される。

代表 冠地 情（かんち じょう・本名）メールアドレス：staff@iitokosagasi.com
1972年生。対人関係で悩んでいる当事者（自身も含む）が多いことを実感し、過去に行って演劇表現ワークショップをヒントに、コミュニケーションを楽しく意識的に混乱を試す当事者会を立ち上げる。

マンガと海外ドラマ、プロレスをこよなく愛する。

詳細はこちら！

<http://iitoko-sagashi.blogspot.jp/>

発達障害における 応用行動分析学

ペアレントトレーニングからその原理を学ぶ

井上 雅彦

鳥取大学医学系研究科臨床心理学講座

masahiko-inoue@med.tottori-u.ac.jp

行動分析学とは？

- Burrhus Frederick Skinner(1904-1990)によって開始
- 行動主義心理学を基礎とした考え方
- 人や動物の行動を環境との関わり合いからとらえる心理学
- 見る、話す、感じる、考えるなど、生物にできることすべてを分析の対象とする
- 応用行動分析とは、行動分析学の理念・方法によって、様々な社会的課題の分析や具体的対策を実行、評価、伝達するための学問領域。
- どのような環境条件で特定の行動が学習され、維持され、変容するのかを研究する。
- 現在では教育、福祉、医療、産業、地域サービス、障害者へのサービスなどに活用されている。



科学的心理学であること

質問紙や行動観察によるアセスメントを用い行動を客観的に測定しようとする
標的行動を明確化する
治療効果の再現と手続きの一般化のため治療手続きを具体的に記述する
行動の測定は治療中も繰り返し行われ、治療方法にフィードバックされる

心理学の中での行動分析学の位置づけ

科学的心理学の始まり 1879年

ヴント Wundt,W.(1832~1920)

内観的手法への批判

行動主義心理学の発展

パブロフ Pavlov,I.P.(1849~1936)

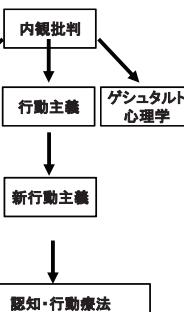
ワトソン Watson,J.B.(1878~1958)

トルーマン Tolman, E.C.(1886-1959)

ハル Hull, C.L.(1884-1952)

行動分析学の発展

スキナー Skinner,B.F.(1904-1990)



行動分析学における「行動」の要因

行動分析学以前の
行動の要因

X 概念的要因

X 心的要因

X 生体内的要因

行動分析学における
行動の要因

遺伝的要因

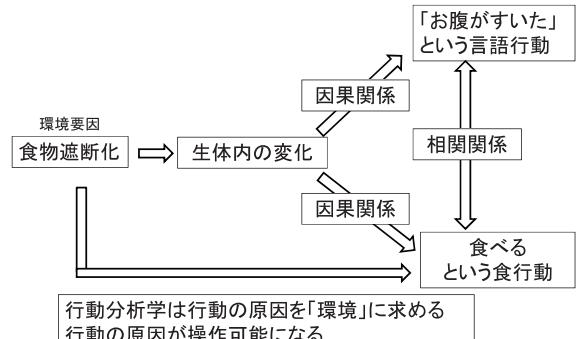
過去の学習による要因

現在の環境による要因

説明可能だが特定しにくく操作困難な要因

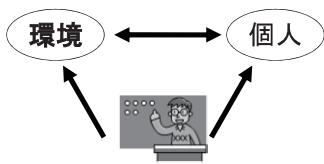
操作可能な要因

「環境」は操作可能な行動の要因

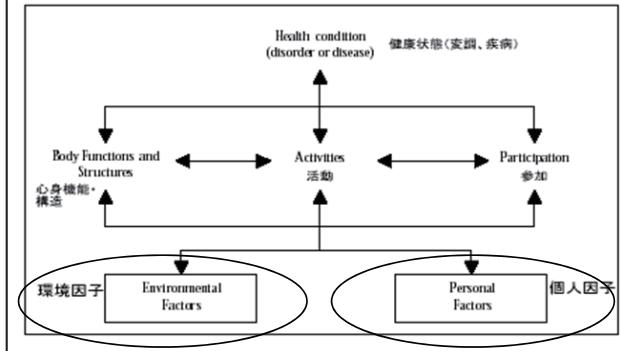


応用行動分析学(ABA)の特徴

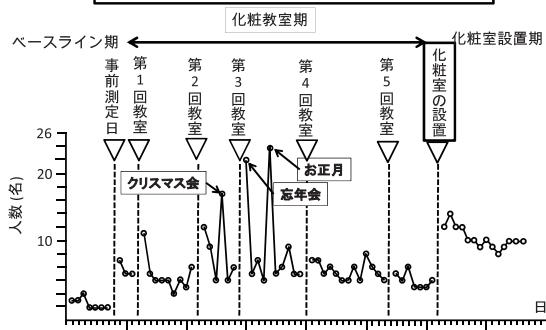
環境との相互作用から行動を考える
ひとりひとりの特性や様々な状況に応じて必要な要因を考えることができる
問題を個人的要因、環境的要因のどちらかに還元するのではなく、双方向的なアプローチを持つ



WHO「国際生活機能分類ICF」による障害の定義
(International Classification of Functioning, Disability and Health)



先行条件の操作:単に「化粧教室」によるスキル訓練だけではなく、化粧室という環境設定が有効!



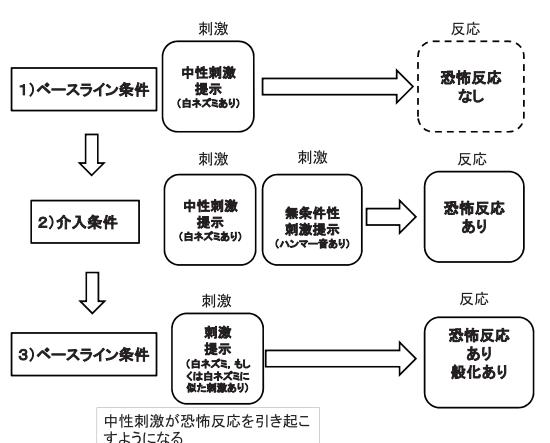
条件付けの種類

- レスポンデント条件づけ
- 無条件刺激の提示に引き続いて中性刺激を示すことにより、中性刺激は条件刺激として機能を獲得する
バフロフ、ワトソンらの研究
- オペラント条件づけ
- 後続する環境変化によって強化や弱化されその行動を変容する
ソーンダイクやスキナーらの研究

ワトソンの恐怖条件付けの実験

John B. Watson "Little Albert" experiment (1920)

*生後11ヶ月の幼児アルバートを対象に恐怖条件づけを行った。ネズミを見せ触ろうとする行動を行うと、その後で鋼鉄の棒をハンマーで叩いて大きな音をたてた(実験前アルバートはネズミを怖がっていなかった)。実験後アルバートはネズミだけではなくサギや毛皮のコートなど似た特徴をもつものにまで恐怖を抱くようになった。この実験から、おとなの方々も恐怖も、多くはこれに類似した幼年期の経験に由来している、と主張した。



行動療法への臨床的応用

- ・行動療法とは、クライアントの具体的な行動の変容に治療的目標をおく様々な学習理論を基にした諸技法の方法論の体系
- ・特定の臨床家の経験と思索を通じた人間観やモデルが基となって誕生した治療法ではない
- ・基礎的な心理学実験による科学的な研究データに基づく、対象と技法を発展させてきている
- ・複数の研究者による行動の出現や維持・消失にかかる実験研究やそこから導き出された理論や法則を心理的治療に応用したもの

広汎性発達障害を伴う強迫性障害の特徴

山下(2010)

- ・48名のOCD症例のうち、PDDと診断できたものは13名(27%)
- ・(Y-BOCS)の症状評価リストでは「何でも知り、または覚えておかなければならぬという考え方」、「適切な言葉を使っていないのではないかという心配」、「物をなくすのではないかという心配」、および「ある種の音や雑音を異常に気にする」がPDD+に有意に多い
- ・強迫行為に関しては、『確認に関する強迫行為』や、『繰り返される儀式的行為』、『整理整頓に関する強迫行為』、および『物を溜めたり集めたりする強迫行為(hoarding)』がPDD+に有意に多かった

強迫性障害に対する暴露一反応妨害法 (Exposure & Response Prevention)

- ・Meyer(1966)
- ・暴露(エクスポージャー)法は、不適応的な行動や情動反応を引き起こす刺激に人をさらす方法であり、ほとんどあらゆる不快な反応、不都合な行動や感情の治療に適用可能
- ・十分なエクスポージャーのためには不安回避行動をとらないようになることが必要となる
- ・反応妨害法は不安回避のための脅迫的な回避儀式をしないようにさせることであり、この組み合わせを暴露一反応妨害法という
- ・強迫性障害の治癒率60-90%
- ・脳画像研究でも治療後の変化を認める

恐怖症の行動療法による治療例

宮野、貝谷、坂野(2000) 簡易型VRエクスポージャーの試み—雷恐怖症の1症例—
行動療法研究26(2) 97-105



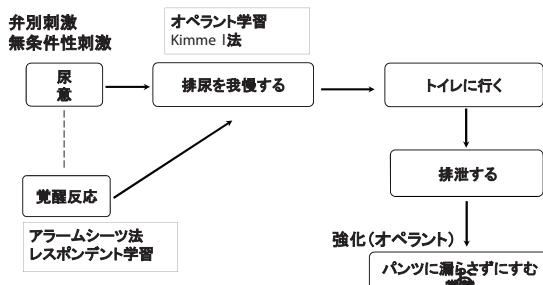
エクスポージャー

望ましくない恐怖反応を引き起こしている刺激に患者を曝す手続き (バーロー&サーニー, 1992)

夜尿症の治療

アラームシーツ法とKimmel法

夜尿は排尿統制がされてゆく過程の学習不足、または誤学習の結果と考える



オペラント行動とは

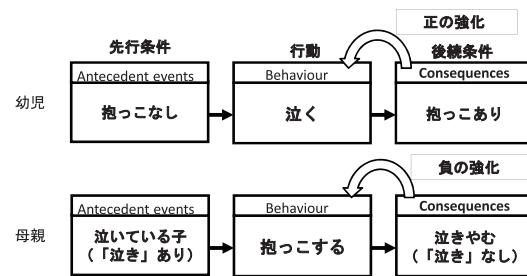
- ・その行動が生じた直後の環境の変化(刺激の出現もしくは消失)に応じて、その後にその行動が生じる頻度が変化する行動
- ・レスポンデント行動とは異なり、オペラント行動には通常それを“誘発する”生得的な刺激は存在しない
- ・オペラント行動は個体が“自発する”行動である

レスポンデント行動とオペラント行動

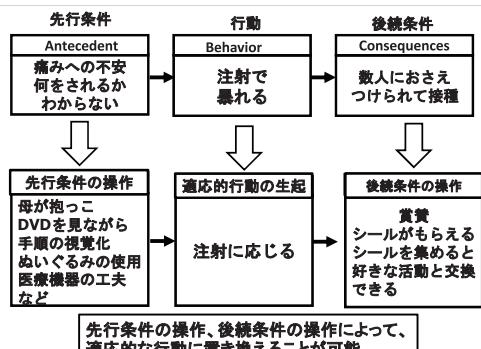
レスポンデント	オペラント
目に光りが入ると瞳孔が縮む。	背伸びをする
膝を叩くと伸びる(膝蓋腱反射)	歩く
新生児の原始反射	本を読む
温度や緊迫状況などの発汗、心拍昇進、	考える
	投票行動をする
	相づちをうつ
	げんをかつぐ

行動随伴性

「先行条件」「行動」「後続条件」という枠組みで行動を理解する



行動随伴性による問題解決 注射の時に暴れる児



先行条件の操作の具体例



ぬいぐるみを使用した説明



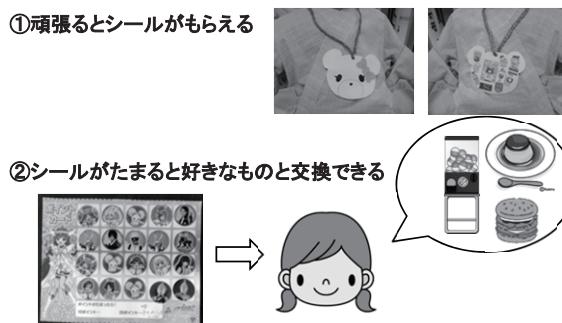
DVDを見ながら 抱っこされながら



視覚化された手順カードを使用

医療機器の工夫
細針、シール型のワクチン 麻酔シールの使用

後続条件の操作の具体例



行動随伴性(behavior contingency)

オペラント行動の自発頻度の変化とそれが自発された直後の環境の変化との関係

- ① 強化子提示による強化(正の強化)
- ② 強化子消失による弱化(負の弱化)
- ③ 弱化子出現による弱化(正の弱化)
- ④ 弱化子消失による強化(負の強化)

強化と弱化による行動変容

	(行動に随伴して) 刺激を提示	(行動に随伴して) 刺激を除去
強化 行動が増加	正の強化	負の強化
弱化 行動が減少	正の弱化	負の弱化

強化子と弱化子

- 行動の結果、あるいは効果には、行動出現前の環境に新たに別の部分が付加される場合と以前の環境の一部が消失する場合がある。
- ある刺激や出来事が反応の結果として出現することがその後の当該反応の出現確率を高める場合
- その刺激や出来事を強化子(positive reinforcer)
- ある刺激や出来事が反応の結果として消失することがその後の当該反応の出現確率を高める場合その刺激や出来事を弱化子(negative reinforcer)

弱化による行動変容の問題

タロウ君は宿題をしないと、強く叱責され、おやつはなしになります。タロウ君はいやいや宿題をしていますが、字が汚いとさらに怒られています。タロウ君はお母さんが食事の準備をしているときは、こっそりゲームを楽しみながらのびのびしています

罰や負の強化によって維持される行動は、最低限の行動しかしない

罰や負の強化で統制されている行動は、罰を与える「agent」が無くなれば維持されなくなる

無視していてもなかなか行動が減らない

・ 消去(extinction)の定義

- これまで強化されていた行動に対して強化の随伴性を中止すると強化の随伴性を導入する以前の状態までその行動が減少する

・ 消去=無視ではない

- 注目が好子になっている場合は無視は消去となる
- 要求機能を持つ行動の場合は「要求充足しないこと」が消去となる
- 勝手におもちゃで遊び続ける行動は、、、。

消去バースト

- 消去手続き導入後に頻度、持続時間、強度が一時的に増大すること
 - 一般的に消去前に受けた強化量・回数が多いほど消去抵抗も大きくなる
 - 新しい行動が生起する
 - 情動反応が生起する
 - 攻撃行動が生起する

発達障害と子ども虐待

杉山(2013)

表2 子ども虐待症例に認められた問題 (n=1110)

併存症	男性	女性	合計	%
自閉症スペクトラム障害	233	90	323	29.1
注意欠陥多動性障害	146	28	174	15.7
その他の発達障害	49	46	95	8.6
反応性愛着障害	256	197	453	40.8
解離性障害	272	251	523	47.1
心的外傷後ストレス障害	153	205	358	32.3
反抗挑戦性障害	139	79	218	19.6
行為障害(非行)	168	113	281	25.3

ペアレント・トレーニングとは

- 「親は自分の子どもの最良の支援者になることが出来る」という考えにもとづいて、親が療育の方法を学ぶプログラム
- 行動理論をベースとして、60年代から米国を中心にはじまる。知的障害児や自閉症児の親を対象に身辺自立や言葉の指導、問題行動への対応がおこなわれてきた。
- 当初は療育プログラムと併用し訓練効果の般化や維持の促進を目的として、共同治療者としての親教育としての位置づけ
- 現在、我が国では発達障害むけにつくられているプログラムの多くはペアレントのみの独立したプログラムが多い
- 「かかわり方」から「家庭での指導プログラム作成」まで様々であり、発達障害支援から、虐待防止まで対象も多様化している

**発達障害における
ペアレント・トレーニングの目的**

井上(2008)

- 子どもの障害特性や発達の状態を知ること
- 親と子どもがコミュニケーションを楽しめるようになること
- 子どもの支援のやり方を他の人に伝える方法を知ること
- 子育て仲間ができること
- 子どもを成功に導く視覚支援や環境調整の方法を知ること
- 発達を促す適切な支援の方法を知ること

家庭療育課題設定方式 PT

- サポートブックの作成
- ほめ方・しかり方
- 視覚支援・環境調整
- 行動の具体化
- ABC分析
- 上手な指示
- 上手な援助
- 課題分析と記録
- 手続き作成と実施

標準的な内容

回	講義	演習	ホームワーク
1	自己紹介・オリエンテーション	自己紹介	
2	ほめ上手になろう!	うちの子紹介	ほめて、ほめてほめまくろう!
3	整え上手になろう!	ほめようシート	ほめマスターになろう!
4	教え上手になろう!	目標設定	療育目標を考えよう
5	伝え上手になろう!	手続き作成表	療育実施・記録
6	リクエストにお答えします		
7			
8	振り返り・茶話会		

行動論に基づいて、5つの内容が含まれている
講義とワーク、ホームワークで構成されている。
隔週で1回90分から120分で行う。
1クール6回～8回程度

状況に合わせて内容をチョイス

	設定回数 3回～4回 (初めて実施する方)	設定回数 6回～7回 (子どもの行動を捉えられる方、1年以上の経験のある方)	設定回数 8回～10回 (慣れた方)
ほめ上手	☆	☆	☆
観察上手		△	☆
整え上手	☆	☆	☆
伝え上手		☆	☆
教え上手			☆
サポートブック		☆	☆
困った行動を減らそう			☆

ペアレント・トレーニングの中では

```

    graph LR
      A[A:事前] --> B[B:行動]
      B --> C[C:事後]
      C --> D[結果  
周囲の対応]
      C --> E[ほめ上手]
      D --> F[教え上手]
      F --> G[整え上手]
      G --> H[伝え上手]
      H --> I[ほめ上手]
  
```

子どもに新しい行動やよい行動を教えるためのコツをご紹介します。

上手なほめかたのポイント

- ・子どもにとってプラスの関わりとなるような上手なほめ方には次のようなポイントがあります。
 - よい行動をしたすぐ後にほめる
 - 子どもがわかる言葉や表現をつかう
 - 子どもにあったほめ方をする
 - 具体的に何がよかつたのかを伝える

怒るだけの対応では…

- ・発達障害の子に対しては悪いことに対して罰を与えることだけでは対応できないのが現状。
 - 親にたたかれたら友達をたくようになる
 - 努力してもできないことが多い、普通にしていても怒られることが多い
 - 怒られてもなぜ怒られているのか理解しにくい
 - 怒る対応を続いていると自尊心が低下する→将来的に2次障害が出やすい
- ・よい行動が出たときにはめてあげる対応のほうが次につながりやすい

ワーク: 子どものほめリスト(ことば編)

子どもが喜ぶほめことばにはどんなものがある



子どもが喜ぶほめことばの一例

- | | |
|-----------|----------|
| ・すごーい | ・すばらしい |
| ・かっこいい | ・かわいいね |
| ・おにいちゃんねん | ・さすが |
| ・おねえちゃんねん | ・〇〇みたいだね |
| ・上手 | ・やさしいね |
| ・よくできたね | などなど |

「ありがとう」「たすかったわ」もほめことばになります

ことば以外の色々なほめ方

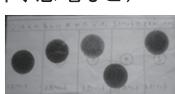
子どもがしてもらったり、もらったりして「うれしい」と思えるものや、楽しいと思える活動を一緒にすることも「ほめる」と同じ効果があります。

好きな関わり方は？

好きな活動や遊びは？

好きな食べものは？

好きなキャラクター、対象
(電車、恐竜など)



ワーク: 子どものほめリスト(ことば以外編)

.....

.....

.....

.....

ほめることが見つからないとき

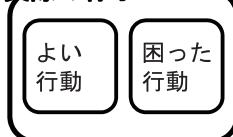
- いいところを探してほめる。
- ほめるハードルを下げる。
- 困った行動をしていないことをほめる。



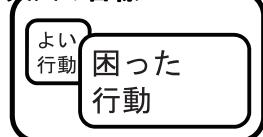
いいところを探してほめる

私たちは、ついつい「困った行動」に注目してしまい、「よい行動」があっても気づきにくくなっています。

実際の様子



大人の目線

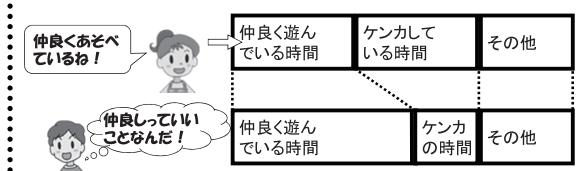


意識的によい行動に目を向けてみましょう。

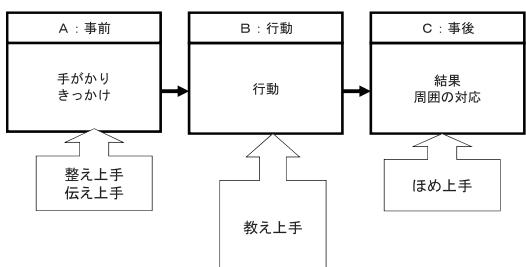
困った行動をしていないことをほめる 逆転の発想で！

困った行動をしたときにに対応するのではなく、困った行動をしていないときにほめる。

友だちとケンカをしていないことをほめることで、ケンカをしている時間が相対的に少なくなる。



先行条件の操作を学ぶ



子どもに新しい行動やよい行動を教えるためのコツをご紹介します。

ワーク：環境を整えてみよう



- だい君は朝着替えに時間がかかってしまいます。登校時間も迫り、お母さんもイライラして色々と言ってしまいます。

整え上手の①～
⑥を参考にしてください



わかりやすい声かけ

声かけや指示がうまく伝わらないときのチェックポイント



声かけを聞いていないでは？



声かけが理解できていないでは？



声かけは理解できるけれど、興味がなかったり、やりたくないのでは？

※伝わらない理由によって、違った対応を考えられます。



声かけを聞いていない

- ① タイミングをはかる。
何かに夢中になっているときや、パニックの最中は声が届きにくい。
- ② 注意を引いてから話す。
「今からお話しします」「○○ちゃん」と言ったり、子どもの肩を叩いてから話す
- ③ 目を引くようなものを用意する。
絵カードや文字など視覚的な手がかりを使う。



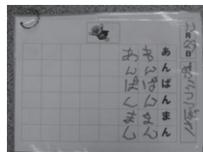
声かけが理解できない

- ① 前もって伝えておく。
- ② 具体的な言葉を使って伝える。
- ③ 短い指示を一つずつ伝える。
- ④ 子どもの理解に合わせて、指さし・視覚シンボル・写真・絵などを使う。



興味がない、やりたくない

- ① 指示に従った後の結果(ほめ方やごほうび)を工夫する。
- ② 子どもが「できる」と思えるレベル(量や難易度)の課題にする。
- ③ 必ず成功できるように手助けする。
失敗が嫌で活動に取組めない場合がある。
- ④ 課題を工夫して興味ひきつける。
声かけの仕方だけでなく課題そのものにも工夫を加える。

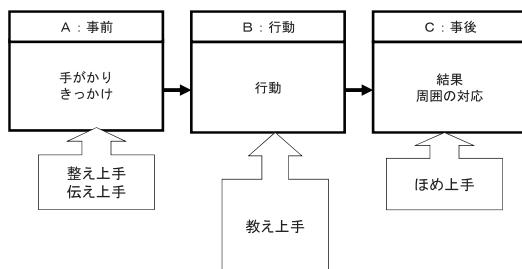


興味ややる気を高める工夫

いくつかの選択肢を用意し、子ども自身に好きな活動やものを選んでもらいます。自分で選ぶと、同じ活動やものでも、よりやる気が出たり、もらつたときにより嬉しかったりします。



行動の課題分析・プロンプトを学ぶ



子どもに新しい行動やよい行動を教えるためのコツをご紹介します。

行動を分解するメリット

- ① どのポイントで援助すればよいかがわかりやすくなる。
- ② 子どもにとって、どの部分が難しいのかがわかりやすくなる。
- ③ 難しい部分に合わせて、援助の種類や程度を変えることができる。

たとえば「手を洗う」

①	蛇口をひねって水をだす
②	石けんをつける
③	泡立てる
④	両手をこすって手をあらう
⑤	石けんを洗い流す
⑥	水をとめる
⑦	タオルでふく

援助のポイントがわかる

○	蛇口をひねって水を出す	→ 固形石けんを液体石けんに
×	石けんをつける	
○	泡立てる	
○	両手をこすって手を洗う	
○	石けんを洗い流す	
×	水をとめる	→ 「とめようね」と言って蛇口を指さす
○	タオルでふく	

練習：行動を分解しよう①

「カップラーメンを作る」という行動を分解してみましょう。

いくつの要素に分解するかは自由です。普段の自分の行動をふりかえって考えてみてください。

①	外袋をはがす。
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

オーダーメイドが基本

一人ひとりに合わせた行動の分解を

行動の要素の分け方に正解はありません。同じ行動でも、その子どもの発達や習熟によって要素のわけ方は異なってきます。また、どのような使う道具か、どの場面で行うかなど周囲の状況によっても要素の分け方は異なります。

実際にその行動をしている場面を観察しながら、どのような要素に分けるか検討できるとよいです。

援助の種類

援助の種類は大きく分けて2つあります

①行動の前の工夫・環境の整備

取り組みやすいように前もって準備する。整え上手の工夫がこれにあたります。

②行動に対する援助

子どもがその行動を確実に成功できるように子どもに寄り添って、直接援助します。指さし、手をそえる、やってみせるなどの方法があります。

行動に対する援助のコツ

ちょうどよい量の援助

- ①必要以上の援助をしない。
- ②少し待って、様子を見てから援助を出す。
- ③援助の量は、徐々に減らしていく。

多すぎると、指示待ちになってしまったり、援助にたよりすぎたりしてしまいます。少なすぎると、失敗を繰り返してしまい、自信を失ってしまうかもしれません。子どもの行動を観察しながら、タイミングを見計らって援助を出しましょう。

練習：困難な場合の援助は？

必要な援助	
①	外袋をはがす。
②	やかんに水を入れる。
③	やかんをコンロの上に置く。
④	コンロの火をつける。
⑤	火一となったら火を止める。
⑥	カップめんのふたを開ける。
⑦	やかんの湯を注ぐ。 子どもが一人でできなかつた場合の援助の方法を事前に考えておきます。
⑧	3分待つ。
⑨	ふたを取る。
⑩	箸でかき混ぜる。

なくしていくける援助と残す援助

援助はできるようになっていくごとに、徐々なくしていくという視点をもつことが重要です。援助をなくすことと援助によって得られるメリットのバランスを大事にしましょう。

①なくしていくける援助

指さし、手をそえるなど行動に人がついて行う援助。

②残す援助

スケジュールボード、料理カードなど一人ですることを補助するための視覚的な援助ツール。

教え方の順番

出来具合を見ながら教える順番を選びましょう。

①から確実にできるように	最後から確実にできるように
① Tシャツを手に取る。	仕上げ感を味わいやすいので
② すそを持つ。	
③ すそをひろげて頭を入れる。	
④ 頭を通す。	
⑤ すそを引っ張る。	
⑥ 右手を通す。	
⑦ 左手を通す。	
⑧ すそを引っ張る。	

行動の後の工夫

9 できたときのほめ方やかかわり方

- 直後にほめる。
- 子どもの喜ぶ方法でほめる。
- 声かけ以外のほめ方も工夫する(タッチ、握手、好きなものや活動、トークンなど)。

記録の取り方

一人でできた○ 援助つきでできた△ できなかつた☆ 取り組めなかつた-

お子さんの行動	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
① パジャマを手に取る	○	-	○	○	○	○	○
② すそを持つ	○	-	△	△	△	△	△
③ すそを広げて頭をつっこむ	△	-	△	○	△	○	○

うまくできた○ まあまあうまくできた△ うまくできなかつた☆

あなたの行動	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
上手に指示できましたか?	△		○	△	○	○	○
困難時に上手に援助できましたか?	☆		☆	△	△	○	
上手にほめることができましたか?	△		△	○	△	○	○

たとえば…

一人でできた○ 援助つきでできた△ できなかつた☆ 取り組めなかつた-

お子さんの行動	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
① パジャマを手に取る	○	-	○	○	○	○	○
② すそを持つ	○	-	○	○	○	○	○
③ すそを広げて頭をつっこむ	△	-	△	○	○	○	○
④ 頭を通す	△	-	△	△	△	○	△
⑤ すそを少しおろす	○	-	○	○	○	○	○
⑥ すそを引っ張る	△	-	△	△	△	△	△
⑦ 左手を通す	△	-	○	△	○	△	○
⑧ 右手を通す	△	-	△	○	○	○	○
⑨ すそを引っ張る	○	-	○	○	○	○	○
⑩							

④と⑥がなかなか上達しないな。
つづきを変えてみようかな…



達成基準



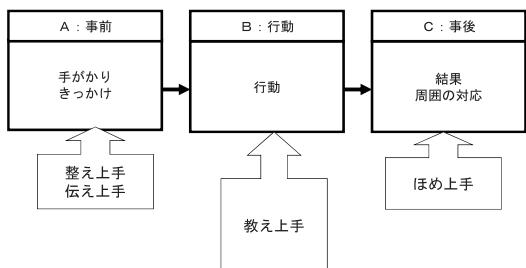
- ・どうなれば目標を達成できたと言えるかを決めておきます。例)⑨を一人でできる日が週に4日など
- ・一度できても、次から必ずできるとは限りません。繰り返しつづきを見直したり、次のステップに進むときの基準になります。

家庭療育を楽しくするために

- ・罰や負の強化で教えないこと
- ・無理をしないこと・楽しく進めること
- ・仲間を作ること
- ・地域の情報を知ること
- ・専門家への相談とスーパービジョン
- ・自閉症のあるこどもの子育てからその子の子育てへ



行動分析学をわかりやすく 実行しやすいプログラムで提供すること



子どもに新しい行動やよい行動を教えるためのコツをご紹介します。

まとめ

- 行動分析学とは
 - 行動を説明したり、解釈するのではなく、制御要因を探求する新しい心理学
- 行動分析学の特徴
 - 行動の原因を「環境要因」に求める
 - 行動を先行条件と後続条件という環境要因から捉える
 - 環境要因を操作することで行動に影響する要因を分析する
- 行動分析学の発達障害支援への応用
 - 認知・行動療法
 - 療育プログラムへの展開

発達障害者の就労支援

宇都宮大学教育学部特別支援教育専攻

梅永雄二

発達障害の人の話

- ・今の世の中では生きにくい
- ・常識がないと言われる
→わからないから生きづらい

子どものときの課題

虐待
いじめ
孤立
不登校
引きこもり
非行

米国の学校教育

発達障害等発達障害児童生徒への教育内容

米国での障害児教育におけるIEP(個別教育計画) に含まれるITP(個別移行計画)の内容

- ・移動能力
- ・身辺自立
- ・医療・保健
- ・居住
- ・余暇
- ・対人関係
- ・地域参加
- ・教育、就労
- ・お金の管理
- ・法的な問題
- ・毎日の生活

それぞれの項目における様々な課題

① 移動

- 方向音痴のため待ち合せ場所に行くことができない
- 時間概念が不十分なため遅刻する
- 音や匂い、人の多さに敏感なため電車やバスに乗れない
- ・身辺自立
 - 髪の毛やひげが伸びっぱなし、化粧ができない、入浴をしない(髪の毛にしみがついている)、歯を磨かない
 - 衣服の選択が不適切(季節に合った服装ではない、デザインが常識外れ)
- ・医療・保健
 - 健康管理ができない
 - 病気の症状をうまく説明できない

- ・地域参加
→不登校、引きこもり
- ・教育
→学校の勉強についていけない、集団行動が取れない
- ・居住
→掃除、ごみ出し、部屋代の入金
- ・余暇
→人と一緒に行動できない
→奇妙な余暇の過ごし方をする

- ・お金の管理
→無駄遣いが多い、貯金をしない、計画性なく高額な物を購入する、サラ金で借金をする
- ・法的な問題
→犯罪に巻き込まれる
→犯罪に手を染める(万引き、無銭飲食、ストーカー)
- ・毎日の生活
→偏った食生活
→新聞や宗教団体の勧誘
→訪問販売

発達障害者の課題 大人になると

ニート
フリーター
職場でのいじめ
うつ
休職
離職・退職
ひきこもり
子どもへの虐待
犯罪
ホームレス

我が国の企業から

発達障害者を雇用してから生じた課題

我が国における発達障害の人の就労上の課題 一対人関係(コミュニケーション)スキル

- ・上司や同僚が言ったことが理解できない
- ・相手にうまく伝えることができない
- ・好ましくない言語表現を表し、相手を不快な思いにさせてしまう
- ・曖昧な言動は理解できない
- ・相手の気持ちは無視して自分の好きなことだけをしゃべり続ける
- ・自分勝手な行動をしてしまって、周りから嫌がられる
- ・感情的になりやすく、痴癡を起こす
- ・数に興味があるためエレベーターの階数が示されたなナンバーをすべて押してしまう
- ・ナンバーボタンの前に立っていた女性の真後ろにくっついて立ってしまう
- ・音や光が気になるため、勝手にパソコンのモニターや電気を切ってしまう
- ・場の空気が読めない人たちが多いため、人間関係に支障を来してしまう

発達障害の人の退職理由

ハードスキルとソフトスキル

- ・仕事がつまらなかった
- ・人間関係で問題を抱えた
- ・雇用主に自分の障害を理解してもらえなかった
- ・普通の人の感覚を身につけさせようとされ精神的なダメージを受けた
- ・「障害など関係ない、努力してなおせ」と言われ重圧になった
- ・会社でいじめを受けた
- ・会社の業務、人間関係が出来なかった
- ・仕事をするのが遅いので向かなかつた
- ・自分に合わない仕事だった
- ・仕事の技術面で追いつかなかつた
- ・人より時間がかかった
- ・簡単な作業が出来なかつた
- ・期待に応えようと頑張ったが疲れた
- ・人間関係のややこしさ、指示の多さにパニックを引き起こした
- ・自分の能力では手に負えなかつた
- ・自分のペースで働けなかつた
- ・リストラにあつた
- ・ストレスと体力的に続かなかつた
- ・仕事のレベルアップができなかつた
- ・いじめにあつたり、無視されたりした

- ・簡単な作業が出来なかつた
- ・自分の能力では手に負えなかつた
- ・仕事の技術面で追いつかなかつた
- ・仕事をするのが遅いので向かなかつた
- ・人より時間がかかった
- ・仕事のレベルアップができなかつた
- ・自分に合わない仕事だった
- ・自分のペースで働けなかつた
- ・仕事がつまらなかつた
- ・ストレスと体力的に続かなかつた
- ・期待に応えようと頑張ったが疲れた
- ・人間関係で問題を抱えた
- ・雇用主に自分の障害を理解してもらえなかつた
- ・普通の人の感覚を身につけさせようとされ精神的なダメージを受けた
- ・「障害など関係ない、努力してなおせ」とと言われ重圧になった
- ・会社でいじめを受けた
- ・人間関係のややこしさにパニックを引き起こした
- ・いじめにあつたり、無視されたりした

ハードスキルとソフトスキル

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハードスキルとは ・仕事そのものの能力
 ・作業能力 ・スーパーでは <ul style="list-style-type: none"> →パッキング →値札付け →清掃 →品出し →カートの片づけ →レジうち | <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトスキルとは ・仕事以外の能力
 ・日常生活能力 ・対人関係能力 <ul style="list-style-type: none"> →挨拶、協調性、表情（明るさ）など ・コミュニケーション能力 ・余暇活動 ・職場での行動 <ul style="list-style-type: none"> →休憩時間の過ごし方 |
|--|--|

成人期に必要なスキル

SSTからLSTへ

社会性の指導？

思春期・青年期から成人期へつなげていくために

- ・ソーシャルスキルの再検討
- ・ライフスキルを中心に
 - 発達障害の人に対人関係スキルを強要しない
 - 友だち100人できなくてもいい
 - 人に頼るスキルも場合によっては必要

ソーシャル・スキルとは（ウィキペディア）

- ・その場の雰囲気がわかること
- ・自分の発した言動を相手がどのように受け取るかを想像すること
- ・自分の考えを上手に相手に伝えることができること
- ・自閉スペクトラム症の人が学習することに限界がある

対人関係スキルを教えた結果

- ・様々なトラブル
高価な化粧品を買わされた
宗教団体に入らされた
万引きの仲間にされた
サラ金に連れて行かれて判子を押させられた
- ・原因は
何をどのようにしたらいいかわからなかった
先の見通しを持つことができなかった
- ・自立とは何でも一人でできることか?
本人のニーズと適切なサポートで自立
何かあったら相談できる場所(人)を

ライフスキルとは

国連が定義

WHOが定義している10のライフスキル

- 1.自己認識スキル
- 2.共感性のスキル
- 3.効果的コミュニケーションスキル
- 4.対人関係スキル
- 5.意志決定スキル
- 6.問題解決スキル
- 7.創造的思考ができるスキル
- 8.批判的思考スキル
- 9.感情対処スキル
- 10.ストレス対処スキル

発達障害の人における ライフスキルとは

大人が日常的に行う活動

個別のライフスキルチェックリストを作成
ILSP(Individualized Life Skills Plan)

ライフスキルのチェック

チェックリストなので、
必ずしもできるようにするのではない

ライフスキル

大人が日常的に行う活動

ライフスキルのチェック
～ソフトスキルを中心に～

日々のライフスキルチェック①

- 1.朝決まった時間に自分で起きることができる
- 2.顔を洗うことができる
- 3.朝食を作り取ることができます
- 4.歯を磨くことができる
- 5.(男性の場合)髪を剃ることができます
- 6.(女性の場合)化粧をすることができます
- 7.髪をセットすることができます
- 8.適切な服に着替えることができる(靴、靴下も含む)
- 9.家に鍵をかけることができる
- 10.乗り物を利用することができます(車の場合は運転ができる)

日々のライフスキルチェック②

- 11.遅刻をせずに適切に職場等の目的地に着くことができる
- 12.タイムカードを押すことができる
- 13.(場合によっては)適切な職場の衣服に着替えることができる
- 14.上司、同僚に「おはようございます」の挨拶ができる
- 15.昼食を取ることができます
- 16.お昼休みに適切な余暇を取ることができます
- 17.仕事が終った後にタイムカードを押すことができる
- 18.時に応じて残業をすることができる
- 19.仕事が終った後に「失礼します」の挨拶をすることができる
- 20.スーパーやコンビニで買い物をすることができる

日々のライフスキルチェック③

- 21.ATMの利用ができる
- 22.帰宅すると手を洗うことができる
- 23.夕食をとることができます(自炊の場合は料理や食器洗いができる)
- 24.入浴が出来る(洗髪も含む)
- 25.パジャマなどの部屋着に着替えることが出来る
- 26.テレビを見たりCDを聞いたり(ゲームや読書)余暇を楽しむことができる
- 27.寝る前に歯を磨くことが出来る
- 28.適切な時間に就寝することが出来る

一週間のライフスキル

- 1.土、日に適切な余暇を楽しむことができる
- 2.爪を切ることができます
- 3.必要なものをまとめて買うことができる
- 4.洗濯ができる(コインランドリーを使うことができる)
- 5.ゴミを出すことができる
- 6.掃除ができる

一ヶ月のライフケース

1. 散髪や美容院に行くことができる
2. 部屋代、携帯・電気・ガス・水道代を支払う
3. (旅行など)の余暇を楽しむことができる

一年のライフケース

1. 歯医者に行くことができる
2. 健康診断を受けることができる
3. 車を利用している場合は点検を受けることができる
4. 大学生の場合は履修申告ができる

その他のライフケース

1. 必要に応じて病院にかかることができる
2. 給与を適切に分けて使用できる
3. 賢金ができる
4. 高額なもの(テレビ、冷蔵庫、エアコンなど)を計画的に購入することができる
5. 新聞の勧誘や宗教団体、他の商品の勧誘などを適切に断ることができます
6. 近所の人に挨拶ができる
7. 必要に応じた買い物(メガネやコンタクト、医薬品など)ができる
8. 何か問題が生じたときに保護者等の支援者に連絡することができる
9. ストレスや嫌なことが生じたときに自分で気分を落ちつかせることができる
10. その他必要に応じたライフケース(緊急時の対応など)ができる

LIFE SKILLSとは 言い換えると

Independent Living Skills in Community

地域で自立して生活できる力

DVD:発達障害者のライフケース支援

(協力:良品計画、富士ソフト)

星屑俱楽部(中島映像教材出版)
監修 梅永雄二

まとめ

アセスメントの力を高めるためのスーパーバイザーの役割と事例検討の進め方

大正大学人間学部臨床心理学科 教授 近藤直司 田中 秀征

研修資料① アセスメントの力量を高めるために～ケースレポートについて考える～

1. この研修の前提

ケースを的確に把握している人のケースレポートは簡潔でわかりやすい

ケースレポートの仕方を意識すると、アセスメントの力量が上がる

2. どのような状況で、どのようにレポートするかを意識する

- (1) 集まっている情報をすべてレポートする
- (2) 情報を取捨選択し、理解や仮説、支援方針までを簡潔にレポートする（研修資料②③）
- (3) 事例検討会やケース会議におけるレポート（研修資料⑫）

これから、（2）の方法でケースをレポートしてみます。他の人のレポートを聴くのも研修課題です。個人が特定できるような情報はレポートに入れないと、ケースに関する資料はコピーせず、研修終了後に回収するなど、守秘性に配慮しましょう。

研修資料② 5分でケースをレポートする（1）

現在、担当している事例や担当者を指導している事例などを、下記の点に留意してレポートしてみてください。持ち時間は5分（だいたいA4版で1枚相当）です。

1. 3つの作業過程（インテイク、アセスメント、プランニング）を意識する

収集・整理した情報を評価し、何らかの仮説や理解（アセスメント）にまとめ、そのアセスメントから対応・方針を検討します。レポートの際には、これまでの支援経過や細かな情報、来談者が語った内容などに時間をかけ過ぎず、あなた自身のアセスメント（理解・解釈・仮説）を中心に述べるようにしてください。

2. アセスメント（理解・解釈・仮説）を述べる

アセスメントとは、『一つ一つの情報を自分なりに解釈し、それらを組み立て、生じている問題の成り立ちmechanismを構成し（まとめ上げ）、支援課題を抽出すること、あるいは、その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを明らかにすること』と考えてみてください。

アセスメントにあたっては、①生来的な気質や発達特性、疾患などの生物的な要因、②不安、葛藤、希望、自己感、認知、内省性、感情統制、防衛機制などの心理的な要因、③身近な人たちとの関係、家族や学校・職場への適応などの社会的な要因に注目してください。また、3つの要因の関連性にも留意し、生じている問題や「那人」に関する『生物－心理－社会的な包括的アセスメント』と、今後の支援にあたって核心になると思うことをレポートの冒頭で簡潔に述べてください。たとえば、

「頭痛や腹痛のために不登校になっている中学生です。軽い知的な遅れがありそうですが、周囲の認識が乏しいことが中心的な問題だと思います。家族に理解を求めて発達について査定したうえで、環境を調えることが中心的な課題になりそうな事例です。」といった感じです。

こうしたレポートによって、①軽度知的障害ないしは境界知能という生物的要因、②周囲の認識不足によって能力以上のことを期待されている、適切な支援が提供されていないといった社会的要因、

③その狭間で本人の不適応感が高まり、抑うつや身体症状が生じているといった心理的要因が絡んでいること、また、それら3つの要因が関連し合って生じている不登校ケースであることが聴き手に伝わります。

こうしたアセスメントに基づいて支援課題をリストアップします。支援課題がいくつあると思っているかを述べてください。これまでの支援経過やケースの状況を説明しただけで支援課題や支援方針に飛んでしまうレポートは不合格です。重要なのは「その状況や問題が如何にして生じているか」です。

3. 対応・方針

アセスメントに基づいて支援方針を述べてください。上記の事例であれば、①生物的な要因（知的能力）に注目した学習指導や生活指導など、②個別面接や生活場面において自己評価の回復や不安の軽減を図るような心理的アプローチ、③家族にはたらきかけて本人が困っている状況を理解してもらう、学校にクラス運営や個別の支援について検討してもらうなどの環境調整（社会的アプローチ）、そして、④それらのいくつかを並行させた複合的なアプローチ、が考えられます。

どのアプローチを選択するか、どのアプローチを優先させるかは、実現可能性と本人・家族のニーズに沿って決めます。また、緊急性の高い課題があれば、それを優先します。障害者や高齢者の事例では、その人の生活観や人生観（どんな人生・生活を送りたいか）、趣味や好みを踏まえた支援方針を工夫してみてください。

アセスメントの後半でリストアップした個々の支援課題に対応する支援計画をできるだけ具体的に（誰が、どんな方法で、いつまでに、どのくらいの期間）述べてください。情報－理解・解釈・仮説－方針の整合性を確認してください。現時点でのアセスメントに至るまでの情報が不足している場合には、今後、どのような情報を、どのような方法で集めるかを述べてください。ここまでで5分です。

「生じている問題」に対する方針を考えたいときには、以上のポイントを踏まえてレポートしてください。「那人」をアセスメントするときには、研修資料③を活用してください。

研修資料③ 5分でケースをレポートする（2）～「那人」についてのアセスメント

1. まずは言葉にしてみる

「あの人にはどのように関わったらよいのか」に迷っているときは、「那人」のアセスメントが必要です。まずは、漠然と「こんな人」と感じていることや、「あれじやあ、誰ともうまくいかないだろうな」などと思っていることを、しっかり言葉にしてみましょう。

2. 三つの軸を意識する

修資料④を使って、①生物（気質、発達、障害、疾患）、②心理（不安、葛藤、希望、自己感、認知、内省性、感情統制、防衛機制など）、③社会（対人関係の特徴や適応）という3つの軸を意識しながら、「こんな人／子どもである」という理解や仮説を簡潔に述べてください。たとえば、「穏やかで親切なときと、イライラして怒りっぽいときが極端で、気分の波が大きい子です（感情、気分）。身体症状や一人で眠る寂しさを訴えてくるなど、常に関係を求めているようにみえます。ただし、本児が望んでいるのは、甘えや依存が満たされるような二者関係レベルの対人関係のようです（対人関係）。集団に適応することはできず、些細なことで怒り出したり、落ち込んだりするので、手厚い関わりが必要な子です（適応）」、あるいは、「中学3年生の女の子です。自己イメージは否定的で（自己感）、他者から好かれていないと感じやすいようです（自己、対象の認知）。居場所がなく、非行

仲間からの誘いを断れないため、引きずられるような形で問題がエスカレートしている面があるようです（対人関係）。知的には平均下位で、表現力や内省性はやや低いのですが（生物的な知的能力と内省性）、1対1の場面ではとても素直で、面接を一つの支えと感じてくれそうな子です」といった感じです。

3. 言っていることと示した反応に注目する

普段から「その人が」話していることや、ある出来事の際に示した反応は、「その人」の理解にとても役立ちます。言動や反応にどのような意味があるか、どのように解釈できるかを考えてみましょう。たとえば、「あの子がドアを蹴破った」のは、みんなの前で自尊心を傷つけられたことへの憤怒かもしれないし、平等に扱われていないことや差別されたことが悲しかったのかもしれません。

4. 無意識（身体化、失錯行為、抵抗、防衛など）に目を向ける

その人の言動だけに囚われず、「ああは言っているけれども、本当の本当はどんな気持ちなんだろう」とか、「表向きは身体的な不調で登校できないようだけど、本当の本当は学校での友だち関係に苦労しているのではなかろうか（心身相関、身体化）」「ご本人も気づいていないみたいだけど、遅刻が増えたのは、この面接がつらくなっているためではないか（抵抗、失錯行為）」「妙に明るいけれど、本当の本当はとても悲しいのではないだろうか（防衛機制、この場合は反動形成）」などと考えてみてみます。

5. ストーリーを描く

その人は、どんな人たちと、どんなふうに暮らしてきて、どんな影響を受けてきたか、問題が発現する時期にはどのような出来事があつて、それをご本人はどうに体験していたのか、その結果、どのような葛藤が生じ、それがどのような問題として顕在化し、維持されているのか、といったストーリーを読み解くことを意識してください。また、過去の重要な人間関係が援助者との関係に影響しているかもしれません（転移）。こうした視点は、「現在のその人」に目を向けるだけでは「理解できた」と感じられないときに役に立ちます。

ある地域で、夕方になると大声で叫び始める単身高齢者のことが問題になっていました。自宅を訪問した保健師は、この人に軽い片麻痺があることに気づきました。脳血管障害や認知症に伴う夜間せん妄の可能性を伝え、繰り返し受診を勧めましたが、頑なに拒絶されるだけでした。何度もかの訪問で、いつもは取り付く島のないような不機嫌な人が、家族の話題になると急につらそうな表情、しんみりとした口調になることに気づきました。その後、この人が親や兄弟からは見放されたと感じていること、さらに、やや一方的な思い込みのようではあるものの、かつて頼りにしていた援助者から裏切られたと感じていることがわかつてきました。「この人は夕方になると、ひどく心細くなるみたい」「誰かに頼りたいと思いつつ、また見放され、裏切られることを恐れているのではないか」という仮説に至り、初めてこの人への関わり方がみえてきたように感じました。

6. 強みにも目を向ける

厳しいケースであればあるほど重要な視点です。

研修資料④ アセスメントのためのフォーマット

インテイク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)	プランニング (支援計画策定)
(見たこと、聞いたこと、データなど) 情報	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと) (生物的なこと (疾患や障害、気質など)	支援課題 (支援の必要なこと) 対応・方針 (やろうと思うこと)
①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	

研修資料⑤ アセスメントのためのフォーマット（改訂版）

インテイク(情報の収集・整理)	アセスメント(評価)	プランニング(支援計画策定)
情報 (見たこと、聞いたこと、データなど)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、解釈・推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと) 対応・方針 (やろうと思うこと)
	生物的なこと (疾患や障害、発達の遅れ・偏りなど)	①
	②	
	心理的なこと (不安、葛藤、希望、自己感、認知、内省性、感情抑制、防衛機制など)	③
	本人について	④
	社会性・対人関係の特徴	⑤
	家族	⑥
	学校・職場	⑦
	環境について 友人・近隣など	⑧

研修資料⑥ 『アセスメントのためのフォーマット』を使うときの留意事項

1. 「その人」をアセスメントするときには研修資料④、環境要因を含めてケース全体をアセスメントするときには研修資料⑤を使ってください。
2. 「本人」は誰でも結構です。
3. アセスメントの欄から書き始めてください。情報の欄には、アセスメントの根拠になったことだけを書いてください。生物－心理－社会的なアセスメント→その根拠になった情報→支援課題の順番がよいかもしれません。
4. 情報とアセスメント（評価）の違いを明確に意識してください。たとえば、「誰々が何をした」「IQは73」などは情報、その言動やデータを（私が）どのように理解・解釈したのかがアセスメント（評価）です。情報は3人称、アセスメント（評価）は1人称です。
5. アセスメント・評価には、確信度や自信に応じて段階があります。理解、解釈、仮説などです。「○○の情報から、とりあえず2つの仮説を立てた」というのも有ります。
6. 生物的なアセスメントに病名・診断名だけを書かないようにしてください。何ができる、何ができないのかが重要です。金銭や財産の管理ができない、内服しなくなると再発しやすい、といったアセスメントがなければ、支援方針に結び付きません。
7. 複数の支援対象者がいるケースについては、研修資料⑨を併せて使うとよいかもしれません。

研修資料⑦ アセスメントのためのフォーマット（記入例）

インテイク(情報の収集・整理)	アセスメント(評価)	支援課題 (支援の必要なこと)	支援計画策定
<p>情報 (見たこと、聞いたこと、データなど)</p> <p>宿題や持ち物を忘れることが多い 小学生2年生から学力の遅れが生じている アンパンマンが好き 不器用で足が遅い 球技も苦手</p>	<p>理解・解釈・仮説 (わかったこと、解釈・推測したこと)</p> <p>(疾患や障害、生物的なこと 生来的な知的発達の遅れがありそうで、運動能力も低い)</p> <p>心理的・情緒的なこと、認知の特徴 (不安、希望、気分、感情統制など)</p> <p>周囲についていけないことで傷つくことが多く、自信をなくしている 登校することがづらくなっているが、特別扱いされたくないらしい(父親の意向を気にしている)</p> <p>本人について</p> <p>よく、「どうせばくなんか」と言う 体育と数学がある日は腹痛を訴えることが多い 支援学級の活用を勧めると渋る</p>	<p>①担任の理解を促し、学習環境を整える ②つらさを汲みながら、長所にも気づかせる ③味方になってくれる友だちを増やし、からかう友だちを減らす ④学校での指導過程と本人の変化を家族に報告しながら、理解を促す ⑤</p> <p>社会性・対人関係の特徴</p> <p>平均的な同年代集団に適応することが難しいと思われる</p> <p>⑥</p> <p>友だちに強がって見せることが多く、からかわれやすい、</p> <p>友だちに強がって見せることが多く、からかわれやすい、</p> <p>⑦</p> <p>家族</p> <p>父親は知的な遅れを否認する傾向が強い、</p> <p>学校</p> <p>知的な遅れという観点をもつていいないが、専門的な助言を求めている</p> <p>友人</p> <p>心配してくれる友だちが1／3、からかう友だちが1／3、中間派が1／3くらい</p>	<p>①学校(とくに担任)へのコンサルテーション (母親の了解を得て早急に。体育と数学の教科担当には能力に見合った指導を依頼してもう)</p> <p>②支持的な面接(母親の了解を得てSCIに依頼、週1回の支持的な面接)</p> <p>③担任に、味方派、からかい派の中心メンバーとそれぞれ話し合いの機会をもつてもう</p> <p>④家族との定期的な連絡(学校が工夫している点と成果を強調する) 来年度から支援学級を活用できることを目標に</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p>

研修資料⑧ ADHD症状や心理・行動上の問題を示す子どもへの治療・支援と同時に養育者・学校への支援を必要とするケース

インテイク(情報の収集・整理)	アセスメント(評価)	プランニング(支援計画策定)
<p>情報 (見たこと、聞いたこと、データなど)</p> <p>授業に集中できず、気が散りやすい、立ち歩きや飛び出しあは算数の時間に多い、友だちとの喧嘩が絶えない、算数の習得度は小2レベル</p> <p>すぐに「どうせばくなんか」と言う思い通りにならないと友だちに手を出してしまって、「怒りん坊はみんなに嫌われる」と泣いたことがある落ち着くと、「さつきは怒りすぎた」と後悔する。深夜に近所を徘徊していることがある(詳細は不明)対教師暴力(週に1回くらい、算数の授業をめぐつて、</p>	<p>理解・解釈・仮説 (わかったこと、解釈・推測したこと)</p> <p>生物的なこと (疾患や障害、発達の遅れ・偏りなど)</p> <p>①虐待と生活実態の把握(收入は? 交際男性は?)</p> <p>②虐待と家出、深夜徘徊のため一時保護が必要になるかもしない ③学校内の体制整備(学習面、本児との関係づくり、家族への対応)</p> <p>④心理的・情緒的なこと、認知の特徴 (不安、希望、気分、感情統制など) ・かなり投げやりな気持ちになっていて、頑張りが利かない ・居場所と味方がほしいと感じていると思われる ・勝ち負けにこだわり過ぎて他見と協調できていない ・我慢ができないこと、キレイなことについて自分でも困っているらしい ・夜、家にいられない?(要確認)</p> <p>⑤ADHDに対する薬物療法</p> <p>社会性・対人関係の特徴</p> <p>本人について ・負けにするとすぐに嫌われる」と泣いたことがある落ち着くと、「さつきは怒りすぎた」と後悔する。深夜に近所を徘徊していることがある(詳細は不明)対教師暴力(週に1回くらい、算数の授業をめぐつて、</p> <p>負けそうになると勝手なルールをつくるらしいチーム競技では強い子ばかり集めようとする休み時間を独りで過ごすことが増えた</p>	<p>支援課題 (支援の必要なこと)</p> <p>①市家庭児童相談員が周辺調査と毎週ないし隔週の訪問を実施(当面の間、継続する)</p> <p>②必要時には児童相談所が速やかに対応</p> <p>③算数については特別支援教室を利用することを本人と母親に提案。スクールカウンセラーや本人と面接(毎週、本人の立場を最優先し、心情を汲みながら、より適応的な行動について助言。深夜徘徊について事情を確認)。母親との連絡は養育論議に一本化。</p> <p>④スクールソーシャルワーカーが上記プラン③のモニタリング会議に加わる(初回は2週間後)</p> <p>⑤市の保健師が近隣の医療機関でADHD治療を処方できる医師を探しておく(できるだけ早く)</p> <p>⑥家庭児童相談員が母親の申請手続きに同行訪問で随時)</p> <p>⑦市の保健師が担当(市役所への来談時ないし訪問で随時)</p> <p>⑧自立支援医療の申請手続き</p> <p>⑨母親への養育指導</p> <p>⑩母親への養育指揮</p> <p>・母親の養育力と関係機関を的確に利用する力は低い ・対応困難によるネグレクトと過剰な叱責 ・学校と母親との相互不信(例外は養育教諭) <学校> ・混乱しており役割・対応について整理が必要 <友人・仲間集団> ・クラスメイトは本児との関わりを避け始めている(要介入)</p> <p>自宅はかなり乱雑 保健師に「子どもの掛け方がわからない」と漏らす 本児は指示された教材を持つてこないことが多い、保育料や給食費の滞納が多い、学校と母親はお互いに批判し合っている 母親は学年主任と担任に会うことを拒否</p>

アセスメント要約

支援を必要としている人	支援課題	支援体制と役割分担		
		誰が	どんな方法で	いつまでに／いつ頃まで
①				
②				
③				
		①		
		②		
		③		
		①		
		②		
		③		

研修資料⑩複数の支援対象者がそれぞれいくつかの支援ニーズをもつケースのプランニング票（記入例）

アセスメント要約 発達上の問題を踏まえた支援を必要とする長男と心理的ケアを必要とする長女、就労・生活支援の必要な母親から成る3人家族

支援を必要としている人		支援課題	支援体制と役割分担	
		誰が	どんな方法で	いつまでに／いつ頃まで
長男	①クラスへの適応を助ける	担任	本兒に親切な子と批判的な子とそれぞれ話し合う	来週中に
	②教室でのかんしゃを防ぐ	担任	保健室へ退避させ、養護教諭が対応（クールダunganと事情聴取）	随時
	③			
長女	①心理療法的ケア	スクールカウンセラーと毎週 ○○センター心理担当が毎月	基本は支持的な面接、展開によつては身体化のメカニズムを話し合	当面の間、継続
	②学習の遅れを防ぐ	担任	定期的な家庭訪問により自習の達成度を確認	当面の間、継続
	③			
母親	①2人の子どもへの対応について 話し合い、必要な助言を提供	○○センターの心理担当	長女の来談時に並行面接	当面の間、継続
	②就労支援	障害者生活・就業支援センターの担当	面接（これまでの失職の経緯と今後の就労について）	来週から随時
	③			

研修資料⑪ 5分レポートの評価

レポートが5分、そのレポートに関する評価が5分です。

レポートが5分以内に終わったら、そのまま評価を始めてください。

評価するのは「いまのレポートがどうだったか」です。

評価項目

- 5分以内で終わったか、終わらなかつたのは何故か
- ケースを包括的（生物－心理－社会的）に捉えていたか
- 『アセスメント』を述べていたか（1人称で！）
- 支援経過や状況説明だけで終わっていないか
- おもな支援課題がいくつかあるかを明確に示したか
- それぞれの支援課題について具体的な対応・方針が示されていたか
- 本人・家族のニーズを汲んだ実現可能な支援プランか
- わかりやすかったか

ケースの内容に関する質疑や意見交換はしないでください。

ケースの内容について質問したいときは、「こういう情報が入ると、もっとわかりやすくなる」とフィードバックしてください。

研修資料⑫ ケース検討会議の演習

I ケース会議の目的と課題

「ケースへの対応を検討したい」：実際はアセスメントが課題であることが多い

「支援課題と各機関の役割を明確にしたい」：フォーマットを完成させればよい

II 支援課題と各機関の役割を明確にするためのケース会議の成功パターン

1. カリスマ的なメンバーや助言者が大活躍する（1人で「右に流してしまう」）

2. カリスマに頼らずに成功させるには…？

（1）よいケースレポート

ゴール（結論）を意識し、できるだけ完成に近いレポートをする

アセスメントと支援課題、個々の支援プランまでレポートする（研修資料⑬）

（2）上手な司会

「右に流れる」ように誘導する

常に『アセスメントのためのフォーマット』のどこが話題になっているかを把握する

自分の手に負える範囲を考えながら進行する

（3）明確で作業意識の高い質疑・討論

オープン・クエスチョンを避け、質問・発言の意図、自分の考え・意見を述べる

「質問→回答」だけでなく、質問者に「その回答からわかったこと」を述べてもらう

質問されていないことまで喋らない

多くのメンバーが残り時間を意識し、「右に流す」という作業意識を共有する

(4) アセスメントと後半の検討課題を固める

ケースに関する確認や質疑が一段落したら、そこまでのアセスメントと後半のおもな検討課題を共有する。

研修資料⑬ ケース検討会議におけるケースレポートの準備について

1. 報告する事例にタイトルをつけてみる
2. 検討したいポイントや助言を必要としている点を先に述べる
3. 発達歴、生活歴、家族状況などを述べるときは、それぞれのアセスメント（評価）と、その根拠となる情報に絞る
4. アセスメントには生物ー心理ー社会モデルを使う
ただし、この方法ではまとめ切れないときには、他の方法を用いる（たとえば研修資料⑭）
5. その人への関わり方を検討したいときは、「その人がどんな人なのか」を深めるために、その人が話した内容や普段から話していること、ある出来事の際に示した反応などの情報を多めに入れ、それらについて自分（レポーター）の解釈や理解を述べる
6. レポートの時間を想定し、時間内に報告できるように準備する（10分ならA4版で2枚）
7. 残したい情報、削れないと思うエピソードの意味を考え、自分の考えをまとめる
8. 上記の作業後、もう一度タイトルについて考えてみる
9. 実際のケース検討会議では、支援課題までに留める手もあるかもしれません。

研修資料⑭ アセスメント票（エリア別）

(エリア) 医 保 療 健	本人のニーズ (陳述)	本人の能力 と限界	家族の支援 と限界	プライベートな 支援と限界	専門家の支援 (現在利用)	専門家の支援 (提供可能)
収入						
職業						
住居						
A D L						
対人関係						
家族関係						
趣味 いきがい						
その他						
アセスメント の要約						

発達障害支援スーパーバイザー養成研修会

発達障害を巡る諸問題 ～児童青年精神科臨床の実践から～

一般社団法人日本自閉症協会・会長
医療法人弘徳会愛光病院・顧問

山崎 晃資

1

2

I.“いわゆる”発達障害とは

発達障害者支援法による定義 (平成17年4月)

第2条第1項：

この法律において発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに準ずる脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

「発達障害」の用語の使用について 文科省初等中等教育局特別支援教育課 (平成19年3月15日)

- ① 発達障害の範囲は、発達障害者支援法の定義によるが、高機能以外の自閉症者については、以前から、また今後とも特別支援教育の対象であることに変化はない。
- ② 「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。
- ③ 学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない。

世界自閉症啓発デー・2015

発達障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものをいいます。例えば、自閉症やアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害、読字障害や書字障害を含む学習障害、注意欠陥多動性障害、吃音症、トウレット症候群などが発達障害に含まれます。知的障害を伴っている場合もあります。

5

II. 臨床児童青年精神医学における診断

6

Diagnosis（診断）の意味

- ギリシャ語の語源：
「知識のすべて」

dia → between, through
gnosis → knowledge

7

■ 診断の系列

- 1) 診断フォーミュレーション：
個人的接近＝自己歴的診断

- 2) 診断分類：
グループ的接近＝名称的診断

8

診断フォーミュレーション

9

診断フォーミュレーション

- ① 発症に関連する要因はなにか：遺伝的要因、周産期障害、親子関係、家族状況などなぜこの時点で来院したのか
- ② どのような症状形成過程が働いているのか：Bio-socio-psychological factors、疾病利得、危険信号、下位文化など
- ③ なぜ症状が持続しているのか
- ④ 治療した（しない）場合、結果はどうなるか
- ⑤ 子どもの長所はなにか：治療的有効性に作用するもの

10

診断のための12の一般的なコツ

（Allen Frances：精神疾患診断のエッセンス、
大野 裕ら 訳、金剛出版、2014年）

- ① ヒポクラテスは、患者を知ることは病気を知ることと同程度、重要であると言った
- ② 時間を取って、努力する
- ③ ブロードウエイで蹄が聞こえたら、「シマウマ」ではなく、「馬」と思え！ 診断が疑わしい場合は、可能性の高いものから考えるべきである
- ④ あらゆる情報を入手せよ
- ⑤ これまでの診断名は考慮するが、それに盲従してはならない

11

- ⑥ 定期的に診断を見直す

- ⑦ 小児や思春期の患者は特に診断が難しい

- ⑧ 高齢者の患者も診断が困難である

- ⑨ 症状が軽症なほど、診断は困難となる

- ⑩ 疑わしい場合は、過小診断する方が、より安全でより正確である

- ⑪ 正確な診断は大きな利益をもたらすが、不正確な診断は大きな不幸をもたらす

- ⑫ ヒポクラテスの不朽の言葉を常に思い出す
「何よりも害を成すなかれ」
(first, do no harm)

12

III. 自閉症スペクトラム 障害とは

(Autism Spectrum Disorder, ASD)
DSM-5 (米国精神医学会、2013年)

13

米国精神医学会 精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版(2013年)

DSM-5

14

- #### DSM-IV(1994年) 発達障害関連の分類
- 精神遅滞
 - 学習障害
 - 運動能力障害
 - コミュニケーション障害
 - 広汎性発達障害
 - 注意欠陥および破壊的行動障害

15

- #### DSM-5のパラダイム・シフト
- ① 生物学的指標の導入
 - * 医師の主観的判断は不十分
 - * 研究途上にある精神機能測定法の導入(例)光トポグラフィー
 - ② 予防概念の導入
 - * 将来の状態を識別することは困難
 - * 初期診断・初期介入の効果的治療法が証明されていない
 - ③ ディメンジョン・モデル(計量的尺度・次元)の導入
 - * 特徴的な症状を軸として評価 vs カテゴリー・モデル
 - * 症状に関するすべての情報を生かし、治療に活用する

16

- #### DSM-5 の神経発達障害群
1. 知的発達障害
 2. コミュニケーション障害
 - ①言語障害
 - ②語音障害、③小児期発症流暢障害(吃音)
 - ④社会的(語用論的)コミュニケーション障害
 4. 自閉症スペクトラム障害
 5. 注意欠如/多動性障害
 6. 限局性学習障害
 7. 運動障害

17

- #### 自閉症スペクトラム障害(ASD)
- ①社会的コミュニケーションと社会的相互交渉(対人交流)の持続的な欠如
 - ②行動・興味・活動の限定的で反復的なパターン
- * 自閉症、PDD-NOS、アスペルガー症候群の特有な臨床症状は乏しく、症状重症度は連続(正常・サブクリニカルを含む)している。

18

自閉症スペクトラム障害①

A. 社会的コミュニケーションと社会的相互交渉(対人交流)の持続的な欠如

- (1) 対人的・情緒的な相互交渉の欠如
- (2) 対人交流に用いられる非言語的コミュニケーション行動の欠如
- (3) 対人関係を築き、維持し、理解することの欠如

19

自閉症スペクトラム障害②

B. 行動・興味・活動の限定的で反復的なパターン

(以下の少なくとも2つ)

- (1) 常同的または反復的な運動・物の使用、または話し方
- (2) 同一性への固執、ルーチンへの執着、言語的/非言語的行動の儀式的パターン
- (3) 程度や対象が異常な非常に限局され固着した興味
- (4) 感覚刺激への過敏または鈍感、または環境の感覚的な側面への異常な興味

20

自閉症スペクトラム障害③

C. 症状は発達早期に存在(対人的要求が本人の能力の限界を超えるまでは明らかにならないか、後に学んだ処世術で隠されているかも)

D. 症状は、社会性・職業、その他の重要な領域で臨床的に有意な障害を引き起こす

E. 知的障害(知的発達障害)や全般的発達遅滞では説明できない。知的障害としばしば併存し、併存症診断をするのは、全般的な発達レベルよりも社会的コミュニケーションが低いとき

21

自閉症スペクトラム障害④

「注釈」

- 1) DSM-IVで、自閉性障害、アスペルガー障害、PDD-NOSと診断されている人は、ASDと診断されるべきである。
- 2) 社会的コミュニケーションの欠如はあるが、他のASDの診断基準を満たさない人は、社会的コミュニケーション障害と診断すべきである。

22

自閉症スペクトラム障害⑤

「特記事項」

- ① 知的障害を伴うか否か
- ② 言語障害を伴うか否か
- ③ 既知の医学的・遺伝的状態、または環境的要因と関連している場合
- ④ 他の神経発達的・精神的・行動障害と関連している場合
- ⑤ カタトニア(Catatonia)を伴う場合

23

ASDの重症度 (DSM-5) (本田秀夫、2013)

重症度	対人コミュニケーション	限局した興味と反復的行動
レベル3 「きわめて多くの支援が必要とする」	言語および非言語的対人コミュニケーション・スキルの重度の欠陥	すべての場面における機能を顕著に妨げる
レベル2 「多くの支援が必要とする」	言語および非言語的コミュニケーション・スキルの顕著な欠陥; 適切な支援があっても対人的な障害は明らか	誰がみても明らかで、さまざまな場面で機能を妨げる
レベル1 「支援を必要とする」	適切な支援がなければ対人コミュニケーションの欠陥によって何らかの障害に気づかれる	1つ以上の文脈で有意に機能を妨げる

24

DSM-5は、診断分類システムの完成形ではなく、的確な使用には前提条件として臨床的トレーニングと経験が必要である。

25

DSM-5は、診断分類システムの完成形ではなく、的確な使用には前提条件として臨床的トレーニングと経験が必要である。

25

DSM-5の諸問題

(大野 裕:「DSM-IIIはなぜ作られ、DSM-5はなぜ批判されたか」、金剛出版、2014)

- ① 米国の医療保険からの圧力
- ② ガイドライン(保険会社 vs 医師)の作成
- ③ 治療方針における個別性(社会的要因)が切り落とされる可能性
- ④ 明確な科学的根拠や疫学調査がないままに作成された:米国精神医学会の経済的状況(NIMH米国精神保健研究所との確執)
- ⑤ 過剰診断に繋がる恐れがある(症状を満たしているだけで診断)

26

ちょっと気になる乳幼児

- ①あやしても笑わない、②音に過敏である
- ③人見知りをしない、④親の後追いをしない
- ⑤イナイイナイバーをしても喜ばない
- ⑥抱きにくく、⑦視線が合わない
- ⑧指さしをしない、⑨言葉が遅い
- ⑩人やテレビの動作のまねをしない
- ⑪手をヒラヒラさせたり、耳を両手で押さえたりする
- ⑫独り遊びが多く、他の子どもと遊ばない
- ⑬ごっこ遊びをしない、⑭こだわり行動が目につく

28

愛着(attachment)

◆ 子どもと他の特定の人間(母親)との間に形成される愛情の絆が、両者を空間的にも時間的にも結びつける。
(John Bowlby)

- ① シグナル行動:泣く、笑う、囁語、呼ぶ、特定の身振り
- ② 接近行動:接近、後追い、しがみつき、吸う

29

ちょっと気になる学齢児

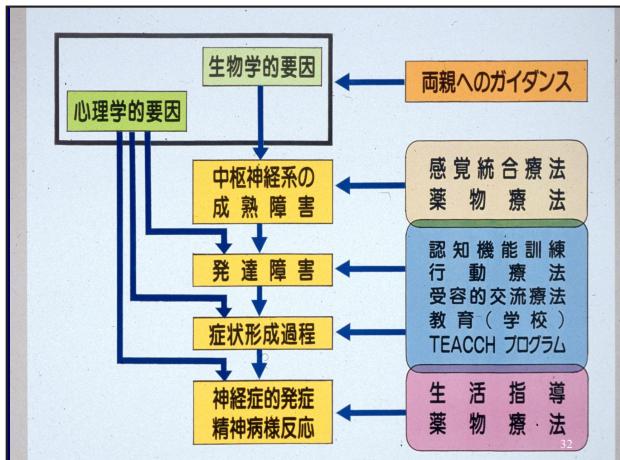
- ① 集中力が乏しく、話を聞けない
 - ② 集団行動がとれない
 - ③ 多動で落ち着きがない
 - ④ キレやすく、すぐ手を出す
 - ⑤ 情緒不安定である
 - ⑥ 基本的な生活習慣が身に付いていない
- ▷ 保護者が子どもの問題を認めない

30

考えておかなければならぬ事柄

- ① 定型発達の子ども(気質、親子関係)
- ② 哺育障害
- ③ 反応性愛着障害、脱抑制性愛着障害
- ④ 児童虐待(世代間伝達)
- ⑤ ボーダーライン・チャイルド
- ⑥ 広汎性発達障害、自閉症スペクトラム
- ⑦ 注意欠如/多動性障害
- ⑧ 精神遅滞、知的発達障害

31



32

自閉性障害の原因

- ① 周生期障害
- ② 遺伝的要因
- ③ 脳機能の障害
(脳イメージングの研究)
- ④ 神経伝達物質の代謝障害
- ⑤ 食物の問題
- ⑥ グルコース代謝障害
- ⑦ 種々のホルモン分泌障害

33

出生から1歳くらいまでの時期

- ① 反応が乏しくても、スキンコンタクトをしながら言葉かけをすることが大切
- ② 感覚統合の機能を促すには、子どもの皮膚に触れ、語りかけ、手足を同時に動かすというような協調運動が有効
- ③ 日本の子ども達の遊び
- ④ 療育指導の基本は、子どもが成功しやすいように教えること(例:ボール遊び)

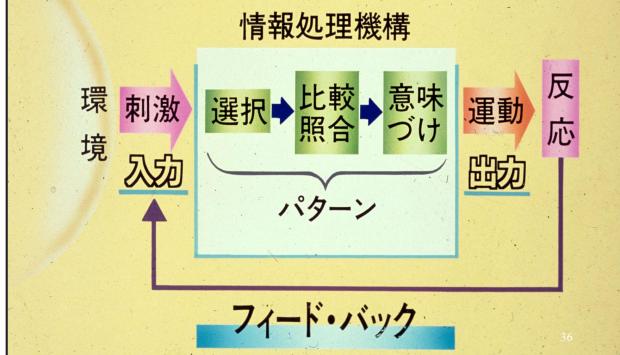
34

発達障害が現れる1~3歳頃までの時期

- ① 子どもの自発行動から出発する
- ② 物と動作を関係づけて根気よく言葉かけ(やや大きめの声で)をする
- ③ 外界からの刺激を選択的に入力することが苦手なので、構造化された環境を用意し、一対一で、一つひとつ教えていく
- ④ 他の子ども達と一緒に遊ばせ、子ども同士の行動を体験させる

35

脳の情報処理機能



36

V. 臨床診断の進め方

37

臨床診断の進め方①

- ① **主訴**: 受診した目的、主たる訴え
- ② **現病歴**: 発症以来の経過
- ③これまで受診・相談した専門機関の所見(診断分類名、見立て、評価)と、治療・指導方針
- ④ **診断分類名および見立て**: どのくらいの経過観察の後に説明されたのか
- ⑤ **発達歴・生活歴**
- ⑥ **行動観察・精神科的現在症**

38

臨床診断の進め方②

- ⑦ **臨床検査**および心理検査
- ⑧ 保育園・幼稚園・学校、職場からの情報
- ⑨ 鑑別診断
- ⑩ **伝統的診断**: 診断概念の歴史的変遷
- ⑪ 国際的操作的診断基準(DSM-5、ICD-10)との照合
- ⑫ 本人および家族への説明(診断、治療方針、薬物療法など)
- ⑬ 経過観察と臨床診断の再検討

39

VI. 横行する安易な診断 と偏見・誤解

40

横行する安易な診断

- ① 臨床に対する畏れを持たなくなった
- ② 乳幼児期の発達歴を軽視する
- ③ 場面を変えた行動観察を繰り返さない
- ④ 保育園・幼稚園・学校から情報を得ようとしない
- ⑤ 短時間の1~2回の診察で診断する
- ⑥ 操作的診断基準に依存しすぎる診断
- ⑦ 保護者の気持ちを斟酌しない

41

VII. 最近、考えていること

42

- ① 高機能自閉症やアスペルガー症候群の人々が語る内的世界から見えるものは、知的障害を伴う自閉症の人々の内世界と同じものか。
- ② 知的障害の有無にかかわらず、自閉症の人々は「成長」し続けている。
- ③ 反応性愛着障害やパーソナリティ障害との関連をどう考えるか。

43

- ④ 成人期以後に受診してくるケースの診断はどうあるべきか。
- ⑤ 「親亡き後」の問題にどう対応できるのか。亡き親への思い。
- ⑥ 高齢期になる人々の問題。入所施設か精神科病院か。

44

- ⑦ 成年後見制度は、認知症は。
- ⑧ 強度行動障害への対応は
- ⑨ なぜ自閉症の人々に魅了され続けるのか。

45

VIII. 発達障害者支援法の見直しに関する要望書

46

発達障害者支援法の見直し

- ① 平成17年：発達障害者支援法施行
- ② 平成26年3月：野田聖子衆議院議員（発達障害の支援を考える議員連盟・会長代理）へ「発達障害者支援法の見直しに関する要望書」を提出

47

要望書のポイント

- ① 障害のある人々に関する制度改革の整合性を図ると共に、発達障害の人々が受け入れられ、かつ適切な配慮が行われるように、都道府県・区市町村・事業者に義務づける。
- ② インクルーシブ教育システムを構築する。
- ③ 保育・教育・権利擁護・就労支援における制度改革と整合性を図ると共に、それらの制度により発達障害の人々に適切な配慮が行われるように、各関係機関に義務づける。

48

- ④ 支援者の人材育成、および支援支援システムを確立する。
- ⑤ 発達障害の人々のための手帳制度を確立する。
- ⑥ 司法における権利擁護・合理的配慮を確保する。
- ⑦ 高齢期の発達障害の人々への支援体制を開発・整備する。

49

発達障害児者支援に関する

調査の実施(厚労省)

- ① 発達障害者支援センターの体制及び事業実施状況(相談受付、コーディネート、人材育成)
- ② 早期対応の状況(乳幼児健診、巡回相談)
- ③ M-CHATなどのアセスメントツールの活用状況
- ④ 家族支援の実施状況(ペアレントメンター)
- ⑤ 発達障害児者が利用できる医療機関の確保状況
- ⑥ 発達障害者の就労支援との連携状況

50

実務研修報告

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修 実務研修

社会福祉法人 侑 愛 会
星が丘寮 中野 伊知郎

1、実務研修の概要

社会福祉法人 侑愛会（おしまコロニー）では、第1回目を平成26年9月1日から5日まで、第2回目を平成26年12月8日から12日までの、各5日間、2回にわたり実務研修を実施している。参加者の職種は多岐にわたっており、障害者支援施設の支援員やサービス管理責任者や管理者、発達障害者支援センターのコーディネーター、自閉症療育の専門家などであった。また、経験年数も幅広く5年から20年の職員である。

1回目の参加者は5名、2回目の参加者は6名の計11名が参加している。

2、実務者研修検討会の開催

実務研修を引き受けるにあたり、研修日程の調整やプログラム内容の検討を行うために、主要な事業所が集まり検討会議を開催している。

検討会議で話し合われた内容をもとにして、研修内容の決定がされた。その内容は、おしまコロニーの特色を生かしたものにすることとし、発達障害の方々に対する、幼児期から青年期・成人期そして老年期までの支援体制を見いただきながら、各ライフステージに応じた取り組みを通して、一貫した包括的な支援が継続的に行われていくことの重要性を伝えること。また、その中で、TEACHプログラムの構造化のアイディアを応用した取り組みが、どのように実践の中で生かされているのかということを伝える内容としている。

平成26年度 発達障害支援者スーパーバイザー養成研修 実務者研修（侑愛会 おしまコロニー）

日時			9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
1日目	9月1日	月										
	12月8日											
2日目	9月2日	火	つくしんぼ学級の概要説明	つくしんぼ学級実習	休憩	つくしんぼ学級実習		つくしんぼ学級（児童発達支援センター） 講義1「児童発達支援センターの役割」 講義2「自閉症の障害特性」 講義3「アセスメントとは」				
	12月9日											
3日目	9月3日	水	WSほくとの概要説明	WSほくと実習	休憩	WSほくと実習		WSほくと（通所事業所・生活介護） 講義1「就労支援について」まとめ				
	12月10日											
4日目	9月4日	木	星が丘寮の概要説明	星が丘寮（入所支援） 講義1「強度行動障害への取り組み」	休憩	講義2「星が丘寮の取り組み」		星が丘寮実習		まとめ		実務研修の総括・意見交換会
	12月11日											
5日目	9月5日	金	障害児入所施設（おしま学園） 特別支援学校（		休憩							
	12月12日											

* あおいそら：オリエンテーションの中で、法人概要を説明するとともに、自閉症の障害特性及びアセスメントの基本を取得してもらう。

* つくしんぼ学級：インフォーマルな評価を中心に、療育の中で実際にアセスメントを行ってもらう。

* ワークセンターほくと：TTAPをもとにしたフォーマルな評価を中心に、作業場面でのアセスメントを行ってもらう。

* 星が丘寮、ねお・はろう、「強度行動障害支援」の講義を中心に、生活支援、日中活動場面におけるアセスメントを行ってもらう。

* おしま学園、分校：児童入所施設と特別支援学校の実践を見学してもらう

3、研修プログラムについて

- 1日目：発達障害者支援センターにて、介愛会の概要と北海道における発達障害者支援センターの役割について説明している。また、実践研修を進めていく時の基礎となる、自閉症を中心とする発達障害の特性について説明を行い、今回の研修の大きな目的である「アセスメント」の重要性とその考え方についてレクチャーしている。
- 2日目：児童発達支援センターにて、自閉症児に対する療育を中心に実習を行っている。「つくしんぼ学級」の概要の中では、自閉症を中心とした発達障害児が多く利用していることを説明している。実践研修では、実際に子供たちと関わってもらいながら、「コミュニケーションサンプル」をとり、それぞれの評価を持ち寄って、分析・検証を行っている。それらの分析をもとに、今後、想定される目標設定について、職員と意見交換を行っている。
- 3日目：通所事業所にて、自閉症者の成人期における日中活動の様子を見てもらいながら、働くことに対する評価「TTAP」を用いて、アセスメントの方法について意見交換を行っている。実際に直接観察を行っている様子をビデオで見ながら評価をしてもらい、自閉症の特性について意見交換を行っている。
- 4日目：入所施設にて、「強度行動障害」に対するアプローチの考え方や、実際のケースをもとにした事例検討を行っている。その中で、それぞれの意見交換を行い、チームアプローチの重要性について説明している。また、構造化のアイディアをどのように生活や日中活動、社会活動に生かされているのかを見ながら、意見交換を行っている。その後、実際の生活寮で利用者のアセスメントを行っている。
- 5日目：児童入所施設と特別支援学校の見学を通して、学童期における自閉症教育・療育の実際を見てもらい、意見交換を行っている。

4、まとめ

今回、5日間の実務研修を受けるにあたり、どのようなプログラムが提供できるのか？正直不安な点があった。それは、確立された支援ではなく、個別支援の視点に立ったアプローチが必要であり、そのためには、一人ひとりの特性を知ることからスタートしなければならないからである。そこで、今回の研修は、アセスメントを中心に内容を組み立て、利用されている方々の特性を知ってもらいながら、「根拠のある支援」を組み立てていくためのヒントとなるような内容として実行した。

今回の研修の効果については、それぞれが持ち帰り、実際に活用していく中で、実践に結びつけることを実感してもらい、そのことがきっかけとなり、多くの人が正しい理解のもと、療育・支援が行われることによって自閉症の方の生活の質が向上するのだと考える。

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修 実務研修の受け入れ報告

社会福祉法人はるにれの里

札幌市自閉症者自立支援センター ゆい 中村 修一

札幌市自閉症者自立支援センターゆい（以下ゆい）のスーパーバイザー実務研修の受け入れは、9月・10月・11月の各月4日間で計9名の方がお越しになりました。

地元北海道の新しのつ幸生園、岩手県発達障がい者支援センター、静岡県発達障がい者支援センター、東京都昭島生活実習所、神奈川県生活工房、大分県樹の実園、千葉県袖ヶ浦のびろ学園・菜の花会しもふさ工房・アーアンドディーだいえいと、北から南まで全国各地から参加していただき、この養成研修への関心の高さが伺えました。

実務研修の受け入れプログラムとして、はるにれの里として考えたこと

- 発達障害支援スーパーバイザー研修なので、成人重度の自閉症の支援にとどまらず、幅広く見たり考えたりするプログラムであること
- 法人全体をイメージしていただけるプログラムであること
- 全国からお越しいただいた方々との意見交換を重視すること

研修の受け入れは、実際なかなか大変ではありましたが、現場の職員も参加者の方々と意見交換ができる貴重な時間となりました。さまざまな視点での意見交換や、外部の方が各ユニットや作業などの実習に入ることで、職員にとってもいい刺激になったと思います。



具体的なプログラムはこちら→→→

法人の理念である「いかなる重度の障がい者であっても最終ゴールは、地域での自律生活を目指し、地域に溶け込み、地域を支え、地域に支えられるということ」を伝えられるような内容になればと思い、プログラムを作成させていただきました。

前半はゆいでの研修が中心です。

後半は、地域での生活について、地域支援担当からの現状報告を聞いたり、GHの現場を直接担当している職員の法人内研修会に参加してもらったりして、現場の生の声を聞いていただく機会を設けました。

また、重度自閉症をはじめとした発達障がいの方々の日中活動の様子についても、法人内のいくつかの事業所を訪問し、実際に見学していただきました。

研修を終えて 参加者からの声

研修事務局へ提出された実習報告の写しを送っていただきました。

以下、その中の抜粋です。

○事業所をいくつか見学させていただきました。その中で感じたことはどの事業所も貴法人の支援の基本にあるTEACCHプログラムや構造化に沿った支援がされており、支援の方向性が法人内で浸透していると感じました。

○自閉症支援方法で目指している方向性は共通する点が多いのではないかという点に気づきました。

「本人を理解することからすべてが始まる」等、深く共感できました。



日	時刻	内 容
1 日	9 : 00	オリエンテーション
	10 : 00 11 : 00	法人の理念と課題
	10 : 00 12 : 00	おがる説明 ゆいの事業と役割
	12 : 00 13 : 00	休憩(ゆい)
	13 : 00 15 : 00	はるにれの里 自閉症支援の考え方について
	15 : 00 16 : 00	施設内見学
		質疑応答及び意見交換 課題の整理
2 日	9 : 00	オリエンテーション
	9 : 45 12 : 00	生活介護 Cブロック実
	12 : 00 13 : 00	休憩・昼食
	13 : 00 14 : 00	ケース報告
	14 : 00 16 : 00	グループホーム見学
	16 : 00 17 : 00	地域で支える仕組み作りと課題
		質疑応答及び意見交換 課題の整理
3 日	9 : 30	オリエンテーション
	9 : 45 10 : 15	個別支援計画と地域移行
	10 : 20	移動
	11 : 00 16 : 00	地域職員研修会
		質疑応答及び意見交換 課題の整理
4 日	9 : 50	ゆい発
	10 : 10	生活介護事業所 さりゅう着
	11 : 00	生活介護事業所 あらいぶ着
	11 : 40	多機能型事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス） よかっち
	14 : 00	多機能型事業所（就労継続B事業・生活介護事業） ポロレ・リーフ
	14 : 45	就労移行支援事業所 あるば
	16 : 00	閉講式

平成26年度 発達障害者スーパーバイザー養成研修 報告

障害者支援施設 あいの家

●実務研修の受け入れから

あいの家では、9月と10月に各5日間、計4人の方を受け入れました。

1、実務研修プログラム

	9:00	12:00	13:15	13:30	14:00	15:00	16:30	17:00
9/29			受付	開講式、オリエンテーション 講義、「社会福祉法人梅の里の歩み」			意見交換会 全体見学	
9/30	日中活動（作業支援） 通所：ロウソク	休憩	生活支援、日中活動 通所：ロウソク		生活支援 通所：短期入所		まとめ 意見交換	
10/1	講義「療育と余暇支援」 障害者支援施設あいの家	休憩	生活支援、日中活動 通所：手工芸		生活支援 通所：短期入所		まとめ 意見交換	
10/2	日中活動（作業支援） 入所：農耕	休憩	日中活動（作業支援） 入所：農耕				まとめ 意見交換	
10/3	講義「発達障害者支援センターの機能及び現状」 閉講式・まとめ 意見交換							

2、研修プログラムの軸

行動障害のある自閉症の方たちを支援する際に、全職員が共通した目的と認識を持つ事。

- ・利用者さんの生活の豊かさに繋がる余暇支援。～事例紹介～
- ・強度行動障害の方の短期入所支援の取り組み。

3、臨床実習

- ・屋外作業の農耕班と室内作業のロウソク班、手工芸班に分かれて、実習をして頂きました。農耕班では、利用者の特性に合わせた設定内容を見て頂き、室内作業では、細かい作業工程を分かりやすく設定している状況を中心に見て頂きました。
- ・生活支援では、短期入所の利用者支援を見て頂き、日によって利用者が変わることで、落ち着けて寛げる環境とプログラム等を見て頂きました。

4、研修を終えて～参加者の声～

意見交換時のご意見内容から抜粋

- ・入所利用者さんと通所利用者さんの皆さんとが、日中活動等を通して様々な環境設定の中で、持てる力を自ら出されている様に感じられました。また、生活されている空間がとても、ゆっくりとした時間で流れている様な支援に感じました。
- ・利用者さんが、生活を送る上で行動に迷ったり、躊躇する場面を常に想定しながら、利用者の立場で、支援を作り上げていく事がとても大切な事だと感じました。

5、まとめ

今回の4名の方々の受け入れは、あいの家にとっても、改めて自分たちの実践を客観的に捉え直す機会となりました。また、全体を通して、いくつかの指摘も頂きました。この様な施設間の垣根を越えたやりとりは、実務研修のすばらしい所だと思っています。

これからも、様々なネットワークを活用しながら、スーパーバイザーの方々が中心となり、各事業所内で利用者さんの支援が充実される事を願っています。

けやきの郷スーパーバイザー養成研修報告書

社会福祉法人 けやきの郷

平成26年度発達障害支援S V実務研修要綱

実施機関名	社会福祉法人 けやきの郷		担当者職氏名	施設長 佐々木 敏宏
連絡先住所	〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田高田町 162			
電話	049-232-6363		FAX	049-232-6367
E-mail	sasaki@keyakinosato.or.jp			

特色	嘱託医である太田昌孝先生の指導のもと、太田ステージを基軸にした総合的な自閉症支援を展開し、重度の知的障がいを伴う自閉症者にとって、認知発達アプローチの有効性を実証しています。「やまびこ製作所」は、国内でも唯一の自閉症者を中心とする就労継続支援A型であり、「どんなに障がいが重くとも自立を目指す」というけやきの郷の理念の具現化です。また、障がい者支援施設「初雁の家」からは、33名が地域生活に移行しており働くことと同様にけやきの郷の理念を実現してきています。
事業の概要	障害者支援施設 初雁の家 生活介護50名 施設入所支援40名 就労継続支援A型 やまびこ製作所 27名 多機能型事業所 ワークセンターけやき 生活介護14名 就労移行支援10名 就労継続支援B型10名 グループホーム 潮寮 35名 埼玉県発達障がい者支援センター まほろば 特定相談支援事業所 相談支援室けやき 計画相談 一般相談

実務研修日程

1回目	平成26年9月1日（月曜日）～平成26年9月5日（金曜日）						
2回目	平成26年10月6日（月曜日）～平成26年10月10日（金曜日）						
3回目	平成26年11月3日（月曜日）～平成26年11月7日（金曜日）						

	9:00	10:00	12:00	13:00	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
月曜日				受付	開講式 講義「けやきの郷の理念」			意見交換会		
火曜日	オリエンテーション	臨床実習 初雁の家	休憩	講義「太田ステージを基軸にした自閉症支援」 初雁の家					臨床実習 初雁の家	
水曜日	オリエンテーション	臨床実習 やまびこ製作所	休憩	講義「自閉症者の就労支援」 やまびこ製作所					臨床実習 潮寮	
木曜日	オリエンテーション	臨床実習 ワークセンターけやき	休憩	講義「発達障がい者への総合的支援」 潮寮・まほろば					意見交換会	
金曜日	臨床実習 まほろば・けやき 相談業務		休憩	閉講式・まとめ 意見交換						

けやきの郷では、1回目5人、2回目5人、3回目6人合計16人の方を受け入れました。多くの方が埼玉県内の方々でしたが、県外の方の参加もありました。参加者のみなさんは、とても熱心で意見交換もとても有意義なものであり、研修を受け入れた当法人にとっても勉強になることが多い研修でした。以下に、要綱に沿ってご報告致します。

1) けやきの郷の特色と事業の概要について

けやきの郷は開所して30年が経過し、入所施設からは33人がグループホームへと移行、就労継続支援A型（旧福祉工場）では自閉症者を中心として27名が働いております。自閉症者を中心とした就労継続支援A型は国内でも唯一であり、これらの経過を含めて自閉症者への30年の取り組みは当法人の理念の具現化でもあります。

2) 研修日程について

最初に「けやきの郷の理念」についての講義が、阿部常務理事より行われました。どんなに障がいが重くとも自立を目指すという理念の具現化を実現するために、けやきの郷独自の方法として「集団自立」を中心に話が進められました。障害支援区分が6の人も含めて入所施設からグループホームへの移行は、やまびこ製作所において最低賃金を保障し、みんなで助けあって働くことを基本に実現できたものです。参加者の方々からの質問も多く、とても興味を持たれたようでした。

これらの実践を体験していただくために、各事業所にての臨床実習が行われました。初雁の家から始まり、地域とのつながりを必要としてワークセンターけやきがその役割を果たし、埼玉県委託の発達障害者支援センターまほろばはけやきの郷としての専門性を生かし、相談支援室けやきは多くのニーズに応えるために活動しております。これらの活動全てにけやきの郷としての自閉症についての専門性が生かされており、参加されたみなさんから多くの質問が寄せられておりました。

3) 研修プログラム（講義）について

午後はそれぞれの事業所より講義が行われました。ここでは、「太田ステージを機軸にした自閉症支援」について報告します。

自閉症は認知障害による障害特性を理解して対応する必要があります。このことは、どこでも語られることであり、ほぼ共通理解ができていることだと思います。しかし、スーパーバイザー研修に参加される方々の多くは福祉施設に所属する方々であり、福祉施設のほとんどの対象者が重度の知的障害を伴っております。当法人けやきの郷の嘱託医である太田昌孝先生（心の発達研究所理事長）は、太田ステージを開発し広く学校教育の現場で使われるようになっております。しかし、成人期においてはあまり知られておらず、今回の講義でも初めて太田ステージを知ったがぜひとも活用したいという声が多く聞かれました。

太田ステージは、重度の知的障害を伴う方々をステージI-1・I-2・I-3・II・III-1・III-2の6段階に分けてその認知構造に応じた支援を組み立てることができます。このように認知障害による障害特性を理解することと、知的障害のステージ分けにより認知構造を理解することは、共に重要なことであり成人期のスーパーバイザー研修では欠かすことのできないことと考えております。太田ステージは、LDT（言語読解力テスト）を使用して簡単な検査によりステージ分けするものであり、客観性があります。このような客観性に基づいた支援が法人内の各事業所で共通に理解され、実践に活かされていることに、参加者のみなさんは太田ステージの有効性を一様に感じられたようです。

平成26年度 発達障害スーパーバイザー養成研修 実務研修 受入報告書

社会福祉法人菜の花会 しもふさ学園 館山 聰

1 受入期間および日程表…別紙1参照

2 研修者一覧…別添2参照

3 実施報告

(1) 研修について

カリキュラムは、本部より4日間～5日間に決まっていたので、その期間の受け入れとした。

3回の受け入れを通す中で、初回を終えた時に一つの反省点が上がった。

『この研修の目的は、発達障害のある方を支援するにあたりスーパーバイズすることを目的とした研修であり、研修を受ける者の立場においては、様々な、自施設のみのケースだけではなく、研修者の困難事例を以って検討することにより、さらにその実力を上げることも目的の一つと考え、この研修ではやはりグループワークは欠かせない』という結論に至った。よって、研修者へは事前に困難事例をA4レポートにまとめて頂き、研修内でグループディスカッションをする時間を設けた。これについては参加した職員の方々には好評であった。

また、千葉県では『強度行動障害のある方への支援者の為の研修』という、強度行動障害のある方を支援する職員の為の研修が行われており、この研修へ傍聴という形で参加をした。研修の内容は、各参加施設の職員へ毎回課題が設けられており、応用行動分析の考え方、実際に行われている強度行動障害のある方の支援の考え方、事例の進捗状況、今後の見通しや支援について等、各職員が発表する事例について、千葉県発達障害者支援センターの副センター長よりスーパーバイズを受ける形を取っている。

事例発表を聞き、進め方を学ぶにことにあたっては、研修者にとっては非常に有効な時間であったと考える。研修者からもこの時間が設けられていて良かったという声もあった。

また、現場への実習については、期間中、法人の理念や支援の内容、法人内各施設の取組み等の説明を含める形となるため、実際に支援をするというよりも取組みを見学する、或いは説明を聞くという形で終わってしまう為、利用者さんの支援をも含む研修とするのであれば、時間の取り方に工夫が必要であると感じる。

さらには、参加研修者のキャリアも注目すべきであり、研修の目的は『スーパーバイズ』研修である。今回の研修者のキャリアについては様々で、3～4年のキャリアの職員と、20年以上のキャリアの職員が一緒の研修となつては、目的は一色にはならなくなってしまい、特にキャリアの浅い職員にとっては理解できないような内容、経験からも理解できないこともあることから、参加資格についても、例えば『SVの資質を持ち合わせ、その立場にある者』等の参加資格を限定し、かつ、10年以上のキャリアを合わせ持つ者等の条件を設けた方が良いのではないかと感じた。

最後に、先に参加者について触れたが、もう一つ、発達支援に携わる職員のスーパーバイズということもあり、参加希望の法人が、どれだけ発達障害者に関わるかという点も考慮し、これについてのレポート等の提出を求め、基準の一つとしても良いのではないかと考える。

(2) 情報交換会

全ての研修において、情報交換会（懇親会）を実施した。情報交換会では日中話足りなかった部分やできなかつた話を持てるため、各施設の職員との情報交換は、非常に有効であった。会では一人一言以上の言葉を頂くようにしている。ここで大事なのが、研修を受けた職員へ話を伺うと、大抵褒めことしか上がらないことが多いので、改善点・批判できること等の話を頂く事にした。結果、当施設への改善すべきまた疑問の話が聞けた。これにより、改善された部分もあるため、情報交換会は必要であると感じる。

ただ、参加費については、支払いについてはバラバラであり（例えば個人でご厚志という形での支払いであったり、割り勘という支払いであったり）、統一した方が良いのではないかと感じる。

平成26年度 発達障害者SV養成研修 実務研修受入報告

嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦 統括施設長 石井 啓

社会福祉法人嬉泉では、嬉泉福祉交流センタ11月と1月に各5日間、計13名の方を受一袖ヶ浦（袖ヶ浦のびろ学園及び袖ヶ浦ひかりの学園の所在する袖ヶ浦地域における事業拠点の名称）にて、10月と11月と1月に各5日間、計13名の研修生を受け入れた。



1、企画段階での受け入れに関する確認事項

- ①当法人の療育支援において根本的な考え方となる「受容的交流」の理念に基づいた講義や臨床実習のプログラムを企画・検討する。
- ②研修生と積極的に情報・意見交換をし、自らの支援を客観的に見直す機会とする。
- ③講義だけでなく、可能な限り現場での臨床実習の時間を増やし、実際に行われている支援を体験してもらう。
- ④毎日必ず振り返りの時間を作り、その中で意見交換を行うと共にスーパービジョンを実施する。

2、企画段階での課題と対応

- ①講義内容と臨床実習とが上手く結び付くようなプログラム作成を検討。
→5日間という短いスケジュールの中で、講義と臨床実習をバランスよく振り分ける事が難しく、実際には臨床実習に入る時間の確保が困難であった。次年度以降は、講義時間の見直し等が必要であると思われる。
- ②宿泊場所の提供について
→アパートタイプの宿舎は学生の実習生が利用していた為、戸建てタイプの宿舎を使用してもらった。それにより、複数の研修生が共同生活となった事で、研修生同士の時間を共有する機会が増え、情報や意見の交換をする時間が多くなかった。この事は多くの参加者から好評であった。
- ③研修生と職員との親睦を深めるべく、交流会を実施した。
→交流会という和やかな雰囲気の中で有意義な話が出来、参加者だけでなく受け入れ側の職員にとっても貴重な時間であった。

3、参加者の方のご意見、感想等

以下は事務局提出の実習報告の写しや、研修終了後に記入してもらったアンケートの中からの抜粋である。

- ・「受容的交流理念のもとに、職員一人一人が同じ方向性を持っている事が強く印象に残った。また、ひかりの学園のお話会（サイコドラマ）に参加し、自閉症の方も人との交流を求めており、支援者に対して基本的信頼を持ちたいのだと体感した。」
- ・「利用者の気持ちを大切にし、人との関わりを重要視するという姿勢が職員全体に根付いている

様に感じた。また、日常的なSV体制が整っていて、その事も若手職員の成長に繋がっているのだと感じた。」

- ・「成人施設のひかりの学園、児童施設ののびろ学園、未就学児のたのしみと、幼少期から成人に至るまで隙間なく事業展開されており、保護者対応等も含めてそれぞれの時期にどういった支援が必要なのか分かった。」
- ・「法人内外問わず様々な研修の機会が準備されていたり、私たちの法人にはない事業や部署が設置されていたりと、大変参考になった。」
- ・「時間が限られているので難しい部分もあると思うが、実際の支援現場に入る時間がもう少し多くして欲しかった。」

4、受け入れを通して

研修の受け入れを行っての一番の収穫は、全国にある仲間の施設と繋がりを持つ事が出来たという事である。こちらからも職員が受講生として他の2法人にお世話になったが、そちらでも大変貴重な経験をすることが出来、職員の成長に繋がった。法人としての理念や基本となる支援の手法等に差異はあれど、“発達障害を持つ方に幸せになって欲しい”という志は皆同じなのだという事を改めて感じられ、そういった同志が全国にいるのだと思うと非常に頼もしく、心強く感じている。今後も本研修がより有意義なものとなるよう、法人として、施設として力を尽くしていきたい。

平成26 年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修 「社会福祉法人正夢の会」実務研修報告書

社会福祉法人 正夢の会

1. 実施期間、人数：

- ①平成26年10月 6日（月）～10日（金） 1名
- ②平成26年11月 17日（月）～21日（金） 1名
- ③平成26年12月 1日（月）～5日（金） 3名

2. 実施場所：

初日：パーサージュいなぎ（施設入所支援、生活介護）

2・3日目：昭島生活実習所（生活介護）

4・5日目：多摩市ひまわり教室（児童発達支援事業）

3. 実務研修プログラム

（1）日程表

曜 日	9:30	10:00	12:00	13:00	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	1745
月曜日				受付		開講式・オリエンテーション・見学 講義 1 「正夢の会の取り組みと発達障害支援」：山本 事業統括			意見交換	
火曜日	オリ エン テー	臨床実習 昭島生活実習所	休 憩	臨床実習		講義 2 「正夢の会の発達障害のある方への取り組み」：小島施設長			まとめ 意見交換	
水曜日	ショ ン	臨床実習 昭島生活実習所	休 憩	臨床実習		講義 3 「発達障害のある方の理解とアセ スメント」：森心理士			まとめ 意見交換	
木曜日		臨床実習 多摩市ひまわり教室			休 憩	振り 返 り	講義 4 「発達障害児の特性理解」：清水 局長		まとめ 意見交換	
金曜日	講義 5 発達障害児支 援の実際」：清 水局長	床実習 多摩市ひまわり教室		休憩		閉講式・全体のまとめ 意見交換				

（2）講義

①正夢の会の各ライフステージに応じたサービスの取り組み

②重度知的障害を伴う発達障害のある方の支援：

i 統一された支援への取り組み：昭島生活実習所ではどのスタッフが支援を行っても一定のサ

ービスが提供できるよう、各種マニュアルとフォーメーション表と呼ばれるものを整備している。マニュアルは時間軸に沿って箇条書きにしており、利用者の状況に応じてすぐ書き換えるようにしている。フォーメーション表は誰がどの時間にどの利用者にサービスを提供するか書かれた表であり、このフォーメーション表によりもれなく一定のサービスを提供できるようにしている。実践研修では担当スタッフについて頂き、そのスタッフがどのようにサービスを提供しているか見て頂いた。

- ii リスクマネジメント、ニヤリハットの取り組み：リスクマネジメントとしてインシデント・アクシデントレポートの取り組みを紹介した。年間1500件挙げられた年もあり、「ヒヤリハット」（職員がヒヤリとしたりハッとした、インシデントに結びつく前に感じたこと）の段階でいかに対応策を講じていくか、ハイシリッヒの法則と共に説明した。「ニヤリハット」とは思わずスタッフがニヤッとしたりハッとした、より良い支援への気づきであり、年間2000件挙げられた年もありスタッフ間で共有する仕組みを説明した。
- ③ 発達障害の特性理解、アセスメント、実践：アセスメントについては独自の書式があり、13領域320項目についてアセスメントを行っている。アセスメントを中心に講義した。
- ④ 幼児期の発達に配慮が必要なお子さんの特性と実践：幼児期の困り感をアセスメントするポイント、特性理解、具体的な支援（合理的配慮）について、ひまわり教室の実践を交えて講義した。

(3) 実践研修

① 昭島生活実習所

A 5 グループ：昭島生活実習所はA（自閉症の方）、B（身体障害のある方）、C（比較的コミュニケーションの取り易い方）の3つのグループに分かれており、その中でも特性に応じA1～A5、B1～2、C1～2の全部で9つのグループに分かれている。A5は比較的情緒が安定している方のグループでスケジュール支援や自立課題の取り組みについて説明した。

A 4 グループ：情緒面で特別な配慮が必要な方のグループである。多飲症の方もおり、衝動を緩和する環境設定やPECSの取り組みについて説明した。

C 2 グループ：静かな環境で落ち着いて活動することが望ましい方のグループである。癲癇发作がある方の支援、アンジェルマン症候群の方の支援について説明した。

② 多摩市ひまわり教室

- ・2～4歳児クラスと4～5歳児クラスの2クラスに入り、自由遊び・設定活動・昼食に参加する。こども達は、それぞれ場の共有、傍観遊び、並行遊び、連合遊び、協働遊びと発達の段階が違うが、各活動の中でそれに応じたねらいや特性に応じた支援をする。重ねて即時アセスメント&支援も要求される場面が多く、幼児の育ちへの支援を体験した。
- ・心理小グループは、3～4人構成で、はじまり・自立課題・1対1課題・自由遊び・ゲームの各エリアがあり、その中でねらいに応じた1時間の活動を実施している。室内で見学した。

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修 実務研修の受け入れから

障害福祉サービス事業 川崎市くさぶえの家
園長 永井 岳治
担当 近藤 順也

くさぶえの家では、9月3名、10月2名、12月3名、各5日間、計8名の研修生を受け入れました。

当施設の取り組みを報告致します。

1. 実務研修受け入れに際しての確認

- ① 法人の基本理念・施設の基本方針に沿った対応をする。
- ② 全職員に実施の意義を説明し、研修成功への協力を依頼する。
- ③ 職員のスケジュール。
- ④ 当施設の歴史を含むあらまし。
- ⑤ チューター役の職員にとっての研修であることの自覚。

2. 実習に向けての計画

- ① 期間中のプログラムの策定。
- ② 当施設嘱託のスーパーバイザーによるケアカンファレンスの実施。
- ③ 利用者への説明
- ④ 職員のスケジュール

3. 実務研修プログラム

	8：30	9：00	10：00	12：00	13：00	15：30	16：00	17：00
火	出勤 オリエンテーション		現場実習 (体操・作業)	昼食 (余暇支援)	現場実習 (作業・体操)	降園	休憩 反省会	退社
水	出勤		現場実習 (体操・作業)	昼食 (余暇支援)	現場実習 (作業・体操)	降園	休憩 反省会	退社
木	出勤		講義 「自閉症者への地域支援」	昼食 (余暇支援)	現場実習 (作業・体操)	降園	休憩 反省会	退社
金	出勤		現場実習 (体操・作業)	昼食 (余暇支援)	現場実習 (作業・体操)	降園	休憩 ケースカンフ アランス	

4. 活動内容

<体操>

1日2回実施。朝は身体を起動すること、午後はクールダウンを目的に『常道行動・多動』に配慮した種目を、音響器具を使用せずマンパワーで行っている。また、カウントを行うことで始めと終わりを明確にしている。身体の使い方にぎこちなさのある自閉症者への体操提供は頭足腕などの部位の理解

と、歩行などの身体の使い方などの向上に繋がる。また、健康の把握にも役立てている。リーダーは全体把握、利用者の反応、声掛けのタイミングに留意しながら進行する。

<作業>

『作業解体・部品組み立て』など障害特性に配慮し、「始めと終わりがわかりやすい」作業種を企業開拓し提供している。授産に力点を置くのではなく、『集中力・持続力・達成感・コミュニケーション能力』の獲得を目的としている。企業に赴いての園外作業の取り組みなどやりがいを感じられるプログラムも提供している。支援者は担当する利用者の課題を理解し、集中を促す声掛けと課題提供のタイミングに留意する。また、出来高などがやりがいや達成感、それに至るまでのプロセスをコミュニケーションの源にする。

<給食>

「食」が生きるために重要な課題であることを意識し、意義・マナー・楽しみを伝えている。各種行事での特別メニュー、リクエストメニュー等も提供している。摂取の様子から健康状況を確認する。

5. 講義内容

テーマ：『自閉症者への地域支援』

講 師：くさぶえ地域相談支援センター相談支援員

○くさぶえ地域相談支援センターの役割

○活動内容

○「行動障害のメカニズム」

○支援方法について

○実践報告

○質疑応答

6. 参加者の感想

<日課について>

- ・作業の切り替わり、始めと終わりが明確で利用者が理解しやすいと思う。
- ・個々に応じたプログラムが設定されている。
- ・体操の時間を多く、身体の確認とケアが出来ている。

<支援について>

- ・支援方針を各自が理解し、支援にあたることの大切さを知った。
- ・将来像を想定した支援がなされている・
- ・面談・課題設定などアセスメント法を学べた。
- ・自閉症専門施設として持つ、専門知識のある支援方法を学んだ。

7. 受け入れを終えて

準備段階からの研修成功、研修生の満足を意識し当日を迎ましたが、研修生の取り組み姿勢が刺激になり、受け入れの研鑽・振り返りにもなりました。ディスカッションが白熱し、就業時間を超えてしまう事がしばしばありましたが、同じ事柄で、悩み感動していることを知るに至り、地域・法人は違えど障害福祉の盟友であると強く感じました。参加された方々が当施設での学びを、戻られた地域で彼らに還元していただけたら幸いです。

平成26年度 発達障害支援スーパーバイズ養成研修 実務研修報告

社会福祉法人 横浜やまびこの里
東やまたレジデンス 中村公昭

横浜やまびこの里での実務研修について

横浜やまびこの里では、自閉症・発達障害の人たちへの専門支援機関として事業を展開している。支援に携わる職員が自閉症の障害を理解して、ひとりひとりにあわせた個別化された支援による自立支援や地域生活支援を目指している。当法人での実務研修では、施設サービス内の取り組みだけでなく、発達障害支援のスーパーバイズに必要とされる障害の捉えかたや支援のプロセスからチームによる支援のしかたを含む支援のマネジメントや工夫なども研修カリキュラムに設定した。

1. 実施日程

- 第1回 平成26年10月20日（月）～10月24日（金）
第2回 平成26年11月17日（月）～11月21日（金）
第3回 平成26年12月15日（月）～12月19日（金）

2. 研修カリキュラム

	時 間	内 容	形 式	場 所	備 考
月	13:30	研修オリエンテーション		会議室	
	14:00	法人の成り立ちと理念	講義	会議室	
	15:00	施設見学1(東やまたレジデンス)	見学	作業班	支援時間帯
	16:00	基本的な支援の考え方	講義	会議室	
	17:00	質疑応答－終了	意見交換		
火	10:00	観察と評価	講義	会議室	
	12:00	休憩			
	13:00	観察と評価演習	演習	会議室	
	16:00	施設見学2(東やまたレジデンス)	見学	作業班	支援時間外
	17:00	質疑応答－終了	意見交換	会議室	
水	10:00	施設実習1(東やまた工房)	現場実習	作業班	現場で観察記録
	12:00	休憩			
	13:00	施設実習2(レジデンス・工房)	現場実習	作業班	支援補助体験
	17:00	作業エリア会議参加	聴講	会議室	※任意での参加
木	10:00	個別支援をチームで進めるために	講義演習	会議室	
	12:00	休憩			
	13:00	事例検討1(行動障害者支援)	講義	会議室	伝え方の工夫例
	14:50	事例検討2(強度行動障害支援)	講義	会議室	過ごし方の支援例
	17:30	施設見学3(入所施設ユニット)	見学	ユニット	
金	10:00	行動障害への支援	講義	会議室	
	11:30	質疑応答・意見交換	意見交換	会議室	
	12:00	終了式－解散			

3. 研修構成

① 講義・演習

対象となる受講者は年間の全体講義において自閉症の障害特性や支援技術の受講が終了しているため、最初に構造化された支援を提供する理由や意味を理解してもらう「基本的な支援の考え方」「観察・評価」を講義として設定した。ここでは方法論や技術論が支援の目的とならないように、ひとりひとりに応じた生活の向上や自立の目標設定とアセスメントの考えかた、そして客観的に見るべき観察のポイント、活動環境の工夫や支援のありかたを説明した。その後利用者の動画を見て観察と評価を演習形式で実施してもらった。

「個別支援をチームで進めるためには」の講義では、スーパーバイズとして必要とされるチームによる計画的な支援の進めかたの手順や管理の仕方を学び、グループによる演習を実施した。

「行動障害への支援」の講義では、利用者が“行動障害を起こす人”ではなく、環境との相互関係の中で生じている行動の仮説を障害特性と関連付けて説明した。そして“わかりやすく環境を変える”ことで行動が改善できる可能性を説明した。受講者が今まで学んだ講義を振り返り、利用者が示す行動を客観的に観察して、得られた情報と自閉症の障害特性を関連付けてチームで対応策をイメージできるようにした。

② 現場見学実習

作業エリアでの個別化された支援の工夫や、チームが同じ考え方や関わりによる支援を実施する仕組みを現場見学や支援補助として参加してもらい学んでもらった。また利用者ひとりひとりに設定している活動の工夫や構造化された支援が、評価に基づいて設定している理由を、ワークシートを使用して観察や聞き取りで整理してもらった。オプション（任意参加）として作業班のエリア会議に聴講参加してもらい、平常どのように職員間で利用者情報を共有して検討しているかを体験してもらった。

③ 事例検討

行動障害の人たちが施設での暮らしの中で適切な習慣を獲得するために、チームによる合理的な支援ができるように、評価－計画－実施のサイクルを繰り返して支援調整をおこなったケースを中心に検討をおこなった。受講者が学んできた自閉症の障害特性をあらためて理解してもらい、個人でなく支援計画をチームで進めていく大切さを強調した。さらに問題となる行動の減少や消失が最終目標でなく、本人の暮らしを充実させるための支援というスタンスを再確認してもらった。

法人から実務研修実施の感想として

研修全体を通しておおむね高い評価を得られていた。グループ演習や現場実習では講義で学んだ内容が具体的にフィードバックできるため好印象をいただいた。受講者の横浜やまびこの里を実務研修として希望理由の多くが、「TEACCHや構造化された支援の実際を学びたい」ということであったが、あえて方法論や技能の習得でなく、支援者がひとりひとりの自閉症の人たちを理解するポイントと、チームによる支援のすめかたに研修の力点をかけた。その理由として、スーパーバイザーは高度な専門的な知識より、様々な見かたやキャリアの違う職員集団でも素直に自閉症の人たちの障害特性に着目できるよう働きかけとサポートが重要な役割と考えたからである。また受講者には行動障害者への支援にも関心が高く、事例検討や支援場所の見学実習では、障害特性で学んだ内容と「わかりやすく情報を伝える

工夫が構造化」という考え方を結びつけることができたため好評であった。

その他の意見としては、受講者が現場に戻り今後スーパーバイザーとして期待されるかもしれない。しかし発達障害・自閉症への支援と考えかたを組織が後押しするがなければ、その役割を果たすことが難しくなるという意見もあり、組織内コンセンサスや体制作りなどの運営側の課題も大きい。また発達障害支援スーパーバイザーのさらなる技能向上としては、各自が現場で実践して積み上げたことや新たな現場課題をもとに、継続的なフォローアップ研修などの仕組みも必要と思われた。

最後に私たち法人においても監督職や現場職員自身が、背景も立場も異なる受講者に対して自分たちの考え方を説明する訓練にもなり、とても有意義な研修機会となった。

【添付資料】

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修実務研修評価シート集計表

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザーエンジニアリング実務研修評価シート集計表

社会福祉法人横浜やまとこの里（全3回／15名）

評価ポイント：「参考にならない⇒1」「少し参考になった⇒2」「可もなく不可もなく⇒3」「参考になつた⇒4」「とても参考になつた⇒5」

1. 講義・演習について

テーマ／評価点							このテーマに対する意見・提案(抜粋)							
	1	2	3	4	5	平均		1	2	3	4	5	平均	
①法人の成り立ちと理念(講義)			6名	9名	4.6	保護者と運営側の分離、自閉症の地域生活支援を理念にしている経過が良くわかった。								
②基本的な支援の考え方(講義)			3名	12名	4.8	構造化の支援が目的でなく、なぜ必要なのかまたは生活に役立てる大切さを理解した。								
③観察と評価(講義)			1名	14名	4.93	周囲の職員や他施設への助言にも役立つと思った。日常的な観察の大切さを知った。								
④観察と評価(演習)			3名	12名	4.8	チームで客観的に観察して話し合う必要性を理解した。着目するポイントを学べた。								
⑤個別支援をチームで進めるには(演習)			2名	13名	4.86	構造化による支援がチーム支援にも有効だと理解した。情報伝達のプロセスが理解できた。								
⑥行動障害への支援(講義)		1名	1名	13名	4.8	問題行動のみの着目ではなく、多様な原因や環境側の問題も整理する大切さを理解した。								
①～⑥講義・演習 全平均					4.79									

2. 施設見学・実習について

テーマ／評価点							このテーマに対するご意見・提案(抜粋)							
	1	2	3	4	5	平均		1	2	3	4	5	平均	
①作業班見学(2作業班／支援時間内)			7名	8名	4.53	最重複・行動障害の人たちの構造化による活動がイメージできた。時間が短い。								
②作業班見学(2作業班／支援時間外)			4名	11名	4.73	利用者が少ない場面での説明で理解が深まった。設定の経過を知ることができた。								
③利用者観察・聞き取り・ワークシート			4名	11名	4.73	観察評価の演習で見た利用者の作業班だったため整理と理解ができた。								
④作業班体験参加(支援補助体験)			3名	12名	4.8	現場支援職員と話ができるて課題もわかり参考になった。支援のポイントが理解できた。								
⑤入所施設見学			3名	12名	4.8	各人の日課や生活様式が組み立ての工夫が参考になった。現場実習に入りました。								
①～⑤施設見学・実習 全平均					4.71									

3. 事例検討について

テーマ／評価点							このテーマに対するご意見・提案(抜粋)							
	1	2	3	4	5	平均		1	2	3	4	5	平均	
①事例Ⅰ(行動障害対応・家族と協力)			3名	12名	4.8	丁寧な観察や仮説立てと実証のプロセスがよくわかった。継続した支援の大切さを理解。								
②事例Ⅱ(強行利用者の居室支援)			4名	11名	4.73	名人技ではなくチーム支援の重要性、失敗から再検証する支援員の考えが理解できた。								
①～②事例検討 全平均					4.76									

4. その他研修内容への意見(抜粋)

①横浜やまびこの里での実務研修を希望した理由やテーマについて

- ・チーム支援や行動障害への対応に关心があつたため。
- ・構造化された支援を深く理解したいと考えていたため、実際の支援場面を見てみたいと思った。
- ・利用者の個別支援のためにどのように観察評価して支援をすすめているかを理解したいと思い希望した。
- ・他職員が横浜やまびこの里に研修参加しすすめられたため。上司からすすめられたため。
- ・自分の施設内でTEACCHを参考に取り組んでいるが、内容が形式化されて行き詰っていたため。
- ・自分が所属する施設現場と違う考え方の施設での取り組みを客観的に比較してみたかったため。

②実務研修を経験し、特に参考になったことや改善したことなど

- ・職員勤務体制や職員管理(マネジメント)や考え方方が特に参考になった。
- ・職員全体が同じ方向性や自閉症の見方にそって支援している様子が参考になった。
- ・構造化の前に利用者各人のアセスメントを重要視している考え方。
- ・個別支援をいかにチームで支援できるように仕組みを整理するかという考え方と取り組み
- ・構造化による工夫で日中や生活を具体的に過ごしている現場を見学できたこと
- ・職員への障害理解の教育研修、法人理念の具体的に形にする取組み。

③その他感想や意見など

- ・講義演習のバランスがよかったです。
- ・構造化された支援がなぜ必要なのかよく理解できた。
- ・自分の施設にスーパーバイザー不在という課題が大きいこと。
- ・構造化という言葉の扱い方や認識が間違っていたと感じられたこと。
- ・成功事例だけでなく失敗事例も加えて説明があったことで勇気付けられた。
- ・現場に戻っても具体的に試したいと思えたこと。

発達障害支援スーパーバイザー養成研修 実務研修報告

自閉症総合援助センターあさけ学園
施設長 近藤 裕彦

1. 研修機関の事業の概要

自閉症や知的障害のある人たちを単に保護するのではなく、豊かな人生を生き抜くよう援助することを基本目標としている。そのためには、地域社会との連携を深め、労働や地域の人たちとの交流の中で現実的な思考や行動を身につけていく取り組みや、自閉症と関連した行動上の問題への個別援助プログラム等の工夫が重要と考えられる。あさけ学園では、(1) 施設入所支援40名と下記(2)~(6)の支援機能を一体的に運用し、自閉症総合援助センターとして彼らへの総合的なアプローチを進めている。

- (2) ワークセンターひのき（通所）…就労継続支援B型・生活介護40名。利用者は自宅やあさけホームから通勤し、労働・作業を中心とした日中活動へ参加している。
- (3) あさけホーム（グループホーム）…21名（4棟で構成）。日中活動の場（ワークセンターひのき）と協力して地域生活支援プログラムを展開する。
- (4) 短期入所…4名（あさけ学園に併設）
- (5) 三重県自閉症・発達障害支援センターあさけ…専門的な相談機関として、地域の発達障害のある人たち、家族、関係諸機関への相談・発達・就労支援を行なう。
- (6) あさけ診療所（児童精神科、心療内科）…自閉症や発達障害をはじめとした児童精神科外来診療、施設利用者他の医療的ケアを担当している。

2. 参加者の受け入れ状況

平成26年8月25日～29日、10月27日～31日、11月25日～29日の3回に分け、合計9名の実務研修を受け入れた。参加者の所属する事業所の種別は入所施設5名、通所施設3名、発達障害者支援センター1名となっている。

3. 実務研修プログラム

	8:30	9:30	12:00	13:00	14:00	16:00	16:30	17:00
第1日目			集合	オリエンテーション 見学・質疑応答	あさけ学園（受注→居住棟） 現場実習		意見交換 まとめ	
第2日目	引継	カンファレンス 支援の具体的方法等	休憩	あさけ学園（受注作業→居住棟） 現場実習			意見交換 まとめ	
第3日目	引継	あさけ学園（オジタル） 現場実習	休憩	あさけ学園（オジタル作業→居住棟） 現場実習			意見交換 まとめ	
第4日目	引継	ワークセンターひのき 現場実習	休憩	ワークセンターひのき 現場実習	休憩	グループホーム 現場実習		
最終日	引継	意見交換 最終まとめ	終了					

○オリジナル作業

- ・木工、農園芸… 焼き杉、農作物や果樹の栽培
- ・食品加工 … 梅干し、ジャム、味噌の製造
- ・パン工房 … パンの製造、販売

○受注作業

住宅部品の組み立て、自動車部品の組み立て、箱折り、他

4. 研修を終えた参加者の声（障害者支援施設あかりの家 亀山 隆幸）

この度は、発達障害支援スーパーバイザー養成研修実務研修において、5日間の実習を受け入れていただき、ありがとうございました。

私は、約17年前にも実習させていただきました。当時を振り返りますと「誰しも本人が望んで施設入所してきたのではない。（当時）入所更生施設の役割と責務は、その思いを真摯に受け止め、地域で暮らせるよう支援してあげること」と言うあさけ学園の中核的な思想を軸に、現代福祉における非常に重たい課題から目を逸らさず、実践の数々を積み重ねておられました。常にパイオニア的存在であり、毎年度発行される「あさけの取り組み」は必読で、理念や実践、組織や研修体制など自分を奮い立たせていただくことの連続でした。今回、「『そのあさけ学園が、現在どう展開されているのか』を自分の目で見させていただきたい」という思いが強くありました。特に印象に残ったことを二点あげてみます。

(1) 「自閉症総合援助センターあさけ学園」から学ぶこと

当初入所されていた80名の内、40名の方がグループホームや地域で生活され、あさけ学園やワーカーセンターひのきに通われています。信念と責任を持って展開され、それについてこられた利用者を支えていく為に必要なのが、この自閉症総合援助センター「あさけ学園」でした。決して「センター出来たから、さあどう展開しようか？」ではなく、個（利用者）の実践が先にあり、ライフステージや時々の状態における必要な支援・サービスを出し入れする“総合的な機能の集合体”であると捉えました。センターと言うと規模や対象者が拡大しその結果、支援が拡散しやすいイメージを持っていましたが、「責任」を持って「丁寧に」、「全てはそこに始まり、そこに尽きる」ということを改めて肝に銘じさせていただきました。

(2) 「高齢化」を考える中での視点

あかりの家も開設から29年目を迎え、いずれ直視するこのテーマにあさけ学園はどう考えておられるのか、ぜひ聞きたかったことのひとつでした。①高齢化＝単純に作業と余暇に限ってしまうのではなく、『生きがい』との結びつきが大事（人に認められる、「それ、いいね」と言われる活動等、人とつながること）、②高齢化だけを先取りするのではなく、“今の積み重ね”で考える（葬儀等への同席等、ライフイベントへの参加）など、高齢化を考えていく中での柱となるものを聞かせただけました。

さいごに、あさけ学園はあれから17年が経過しても「確固たる信念を持ちつつ、不斷の問い合わせができる」集団であることを強く感じました。「明日に受け身にならず、自分たちから明日を迎えるに行こう！」それが今の私の思いです。近藤施設長を始め、西野センター長、廣田主任、森嶋主任、D棟の皆様、温かく受け入れていただき、本当に感謝しております。ありがとうございました。

平成26年度発達障害支援スーパーバイザー養成研修 実務研修の受け入れ報告

社会福祉法人 めひの野園
障害者支援施設 うさか寮
施設長 東 真盛

めひの野園では、8月に1名、9月に6名、10月に3名の方を各5日間受け入れた。

1. めひの野園が、この研修で目指したもの

めひの野園が開設され33年。私たちは、この間、自閉症の人たちへの関わりのあり方と、関わりを通した理解のあり方について、彼らと共に学びながら、生活支援の場、就労支援の場、相談支援の場及び地域支援の場を整備し提供してきた。多岐にわたるこれまでの取り組みをどこまでお伝えできるか疑問ではあったが、すべてをオープンにし、私たちのささやかな取り組みが、参加された方たちの明日への力添えになればと法人全体で企画・運営をした。

また、各事業所、各委員会が研修を受け持つことで、日々の活動の振り返りや受講者との意見交換を通じて、互いに研鑽を積む機会となることを期待した。

2. 企画段階での課題と対応

このような長期間に渡る研修を受け入れた前例がなく、変化への対応が困難な利用者にどのような影響が出てくるかが一番大きな課題だった。事業所ごとの受け入れを少人数に止め、日課の変更をしないなど利用者の特性に配慮し、時にはプログラムを変更しながら実施した。

また、たくさんお伝えしたいことがある中で、どこにポイントを絞ればよいか悩んだ。主に実習をメインとしながら、その日のテーマに添ったまとめの時間をつくって補足するとともに、参加者同士で互いに理解を深め合ったり、今後のネットワーク作りの一助になればと昼食、休憩、講義等でコミュニケーションが十分に図れるよう配慮した。

3. 研修プログラムの軸

(1) 環境設定

自閉症の人たちが安心して心穏やかに過ごすためには、環境がとても大きく影響する。そこで、入所における個々の特性に合わせた配慮、働く場におけるわかりやすく見通しのつきやすい配慮等を考察する。

(2) 働くこと（日中活動）

当園では、出来ること・得意なことを活かし、「働きがいのある、人間らしい仕事」を提供することを目標としており、20種目を越える作業が用意されている。実際の作業体験を通じて、働くことの大切さと一人ひとりの可能性を高める支援について考察する。

(3) 委員会活動

当園では、法人内の横断的な連携の取り組みとして11の委員会活動がある。その中から、支援が難しいとされる自閉症児（者）にとって特に重要であろうと思われる「個別支援委員会」、「人権擁護委員会」、「地域交流委員会」の活動を紹介する。

(4) 地域支援

地域の中で自閉症の方たちが多くの人たちの助けを借りながらも、自立した生活ができるよう援助している。また、地域社会そのものに働きかけて、より多くの人たちが自閉症について理解を深め、支援の輪に参加できるよう取り組んでいる。その活動を紹介し、実際に地域のサークルに参加し考察する。

4. 実務研修プログラム

曜日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
月曜					受付	開講式・オリエンテーション 講義「めひの野園の自閉症支援」			意見交換	
火曜	オリエンテーション	生活介護実習 生産活動（みしま）	休憩	創作活動実習 絵画教室	講義「個別支援について」	実習 生活支援	まとめ (生活支援)			
水曜		就労支援実習 生産活動（ふじなみ）		就労支援実習 (移行支援含む)	講義「人権擁護について」	実習 生活支援	まとめ (就労支援)			
木曜	オリエンテーション	地域支援活動実習 保護者活動支援（ありそ）	休憩	講義「支援センターワークの活動より」	講義「地域交流について」	余暇活動 和太鼓	まとめ (地域支援)			
金曜		実習（選択） 生活支援・生産活動		閉校式・まとめ 意見交換						

5. 研修を終えて

参加された方たちに来てよかったですと思ってもらえるようにと法人全体で企画・運営した研修だったが、同じ立場に立つ指導的支援者に見られているという適度な緊張感もあり、今は無事に終わった安堵感のほうが大きい。当園のスタッフからは、講義や交流を通じて自分たちの活動を客観的に見直す良い機会だったという声も聞かれた。

参加された皆さんからも、「利用者が自信を持って活動していたのが印象的だった」、「やってみることの大切さがわかった」などの声も聞かれ、思いを少しは伝えることが出来たのではないかと感じている。中でも「スタッフが楽しそうにやっている」という言葉が特にうれしかった。難しさばかりが強調される自閉症支援だが、当園の基本方針に「夢を持つ」、「活機力を磨く」という言葉があるように、現場の夢を育み、活機力を高めるのがスーパーバイザーの役割でもあるのではないだろうか。

今回の反省を踏まえ、さらに充実した研修となるように努めていきたいと思う。これからもすてきな出会いがありますように・・・。

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー実務研修受け入れ

社会福祉法人 北摂杉の子会
総務部 河辺 太一

北摂杉の子会では9月と11月に各4日間、11人の方を受け入れた。

受け入れに際して、以下の事を念頭に置いた。

1.企画の段階での北摂杉の子会での確認事項

- ① 初めての受け入れであるので、様々な点で行き届かないこともあると思うが、成功に向けて最大限の努力をするようにする。
- ② 成功に向けて法人全体で取り組むため、情報共有をしっかりと行う。
- ③ 参加者が研修に集中できるようにするため、事前に様々な事項の確認を行う。
- ④ できるだけオープンな状況で、ありのままの施設運営を見てもらう。
- ⑤ 参加者に忌憚のない意見を出してもらいやすくするために、雰囲気作りも大切にしたい。
- ⑥ いただいた意見を真摯に受け止め、自分たちの支援を客観的にみる機会とし、支援の質をさらに向上させる。

2.実務研修プログラム

	9:30	10:00	12:00	13:00	13:30	14:00	15:00	16:00	18:00		
初日				受付	開講式・オリエンテーション 「北摂杉の子会の概要と支援のあり方」						意見交換会
2日目	オリエンテーション	臨床実習 グループホーム/ レジデンスなさら	休憩	オリエンテーション	臨床実習 萩の杜・ふれっと	講義 「行動障がいの対応」	演習 「具体的なケースについてのSV」			食事場 面見学 意見交換会	
3日目	オリエンテーション	臨床実習 ジョブジョイント おおさか	休憩	オリエンテーション	臨床実習 ジョブサイトよど		講義 「自閉症者の就労支援」			意見交換会	
4日目	オリエンテーション	臨床実習 自閉症療育センタ ーwill 保護者研修見学	昼食 意見交換会		閉講式・まとめ 意見交換会						

3. 実施してみて分かった課題と今後の対応

① 送迎の問題

i 公共交通機関では不便な施設への移動

※施設担当者が車で送迎を行う

ii 最寄り駅からの案内

※ご利用者の視覚支援の1つとしているホームページにある写真案内を利用することにより、分かりやすかったとの意見をもらえた

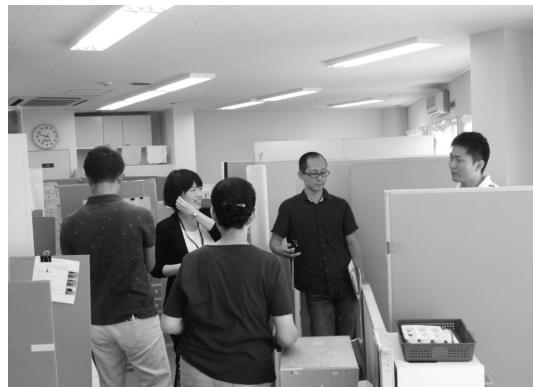
② 施設が高槻市・大阪市と分かれている問題

※参加者に対して、事前に宿泊先を高槻市しても移動に不便さが無いことを伝え、安心感を与える

③ 意見交換の方法について

i 懇親会を設定していなかったので、和やかな雰囲気でとはいかなかったが、各事業所で可能な限り質疑応答の時間を設けるようにした。

ii 閉講式に各施設から職員を招き、最後にもう一度質疑応答の機会を持った。



4. 研修を終えて

閉講式での質疑応答が想定していた以上に多く、予定時間を大幅にオーバーした。このことからも、参加者の熱意が強く感じられた。感想で多かったのは、実際現場で見た支援方法を、自分の事業所に持ち帰って、早速実践していきたいというモノだった。今回の研修を通じて、少しでも全国の発達障がいのある方々が過ごしやすい環境作りに役立てればと思う。

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修 実務研修受け入れ

障害者支援施設 あかりの家
支援部 部長 亀山 隆幸

1. 受け入れ期間及び人数

	期間			日数	人数
①	9月	8日(月)	～12日(金)	5	5
②	10月	27日(月)	～31日(金)	5	5
③	12月	15日(月)	～19日(金)	5	5
計				15日	15人(※)

(※) 15人の内訳として、県内3人、県外3人であった。

2. 受け入れに際し、色々考えたこと

(1) 企画の段階でのあかりの家の確認

- ①(自閉症総合援助センター(構想)を掲げる法人として) 法人全体で取り組む。
- ②(この受け入れを機会に) より客観的で体系的な、施設と支援の説明言語を作り上げる。
- ③(この受け入れを機会に) 地域等での支援者養成に乗り出す第一歩とする。
- ④(支援のプロたちに見られることによって) 自分(達)の支援を客観的に見る機会とする。
- ⑤閉じたり飾ったりする説明は避け、オープンで率直な説明に努める。

(2) 企画の段階での課題等と対応

- ①駅から徒歩30分を要する移動手段 → 最寄駅とあかりの家との送迎を毎日行う。
- ②5日間の宿泊場所 → 宿泊可能人数は少ないが、地域交流ホームを提供する。
- ③研修プログラムづくり → 下記の通り
- ④和やかで率直な意見交換ができる雰囲気作り → 初日夜に懇親会を設定。お互いが言いにくいことの中に“支援の大事な要素”があるとの考え方で、夕方の反省会を共に有意義な場とする。

3. 実務研修プログラム（第1回目受け入れより）

	9:00	12:00	13:00	13:30	14:30	15:00	15:30	17:00	17:30	
9/8 (月)					受付	開講式・オリエンテーション(施設見学含む) 講義1「あかりの家の自閉症支援」		意見 交換会	18:30～懇 親会	
9/9 (火)	臨床実習 あかりの家 (引継ぎ→ランニング→①プラグ班、②トモニ活動)	休憩	事例検討一リハビリ的ショートステイ	講義2「行動障害のある人たちへの支援—自閉症療育のキーワード集を通して—」				まとめ 意見交換		
9/10 (水)	①臨床実習 ワークホーム高砂 ②臨床実習 あかりの家 (引継ぎ→ランニング→プラグ班、軽作業班さり班)	休憩	臨床実習 あかりの家(体操活動)		講義3「発達障害者支援センターにおける取り組み」発達障害者支援センタークローバー		まとめ 意見交換			
9/11 (木)	①臨床実習 あかりの家 (引継ぎ→ランニング→軽作業班、割箸班) ②臨床実習 ワークホーム高砂	休憩	臨床実習 A市自立支援協議会「自閉症の方の防災支援」 地域生活支援センターあいあむ	臨床実習 障害児通所支援事業所あかりの家			まとめ 意見交換			
9/12 (金)	臨床実習 あかりの家 ①トモニ活動、②プラグ班、割箸班	休憩	閉講式・まとめ 意見交換							

4. 研修プログラムの軸

(1) 強度行動障害のある方たちへの支援

(1) 行動障害のある自閉症の方たちを支援するチームづくり

強度行動障害の見られる方への支援の一つの鍵はチーム力。4月1日の全体会で、20年確認し続いている「あかりの家共通確認」（“土俵の外からの批判は迷惑”、“前向きなNoを大切にする”、“派閥は許さない”等）や「チームは支援力を高める過程で作っていく」研修体制などを紹介。

(2) 「あかりの家自閉症療育のキーワード集」を通した支援の実際

10数年前より、「実践の中から得たエッセンスを言葉にし、つなぎ育てていく」ことを目的に、支援員は毎年原稿を提出し、編集者の施設長とやりとりを重ねミニ実践事例=キーワードを完成させていく。この自前の＜実践言語＞＜説明言語＞を介して、行動障害のある方たちの支援のキーワードを紹介。

(3) 「リハビリ的ショートステイとその取り組み（事例検討）」

「水中毒状態にあったAさんの家庭復帰に向けたショートステイの取り組み」を取り上げる。あかりの家で“水に向かわなくて済む”“ゆったりとした状態”をつくることを目標に、①日常の行動のスピードを緩める、②力抜き、③指示に応じれる関係を作っていた事例を紹介。

(2) 臨床実習

(1) プラグ作業班

電子部品の組み立て作業。毎日、業者が集荷に来られるノルマや、精度の高い検品が求められる緊張感の中、10名の重度の自閉症の利用者が懸命に集中して取り組んでいる。そこから、自閉症の方たちの可能性を感じ取っていただく。

(3) トモニ活動

愛媛県のトモニ療育センターのSVを受けて、①課題学習（数字や時計やお金）と②料理づくり、を行なっている。「分かる」「できた！」という課題習得に加え、そのやりとりの中で利用者の見方が変わつていったり、支援観の幅を広げていく事を目的に実施。そのエッセンスを感じ取っていただく。

(4) 体操活動（ダイナミックリズム。膝立ち・寝かせ等の静止運動、前の利用者に続いての模倣運動他）

集団の力動的な面を活用して、“自分の身体が、自分でうまく動かせている”という実感を持つてもらう。そこで多動性の軽減を図ったり、支援者とうまくかみ合えた経験を積み重ねていく場面を見学。

5. 研修を終えて　－参加者の声－

以下、事務局提出の実習報告の写しを送っていただいた方からの抜粋をあげてみたい。

「実践の臨床実習でも感じたが、あかりの家では非常に多くのスーパーバイズを受けている。自分たちの取り組みを様々な角度から多面的に検証している様子が伝わった。この『おごり』のない姿勢こそが、自閉症療育の基礎であろうと学び、反省する。特に重度の知的障害を伴う自閉症の人たちは、自分の生きにくさを自分で表現しにくい。その心に気持ちを寄せ、様々な視点から取組みを検証し、謙虚さと信念を持って実践を積み重ねている実践に感銘を受けた。」

この実習報告は回覧され、その表紙に「外交辞令があるにしても、我々以上に我々のことを知り、理解し、それを文章化している！ありがとう」と三原施設長のエンピツメモが書き添えてあった。

その他、幾つかの感想をあげてみたい。

- ・「朝の引き継ぎそのものが、利用者の支援検討のOJTになっている。園長が問題提起をされ、ひとりの職員が発言すれば、次々と発言される。一人ひとりがしっかりと取り組んでおられることを実感した。」
- ・「この仕事に携わり10年になるが、行動障害の軽減に向けた取り組みは、その行動だけに焦点を当てるのではなく、“日常の支援の連続体である”という意味もよく分かりました。」

- ・「色々な事業所や活動を見せていただきましたが、入浴場面等も見せて欲しかった。」

今回の15名の方々の受け入れは、私たちにとっても、改めて自分たちの実践を客観的に捉えなおす機会となった。いくつか指摘もいただきました。

こういったやりとりは、やはり実務研修ならではの醍醐味だと思っている。

また、私も受講生の一人だが、実習を終えられた皆さんが各事業所で「どう動かれるか」という行動力が、真の発達障害支援スーパーバイザーに向け、問われるのだと思っています。

よい機会を与えて頂いてありがとうございました。

平成26年度 発達障がい支援スーパーバイザー養成研修報告書

障がい者支援施設 三気の里：木下 昭二

1. はじめに

三気の里では、発達障がい支援スーパーバイザー養成としての施設認定を受けるに当たり、施設長からの事前の投げかけに対して、スタッフ間で十分話し合った中で受け入れを決め、9月から12か月の4か月間で各5日間、合計12名の研修者の方を受け入れました。

2. 企画の段階での三気の里での確認事項

- ① この養成研修を法人の関連施設全体で受け入れをする。
- ② 各人が、利用者支援の意図・手続き・結果・今後の展開等を言語化出来るようにしておく。
- ③ 「自分達も一緒に学ぶ」意識を持って研修者を受け入れる。
- ④ 法人や三気の里の歴史や療育方針等について整理し、誰もが説明出来るようにしておく。
- ⑤ 在りのままの三気の会の現状を見て頂き、今後に向けての率直な意見を聞かせて頂く。

3. 企画段階での課題等と対応

- ① 第1回目の研修は、何ヶ所ものホテルを送迎に回り大変だった為、2回目以降は駅に一番近いホテルを指定させてもらい、スムーズに送迎が出来ている。（最安のホテルではなかった為、研修者のに多少の費用的な負担をかけている）
- ② 上記指定ホテルから三気の里までの送迎（片道10分弱）を毎日行っている。
同一法人の研修先にも基本的には三気の里のスタッフが送迎をしている。
- ③ 研修についての率直な意見を汲み取る意図を持って、独自の研修日誌を作成し、記入して頂いている。（研修者の方には書き物が多い中、負担をかけている）
- ④ 歓迎の意味と意見交換の場を設ける為、初日の夜（回によって異なる）に懇親会を設定

4. 実務研修プログラム

曜 日	9:30	10:00	12:00	12:30	13:00	13:30	14:30	16:00	17:00	17:30					
月曜日 12/15 日			受け付け		開講式：施設長挨拶：オリエンテーション 講義「三気の里の自閉症療育」 意見交換会										
火曜日 12/16 日	わっふる 事業説明等	支援センターわっふる。ABC 分析研修等	昼食休憩		移動 14:00～ たちばな園研修				意見交換会 各自解散						
水曜日 12/17 日	オリエン テーション	三気の家：リズム・集 会・グループ活動など	給食支援(昼 食・休憩)		三気の家 グループ活動	意見 交換会		臨床実習 三気の家 地域療育等支援事業							
木曜日 12/18 日	オリエン テーション	臨床実習 地域活動支援センター アンパ実習	休憩		障がい者支援施設 三気の里 施設及び活動見学		講義「強度行動障害の療育」 三気の里松田施設長 GHはじめ見学 意見交換会								
金曜日 12/19 日	オリエン テーション	相談支援事業所 たんぽぽ	昼食・休憩 (食費清算)			閉講式・まとめ・アンケート記入 意見交換									

5. 研修プログラムの軸

(1) 各事業所の事業及び療育についての説明等

(1) 三気の里の自閉症療育について

- これまでの30年余における三気の里の療育方針の基礎を、創設者の故 田中 稔先生や初代施設長の土井先生にまで遡り、それに現在のオリジナリティーを加えて説明。

前半、施設概要について、後半、利用者支援について 2部構成で講義

(2) 発達障がい者支援センター わっふる

- A B C 分析（機能分析）について A：きっかけ B：行動 C：結果 という視点から行動を捉え、対象児・者の示す行動の意味を読み解き、整理して考える…等について、解り易く説明 後半は、わっふるの主催の支援者養成講座等に一緒に参加

(3) 強度行動障がいの療育について

- 研修者参加型の形式で、施設長より強度行動障がいの療育についての説明を行って頂いている。

(4) 三気の家での療育について

- 児童発達支援の取り組みについて、熊本市の現状と合わせて、三気の家での取り組みを紹介している。後半はダイナミックリズム等の身体を動かす活動にも参加

(2) 臨床実習

(1) 三気の里作業見学

- ニフコ作業（パッキンはめ）・トマトパックのシール貼り・果物ネット折り、パラシュート作業（海苔の養殖に使用）、アルミ缶潰し等の5つの班の作業活動を見学・一部体験。

(2) パン工房 アンパでのパン作り体験

- 地域活動支援センターの活動内容の説明や、実際にアンパでのパン作りを利用者さんと一緒に体験して頂いている。

(3) 相談支援事業所 たんぽぽ

- 県委託の熊本県私学特別支援相談員のスタッフより、その設立意義や活動内容について説明を行っている。

6. 研修を終えて

- 受け入れる側としては、法人で行っている全体を見て頂きたい…といった設定の研修プログラムを組んでいたが、逆に煩雑過ぎた感があり、「もう少しじっくりと時間をかけて見たかった」と感想を述べられた方もあった。 発達障がい者支援センター わっふるでの・A B C 分析（機能分析）についての説明や、三気の家での幼少期からの、将来を見据えた療育支援の場面での体験に於いては、各回共に高評価を得ていたと実感している。

平成26年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修 「社会福祉法人 萌葱の郷」実務研修報告書

社会福祉法人 萌葱の郷

大分なごみ園施設長 福田 和彦

1、実務研修の概要

社会福祉法人 萌葱の郷では、月曜から金曜の5日間を事業所ごとに、講義と臨床実習という形式で実務研修を取り組みました。参加者は、障害者支援施設等の管理者やサービス管理責任者で、経験年数も豊富な方でした。意見交換会では、発達障害の理解、支援方法、支援員の心構え、人材育成、運営など様々な内容について話し合うことができ、大変有意義な機会を持つことができました。

<実施期間・参加人数>

- ① 平成26年 9月22日（月）～ 9月26日（金） 5名
- ② 平成26年10月 6日（月）～10月10日（金） 4名
- ③ 平成26年11月10日（月）～11月14日（金） 4名
- ④ 平成26年12月 8日（月）～12月12日（金） 3名

合計 16名

2、実施場所

社会福祉法人／萌葱の郷 各事業所

障害者支援施設／めぶき園 生活介護40名 施設入所支援30名

障害福祉サービス事業所／どんこの里いぬかい 生活介護6名 就労移行支援6名 就労継続支援B型10名
ケアホームかわしま／共同生活援助10名

こども発達支援センター／なごみ園 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問

大分県発達障がい者支援センター ECOAL(イコール)／相談支援 就労支援 発達支援 普及啓発
支援者養成

ホームヘルプサービスセンター らすかる／居宅介護 行動援護 移動支援

こども発達支援センター 大分なごみ園／児童発達支援 放課後等デイサービス

特定相談事業所 プラス／計画相談 一般相談

いぬかい保育園／通常保育 乳児保育 障害児保育 延長保育 一時保育 子育て支援センター

3、実習研修プログラム

曜日	9:30	10:00	12:00	13:00	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30
月曜					受付		開講式・オリエンテーション 講義「萌葱の郷の自閉症療育」			意見交換会
火曜	オリエンテーション	臨床実習 自閉症者施設 めぶき園		休憩		臨床実習 自閉症者施設 めぶき園		講義「強度行動障害の療育」 自閉症者施設 めぶき園		
水曜	オリエンテーション	臨床実習 どんこの里いぬかい	休憩	臨床実習 生活支援・生産活動			臨床実習 かわしま	まとめ	意見交換	
木曜	オリエンテーション	臨床実習 大分なごみ園	休憩	講義「発達障害児の早期療育」 大分なごみ園			臨床実習 大分なごみ園	まとめ	意見交換	
金曜	講義「発達障害支援ネットワーク」 大分県発達障がい支援センターイコール			休憩		開講式・まとめ 意見交換				

4、研修受け入れを終えて

今回、合計16名の研修者を受け入れ、現場を共有し、お互いにいろいろな意見を交換することで、大変勉強になりました。

ただ、研修を受け入れる側としての課題としては、施設の近くに宿泊先がなかったり、公共交通機関での移動が不便だったりすることでしたが、宿泊先を紹介したり、公用車で送迎することで何とか対応することができました。

また、毎日の実務研修終了時のまとめと意見交換以外に、和やかな雰囲気で意見交換ができるように懇親会を持ちました。時間の許す限り質疑応答をして、お互いの情報交換ができたと思います。閉講式でも5日間通して、全体の質疑応答ができる時間を設けたことも研修者からご評価をいただきました。

研修者から一番ご評価いただいたのは、「法人の理念や支援方針が事業所ごとに浸透している」ということでした。当法人では、自閉症総合援助センターとして、生活支援、療育支援、早期療育、就労支援、余暇支援、相談支援、普及啓発、専門家養成等の機能をライフステージを通して総合的に提供し、もって自閉症を中心とする発達障がいのある人たちの豊かな育ちと暮らしを実現することを基本理念としています。そして、ただ単に行動の改善や適応を目的とするのではなく、発達障がいに対する理解と学習を深め、肯定的な態度で接することで、安心感に基づく信頼関係を築き、支援者の姿勢や態度の振り返りや援助技術の不断の研鑽を重ねて支援することを法人職員全体の共通理解として取り組んでいます。

今後もこの発達障害支援スーパーバイザー実務研修を通して、支援の質を高め、利用者の豊かな育ちと暮らしや自己実現のために邁進していきたいと思います。



＜意見交換会＞



＜講義風景＞

5. 参加者のアンケートから

人材育成、会議の進め方、記録の取り方、折り合いをつけるための支援、職員一人ひとりの知識力、説明力、支援力、連携の取り方、研修制度、五十嵐先生の講義の話を実際見ることができたことが大きな収穫、学びでした。緊張での実習入りでしたが、毎日たくさんの刺激を受け学ぶことが多かった研修で大変充実していました。質問攻めにして申し訳なかったですがとてもいい経験をさせてもらったと感じています。

まだ経験の少ない職員の方々にもいろいろな説明をしていただきました。法人の理念・支援方針が十分に浸透していることを実感しました。職員研修、後継者育成の充実が、法人全体の強みになっていると思いました。

アンケート集計結果

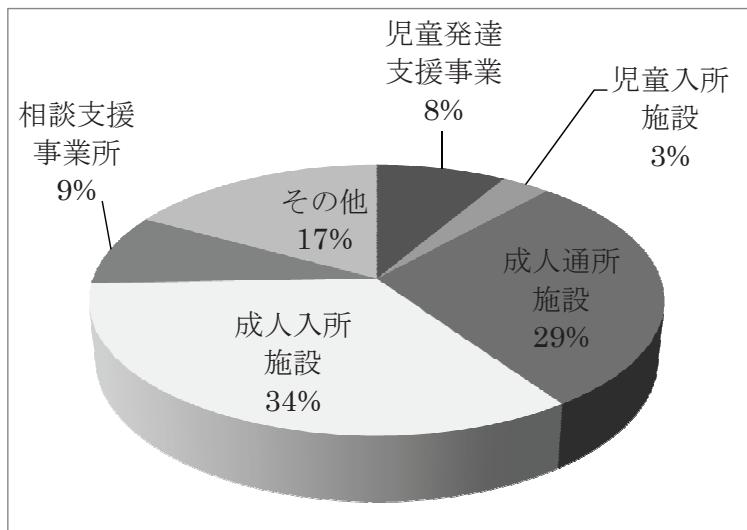
発達障害支援スーパーバイザー養成研修アンケート集計結果（前期）

【ご参加された方の情報について】

I. 所属

1	児童発達支援事業	8
2	児童入所施設	3
3	成人通所施設	27
4	成人入所施設	32
5	相談支援事業所	8
6	その他	16
	合計	94

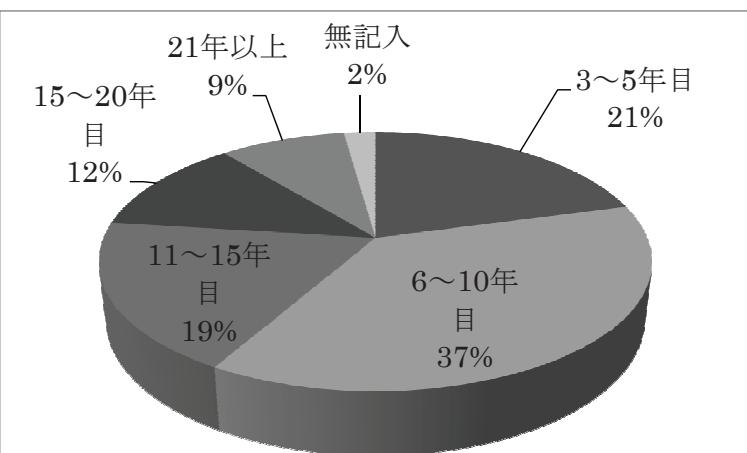
(所属が2ヶ所が3件あり)



その他所属	
発達障害者支援センター	6
放課後等デイサービス	2
法人	1
スーパーバイズなど (個人独自事業)	1
支援センター	1
共同生活援助	1
グループホーム生活支援	1
幼稚園	1
自閉症支援事業所(民間)	1
無記入	1

II. 経験年数

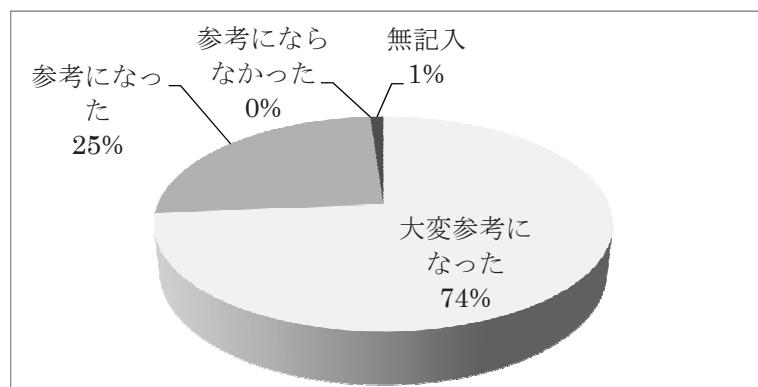
1	3～5年目	19
2	6～10年目	34
3	11～15年目	17
4	15～20年目	11
5	21年以上	8
	無記入	2
	合計	91



【講義のテーマ・内容について】

1. 親として専門家に期待すること（中尾 佑次 氏・今井 忠 氏）

1	大変参考になった	67
2	参考になった	23
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	91



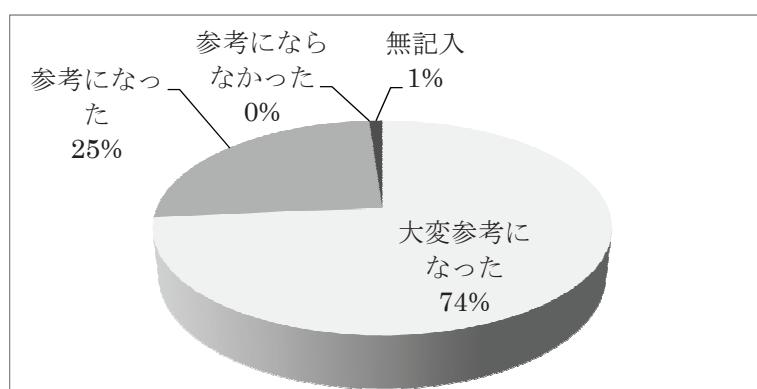
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・「施設という空間は職員の職場なのか、利用者の生活空間なのか？」頭では生活空間と分かっていても、日々の生活の中で職場になってしまっていなかつたかと考えさせられた。
- ・支援者として一方的な面があつたと気づかされた。
- ・親御さんの子どもさんに向かい合う姿勢と共感しながら支援していくことの重要性を改めて感じた。
- ・親だからわかること、親だから思うことなど、直接聞けて良かった。
- ・「過去成功した方法にこだわっていないか」は、どの療育方法をとる支援者であつても耳を傾けないといけない。
- ・親の苦労や希望を少しでも理解できるようになりたい。
- ・親と支援者の関係の築きかたの大切さが分かった。
- ・家族の立場から本音を聞け、支援者としての役割を考えさせられた。
- ・支援者として、保護者の方に何を伝えればよいのか、手がかりになった。
- ・支援者として大切なことを思い出せていただきました。
- ・本音や思いをつつみかくさず聞けたという部分がとても大きく、自分の支援を省みる良い機会となりました。
- ・保護者の立場からの支援は、どの現場でも参考になり、今回も教えて頂いたことが多かったです。
- ・見通し立てることの大切さと保護者と支援者の考え方の違い等についても考えることができた。
- ・「施設と協力していく」ことが大切だと分かった。普段は職員としての目線の割合が高かつたことも分かった。
- ・親の視点と支援者のそれのずれをどう埋めていくか、など考えさせられた。
- ・専門に興味を持つことではなく目の前にいる人に興味を持つことを再確認できた。

※他に46件の記述がありました。

2. 発達障害特性理解（市川 宏伸 氏）

1	大変参考になった	67
2	参考になった	23
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	91



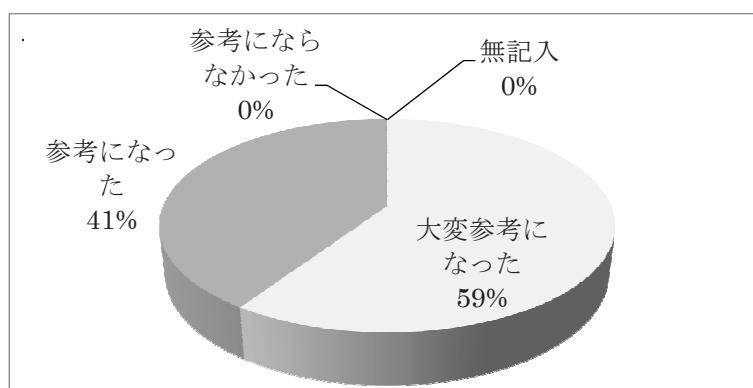
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・「悪い所を治すのではなく、良い所を伸ばす」改めて考え直し、振り返ることができた。
- ・D S U等最新の情報を提供してもらった。また医者の立場からのA S D理解を勉強できた。
- ・医師の視点で混乱の極みにいる患者とのファーストコンタクトから始まる支え、とても参考になり、勉強になりました。
- ・医療現場からの具体的な事例や発達障害の方の関わり方など参考になりました。
- ・医療の視点からのお話でとても参考になりました。互換性のあるソフト作りに取り組みたいと思いました。
- ・様々な失敗経験や人との関わりで嫌な思いをした利用者との信頼関係の築き方や姿勢を学んだ。
- ・支援者が多くのソフトを持ち合わせること、利用者の方のソフトを知ることの重要性を知った。
- ・実際の事例を基に特性をどうとらえ関わればいいかわかった。
- ・事例を含めてお話しいただき、自分自身もケースをイメージしながら支援の姿勢を考えることができました。
- ・たくさんの支援をしてきていらっしゃる先生だからこそその言葉は重みがあります。彼らなりの「考え方がある」その思いを持って「H o w t o」ではなく「w h y」の視点を常に持ちたいと思います。
- ・発達障害への対応は原則的なものは存在するが対応はその個人個人で千差万別であることに気づく。
- ・非常に困難な事例を通じた支援のエッセンスは、重みがありました。もう少しD S M-Vのことを聞きたかったです。

※他に33件の記述がありました。

3. 虐待防止と権利擁護（曾根 直樹 氏）

1	大変参考になった	54
2	参考になった	37
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	91



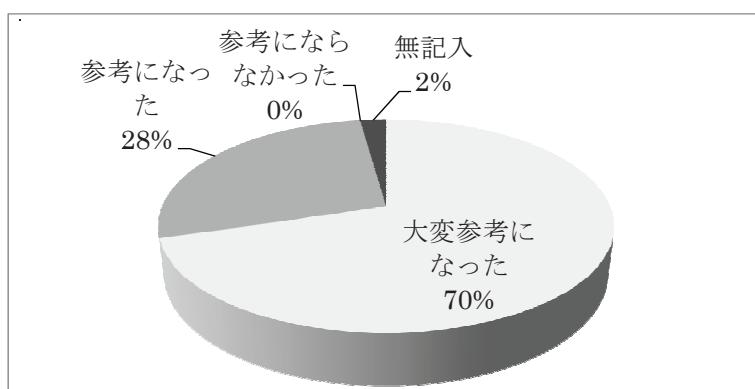
「大変参考になった・参考になった」の理由

- 虐待をしている人を取り締まるのではなく、虐待を防ぐための法律であること、擁護者を支援するものだと知った。調査報告の結果の管理職の立場の人による虐待が多い事に驚いた。
- 平成24年から何度も虐待防止法の研修を受けてきましたが、ここまで具体的な説明は初めてです。
- 虐待防止には取り組んでいるが、話を聞いたことでさらに良い取り組みがあると思うことができました。
- 強度行動障がいのある方への支援体制を整えなければという考えがあったが、現在の取り組み等を知り参考になった。
- 現場経験がおありで実態に基づいたお話が聞けたと思います。最後の質問にあった車いすのベルトは参考になりました。
- 現場しかあまり知らない私にとっては、法律についてのお話は大変参考になりました。どの年齢の時、どの場に属しているのか、また、どのサービスを使いたいのか、適しているのか、私が法律を知らないとサービスの引き出しを出せないと痛感しました。
- 支援する者の一寸した言動が知らず知らずに障害者やその保護者を傷つけるケースがあることに気づかされた。
- 障害者の虐待は福祉の現場で起こる。この現実を受け止めたい。支援の行き詰まりの末にある虐待についてスーパーバイザーとしての責任の大きさを自覚し、スキームを再確認できてよかったです。事業所に再度持ち帰り伝達、再検討をすべき事柄があった。
- 通報義務や、その防止のための自己チェック、PDCAサイクルの大切さを深く感じることができました。
- 特に虐待のチェックリストを持ち帰って皆に渡して毎日チェックしようと思った。
- 虐待の疑いを大きくしたくない（面倒な手間を増やしたくない）という気持ちは当たり前だが、長い目で見れば、通報の義務を怠らない方が良いという意識の持ち方は心に残った。

※他に34件の記述がありました。

4. 発達障害福祉行政の展望（日誥 正文 氏）

1	大変参考になった	64
2	参考になった	25
3	参考にならなかった	0
	無記入	2
	合計	91



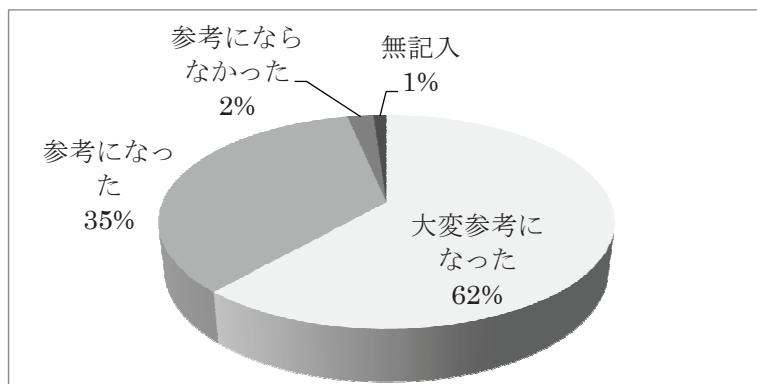
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・「良い所をさがす」その視点からのお話があったことがまず印象的でした。
- ・行政としての狙い、望んでいることが分かり、また現場の視点も組み込んでいただいており、理解しやすかったです。
- ・現行の法律とこれまでの障害福祉の経過を交えた話が分かりやすかったです。
- ・現場で仕事をしていると広い意味での発達障害支援の全体像をなかなか把握できないので、参考になった。
- ・講義内容としても良かったが、実践できていることをレクチャーとして見せていただいたことが良かったと思います。
- ・ちょっととした自閉症の方との簡単なふれあいを楽しく教えてもらった。
- ・デモンストレーションは、現場でも他の職員に理解してもらう際の有効なツールであると感じ、感心した。
- ・ご本人さんの中では我々と切り取り方が違う、その中で具体的に、視野の話、枠組みを示すことなど、ご本人さんの困り感が分かりやすく説明され、大変良かったです。
- ・発達障がいがあるかないかではなく、発達障がい度がどれくらいあるか？・・・心に残りました。
- ・話が大変上手で説明がスムーズに入った。レクチャーが楽しく理解につながった。
- ・日々の業務ではあまり考えることのない行政について、日常の支援との関わりと、今後の展望を知ることができた。
- ・ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニングのあり方が参考になりました。
- ・ほめられる瞬間、見え方、聞こえ方など体験型のワークの中に改めて気づかされることが多かったです。
- ・行政説明もさることながら、参加者が逃げる→止める→止まる→ほめるの演習が心に残っています。

※他に31件の記述がありました。

5. 特別支援教育の課題と展望（田中 裕一 氏）

1	大変参考になった	56
2	参考になった	32
3	参考にならなかった	2
	無記入	1
	合計	91



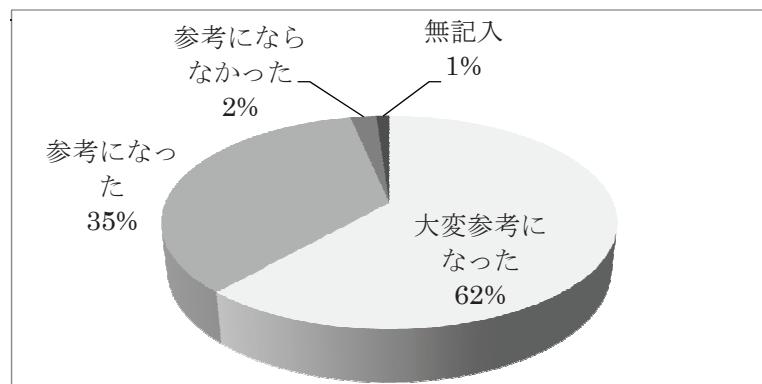
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・「こんなふうにするといい」「こういうことを知つておいた方が良い」ということを、わかりやすく話してくれたのでとてもよかったです。
- ・学校、教育の現場の実際の実情、またそれに加え福祉職、福祉分野としてどう関わっていけるのか、具体的な話ももりこまれ分かりやすかったです。
- ・学校側の実情や現在の（これから）取り組み方や方向性を知ることができた。
- ・学校終了後、生徒を預かっているが、学校と連携すること等考えたことはなかった。先生と話をすることでもっと互いのことがわかる。
- ・学校との協力場面が仕事上多く、学校の知らない部分を教わった。
- ・学校との連携について悩んでいたのでとても勉強になりました。
- ・学校との連携は本当に課題としており、入り込めない場所だったのでヒントをいただけて良かったです。
- ・教育との連携という、新しい自分の役割が見つかった。
- ・支援学校を含め、一般学校にいる障害かもしれない児童をもつ担任との関わりをもっていくことがこれからは重要になってくる。
- ・児童施設職員として知っておかなければならぬこと、連携の大切さを知ることができた。
- ・就学相談を担当しているので、細かいことが知れてよかったです。
- ・成人施設に移り、関係が薄く感じていたが、教育あるいは関連職との連携の大切さを改めて感じた。
- ・地域の学校との連携はこれまで行ってきたが教諭の専門性の低さにがっかりすることも多い。さらなる連携と協力体制の維持に努めたい。またPTA（保護者）への講習会も行っている。継続したい。
- ・福祉と教育と分野が異なると「文化」が全く違います。教育の文化とうまく付き合っていくためのコツを学ばせていただきました。

※他に32件の記述がありました。

6. 対談（田中 裕一 氏・寺山 千代子 氏）

1	大変参考になった	56
2	参考になった	32
3	参考にならなかった	2
	無記入	1
	合計	91



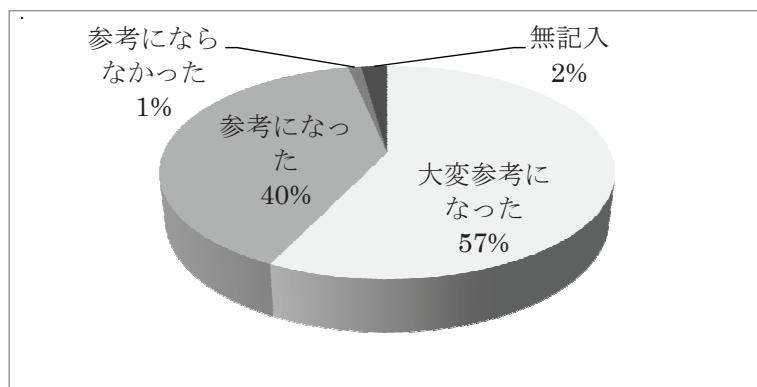
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・学校教育のことについては今まであまり考えたことがなかったので、知ることができて良かった。
- ・学校現場での苦労、悩みが伝わってきました。
- ・学校と放課後等デイ、学校職員の研修など興味深かった。
- ・学校との協力場面が仕事上多く、学校の知らない部分を教わった。
- ・気になっていたことが寺山氏からの質問で聞けたので良かった。
- ・教育現場との連携は必要だと思いつつ、なかなか一步踏み出せずにいました。相手の状況をまず知り、動いてみようと思えました。
- ・教師の1／3が「学ぼうとしない層」という話は、現実であってもゆるされる体質に大変疑問を持った。
- ・具体的な質問に的確な答えだったので分かりやすかったです。
- ・現場の実際の声をきき、自分がどう考え、自分ならどの様に関わっていくかを考えることができた。
- ・現場の先生方の思い、サポートの仕方についてヒントをいただいた。
- ・講義の内容をかみ砕いてより理解しやすく解説していただき良かったです。
- ・学校（教師）の現状や実態、教えていることetc. 普段知りえない内容で参考になった。
- ・教育と福祉はなかなか日ごろ交わることがないが、関係の重要性を理解した。
- ・形式的でない質問で、いろいろお聞きすることができて良かった。田中氏とはもっと突っ込んだ現状を踏まえてのお話もお聞きしたい。
- ・積極的に学校と関わりたいと思うが、入所施設としてどのように関わられるか、どのような方法をとれる可能性があるかを知ることができた。
- ・学んでいる人、必要を感じるが学べていない人、どうでもいいと考えている人の分類は参考になった。

※他に18件の記述がありました。

7. 発達障害支援の現状と課題（和田 康宏 氏）

1	大変参考になった	52
2	参考になった	36
3	参考にならなかった	1
	無記入	2
	合計	91



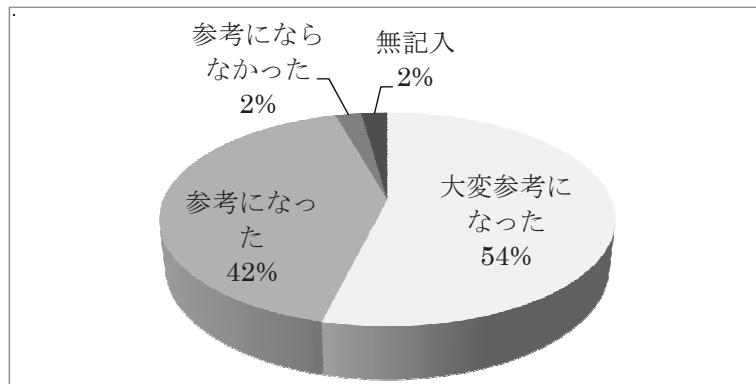
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・いま未就学児と関わっているがその人の人生を大きくとらえ、今の時期にできることをしていかなければならぬと感じた。
- ・現場で仕事をしていると広い意味での発達障害支援の全体像をなかなか把握できないので参考になった。
- ・支援センターの現状について知ることができたので良かった。
- ・自分の県でも感じていることと一致しており、改めて振り返りができた。
- ・全国の発達障害者支援センターが同じ課題に直面していることを知った事、および取り組みのヒントを頂けたため。
- ・地域、当事者が何を悩み、求めているのかを知り、どう取り組むかを考えることができた。
- ・知的障害を伴わない発達障害者が地域で感じている“生きにくさ”を感じた。現場でも同じような悩みを抱えており、共感できる話もあった。
- ・発達障害者支援法に基づき、センターの役割とご利用者の特徴やニーズが分かり、今後の事業所としての関わり方も考えさせられました。
- ・未診断の方の多さに驚きました。普通にこういう方がたくさんいらっしゃるとも思います。
- ・ライフステージに従った支援内容、何が必要か少しあわかったと思います。
- ・現場の事実から導き出した傾向を示してくれて、説得力があり、関西の人のノリの良い話口調も飽きずに聞けた。
- ・後半のひきこもり支援、もっと聞きたかったです。概況が良くつかめました。
- ・支援センターについて詳しく知ることができ、より県内の機関が近いものとなつた。
- ・支援センターの傾向が分かるとともに、センターだけでは解決できない課題の大きさを感じた。
- ・相談の現況を確認しました。現場との連携も含めもっと話を聞いたかったです。
- ・どのような人がどのようなことで困っているのか分かった。

※他に20件の記述がありました。

8. 受容的交流療法（沼倉 実 氏）

1	大変参考になった	49
2	参考になった	38
3	参考にならなかった	2
	無記入	2
	合計	91



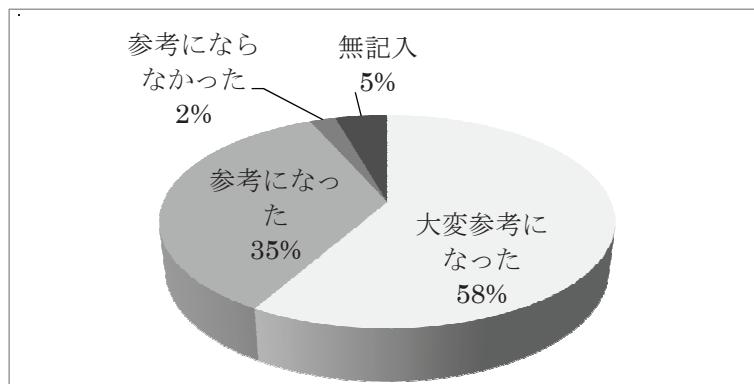
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・相手（ご本人さん）の成長とともに自分も成長するという視点。石井先生が最後までご本人さんによくぞ教えてくれたとおっしゃっていたという視点。私もそういったスタンスでありたいと思いました。
- ・石井氏の著書はこれまでたくさん読み、のびろ学園での実習も経験した。改めて根底にある情緒的交流の大切さを確認した。
- ・石井氏の理念がよくわかりました。自閉症の方にはもちろん、やはり「人」として大切なこと思います。
- ・以前沼倉さんの話を聞いた時に「受容的交流療法」ありきという印象があったが、今回はベースに「関係性」があり、その上に療法という内容だったので頭の中にスーツと入ってきました。
- ・支援、人との関わりの基盤となる事、また、人と関わる心がまえ、支援に対する情熱を実感できた。
- ・自分で言語化できていなかつたかかわりについて整理ができた。
- ・自閉症のあり方や、家族支援まで、実践の中で活かしていきたいと思います。
- ・受容については、自分でも大切にしているので再確認できました。
- ・知的障害、発達障害の知識なく入職しましたが、私の支援していたことが、何となくですが、これでよかったのかなと思えました。
- ・利用者の思い、気持ちを第一に、支援者も一緒に成長する考えがとても共感でした。
今まで、受容的交流療法という言葉は聞いたことがあったものの、具体的な話を聞くのは初めてだったで、参考になった。
- ・障害を本人ではなく社会の問題として捉えること、支援を総合的に行うこと、受容的交流療法の流れを学ぶことができた。
- ・どの療育方法を使おうとも、この受容的～の視点は、必ずベースにもたないといけないと捉えています。

※他に27件の記述がありました。

9. 構造化された指導や支援のアイディア（西尾 保暢 氏）

1	大変参考になった	53
2	参考になった	32
3	参考にならなかった	2
	無記入	4
	合計	91



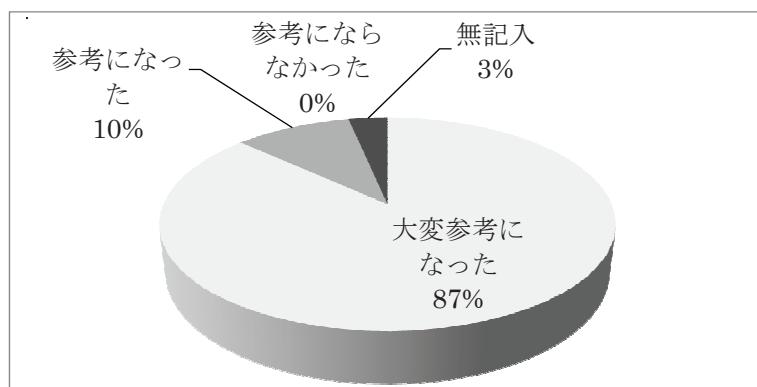
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・“構造化”は、個人的にも、力を入れて取り組んでいる事なので、参考になりました。
- 1つの支援技法としてのTEACCHの理念と構造化の意図をきちんとスーパーバイザーが知り選択肢として支援者に伝えていくこと、誤解を与えない丁寧な説明を心掛けることが大切なのだと実感した。
- ・TEACCHプログラムはあまり勉強したことがなかったので良かった。
- ・カードやついたてといったテクニック面だけではなく、その目的が自閉症者の生活をわかりやすく、豊かにする方向性に向いているか…というポイントが重要であると改めて確認できた。（ともすると職員が楽するために導入されてしまうこともあるため…）
- ・具体的な支援方法や、構造化を行う目的を再確認できてよかったです。
- ・構造化に現在取り組んでいるので実践的な内容を知れた。
- ・構造化の細かい内容まで知ることができ、もっと深く知りたいと思った。
- ・構造化も大切だが1つのツールに過ぎず、とらわれ過ぎてはいけない所が共感でき良かった。
- ・支援の1つの方法として構造化した支援を行うことが大切なことが分かった。
- ・初級という感じの基本的な内容だったが、例もたくさんあって非常に分かりやすくてよかったです。
- 「視覚的構造」となんでもするのではなく、相手の特性をきちんとアセスメントしたうえで、効果的な構造化が大事だと学んだ。
- ・職員の都合で構造化されていないかという部分に思わず考え直さなくてはいけないと気付かされました。内容はベーシックで分かりやすかったです。
- ・事例を基に、実践的な内容・理論だったため、自施設でも取り入れが可能だと思ったから。
- ・自分たちが施設で行っている支援を振り返ることができた。構造化の意味と危険性についても学ぶことができた。
- ・目新しいものを提示しているわけではありませんでしたが、基礎として改めて考えられました。

※他に34件の記述がありました。

10. 自閉症支援の基礎となるもの（五十嵐 康郎 氏）

1	大変参考になった	79
2	参考になった	9
3	参考にならなかった	0
	無記入	3
	合計	91



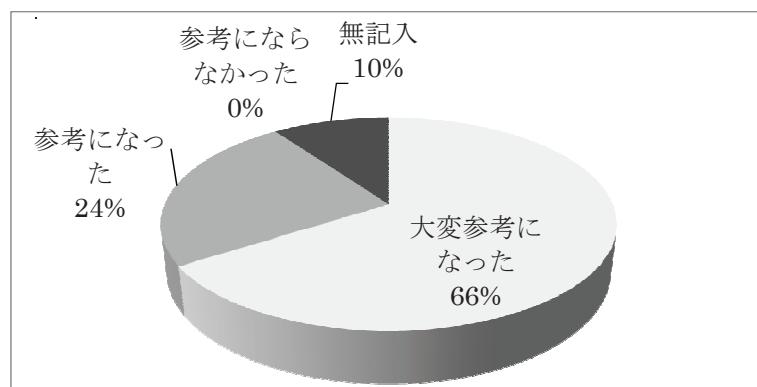
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・「全く同感!!」と思いながら話を聞かせていただきました。良いお話をありがとうございました。
- ・「利用者のためにあらゆる療育方法を駆使する。一つに捉われない」の言葉は、初日の今井講師の「いつのまにか職員が主人公になってないか?」という問題提起と重なります。とにかく熱い“志”をもつこと。その魂をいただきました。
- ・五十嵐氏の理念や思いがすごく伝わり、お話を聞きできて本当に良かったです。そして、その理念を職員が理解しているというところがすばらしいと思いました。
- ・五十嵐先生の熱意は充分に伝わったと思います。やはり、トップは信念が必要だと思います。真似はできませんが、習いたいと思います。
- ・具体的な事例を基にご説明を頂き、大変参考になりました。支援員として、基本的な姿勢や、考え方を改めて考えさせられました。
- ・様々な理論、技法を学ぶこと、支援者間の意志疎通の重要性を、再確認することができた。
- ・自閉症支援の歴史、原点ともいえる貴重な講演を聞く事ができ、感動しました。今研修の中で最も印象に残るまた伝達したい内容でした。
- ・事例が多くとてもイメージしやすかったです。ちょうど我々の施設でも職員の知識をつけなくてはいけないなどの問題などにマッチした部分があり、とても感銘を受けました。
- ・タイトル通り基礎となるものを広く、確実に網羅された内容で、すべての職員に聞いてもらいたいと思った。
- ・たくさんの事例をあげてのお話だったので、大変分かりやすかったです。めぶき園に行ってみたいと思いました。
- ・哲学、理念を持って実践してきた五十嵐氏のご講義により、自身の中での今後の自閉症児者支援の方向性が定まりました。ありがとうございます。
- ・めぶき園での取り組みに感動しました。実習でお世話になるのが楽しみです。
- ・歴史、先人の想い、歩み、療育、思想、理想、全て勉強になった。

※他に46件の記述がありました。

11. 自閉症の動作法（森崎 博志 氏）

1	大変参考になった	60
2	参考になった	22
3	参考にならなかった	0
	無記入	9
	合計	91



「大変参考になった・参考になった」の理由

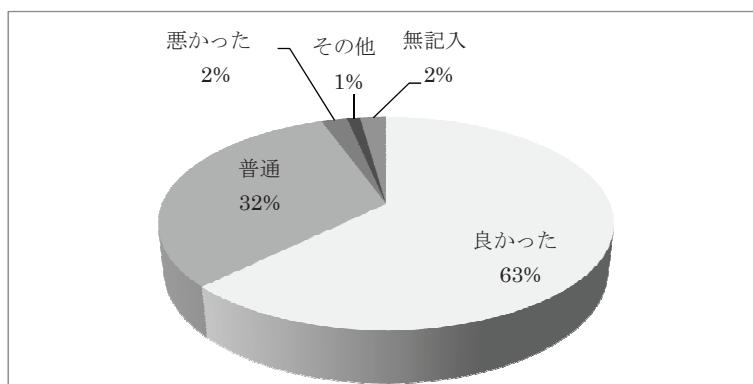
- ・「感覚」「身体性」といった面での研修は受けたことがあり、少し実践もしているが、「動作法」「身体」にフォーカスした研修は初めての経験でした。
- ・「心の交流」が「動作法」のベースにあることがよくわかりました。
さっそく持ち帰り、実践してみたいと思える動画資料つきのわかりやすい講義でした。
- ・実際、今関わっている子どもとの様子や対応と重なるところが多くあり、ダメなところにも気づきました。
- ・身体的な発達の次に認知的な発達が進むことを知り、支援の現場を振り返ったとき、その通りだと感じた。
- ・動画でとてもわかりやすかった。自閉症児の鋭い感性が療育に反映している様子がよくわかった。
支援者の関わり方の姿勢が、本人に大きく影響している。我々が自分の振る舞いを意識して、わかりやすく、丁寧にコントロールしていく大切さを感じた。
- ・動画を使用することで視覚的にわかりやすかった。また脳科学との関連がうまく説明してあったので、勉強になった。
- ・動作(ボディワーク)と自閉症の弱点を伸ばす項目がきちんとつながっていて、勉強になった。触れられるのが嫌なのではなく、触り方や関わり方に問題があると知った。ただ、声かけが苦手な自閉症はどうなのか、表情や関わり方のビデオを見て保育士のような特性が必要だと考えた。
- ・動作法については初めて講義を聞かせていただきましたが、脳の理論から、事例までつながった内容でわかりやすかった。
- ・動作法を取り入れることによって発達が促されていく大きな効果が知れた。とても興味が持てた。
- ・人の発達プロセスにそった動作法であり、その基盤となるものは、その人への愛情だと思えた。支援は、人と人とのつながり思いが不可欠だと再認識できた。
- ・全く知らなかつたため、新鮮でした。今までの常識が変わりました。
- ・目を合わせる、触れ合う等、今まで思っていた事と逆な話に驚き、当たり前な大切に感動しました。

※他に44件の記述がありました。

[研修全体について]

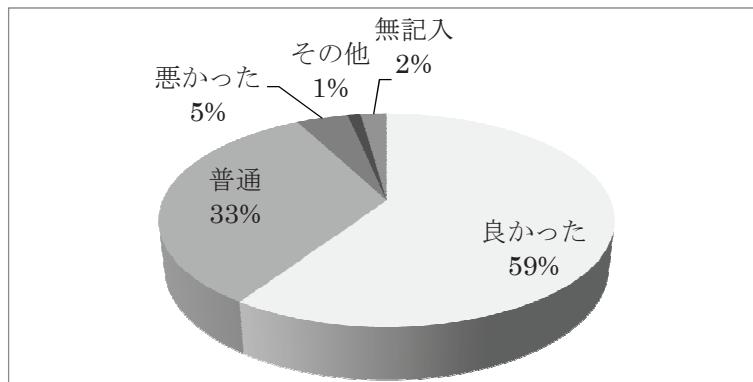
I. 会場・設備

1	良かった	57
2	普通	29
3	悪かった	2
4	その他	1
	無記入	2
	合計	91



II. 実施時期・日程

1	良かった	54
2	普通	30
3	悪かった	4
4	その他	1
	無記入	2
	合計	91



「その他」の記述

- ・(私の確認不足かもしれません) レポートがある旨を事前に教えていただきたかったです。2泊3日の研修期間中に少しでも書きすすめられるよう、準備してきたのに…と思いました。
- ・4、5については、事例が必要だったと思います。(また、講師の方々だけの満足に終わっているように思いました。) SVとなる為には、やはりグループディスカッションを用いて、様々な意見交換も必要だと思います。・各自、テーマ(事例)を用意し、それを年間通して取り組む事も必要だと思います。部下のメンタルフォローについて、上司としてのあり方なども取り入れた方が良いと思います。五十嵐先生のお話が、期待通りで嬉しかったです。最後に、この研修を成功させるには、大変かと思いますが、頑張ってください。事務局の方々も含めて、ありがとうございました。
- ・グループワークもあればもう少し参加者同士の情報交換もしやすかったのでは。PECSなどコミュニケーションについての話も聞けるといい。
- ・スーパーバイズするうえでの基礎としての、座学だったと思います。現場が、悩んだ時にどのような視点で助言していくか、なども話が聞けたらと思いました。・もっと、他の施設の方と情報交換が行えるような、講義などもあると良いと思いました。
- ・高機能の方への支援 ・事例(成功しているもの・経過途中のもの・うまくいかなかったもの) 土、日、祭日をはさんだ研修だと助かる。・人見知りタイプなので、グループワークがあると、話

がしやすいし、ネットワークづくりもできやすい・一講義中に5分でも休憩があると、もっと集中できると思う。

- ・萌葱の郷さんが、日常的な業務で忙しい中これだけの研修の準備をされたことに驚き、敬服いたしました。引き続き、今後もよろしくお願ひいたします。個人的には、基本的な部分の確認が多く、それをしっかりとおさえつつもう少し発展的な内容も多くあると良かったか、と思いました。「スーパーバイザー養成」の研修なので、後期の集合研修等で、スーパーバイズの方法論や考え方にも触れる形にしていただけると幸いです。
- ・3日間ありがとうございました。最後の講義が一番楽しかったです。
- ・3日間茨城から通いました。しぶっていた園長の反対を押し切って参加しましたが、本当に本当に申し込んで良かったです。レポートと実習が心配ですが、このような場はありませんので、最後まで頑張ります!!どの講義もとってもためになりました。ありがとうございました!
- ・ABA 認知行動療法 成人期高機能発達障害者への支援 感覚統合 帰りの便の時刻の関係で、アンケートに十分にお答えできず申し訳ありません。できましたら、研修初日にアンケートをお渡しいただけますと助かります。研修準備、とても大変だと思います。事務局の方、お疲れ様です。
- ・SVの団体等を設立し、研修終了後も情報交換、研究等ができるようにいただければと思います。大変、有益な3日間でした。ありがとうございました。
- ・TEACCHプログラム、ABA、研修準備等大変だったと思いますが、良質な研修を設定くださいまして感謝しております。レポート頑張ります。
- ・あくまで、一つの技法に偏らない、とふまえつつも、それぞれのテクニカルなものも知りたい。現時点での、科学的到達点を知る機会になると嬉しいです。
- ・お疲れさまです。今後もよろしくお願ひします。
思っていた以上に充実した内容であり、またレポート提出もあり、ハードな面もありますが、やり上げることで、今の仕事により深みが出るのではないかと期待しています。実務研修に参加できること、心より楽しみにしております。今後ともよろしくお願ひ致します。
- ・感覚統合について学びたい。
- ・感情認知 就労支援 PECS コミック?会話 ADHDに特化したもの(薬物以外)
- ・研修報告がハードなものと会場に来て知る事実も戸惑いがあるので、募集要綱などに記入があれば…心構えとしても違ったのかなと思われる。
- ・行動強度障害や二次障害についての事例も含め、研修があればよかったです。現場に活かしたいため。
- ・交流会が大変良かったです。他の方との交流、また、1つずつのコメント等、ネットワーク作りでよかったです。日本財團の方々にありがとうございました。
- ・ごくろう様でした。次回楽しみにしています。
- ・この研修に来てまでケイタイでゲームをしている人もいました。時代なのでしょうか…?とても勉強になりました。ありがとうございました。
- ・これから進む方向にも目を向けていきたい。
- ・今回の研修では普段なかなか聞くことのできない行政の方からの講義は大変貴重で参考になった。どの講義も大変実りあるものでした。ありがとうございました。
- ・最新の医療、研究情報もお聞きできるとありがたいです。五十嵐会長がおっしゃっていたように「勉強する」ことが大切だと思いました。その上で実際に支援にあたり、そしてさらに利用者さんから教えていただくこと、大切にしたいと思います。素晴らしい研修会、ありがとうございました。

- ・昨日、ご講義された西尾保暢氏の、高機能自閉症の方の「構造化された指導や支援のアイディア」の拝聴を希望いたします。
- ・支援の際の具体的な指示の出し方や誘導の仕方など(利用者によって違いはもちろんあると思うのですが)
- ・自分のスキルアップにはとても役立つ研修となりました。ただ、これをどう周囲、とくに職場内で、伝えていけばよいのか、いつも悩むところです。新人に対してならまだしも、上司も含めた組織へのアプローチがどうしてよいのかわかりません。具体的な方法を教えていただく機会があればと思います。
- ・自閉症の方の性的自慰行為等について対処等
- ・集合(前期)の予定だけでなく、実務・当事者の研修の日程(2機関必須等)の情報を最初に知っておきたかったです。
- ・宿泊場所の確保や情報提供があればよかったです。
- ・知らなかった内容もあり、とても勉強になりました。レポートはデータのメール添付にすることは可能でしょうか?
- ・事例を交えた講義は特に参考になる。
- ・スタッフの皆様、大変お疲れさまでした。
- ・全て参考になりました。理由・今までやってきた事の裏付け・新しい事を学べたこと・これから進むべき道筋を示された事・先人たちの経験を聞けた事・「やるぞ」という意識の高い人に会えた事。
- ・全てとても勉強になりました。今後の仕事がとても楽しみになりました。
- ・それぞれの内容を、さらに深く知りたいものであった為、情報をいつでも入手できるネットワークを望みます。また、さらに多くの立場・支援方法を用いた内容を学ぶ機会があればと思います。個人の力、努力では限界がある為、今回のような広い範囲での研修の場をありがとうございます。
- ・大変お世話になりました。
- ・他府県の支援者と関わることができたことがとてもよかったです。
- ・とても幅広く学ばせていただきました。日ごろ出会わない知識を得ました。レポート提出も大変ですが、自らの復習、負荷をかけるためにも良いことだと思います。
- ・とても勉強になりました。
- ・普段見聞きできにくい方たちの話が聞けて良かったと思います。ハードでしたが、やるならここまでやらないといけないとも感じています。ありがとうございました。企画された方達は大変なご苦労だったと思います。
- ・若い人がどんどん参加できればと思いました。

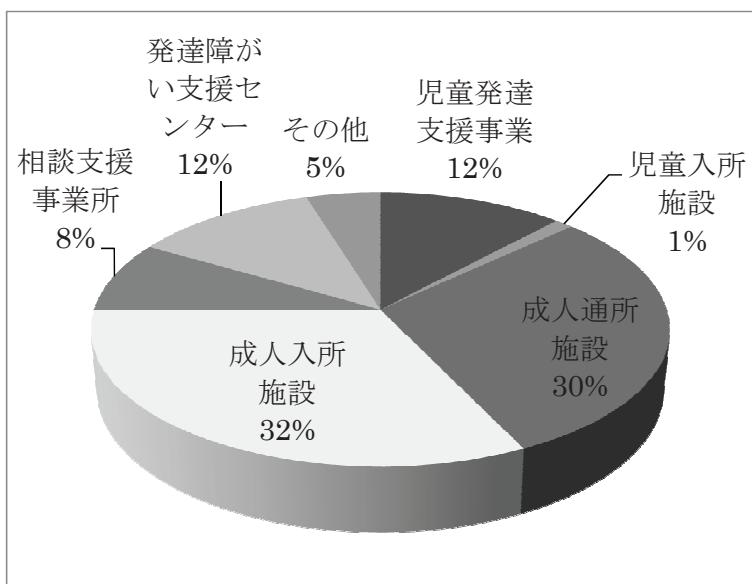
発達障害支援スーパーバイザー養成研修アンケート集計結果（後期）

【ご参加された方の情報について】

I. 所属

1	児童発達支援事業	10
2	児童入所施設	1
3	成人通所施設	25
4	成人入所施設	27
5	相談支援事業所	7
6	発達障がい支援センター	10
7	その他	4
	合計	84

(所属が2ヶ所以上が7件あり)

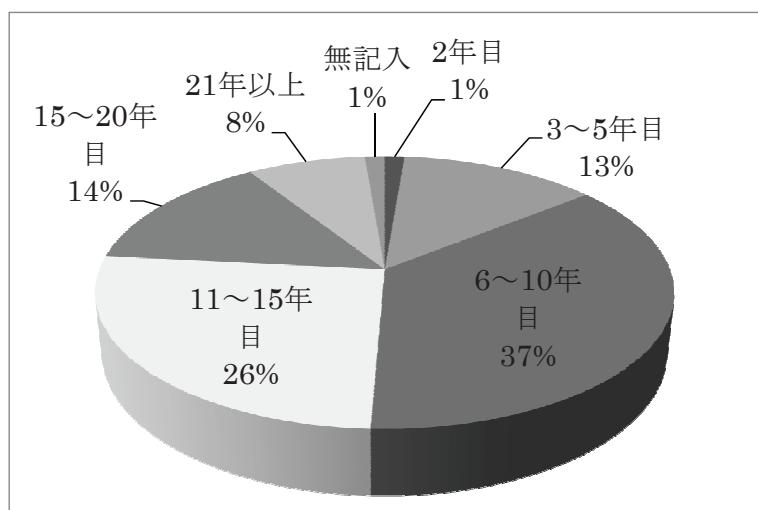


その他所属	
スーパー・バイザーズ・ネットワーク等に関する法人独自事業	1
幼稚園	1
グループホーム	1
無記入	2

II. 経験年数

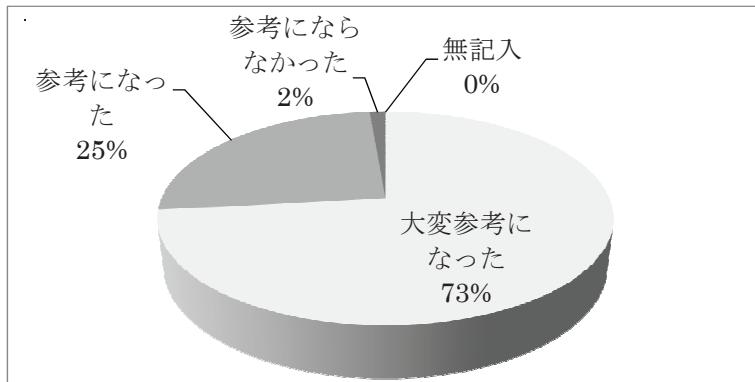
	2年目	1
1	3~5年目	10
2	6~10年目	28
3	11~15年目	20
4	15~20年目	11
5	21年以上	6
	無記入	1
	合計	77

(複数の経験年数のものが1件あり)



1. 当事者からのメッセージ（冠地 情 氏）

1	大変参考になった	55
2	参考になった	19
3	参考にならなかった	1
	無記入	0
	合計	75



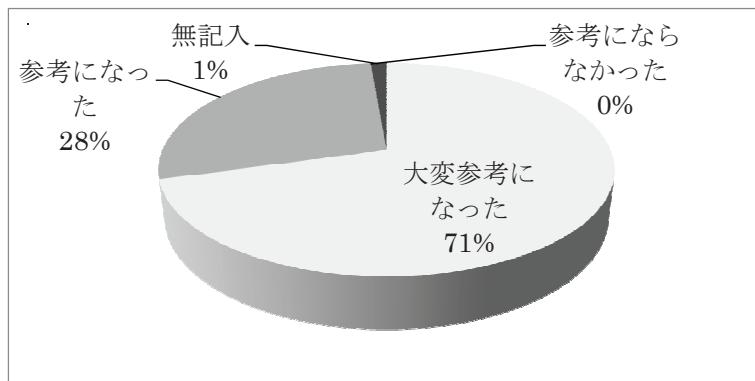
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・”当事者”というよりは、一人の人間としての生き方や考え方など新しい見方・考え方を発見できました。
- ・生き辛さやフラッシュバックなど自分の経験から話していただけたので、とても参考になりました。混乱しないと成長できない、3～5年後に宝物になるという言葉が印象に残りました。
- ・今関わっている発達障害を特性として持っている子どもたちに対する支援の重要さを、痛感しました。子どもたちのイイトコサガシを実践していきたいと思います。お話をさせていただいて、ありがとうございます。
- ・エネルギーで、本気が伝わってくる講義でした。「発達障害のカンチ」ではない「カンチの中にある特性のひとつが発達障害」。発達障害を持っている方達に自分を好きになってもらいたいと思いました。そのための支援をしたいと思いました。
- ・感覚の特性など、本人の言葉でしか説明できない部分を聞くことができ参考になった。
- ・冠地さんの本気が伝わってきました。私自身も自分のフィールドでしかコミュニケーションを取りていないと感じておりますので、まず伝えていくということを強く意識していきたいと思いました。
- ・冠地氏自身の言葉で話していただけたことで、ひとりの人として関わる事の重要性を感じた。経験からの話は、とても参考になった。「自分が好き」と言えるように、自分も含めそうありたいと思えた。
- ・コミュニケーションは成長という言葉に感銘を受けた。コミュニケーションを苦手とする自分が積極的にならなければ、と思った。
- ・自分の気持ちを言葉にして表現する、行動に移す、相手とのやり取りなど当事者である冠地さんに生の声を聞かせていただけたことが刺激を受けました。
- ・当事者の苦悩だけではなく、そこからどう社会に関わっていくか、そのためには何をすべきか、日常的に接している方は重度の自閉症の方なので、イメージがつきにくい部分もあったが、「経験を積むこと」は共通して重要であり、そのために必要な要素の話が多くあり、参考になった。「人間関係」の基本となる話だと感じました。

※他に55件の記述がありました。

2. 発達障害における応用行動分析（井上 雅彦 氏）

1	大変参考になった	53
2	参考になった	21
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	75



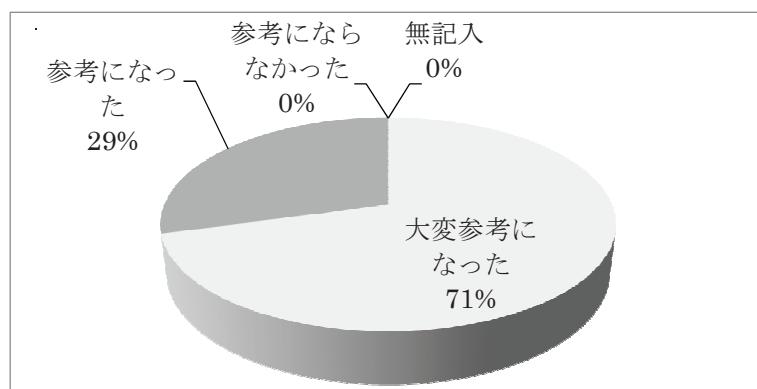
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・問題のある行動に対して支援者側が勝手に感じていることと、当事者が本当に感じていることが違うということを意識し支援をしていきたいと思います。
- ・問題行動を抱えた自閉症の人に、どのように行動変容を図ればよいかのヒントが数多くあり、参考になった。
- ・保護者と面談する中で「ほめてくださいね」と話すことが多いが、もっと具体的にはめ方を示す必要があると気付きました。実際にロールプレイをしてみるのもいいと思いました。
- ・ペアレントトレーニングという実例を通して、支援をしていくヒントを頂いたと思う。
- ・日々の支援の中に応用行動分析の考え方を取り入れて行っているので、振り返る機会となり良かった。現場の職員や家族へ伝える際、参考にさせていただきたいと思う。
- ・母親支援の大切さや応用行動分析を保護者に分かりやすい形で示す方法の参考になりました。
- ・前半は難しく感じたが、「適応行動」となるような支援の仕方、支援するスタッフの理解不足による対応の不適切さが今の現状なので、声かけのポイントなど相手に合わせた支援を目指していくようにしたい。
- ・心理の基礎から、臨床の基礎まで、しっかりと学ぶことができました。先生のお話の仕方そのものもすごく勉強になります。
- ・児童に関わる仕事の中で、ペアレントトレーニングの大切さを改めて知りました。親が育てて子供の生活なので、共に協力していく事を伝えたいと感じました。
- ・実際の支援の場面でよくあることについての、分析の考え方を教えていただいた。他の場面についてもその分析の方法を知りたいので、本を読みます。
- ・行動分析の説明を聞くことで、自身の支援の視野を広げることができたように思う。
- ・井上先生は準備に苦労した旨を仰っていたが、学術的な部分と実践的で平易な部分が両方入っていて、とても聞きやすくて学びになった。

※他に49件の記述がありました。

3. 高機能広汎性発達障害（辻井 正次 氏）

1	大変参考になった	53
2	参考になった	22
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	75



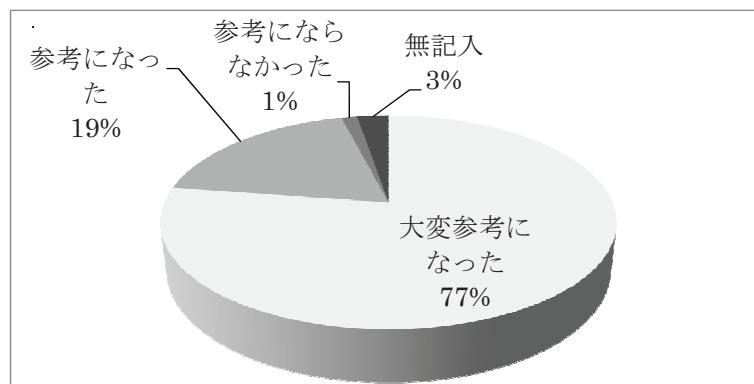
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・不適応行動の尺度により、早期発見と保護者へのペアレントトレーニングの重要性、本人への具体的で分かりやすい声かけが必要なのがよくわかりました。
- ・特定の療法やメソッドに傾くことなく、オーダーメイドの支援の大切さを感じました。
- ・適応行動を評価することで、利用者の実情を知ること、知らせることが可能になることを改めて確認することができた。「適応(今できているところ)」に注目した支援を意識していきたいと思う。
- ・辻井先生の話を改めて聞き、その話の鋭さに驚きました。もっともっと勉強が必要だと感じた。
- ・地域生活における課題・支援のスタンスなど根本のところでのポイントを押さえて語られていて良かった。
- ・時代に合わせ、その人に合わせ、支援を作っていく視点が必要だと認識できました。
- ・最新の流れがおさえられたので、バインランドにも興味があり、お聞きできてよかったです。
- ・客観的問題の抽出や今後の福祉の方向性など多くを含む内容だった。
- ・研究報告、最新の情報を知ることができた。
- ・厳しくも温かいお話ありがとうございました。話をされた見方・考え方を日々の現場でどうつなげていくか…と考えていましたが、自然にほめる視点を持ってをとりあえずしていこうと思います。あと「現場だから」を楯に、世情など勉強不足なところも改善していこうと思います。
- ・「一つだけの方法に捉われずに」というところに共感した。一人ひとり対象者は違うので、その人それぞれに合った、援助方法を学ぶためにも、いろいろな方向から学び続けなければならないと思った。
- ・前日の「イトコサガシ」と「ペアレント・トレーニング」とリンクする部分がたくさんあり、勉強になった。困っているけれど、”ギリギリセーフ”にするコツを私たちは知らず知らずのうちにやっていて、そのコツを見つけてほめることがポイントなのだと感じた。
- ・新しい考え方を教えていただき目からうろこが落ちた思いがした。

※他に43件の記述がありました。

4. 発達障害の就労支援（梅永 雄二 氏）

1	大変参考になった	58
2	参考になった	14
3	参考にならなかった	1
	無記入	2
	合計	75



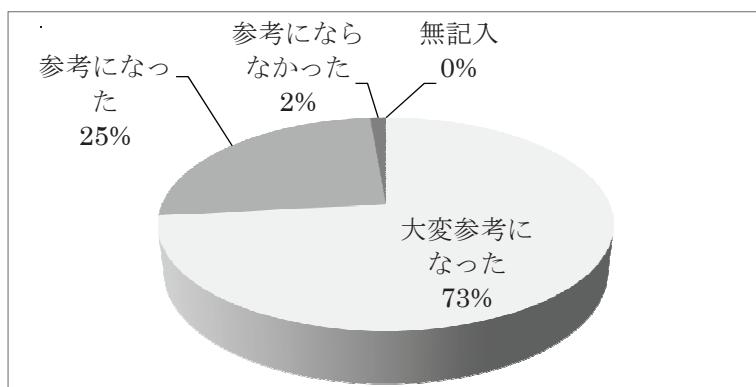
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・ライフスキルの大切さを具体的に説明してくださったことと、幼少期からのスキル支援の大切さが良く分かったので。
- ・発達障害者の社会での困り、生きづらさをどうやったら軽減でき、どう工夫することにより就労につながるか参考になった。
- ・日本の障害者の就職率の低さに驚きました。離職の理由の80%がソフトスキルにある事もわかりました。ジョブコーディネーターの必要性も理解できました。
- ・ともすると、就労系の事業所では、「就職」をゴールにとらえてしまいがちな状況がある中で、「働き続けること」の大切さ、本人にとっては「就職」はゴールではなくスタート地点であるということを改めて感じさせられました。
- ・地域で生活することの難しさや働くことの難しさ知りました。児童の分野で就労を知ることはなかったので、勉強になったと同時に子ども～大人へと成長していく上での繋がりを感じました。
- ・ジョブコーチ研修を受けたが、ライフスキルのことまで考えての研修ではなかったので、今回の内容は分かりやすく参考になった。
- ・児童に携わっていると就労はまだ先の話だが、子どものときに身につけていくものが見えた気がします。
- ・実践に多く関わっておられるので、事例もまじえながらでとても分かりやすく勉強になりました。最後に見せていただいたDVDの中で、企業側の方のお話があったが、普段、なかなか話を聞く機会がないので、興味深かった。また、「ライフスキル」という視点での考え方は地域で生活する上で重要だということが理解できた。
- ・アスペルガーのみではなく、いろいろな人、場面に適した支援につながる手段を学ぶことができた。
- ・「ライフスキルトレーニング」必要なスキルだと感じ、書籍を参考に施設でいかせるようにしたいと思いました。

※他に43件の記述がありました。

5. スーパーバイザーの役割と事例検討の進め方（近藤 直司 氏）

1	大変参考になった	55
2	参考になった	19
3	参考にならなかった	1
	無記入	0
	合計	75



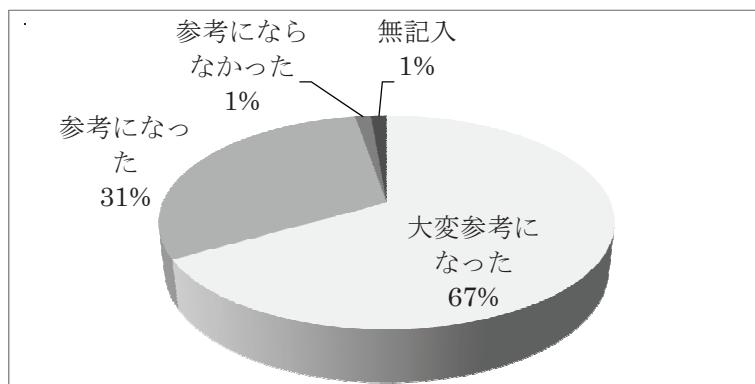
「大変参考になった・参考になった」の理由

- ・普段の事例検討では方向性が逸れてしまい、有効な結論まで行きつかない事もあり、意識的に場を進める手順を踏むこと、また、参加している全員がその意識を共有することが重要であると学んだ。また、ケースのまとめ方についても参考になった。
- ・フォーマットが今後の業務に大変参考になりました。限られた時間の中で、効率よく展開される流れも印象的でした。
- ・非常に勉強になるアセスメントの発表の仕方や検討会の仕方が学べ、体験できた。限られた短い時間の中で、以下に情報を適切にピックアップし、課題と方針を立てるのかの方法や、会議での司会・オブザーバーの働きが分かった。
- ・話す力、聞きとる力、まとめる力等、鍛えられたと感じた。今後のスキルアップを目指し、力をつけたいと実感した。
- ・とても有意義な演習でした。必要な準備をせずに結論も出ない時間ばかりかかるカンファレンスが多いため、うんざりすることもあります。地域で、今回学んだ(確認した)スキルをしっかりと実践したいと決意しました。
- ・他施設の支援者の考えを聞くことができた事、アセスメントの進め方、司会の役割を整理する良い機会となり、すぐに支援会議で使える内容が良かった。
- ・実際に演習を行い、とても参考になりました。数回にわたり研修を受けたいと思った。
- ・これぞSV!研修だと感じるコマでした。
- ・ケースレポートを使い、ケースの視点を考える事ができた。また、グループワークという形で、難しさを感じたが、自分で考える機会となった。
- ・グループワークを行うことで他者からの評価、客観的視点と、充実したケース会議の方法を知ることができて良かった。
- ・演習を通して自分に必要な所が見えた気がします。自分はケース会議を勧めることもあるので聞き手や進行の注意点など勉強になりました。

※他に37件の記述がありました。

6. 発達障害を巡る諸問題（山崎 晃資 氏）

1	大変参考になった	50
2	参考になった	23
3	参考にならなかった	1
	無記入	1
	合計	75



「大変参考になった・参考になった」の理由

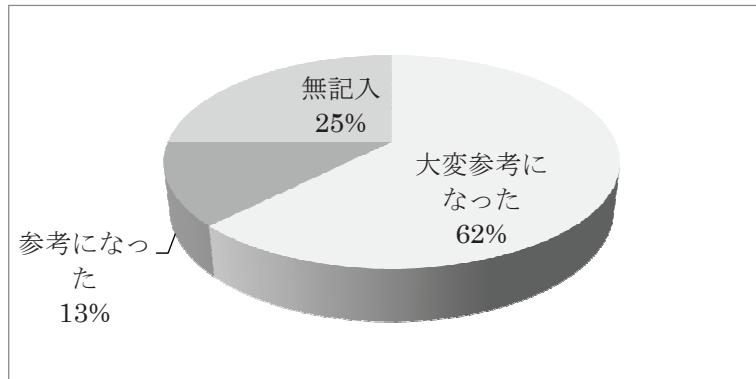
- ・臨床実践の立場からとても分かりやすく説明をしていただき、理解しやすかった。
- ・発達障害への診断、精神医学の変化など新しい情報を聞くことができ有意義な時間となった。
- ・特に最後のまとめで自分の能力を過信することなく、皆に接することが大切だと思いました。
- ・通院同行で精神科にかかることが多いので、医師の立場からの考えを知れたことは大きい。
- ・大変分かりやすく説明していただき勉強になりました。自閉スペクトラムを有する方々と日々接していますので学ぶべきことが大変多いお話をでした。
- ・精神科の医師である山崎先生の講義を聞くことで、今まで分からなかったことや、疑問に思っていたところが見えてきました。
- ・診断名だけでなく、その人を理解していくことの大切さ、DSMの背景など知れ、今後の支援に活かしていきたい。
- ・診断の困難さ、本人および家族への対応に対して安易に取り組んではならない事を実感しました。
- ・感動しました！診断する際に何度も会うことや、状況を変えて会う、その人の成育歴をチェックするなど、本人の全体を知った上で情報を整理していくというお話を聞きながら、山崎先生のような人の下で仕事ができればと思いました。
- ・親亡き後の問題や高齢期になる人々の問題など、現在、我々の施設が抱えている問題だったので興味深かったです。また、専門家になった気になっている職員などもいるという話を聞き、本当にそうだなと思いました。山崎先生のように周りに言えるように、自分も驕らずやっていきたいと思いました。
- ・医師としての視点からDSM5についても細かくお知らせいただいた。私たちの気付かない方向からのお話しがきけてよかったです。
- ・「診断フォーミュレーション」は、現在、対応に苦慮しているケースに関し、問題・課題を整理するヒントになった。

※他に47件の記述がありました。

発達障害支援スーパーバイザー養成研修アンケート集計結果（前期）

1. 侑愛会

1	大変参考になった	5
2	参考になった	1
3	参考にならなかった	0
	無記入	2
	合計	8



「大変参考になった」の理由

- ・ 幼児期から成人期まで一貫した理念のもとに支援を行っている日常を、詳しく説明いただきながら見学させていただくことができた。コミュニケーションサンプルを学ぶことができた。
- ・ 障害特性の理解からアセスメントに基づいてどのような支援を組み立てるかを実際に体験しながら学べてよかったです。
- ・ 同じくとても丁寧に対応してくださった。・いわゆる「コロニー」を、5日間という長期間にわたり見てきたことが初めてで、まずそのことで多くの学びがあった。
- ・ コミュニケーションサンプルやTTAPなどの体系化されたアプローチについて、それらを日常的に使っておられる支援者の方とその実践現場を使って確認できた。それが個人的にはとても有意義だったし、普段研修や実習の受入担当などをすることが多い自身にとって参考になる面が多かった。
- ・ 歴史・規模ともにただただ圧倒されました。TTAPや強度行動障害の講義など受けることができ、とてもよかったです。1回目のはるにれの里さんとあわせて初級編、上級編、幼児から成年、また学校まで、通して知ることができた。演習もなるほどと考える事ができた。ホテルまでの送迎など、たくさんの負担の中、快く受け入れてください、ありがとうございました。

「参考になった」の理由

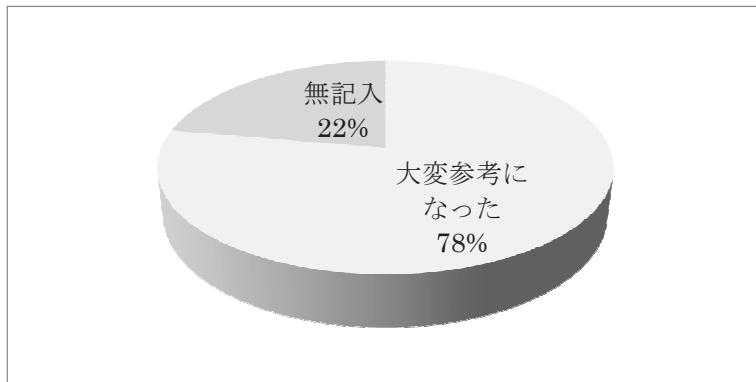
- ・ アセスメント方法について良く学べた。

「無記入」の理由

- ・ アセスメントの基礎、活用を学べて良かった。子どもから大人までトータルで支えていくことの大切さも理解できた。
- ・ おしまコロニーという先駆的な存在だったので、行くことができて良かった（こういう機会が無いとおそらく行けなかった。）。TEACCH中心の組み立てで、幼少から高齢まで、同じ関わりの設定で行われていた。規模は大きいが、自分のところとはやり方は違うけど、「利用者さんが過ごしやすいように」という視点は同じなんだなと分かり、刺激になった。ただ一步外に出ると同じ設定でできない環境の中では、不適応を起こしてしまうことも言われていて、やり方や環境設定だけではなく、本人さんの力をつけていかないといけないとも感じた。できたら高齢施設も見学したかった。あと、TEACCHがマニュアル化と勘違いしていないか？ということも常に頭の中にいれておかないといけないと感じた。

2. はるにれの里

1	大変参考になった	7
2	参考になった	0
3	参考にならなかった	0
	無記入	2
	合計	9



「大変参考になった」の理由

- ・支援者としての姿勢、あたたかさ、本気さ、支援技術、学べました。自由ならば就職したいのですが、行けないのが残念です。ありがとうございました。
- ・TEACCHプログラムや、構造化について実際の現場での支援を見ることができたため。
- ・TEACCHの考えに基づいて利用者さんの支援にあたられており、様々な工夫がとても参考になった。また、重度の方々が地域で暮らす。
- ・支援方法、新人教育のあり方、グループホームについて本当に勉強になった。
- ・とても丁寧に初歩から勉強させていただきありがとうございました。同じ地域にあり、身近な施設ではありましたかが、詳しく知らない事が多く、実際に実習させていただき、現場の職員の方と話したりすることができて本当によかったです。
- ・「ゆい」での3年間を経て、どなたでも地域で生活することを徹底されている点は、なかなかまねできないと思いました。ホーム支援員の方の集合研修もあり、それぞれのホームの課題を皆で考えていく、チーム(支援)のあり方が見られたと思います。参考にしたいです。
- ・短期間で、ほとんど全ての施設を回り、外観を見せていただいただけなので、運営実態を深く理解するには至っていない。可能ならば、1~3ヶ月(実習生としてでも)働かせていただければ、と思う。

「参考になった」の理由

なし

「あまり参考にならなかった」の理由

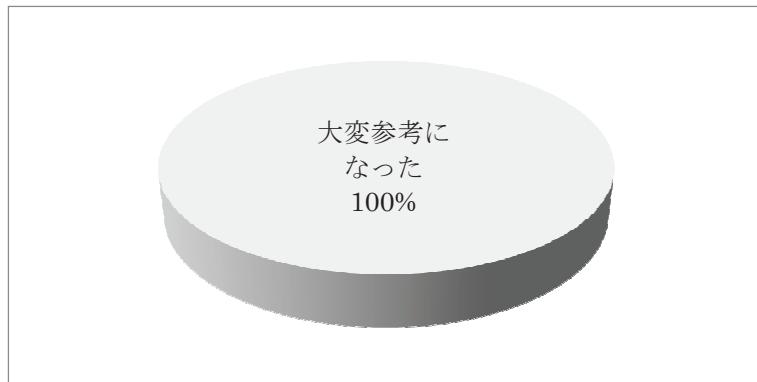
なし

「無記入」の理由

- ・GHを地域に34(35)ヶ所展開、利用者さんを支援しているという、更には行動障害を持っている方々でも地域生活をして(支えて)いるという、職員の方々の努力が素晴らしいかった。
- ・成人期の方々が、それぞれのスキルに応じて就労に携わっていくための細やかな特性アセスメントおよび、支援計画を立てて支援の根拠としていくことを学ばせていただいたため。TTAPをビデオで学ぶことができたため。

3. 梅の里

1	大変参考になった	4
2	参考になった	0
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	4



「大変参考になった」の理由

- ・障害程度区分の高い利用者をしっかりと支援されていました。大変参考になりました。特に余暇支援の様々な工夫が素晴らしいと感じました。
- ・職員全員が、利用者様ひとりひとりの特性やルールを理解していて、職員間の共通意識・理解を感じました。
- ・運動や掃除などの進め方がとても分かりやすく自分の施設でもすぐに取り入れることができてよかったです。また余暇支援にも力を入れていて、手作りのものもたくさんあり、勉強になった。
- ・成年の方の通所・入所施設に入る事が初めてだったため、驚きから実習が始まりました。職員の方の大変さが伝わってきました。余暇支援のための手作りグッズを見せていただいたことが印象に残っています。

「参考になった」の理由

なし

「あまり参考にならなかった」の理由

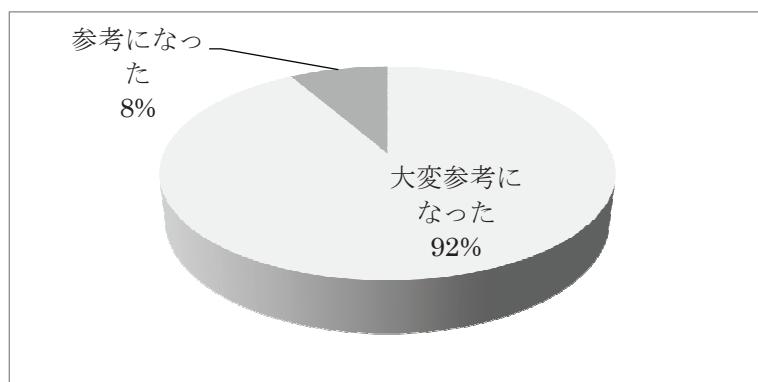
なし

「無記入」の理由

なし

4. けやきの郷

1	大変参考になった	11
2	参考になった	1
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	12



「大変参考になった」の理由

- ・施設の理念の重要性、それを職員全員が共有し支援の拠り所にすることの強みがどれだけ大切かに気付かせてもらえる良い機会となった。自分が考えていた「支援は人ととのつながり、関わることが大切」という信念が間違っていない事を確認できた。
- ・スタッフの方々の熱い思い、実践。歴史の中で学ばれた事を教えていただきました。
利用者支援に当たるにおいて、法人理念の大切さを学びました。情報をインプットする際、またアウトプットする際の大事なフィルターにして法人運営と利用者支援に役立てていきたいです。
- ・手厚くとても良くして頂きました。理念も素晴らしいと考えさせていただくことが多かったです。
- ・自閉症支援を行う、複合型の法人として、ハード・ソフト両面でどういう取り組みを行って、どう実践するのか、細かい技術というより、運営するという面で参考になりました。就労A型の事業所も普段見ることはないので、実際体験して雰囲気、様子が分かり、よかったです。職員の育成の難しさ、大きさも分かりました。希望としては、もっと「太田ステージ」にスポットを当てた講義実習が充実すると嬉しいです。
- ・法人内に多くの支援機関がある中で、職員の方々が支援の理念などをしっかりと理解し取り組んでいることがとても印象的でした。また、太田ステージをもとにした理解、重度の方でもやりがいをもって働く姿もこれからの支援に活かしたいと思いました。
- ・自分の所属する法人、施設にはない物を見る事ができた。改めて、外との接点を持つことの意義を個人的には感じる事ができた。視野、知識を広げるためにも。
- ・自閉症者支援の歴史を知ることができ、また今も試行錯誤している姿に感銘を受けた。
- ・就労継続支援A型事業所での実習が特に参考になりました。パレット製作でのエアーガンの打ち込みの利用が、正確に行っているところを見て、支援のご苦労を感じられました。
- ・各事業所のトップに立たれている方々の熱意と変化を恐れない姿勢・法人の理念を理解し、理念のもとの行動・利用者一人ひとりの充実した人生支援・先を見据えての行動力、課題を探す視点、保護者の設立した施設という点では、うちの施設と一緒に。大きく事業展開しているのはどこが不足しているんだろう?と考えるきっかけをもらった。施設内完結ではなく、地域へ出していくためのスタッフのアイデアや支援のポイントを聞き、幅広い視点で支援について考えていく必要があると感じた。
- ・とくに就労A型のやまびこ製作所でのパレット作りの仕事を通じて、Auの方達の可能性を目の当たりにさせていただきました。

「参考になった」の理由

- ・就労することが“生きること”につながっている、利用者さんが”生きる”ために、施設側のコンセプトがはっきりしていた。一貫していたので、良かったと思う。

「あまり参考にならなかった」の理由

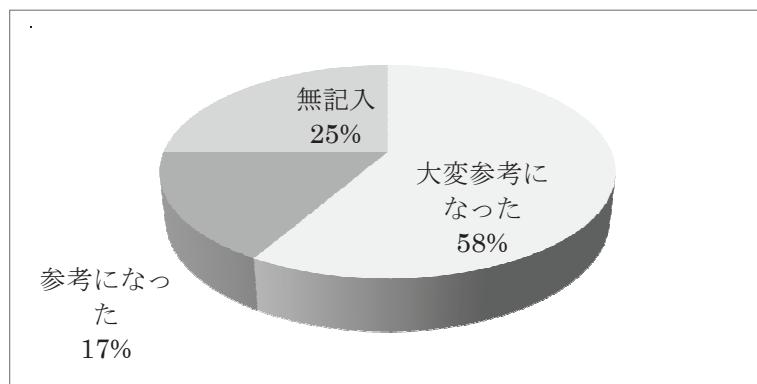
なし

「無記入」の理由

なし

5. 菜の花会

1	大変参考になった	7
2	参考になった	2
3	参考にならなかった	0
	無記入	3
	合計	12



「大変参考になった」の理由

- ・自閉症の方が多くいる施設ということで、建物や、伝達方法等、しっかり構造化されていました。自分の施設には自閉症の方が少なかったり、建物が狭いことを理由に、なかなか取り組めずにいましたが、工夫の仕方等を学ぶことができたので、今後の支援に取り入れていけるよう努めていきたいと思います。
- ・構造化を徹底し利用者の混乱を減らし支援されていました。写真に撮らせていただき施設での実践に役立てさせていただきました。
- ・幼児期のことや学校生活の様子までは、どうにか知る機会があるが、その先の生活がどの様に進んでいくのか…どんな選択肢があるのか…知りたかった。実務研修先で児童デイから通所、入所、グループホーム、作業所など、色々な生活の場面を見る事ができた。一人ひとりが、人として、特性に合った生活をしている所が見られた。実際の支援の様子を見ることができた。工夫された環境・事例検討会の様子を見れた。色々なタイプのグループホームとその仕事を初めて見せてもらうことが多かったので、すべてが参考になりました。
- ・現場のスタッフがあたたかく迎え入れてくれ、包み隠さず何でも教えてくれたのと、こちら側の意見も真摯に取り組んでくれた度量が大きな施設で良かった。
- ・利用者1人1人の環境改善、利用者との関わりの方法を実習という中で教えていただきました。また強度行動障がいのグループホームも見せていただき参考になるポイントも教えていただきました。発達障害者支援センターの積極的なスーパーバイザーとしての機能も見せていただき、充実な研修となりました。
- ・一人ひとり、個別の対応の必要性、その意味など、様々なところでの工夫に、驚かされました。今まで、漠然と思っていたことへの後押しがあったと感じられました。同じようにできるか分かりませんが、利用者のため、より良い支援になっていくよう参考にしたいと思います。
- ・小林施設長のお話は、大変興味深いものでした。我々と同じような方向性で支援に当たっている部分も多く、共感するところの多い内容でした。

「参考になった」の理由

- ・総施設長が先頭に立って勉強、研修されているのが素晴らしい。支援に関しては、まだ支援に対する考え方方が試行錯誤中の感じなので、今後どう進んでいくかという部分で、自分のところと共通の課題があり、参考になりました。スタッフに、「自分のやりたいことをやっていい」というのびのび感、明るさが、少ないように感じました。実習生に対しては、重要な人と、そうでない人とラン

ク付けがあるのが感じられ、そういう考え方は、きっと支援にも表れるだろうと思いました。

「あまり参考にならなかった」の理由

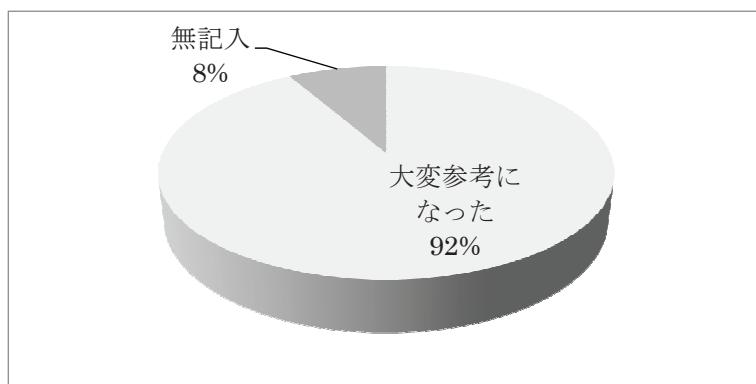
なし

「無記入」の理由

- ・1回目の実務研修と同様の理由です。加えて、石井哲夫先生の考えを強く引き継いでいる職員の方々の意識の強さを感じられ、こういう法人もあるとの参考になりました。
- ・TEACCHプログラム・PECSを用いて、ひとりひとりに適合するように工夫された、構造化された作業場、あたたかい居住棟がとても印象的であり、大変参考になりました。

6. 嬉泉

1	大変参考になった	11
2	参考になった	0
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	12



「大変参考になった」の理由

- ・法人内でも最も軽度で通所の事業所であるため、真逆の現場を見ることができたことが、短い期間であっても経験になりました。施設の規模や利用者像が全く異なる環境だからこそその発見や、重度・軽度関係なく共通している部分を見つけることができたと思っています。
- ・利用者個々の捉え方、特性の捉え方、等、職員一人ひとりがとてもしっかりとていられた。また、チームでの取り組まれている様子もとても良かった。
- ・スタッフの方々のあたたかい心づかい、感謝です。宿舎、食事の提供、ありがとうございました。
- ・利用者さんとの関係性を、第一に考え、そこから利用者さんが生きやすいように支援していたから。利用者側の方々の思いが、理念に集約されていて、”だからこそ、この支援がある”と感じることができた。
- ・受容的交流療法の教えが先輩から後輩へとしっかりと受け継がれていると感じた。ぶれない療育に対する考え方の大切さを感じた。
- ・受容的交流療法をベースとして人と人との交流は自分の属する事業所でも通じるところが多く、参考にしたい。
- ・構造化だけではなく、利用者に安心を与えられる事を考えられ、職員の方の雰囲気もとても良かったです。家庭で本来感じられたかもしれない愛情など、人とのつながりの大切を再認識できた同時に自分の支援を見直す機会を頂けました。
- ・受容的交流を体験させていただきました。人として接することでとてもあたたかみのある雰囲気を感じました。

- ・1つの理念があることで、職員の思いに同じベクトルは向きやすいのであろう…ということを考えた。研修生に対する受け入れ体制や職員の方の対応がとてもあたたかく、自身のこれからを考える機会となりました。

「参考になった」の理由

なし

「あまり参考にならなかった」の理由

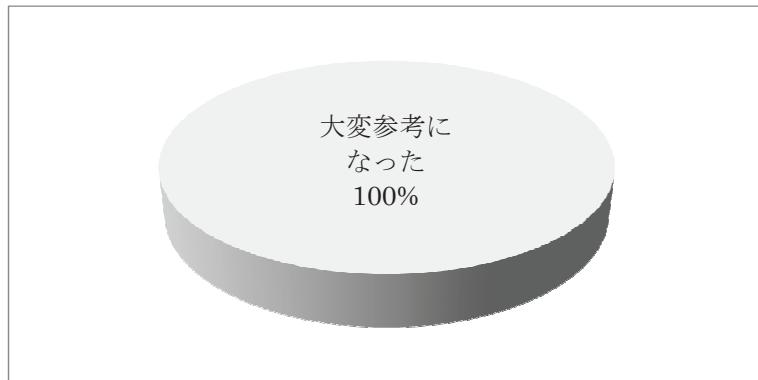
なし

「無記入」の理由

- ・支援スタッフの方の考え方の大変学ばせて頂きました。利用者の方と時間をかけて関係を作り、相手を知り人社会で生きていく、人が関わりながら交流していく姿が大変勉強になりました。理念が全体に広がっており、利用者の方の幸せがそこにあると感じました。大変充実した研修となりました。

7. 正夢の会

1	大変参考になった	4
2	参考になった	0
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	4



「大変参考になった」の理由

- ・短期間で、ほとんど全ての施設を回り、外観を見せていただいただけなので、運営実態を深く理解するには至っていない。可能ならば、1~3ヶ月(実習生としても)働かせていただければ、と思う。
- ・児童のサービスでお子さんとかかわることができたり、成人の通所施設も同様で体験が経験になり、職場に戻り活かせるものが多かったです。
- ・個々への配慮はもとより、職員の動きも整っており、とても参考になりました。

「参考になった」の理由

なし

「あまり参考にならなかった」の理由

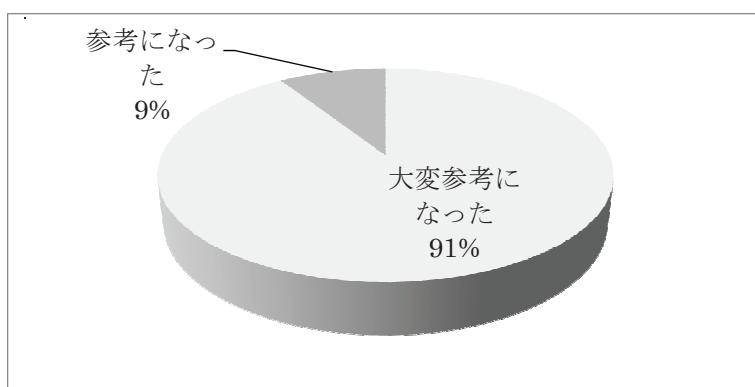
なし

「無記入」の理由

なし

8. 横浜やまびこの里

1	大変参考になった	10
2	参考になった	1
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	11



「大変参考になった」の理由

- ・環境を調整し、人が変わっても同じ支援ができれば利用者の混乱も可能な限り減らせる、といった所は参考にしていきたい。
- ・実際の現場で見ることで、1人1人に合わせて工夫していることもよくわかったし、使い方や実際の利用者の方の様子も分かり、講義や演習の理解が深まった。忙しい業務の中、5日間受け入れてくださいり、ありがとうございました。
- ・ワークシステムや教材など、豊富なバリエーションで勉強になった。ティーチプログラムは支援方法のツールとしての1つだと学べた。また、入所の部分も見せていただき、文字通り「おはようからおやすみまで」利用者の支援に取り組まれていた。強度行動障害についても分かりやすく説明を受け、少し安心した。自分の勤務地は通所で就労支援継続B型と生活介護だが、やまびこの里さんは生活介護のみで作業も課題が中心となり、納期のある受注作業はほとんどない。また、行事もできる限り減らして混乱をなくし、落ち着いて生活してもらうための環境と支援方針が徹底していた。中途半端な支援が一番混乱を招くと改めて感じた。
- ・基本的な支援の考え方はもちろんのこと、職員のみなさんの統一された意識、そのためにはどのように日常の業務を行っているのかなど、様々な事を教えていただいた。また、他の施設を見せていただくことで、自施設の改善点なども明らかになり勉強になった。
- ・研修の受け入れ態勢が整っており、細かなプログラムで学ぶことができた。現場職員のケース発表や、ケース会議への参加もさせていただき、現場の質の高さを感じた。
- ・構造化の実践風景を多く見ることができ、また支援者の方々のモチベーションの高さにとても刺激を受けました。
- ・支援の方法の1つとしての構造化を徹底的に実践している施設の支援の現場を生で見る事ができ、自分自身の支援の方法について色々と考える事ができる材料を提供してもらえた。
- ・SVという視点での研修の組み立てが、とても工夫されていたので、良かったです。支援ができ上がっていますが、その中で歴史を伝え、誤解なく伝えてくださりありがとうございました。
- ・現場と講義の2つの研修内容が充実した内容であった。理念から実際の現場まで幅広く学ぶことができた。
- ・TEACCHプログラムを主とした実践を学ばせて頂きました。法人理念に基づいて、全職員が同じベクトルを向いて支援されていることが分かり、取り込みたい事もたくさんありました。生活の場へ般化させられるよう考えながら、プログラムを組んでいきたいと考えさせられました。

「参考になった」の理由

- ・あえてTEACCHの技法を学ぶのではなく、実際の現場を見て学ぶなどの方法にしていただいたので、中途半端にならず大切な「利用者のため」という気持ちを改めて持つことができた。利用者と関わる機会がもっとあると良かった。

「あまり参考にならなかった」の理由

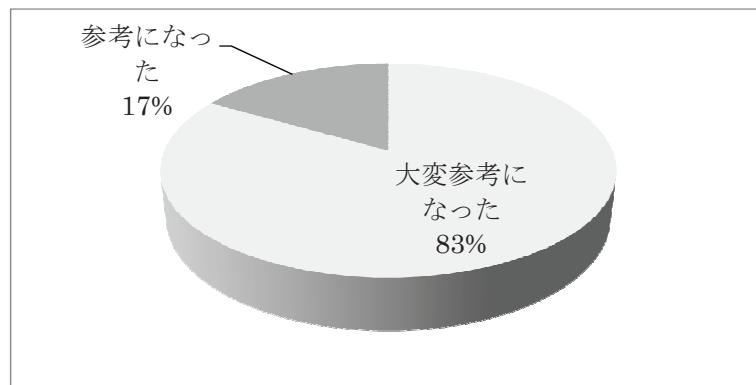
なし

「無記入」の理由

なし

9. 川崎市くさぶえの家

1	大変参考になった	5
2	参考になった	1
3	参考にならなかった	0
	無記入	0
	合計	6



「大変参考になった」の理由

- ・初めて重度自閉症者の通所施設にいき、アセスメントやアプローチの仕方がとても参考になった。
- ・日中の活動も参考になったが、SV会議に実際に参加させていただき、SVの視点や伝え方を学ぶことができた。
- ・自閉症専門施設として、通所施設でありながら、生活の中へどう般化させるかを考え、取り組まれていました。SV会議にも出席させていただき、大変参考になりました。
- ・非常に特徴的な、実践をされており、賛否が分かれそうな部分もあるが、その1つ1つに根拠があり、どれも一理あって、持ち帰って自らの実践に生かせそうなポイントがたくさんあった。
- ・これまでの施設という印象とは大きく異なり、初日には驚きもありましたが、関わりの意味、その支援の目的など、全てが利用者のためにという徹底した視点は素晴らしいと思いました。

「参考になった」の理由

- ・始業前のウォーミングアップやクールダウン、連絡帳を通した保護者とのやり取り、等参考になった反面、暴力的な利用者に対する言動がとても気になった。

「あまり参考にならなかった」の理由

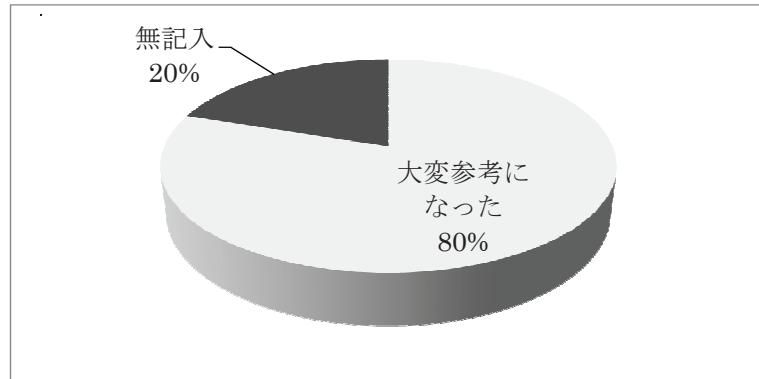
なし

「無記入」の理由

なし

10. めひの野園

1	大変参考になった	4
2	参考になった	0
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	5



「大変参考になった」の理由

- ・建物の整備、物理的に構造化する上で、建物を分ける、小集団にすることの大切さ、プラス一人ひとりの活動を考えた日中活動や個人の役割はとても参考になりました。
- ・ISOを取得することにより、計画→実行→評価というサイクルが法人全体を通して徹底されていた。安定した仕事を提供できるようにするためにたゆまぬ試行錯誤をされてきたことに感銘を受けた。
- ・支援に対する考え方方がとてもしっかりしていた。一つの支援の形ができていた。自分よりずっと忙しいのに、きちんと向き合って、丁寧に教えてくださいました。東さん、そして支援スタッフのみなさん、光っていました。ありがとうございました。
- ・自身外部で5日間も実習したことがなかったので、普段とは違う環境で過ごせたことはすごい刺激になりました。(2日目も同様)施設長が言っていた「本物の支援」を実践されている行動力はすごいと思った。規模ではなく、職員が取得したスキルを利用者さんに反映させていきたい。「働く実感」を持たせることで、日中いる場所ではなく、責任や充実感を持たせたいということだと理解しました。改めて対人援助は、形ではなく中身が基本ということが確認できたことは自分にとって大きなことでした。

「参考になった」の理由

なし

「あまり参考にならなかった」の理由

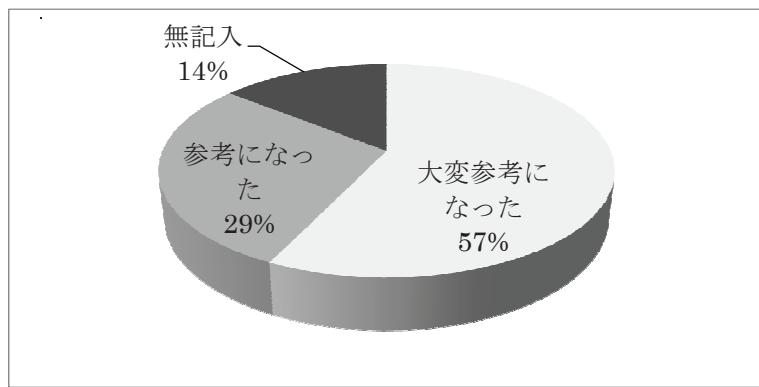
なし

「無記入」の理由

- ・福祉だけではなく企業(経営)的な側面も持ち合わせており、その手法について大変有意義だった。障害のある方の「働く」ことについて新しい視点をいただいた。

11. 檜の里

1	大変参考になった	4
2	参考になった	2
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	7



「大変参考になった」の理由

- ・利用者の状態を細かく観察されている。息遣いの乱れの段階で落ち着いてゆっくりとした動作を促すなど、支援方法が大変勉強になった。
- ・常に人間関係を中心とした世界に身を置く支援、今日そういうことが語られることが少なくなった中、原点とその可能性を見せていただきました。
- ・施設全体としての考え方、職員の人材育成の方法、勉強になった。高齢化の問題等、これから考えていくべき施設の課題への取り組み、そして最初の施設ならではの発想、「ないものはつくる」という考えをお聴きできてよかったです。職員同士のコミュニケーション、情報共有の仕方も勉強になりました。
- ・作業=仕事という考え方の中で働く事の大切さを知りました。働く中には人とのつながりもあるし、生活の整いの意味もあり、落ち着いて過ごせる環境の大切さを考えるきっかけになりました。また、食事場面での関わり方は、自分の施設でも参考になりすぐに実行できることを学ぶことができました。地域で生活するための職員の努力には頭が下がるような思いでした。どんな行動障害があっても、“地域で暮らす”という事を職員側が意識し、日々関わっていることを知りました。

「参考になった」の理由

- ・自分の施設以外で働いたことがなかったので、とても新鮮な気持ちで参加させていただいた。現場に入り、一緒に作業をしながら学ぶことが多くできたのでよかったです。年に1度の防災訓練への参加も、意識を高めることに繋がって良かった。
- ・集団での生活(各棟ごと)であり、作業所では弁当という、私たちと同様に「出勤したら、勤務が終わるまで帰らない」というスタイルであることに、驚いた。しっかりと話が聞ける体勢、作業に向かう様子が、重い自閉の人とは思えない環境であった。本人が「できた」と思える支援の徹底、施設の取り組みを理解していなかったら、厳しく見えてしまう部分があると思うが、全職員が利用者に対して思いをもって取り組んでいるのだと説明できる状態であるから出来ることだと思った。

「あまり参考にならなかった」の理由

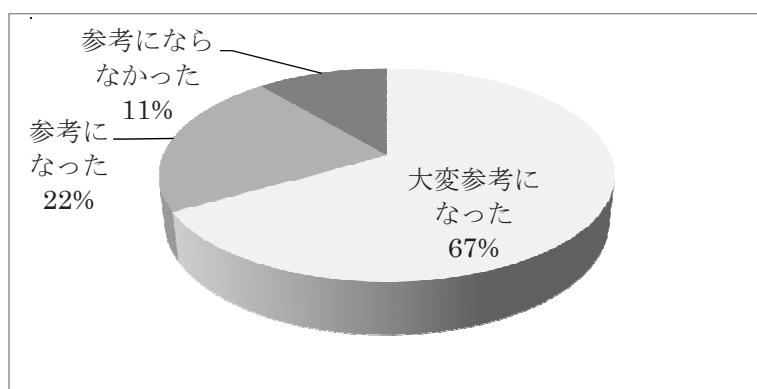
なし

「無記入」の理由

- ・声かけによる支援、集団で過ごすことの意義に強く衝撃を受けた。仕事(作業)をする時の姿勢にも態度にも、なんら健常者と変わらないように「人」として扱っておられた。グループホームや檜の里での集団生活によって自立生活を促し、維持できているのだと感じた。職員が非常に熱心な支援をされていた。

1.2. 北摂杉の子会

1	大変参考になった	6
2	参考になった	2
3	参考にならなかった	1
	無記入	0
	合計	9



「大変参考になった」の理由

- ・視覚支援、児童支援、ウィル等勉強になりました。
- ・法人全体のダイナミックな経営に大変驚かされた。マネジメントといった観点が特に学びにつながった。
- ・「地域に生きる」という法人理念の基に、入所、就労継続支援、療育支援等各部門の支援員の方々が、年齢問わず、自身の専門性を研鑽しながら、明るく、支援されていたことが、振り返って最も心に残っています。もちろん、構造化された空間、視覚支援等支援ノウハウ(特に、グループホームは、本当に驚きました)も素晴らしかったのですが、利用者(ユーザー)のニーズをくみ取り、支援を地域に還元していく法人のマーケティング力にも学ぶことが多かったです。
- ・様々な事業所を見学し、講義を受けた。「地域に生きる」という法人理念が、どの事業所においても浸透しており、それぞれの場で、様々な利用者に対し、質の高い支援をされていると感じた。共感できることも多く、自分自身の支援に対する振り返りにもなり、有意義な時間を過ごすことができた。
- ・1回目の実務研修とはまた対照的な研修の場でした。法人内の事業所各所で取り組んでいることを丁寧に見せていただけました。ライフステージに合わせて支援を考え事業展開している一方、法人としては経営的視点をもって考え、現場としては丁寧に取り組んでおり、学ぶことは多かったです。本当にありがとうございました。
- ・地域(エリア)で幅広い事業を展開されておられ、幅広く学ばせていただきました。特に高学歴ASDの方達、大学へのアプローチなど積極的に取り組まれており、とても参考になりました。福祉サービスにつながっていない生きにくさを抱えた人たちにアウトリーチしていくことの大変さを学びました。

「参考になった」の理由

- ・各事業所を丁寧にご説明していただき、参考になった。実際に支援している現場を見せてもらえてよかったです。
- ・マネジメントの方向性がとても参考になった。理念から始まりそれに沿った人材育成、事業展開をどうしていくのかが具体的に知れてよかったです。

「あまり参考にならなかった」の理由

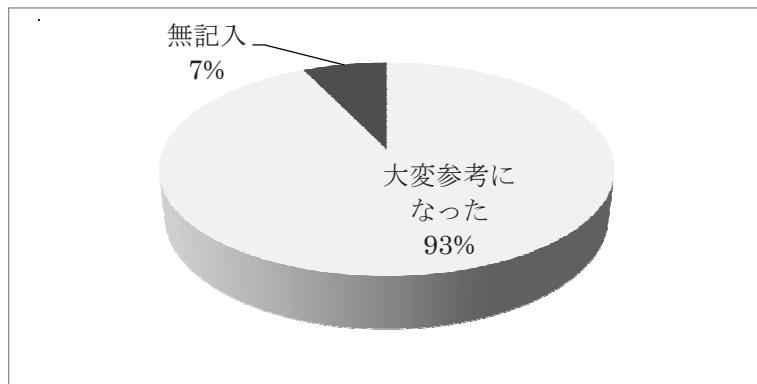
- ・見学が主で生活している場や支援をしている所をあまり見れなかつたのが残念だった。実地研修という意味では物足りなかつた。

「無記入」の理由

なし

1.3. あかりの家

1	大変参考になった	13
2	参考になった	0
3	参考にならなかった	0
	無記入	1
	合計	14



「大変参考になった」の理由

- ・実習参加をさせていただく中で、重度の行動障がいのある方への支援で大切にしているポイントを講義、実践の中で教えていただくことができました。またチームワーク、チーム力の大切さも感じさせてもらうこともできました。
- ・1回目ということで、とても緊張していたのですが、細やかな説明や、現場に入ったことで、体験からも学ぶことができました。利用者さん視点で見ていこうとする姿勢や関係機関を入れての朝の会には感動しました。ほとんど全ての利用者さんが働いていたことも驚きでした。また、現状に留まることなく、よりよい支援や労働環境を作るために、いつも前向きに取り組まれているところが参考になりました。お世話になりました。ありがとうございます。
- ・ハード面では決して洗練されているわけではありませんが、施設長はじめ、スタッフのみなさんが利用者に「向き合っている」という姿、関わりの中でその相手(当事者)の行動や表情に移ろいが見られる様を目の当たりにすることができ、とても有意義でした。支援をする側としての職員・職場を常に育てているなという支援も含めて「止まっていない」様子を垣間見て、大きな刺激となりました。本当に研修させていただき良かったと思います。
- ・感動的でえぐられるような生の言葉(キーワード)をたくさん聞かせていただき、目の前の利用者とそれを実践している職員の皆さんとの出会い、とても刺激を受けました。表現をきちんとしたことの大切さ、考えを実践につなげる行動力、利用者の発信するメッセージを受け取るアンテナの感度、とても多くの学びにあふれていました。ありがとうございます。
- ・とても丁寧に対応してくださり、特に支援現場のありのままを細かな点まで積極的に説明してくださいました。そこからの質疑応答も多くできた。こういった過程は、あかりの家さんの支援観を知るだけでなく、自身の支援観を客観的に見直し再構築する点で、非常に役立った。支援観の広さや深さはスーパーバイザーにとって大切な事だと思うので、ありがとうございました。
- ・現場を、そのまま見せていただきとても感謝しています。職員の体験によるエピソード集は自分の仕事を振り返ることができた材料になりました。利用者さんと関わる1つひとつの意味を教えていただき、職員が考えている姿が印象的でした。また、”日々考えなければいけない”という職員教育もしっかりと行われており、自分の施設を持って帰らなければならない事が多い実習になりました。
- ・朝の引き継ぎから、その人の行動分析を行っており(ケース会議に似た話し合い)職員全体で共通理解をもって業務に入っている所が参考になった。利用者の幸せを考え高い目標を持ち支援にあたっていた。利用者の多くが基本的生活習慣「くう・ねる・だす/でる」につまづいているので、生活

リズムを整えてあげなければならないが、その個人の状態、レベルに「気づく」ことが重要だと学んだ。基本的習慣は当たり前のことであるから、そこに目を向けることが少なかったが、研修後は目を向けるようにしている。

- ・あかりの家の研修は、今まで自分自身になかった支援の視点に気付くことができた。一つ一つの支援がしっかりととした見立ての上で行われており、入所されている利用者の方と関わる機会が多くなったこともよかったです。
- ・施設として、また、職員個々の意識の高さに驚かされた。とても熱心に実習指導をしてくださり、自閉症支援への熱意が感じられた。
- ・実際に支援現場の中に入らせてもらったり、その中の説明・対応をしていただけたので、とてもわかりやすかったです。
- ・人と人の支援に心がホッと致しました。
- ・プロ集団「あかり」をしっかりと学ばせて頂いた。今後の職員集団作りに大変参考になった。

「参考になった」の理由

なし

「あまり参考にならなかった」の理由

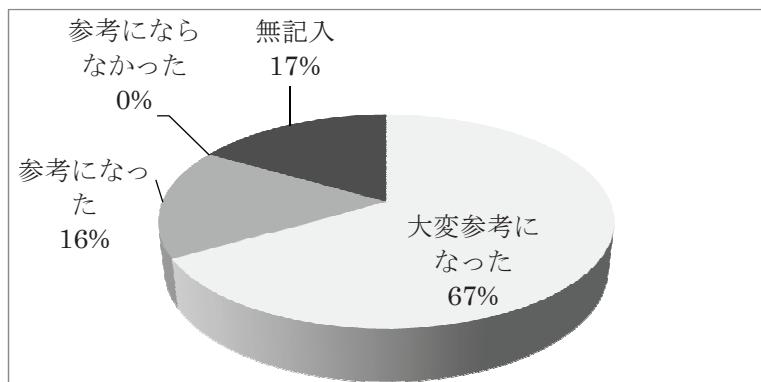
なし

「無記入」の理由

- ・法人全体のつながりを感じ、施設がバックアップしている体制がよくわかり勉強になりました。日中活動の方向性など大変共感できるものがあり、学ぶべき支援が多々あり、充実した実務研修となりました。

14. 三気の会

1	大変参考になった	8
2	参考になった	2
3	参考にならなかった	0
	無記入	2
	合計	12



「大変参考になった」の理由

- ・児童や成人の入所、就労まですべてのライフステージにおける実際が見えた。施設の方もとても丁寧に教えてくださったのでたくさん勉強ができた。
 - ・合理的な支援の方法がとても勉強になりました。
- 支援の方法が支援員で統一されていたことが参考になりました。子どもから大人までの支援を行っていたので、参考になる事が多かったです。
- ・生活介護での生産活動の充実さに、驚かされました。特に、私たちの施設に足りない所が、明確に

され、参考にさせていただきたいと思いました。GHでの地域の方々との交流も素晴らしいと思いました。

- ・生活介護の利用者さん(A1, A2)でもツールを準備することによって、生産活動をこなしていくことに感心しました。また支援員の方々の活動に対してのそのツールの工夫・アイデアがとても素晴らしいかった。ディレクター制度はとても良い事だと思いました。
- ・重度の方も働いていると実感した。
- ・地域性を考え、法人内で、幼児期から成人まで支援できる体制を築けていることが、利用者および保護者の安定にも繋がるのではないかと感じました。特に、入所部門での支援には、日中活動含め、参考になる事が多かったです。

「参考になった」の理由

- ・施設の理念、方針等の基本を知ることができてとても参考となった。職員の働く姿勢、利用者との向き合い方等、とても共感した。
- ・作業所(入所の)で入所者全てが活動しており、重度の人でもできるように工夫している所が参考になった。

「参考にならなかった」の理由

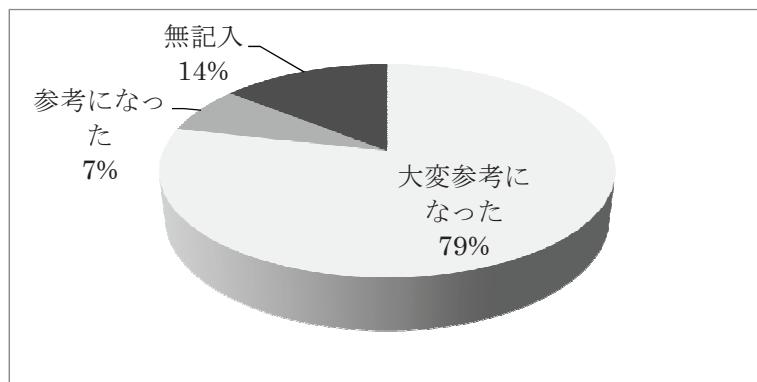
なし

「無記入」の理由

- ・支援者1人1人がとても落ち着いた様子で、チームで動いている感じを受けました。もう一度、実習にうかがい勉強したいと思える実習先でした。
- ・知っている施設でしたが、施設の裏側まで見せていただき、職員の方とも交流できて勉強になりました。いいネットワーク作りができました。

1.5. 萌葱の郷

1	大変参考になった	11
2	参考になった	1
3	参考にならなかった	0
	無記入	2
	合計	14



「大変参考になった」の理由

- ・支援者の関わりによって生きやすさ・生きづらさも大きく変わることを実感するとともに、分かりやすい研修プログラムで理解しやすかったです。
- ・人材育成、会議の進め方、記録の取り方・折り合いをつけるための支援・職員一人ひとりの知識力、説明力、支援力・連携の取り方・研修制度・五十嵐先生の講義の話を実際見ることができたことが大きな収穫・学びでした。緊張での実習入りでしたが、毎日たくさんの刺激を受け学ぶべきことが

多かった。研修で大変充実していました。ありがとうございます。質問攻めにして申し訳なかったですがとてもいい経験をさせてもらったと感じています。

- ・協会会長の施設是非訪れてみたかった。そこは、支援はもとより、職員の方々の教育がなされており、皆さんと同じ視点で物事を考えることができるという、素晴らしい体制だということを学ぶ事ができた。
- ・法人全体で同じ方向性をもって行っており、職員同士でブレがなかった。研修を行い支援員の意識を高めていくことを行っていたので、とても参考になった。支援の方法も統一され、またその人に合った支援を行っているのがとても参考になりました。
- ・まだ経験の少ない職員の方々にもいろいろな説明をしていただきました。法人の理念・支援方針が充分に浸透しているということを実感しました。職員研修、後継者育成の充実が、法人全体の強みになっていると思いました。
- ・受け入れる側のことを考えると、大変だったと思います。他の施設で長期間実習するのは初めてで、現場の職員の方や、普段かかわりのない子どもたちと少しの時間でしたが一緒に活動ができる貴重な経験をさせていただきました。それぞれの事業所の長の方が、1人1人活躍されていて、モチベーション高く刺激になりました。
- ・1回目のところとは、少し違う取り組みもあり、新鮮でした。2つの現場で分かったのは、良い支援をしているところは、常に利用者さんの視点に立つように努めているということでした。また理論的なところは大切にしていて理論と実践の両方を兼ね備える事が大切だということも分かりました。支援する側の大変さも良く伝わってきました。お世話になり、ありがとうございました。
- ・(1日目の理由、感想と同じ)幼児を対象とした仕事をしているので、その先の生活(人生)について知りたかった。めぶきさんでは、こども発達センターから保育園をはじめ、居宅や入所、ケアホーム、事業所、就労支援に至るまで、1つ1つを見学(説明も含む)させていただき、とても勉強になった。継続した支援の大切さを知った。帰りたくないと思うほどステキなところだった。また勉強に行きたい!・考え方・視点・人と人としてのつながりが感動でした。
- ・一つのチームを作るにあたり、長い間築いてきた法人として学ぶべきものがたくさんあった。
- ・利用者に対する向き合い方、真剣さをとても感じました。

「参考になった」の理由

- ・職員の方々が利用者さんに対してとても真摯に、丁寧に支援していました。誰ひとりも暇にすることもなく常に利用者さんに向かい合っていました。

「参考にならなかった」の理由

なし

「無記入」の理由

- ・皆さんがとても丁寧に、話していただき、わかりやすかった。熱意を感じた。
- ・数年ぶりに伺いました。一段とみなさんが落ち着いて生活されていて、一貫した支援がなされていることを実感しました。職員間の関係性もよく真似ていきたい部分でした。また、伺いたいと思っています。

発達障害支援スーパーバイザー養成研修アンケート集計結果（研修全体）

- ・県内では絶対学べないような専門的な知識を得ることができた。県外の同じような施設の方や県内の方とつながりをもてたことがとても大きく、施設実習も普段できる機会は滅多にないので、たくさん勉強させていただいた。自分自身経験も浅く、研修を通して初めて知ることが多かったが、支援者の初心のうちに学ぶことができたことを「強み」として日々頑張っていこうと思う。
- ・実務研修は本当に良い経験をさせてもらえたと思っています。働きながら別の事業所へ行くことは見学程度が多いかと思いますが、5日間も通して法人内の各事業所を見せていく(受け入れる)ができるのは本当にすごいことだなと感じています。施設という狭い世界の中での支援方法にとらわれず、客観的に自分の働いている施設を見つめ、勇気をもって変わることも必要だなと思いました。また、自分の施設も受け入れられるような施設となれるよう人材育成をし、1人ひとりの意識を高めていけるような環境作りのために努力していきたいと思いました。レポートに追われ大変な部分も多かったです、全国の方と出会えたこと、また同じ県の方々とも仲間になれたことが大きな収穫でした。ありがとうございました。
- ・他の事業所での研修は体験できないため、とても良い機会でした。相手の良さ、自分たちが大切にしてきたものは何かを考えることができた事、すぐに自分の事業所に取り込んで結果が見えてきたこともあります、大変プラスとなりました。他県の取り組み、動きなど、情報交換できたり、人とつながることができたこと、今後の仕事に生かしていきたいと思います。事務局様、初めてのことでのいろいろ大変だったかと思います。ありがとうございました。
- ・ネットワーク作りという意味で大変有り難い機会でした。実際にスーパーバイズやそれに似た業務を行う者にとっては、「自閉症」ではなくもう少し「スーパーバイズ」の内容が多いと有り難かったです。実務研修が特徴の研修プログラムですし、そこでは他では得にくい学びが多くありました。現実的に難しい面も大きいとは思いますが、入所施設の支援を経験しているものとしては実務研修に起床から就寝までの時間が含まれるとより学びが多かったとも思います。
- ・幅広い内容で、いろいろな視点からの考え方を学ぶことができ、自身の支援を見直す機会となった。また、知り得た事を自分で整理すると同時に、他の職員に伝えることで、更に福祉や支援についての気付きがあったことが大事な経験となった。他研修に比べて長期で内容の多いものであったため、大変さもあったが、得るものが多くあった。実際の入所施設における課題や問題についての講義内容ももっと学びたかったと思います。また、研修の講義内容を実践している現場を経験してみたいと思うことも多かったです。
- ・レポートの量が多いため、進みも悪かった。一年みっちり詰め込まれた研修をした。G.Wがあったのはとても良かったと感じます。参加資格について、年代(経験年数)制にしても良いと思いました。話す内容や問題点の焦点が合わないので、設けてはどうかと感じます。
- ・レポート枚数も多く、実習1週間×2ヶ所で大変でしたが、テキストには書いていない事を知り、今まで持っていた先入観からの支援ではダメであるということを、改めて知ることができたと思う。提出したレポートや、事前課題はどうであったのかの結果が分かればよいと思う。発達障害支援に対しての理解を得るために、今後、私たちがどう動いていくかが問われている。今回学んだことをいかせるように頑張りたい。後期2日目の講義「アセスメントを高めるための～」では、全く事例内容を知らない人に、いかに分かりやすくその人の状態・課題などを伝えるのか、その難しさを実感することが

できた。福祉的専門用語を混ぜて話すと分からない人もいるかもしれない。自分の所属する事業所でも実践してみたいと思った。

- ・今まであたりまえのこととしていたことを改めて考え直したり、「もっと考えなければいけない」という思いにさせられました。本当に良い機会となりました。これから、もっとたくさんの職員に参加してもらいたい。良い経験を積んで欲しい…という思いになっております。このような研修を企画運営してくださった事務局の皆様、実習等受け入れてくださった皆様、同じ研修の仲間の皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。
- ・今まで受けた研修では、最も有意義。機会があれば再度受講したいが、とりあえず次回は当法人の若い職員に譲りたい。(譲らねばならない。)
- ・色々な職種の方と話ができる、とても勉強になりました。人とのつながりができとても良かったように思います。
- ・いろんな方と出会うことができ、とても有意義でした。フォローアップ研修やOB・OG会があるとうれしいです。ありがとうございました。
- ・受け入れ施設になるのも、ベテランの方から教わり勉強になりました。人との出会いを大切にし、学んだことを実践に生かせられればと思います。
- ・オプションでも構いませんので、ADHD、ディスレクシアの方にもスポットライトを当ててほしいです。あとは実践あるのみ(地域で)と思いつつも、フォローアップがあるとモチベーションになります。
- ・開会式のときに寺山千代子Auスペクトラム学会会長もおっしゃっておられたように、実務研修がとても良かった。講義形式の研修はたくさんありますが、やはり実際の利用者を前に学ぶという機会は明らかに減っています。現場を共有できた仲間がいることで、今後もしスキルアップ研修のようなものが行われた時、深みが出てくると思っています。SVを産んだ後が、今後も問われてくると思いますが、楽しみでもあります。事務局の方々、本当にお疲れ様でした。
- ・研修後、各々、SVとしてどういう役割を担っていくのか、各々次第の部分もあるが、全国の行政などにどうSVという存在を浸透させるかが問題な気がします。
- ・研修生の受け入れをさせていただきましたが、その立場からすると、研修プログラムが、施設に任される部分が多く、プログラムの作成に困る事がありました。研修自体が初めての試みということもあります、今後、内容も改善されていくことと思いますが、研修のガイドラインのようなものがあると良かったかと思います。一年間、ありがとうございました。
- ・研修の中で実務研修に行かせていただくことができたのがとても良かった。2ヶ所以外にも実務研修に行きたいと思った。また続けてスキルアップ研修等に参加できたらと思う。本当にありがとうございました。
- ・現場経験が短い中でも、経験豊富な全国の方々と共に研修を行え、この機会で繋がれたことを嬉しく思います。また、日頃の業務では関わることのできない利用者の方々ともお会いし、学ばせていただき、現場実習は良い経験となりました。今回、出会えた方々とまた会えるような仕組みを作っていただきたいです。
- ・講義だけでなく、実務研修がとても大きいものでした。支援員としてずっと現場に携わってきましたが、自分の施設の中だけの世界になってしまい、支援方法や考え方が固定されてきてしまっていることに気づくことができました。研修後、現場に戻った時や会議の時に少しずつですが、柔軟に考えることができるようになったと思います。今回のことを、職場内で伝えていけるよう努めたいと思います。

- ・講義では発達障害のある方への支援のいろんな方法や考え方を教えてもらい、新たな情報や、利用者の方への支援での大切な気持ちを学ぶことができました。実習では2施設に行くことができ、日頃なかなか見ることのできない支援の様子を目で見て体験できたことは一番力になったところでした。これまで発達障害のある方の行動障がいに対してどう対応してあげればよいか、どうしたら本人の気持ちが楽になることができるのかをずっと考えてきてても答えは見つかりませんでした。この研修に参加することで講義・実務という形をとつてもらったことで、光が見えた気がしましたし、また県外にもネットワーク(仲間)ができたことも自分にとっても嬉しいことだと感じています。
- ・厚労省がやるべき研修だと思いました。本当にお世話になりました。
- ・この発達障害支援スーパーバイザーの資格がもっと全国的な認知ができ、国からの加点がとれれば昨今の発達障害者の増加に見合った支援者の増員も目指していくけるものだと思うし、経営がぎりぎりでやっている小さな施設でも潤っていけるのでは。
- ・今回の研修は、5日間も他施設で実習させてもらえるという、したくてもできなかつたことの機会を作つていただいたので、あつという間に過ぎ新鮮な空気を吸わせてもらいました。昔の自分なら、考え方方が違うことに対してどこか拒否的なところもありましたが、20年以上この仕事をし、立場も上になり、利用者さんへの支援や職員の育成で悩んでいる今は、前向きに色々な意見を受け入れる事ができたと同時に、どこか「現場だから」と業界の情勢や制度などあまり考えてなかつた自分の不勉強さを痛感しました。レポートは大変でしたが、これがもつたから向き合えた側面もあります。今後の仕事にも活かしていきたいですが、少し時間を空けて研修で学べたことの確認作業ができる機会があれば良いとも思います。ネットワークも大切ですし。うまく表現できないですが、こういう機会を与えてくださつた事務局の方々、受け入れてくださつた施設の方々、ありがとうございました。
- ・今回は、自ら希望して参加したこともあり、非常に有意義でおもしろかったです。カリキュラム・レポート等、厳しい面もありますが、こういうときでないとできない、と考えると、このくらいのボリュームでも良いかと思います。内容は、障害の理解、心構えという基本の土台となるものから、知識、技術系の実践に使えるもの、そして現場実習とバランスよく構成されていたと思います。個人的には、ある程度、経験もあり、推薦されて来ている参加者であるだろうから、基本の心構えをもう少し少なく、知識・技術系のボリュームを増やしてもらえると、より満足度が高かつたと思います。
- ・今後、各ライフステージへのスーパーバイズを行う可能性が高いとなつた場合に、各ライフステージでのアセスメントに基づいた支援の実際を見学し、アセスメント方法を様々教えていただいたことは、根拠をもつて責任あるスーパーバイズを行うために必要な知識、方策、度胸をつけることができる機会となりました。大変ありがとうございました。ご多忙な中事務局をお引き受けになられたぶき園さんに感謝申し上げます。
- ・最終日のレポートは、必要とせずに、これまでの全レポート提出者に、修了証を渡す方法ならば、レポートの提出率が上がるのではないか。
- ・施設職員の交流ももちろんだが、支援センターの職員としても、このような研修はとても良かった。やまびこの里の研修がなくなってしまったのはとても残念だが、このような研修を続けていただきたいし、センターの他の職員にも受けてもらいたいです。ありがとうございました。
- ・施設入所支援に関する講義を少し増やしていただきたいです。
- ・実際に施設体験させていただく機会を頂き、とても貴重な話もたくさん聞かせていただきました。ありがとうございました。

- ・実地研修は小さい法人にとっては、とても有意義な場になると思いました。また、全国から参加しているので、その地方ごとの対応等もあり色々な話もきけてよかったです。ただ、講義に関しましてはもう少し内容をSVに合わせたものの方がよかったです(全てのことではなく一部ですが)ありがとうございました。
- ・実務研修で実際の現場に入って行けたことがとても勉強になった。自分の知る世界以外の見方を様々な面から知ることができた。講義も当事者、親、行政、福祉施設と多面的に学ぶことができた。これだけの知識を1つの研修で得られることはなかなかないと思う。全体を通して、人と人とのつながりを強く感じる研修であった。色々な話をしながらも、たどり着くのは「本人のため」というところで、同じ志を持つ仲間が全国にいると思えるのは非常に励みになった。
- ・自分がどの程度現場や仕事に生かせていいけるのかは分からぬが、来年度から来られる仲間が増えるよう、周りの人からこの研修を1人でも勧めていければと思います。
- ・自分の浅い知識の中でこの会に参加させていただき、判らない部分ばかりが多かったですが、もっと勉強して支援をしていかねばと思います。
- ・自閉症をはじめとする発達障害の理解から支援の方法を幅広く学べてよかったです。実習もとても貴重な機会で多くの学びがありました。基本的な知識があった上でのSVですが、そのSVをする上で必要な事に関する内容が学べたら良かったなと思いました。
- ・事務局の皆様、実務研修を受け入れていただいた施設の皆様には感謝いたします。ありがとうございました。充実した講師陣に充実した実務研修先で講義・実習できてとてもよかったです。
- ・集合研修に関しては、講義の内容の検討を、もう少ししていただけたら、というところが実感としてあります。基本的な内容(「発達障害の特性理解」)は、既知の参加者が殆どだと思うので、例えば、感覚統合やPECSといったもう一步踏み込んだ内容の講義が伺えると、支援手法の知識がより深まったのではと思います。実務研修は、大変有意義でした。準備ありがとうございました。
- ・正直なところ、思っていたよりも大変でした。研修参加はこれまで関わりのなかった分野の方・施設の方とつながりが持てたことは、とても貴重なものとなりました。また、今行っている業務外のことであっても、幅広く情報を得ていくために、高くアンテナを保っていくことが今後大切になると反省を含め感じています。これから、SVと胸をはり、正確な情報・適切な支援に向けていけるよう、頑張ります。事務局の皆様、受け入れしてくださった実習施設の皆様、本当にありがとうございました。
- ・前期・後期の集合研修、2回にわたる実務研修を通じて多くのことを学ばせて頂きました。特に実務研修では実際の支援の現場に入させていただき、理念、方針、関わりを学ぶことができたことは大変良い経験となりました。これを私たち自身の職場に持ち帰り、伝えていきたいと思いますし、今後もこの養成研修を続けていくことは支援の質を高め、利用者の方の幸せに必ずつながると思いました。本当にありがとうございました。
- ・相談の仕事をしていますが、研修の中で相談に生かせるヒント・アイテムをいっぱいもらうことができました。使いこなして自分の物にできるよう、努力したいと思いました。研修修了後もぜひ学ぶ機会を作っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- ・大変お世話になりました。
- ・大変お世話になりました。想像していた通り、私にはまだまだハードルの高い研修でした。福祉の現場では、日常的に使われている言葉でも(専門用語)、私には聞き慣れずノートの隅にメモしては、帰りの電車の中でケイタイで調べたり、研修で知り合った仲間に助けてもらひながらの研修でした。しかし、ハードルが高かったからこそ、どこがわからなくて、どの分野の勉強がこれから課題なのか

が見えてきました。もっと広く学ぶ必要があると思った。幼稚園でかかる、支援の必要な子どもたちが、今だけではなく、この先どの様に生活していくのか、「入園前と卒園後」もトータルして知りたい!というのが、この研修に来た目的でした。たくさんの講義と合わせて、実務研修を経験できたことで、今まで本からしか知れなかつたことを、実際に見たり体験したり、質問でき、たくさんのこと学ぶことができた研修でした。しもふさ学園もめぶき園もとてもステキな生活の場でした。人が人として、安心して過ごせる場所であり、園全体からあたたかさが伝わってきて、職員さんも利用者さんも笑顔がステキでした。ありがとうございました。これで終わりではなく、この後のサポート研修があつてほしい!!!

- ・多分野の講師の方が話してくれたテーマは、今後困った時に何を調べれば良いかというところの確認ができました。実習は、本当に、参加できてよかったです。今後もできれば、行かせてもらいたいくらいです。
- ・多忙な中、このような研修を運営してくださったことを感謝します。ありがとうございました。各地域に散らばつたSVたちが、発達障害者支援の第一線で活躍することを願います。(もちろん自分自身もですが)。
- ・長時間でしたが、間に日常業務をはさむことで、学ぶポイント等が絞れたように思います。ただ、演習などでは、受講者の経験や理解の違いから、もどかしいと思う点もありました。特に昨日、近藤先生のケア検討では、ケース報告と検討に進める事が難しく残念でした。今後スーパーバイザーとして訪問すれば、色々な方と話さなくてはならないので、自分が力不足であることも再認識できました。受講の条件に、年数ではなく、相談支援初任者研修やサビ管、社会福祉士等を設定したらいかがでしょうか。「自分のできる事」ではなく「するべきこと」を考え、学びながら、今後もがんばりたいと思います。ありがとうございました。
- ・通常業務と研修とで大変だったけれど、実際他の施設の支援に入らせていただいたのは貴重な経験となつた。また、そこから得たものも多かった。後期の集合研修が3月というのは、時期的に忙しいので考えてもらえると良かったかなと思う。
- ・とても意義のある研修と実感しています。実務研修を受け入れてくださった施設にはご負担をかけ本当に感謝しています。施設内の調整、やりくりが大変だったことだと思います。ただ、正直な受講して思う感想としては5日間はサワリ・ツカミの部分で、もう少し日程がとれればもっと学べたなあと思います。あくまでも願わくば、というところです。第1希望の受け入れ先で希望を通していただけたことはとても有り難かったです。また、今後は1年きりの研修ではなく、受講者をフォローアップするためのプログラムを用意していただけると大変有り難いと思います。
- ・とても素晴らしい内容でした。毎年、自分磨きのために参加したいものです。準備等大変だったと思います。お世話になりました。ありがとうございました。
- ・とても良い研修でした。準備進行、大変だったことが容易に想像できます。本当にありがとうございました。実際に行った研修先の様子を聞いて、「めぶき園にぜひ行ってみたい」と思っているので、そういう機会が用意していただけたらと思っています。とりあえず、「研修資料だけでもいただければ」とも思う施設が、いくつもありました。
- ・とても良い研修の機会でした。実務研修は良い研修でした。実際に人が育つということは、現場が、絶対に必要だと思います。”人から人へつないでいくこと”がこれからも必要だと思います。
- ・内容も濃く、実習が充実していたと感じました。5日間による2機関での実習を通して、他県へのネットワークができました。施設の中だけではできない貴重な体験ができたことが、これから自分の

財産としていけるよう、支援にはげんで行きたいと思います。参加できて、良かったです。ありがとうございました。

- ・中身の濃い集合研修と全国規模での実務研修と実りの多い研修でした。5日間もの長い間、施設に入って勉強させてもらうことでその施設の表面的な部分だけでなく実際の部分も見れて参考になりました。何より、研修を通して仲間ができたことが一番うれしかったです。事務局の皆様、本当にご苦労様でした。
- ・発達障害に対する支援の研修をさせていただいた。実務研修を引き受けてくださった施設の方々に感謝します。ありがとうございます。地域の中心となれるよう研修を続けることが大切だと思います。
私たちの施設の職員に次回も研修に参加させたいと思います。
- ・幅広く多方向から学ぶことのできる密度の濃い1年間でした。学びの中で様々な出逢いや気づきがあり、今後の私自身、仕事にプラスになることばかりでした。ありがとうございます。ぜひ、この発達障害支援スーパーバイザーが、専門職として今後たくさん的人が目指せる物であってほしいと思います。
- ・非常に学びが多く、実践的な研修でした。次年度是非出したい職員があり、申し込ませていただきます。この研修は継続していただきたいです。また、修了者が参加できるステップアップ研修・フォローアップ研修などもやってほしいと願っています。事務局の方は非常に丁寧な案内で、とても円滑に研修が進み、ストレスフリーでした。裏方の大変な業務だったと思います。大変お世話になりました。
- ・非常に盛りだくさんで、大変だったが、充実した研修を受けさせてもらえて感謝している。いろんな検査ツールの研修があればもっとよかったです。自分の立場には場違いな感じもしました。主任クラスでいろんな資格をお持ちの方が多く、私ではなく、自分の職場にいる他のスタッフの方がいいんじゃないかと不安になった。研修や実習先では職場に必要な知識や情報、スキルをいっぱい教えていただき、勉強になったが、これを発信していくことが大切だと思った。違う分野から就いてきた今の職業だけど、いろんな人たちに支えられて、もう少し頑張って行こうと思う。
- ・ボリュームがありましたが、もっと学ばなければという気持ちが強くなりました。アセスメントの取り方(ヴァインランド、PARSなど)の実習を入れてほしかったです。
- ・本部の方には、ご苦労も多かったことと思いますが、この研修を企画・実施していただいたことに大変感謝しております。おかげさまで、自分自身の発達障害者に対する知識を固める事ができたように思っております。今後はこの知識を生かし実践することが大切であると考えております。後輩の育成について、自分の職場では人を育てるシステムがありません。自分が発起人となってなんとか人材の育成を図れたらと思っております。受け売りではなく、自分の理解をまとめて、初任者にも分かりやすく伝えられたらと思います。今後、必要と思われる人材には是非この研修を受講してもらい、仲間を増やしていきたいと思います。そのためにも第2回、第3回とこの研修を継続していただければ幸いです。研修を通して全国の仲間が増えた事も大きな収穫でした。※フォローアップ、ブラッシュアップ研修も是非企画していただけたらと思います。
- ・盛りだくさんの充実した研修でした。スーパーバイザーの名をすぐには名乗れませんが、明日からがスタートだと思って経験を積み重ねていきたいと思います。これで終わりなのが残念なので、また修了者の集まりや、集合研修があれば、参加させていただきたいと思います。ありがとうございます。
- ・良い研修であると思います。バージョンUPを図りつつ今後とも続けていっていただきたいと思います。他の施設での研修は得るものも大きく今後も続けられると良いです。この研修を通して自分も微力ではありますが、地域に貢献できるよう自己研鑽を重ねていきたいと思います。また、自己研鑽のため

のフォローUPもよろしくお願いします！

- ・レポート提出は大変であったが、今思えば、自らの考えを文章化し、後々復習できるのが良い。継続的に仕事の合間に確認しながら、学んだことを思い浮かべ、アクションを起こしています。できるだけ、業務に生かしている。

H26年度 スーパーバイザー養成研修 修了者 (H27.7.2時点)

受講者No	名 前	ふりがな	所属機関	所属(施設名)	県
26004	高橋 拓矢	たかはし たくや	社会福祉法人 はるにれの里	札幌市自閉症者自立支援センターゆい	北海道
26007	佐藤 友紀	さとう ゆき		岩手県発達障がい者支援センター	岩 手
26008	田中 梢	たなか こずえ	茨城県立あすなろの郷	地域生活支援センター	茨 城
26010	小坂砂由里	こさか さゆり	NPO法人 生活支援ネットワーク こもれび		茨 城
26012	森 真紀	もり まき	社会福祉法人 愛信会	第二幸の実園	茨 城
26015	緒方 広海	おがた ひろうみ		さいたま市発達障害者支援センター	埼 玉
26018	及川 豊征	おいがわ たけゆき	社会福祉法人 けやきの郷	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	埼 玉
26019	土屋 一平	つちや いっぺい	社会福祉法人 緑の風福祉会		埼 玉
26020	大久保美香	おおくぼ みか	社会福祉法人 新	障害者支援施設 中新田自立スクエア	埼 玉
26024	加瀬紗矢佳	かせ さやか	社会福祉法人 泰斗会	生活介護事務所 八街わらの里	千 葉
26025	今村 麻紀	いまむら まき	社会福祉法人 泰斗会	八街わらの里	千 葉
26028	福岡 俊司	ふくおか しゅんじ	社会福祉法人 嬉泉	袖ヶ浦ひかりの学園	千 葉
26029	館山 聰	たてやま さとし	社会福祉法人 菜の花会	しもふさ工房	千 葉
26030	前田 潤悦	まえだ じゅんえつ	社会福祉法人 菜の花会	アーアンドディだいえい	千 葉
26036	上田恵里子	うえだ えりこ	社会福祉法人 育桜福祉会	川崎市わーくす高津	神奈川
26037	佐野 良	さの りょう	社会福祉法人 育桜福祉会	桜の風	神奈川
26038	藤野 真一	ふじの しんいち	社会福祉法人 育桜福祉会	桜の風	神奈川
26043	金田 圭二	かねだ けいじ	社会福祉法人 はぐるまの会	はぐるま共同作業所	神奈川
26044	岸岡 信也	きしおか しんや	社会福祉法人 新川むつみ園		富 山
26047	黒瀬 陽亮	くろせ ようすけ	社会福祉法人 すいせんの里	支援センター すだち	福 井
26048	高野 哲哉	たかの てつや	社会福祉法人 信濃の郷	障害者支援施設 白樺の家	長 野
26056	奥田 雅一	おくだ まさかず	社会福祉法人 あゆみ		三 重
26057	中村 和博	なかむら かずひろ	社会福祉法人 檜の里	ワーカンセンターひのき	三 重
26060	平下 直樹	ひらした なおき	社会福祉法人 同朋会	伊自良苑	岐 阜
26063	木坂 佳世	きさか かよ	社会福祉法人 永寿福祉会	障がい者支援施設 永寿の里 彩羽	大 阪
26066	亀山 隆幸	かめやま たかゆき	社会福祉法人 あかりの家	障害者支援施設 あかりの家	兵 庫
26067	春田 紗希	はるた さき	社会福祉法人 まほろば	三木光司園	兵 庫
26068	藤井 幸子	ふじい さちこ	社会福祉法人 五倫会	姫路暁乃里	兵 庫
26069	岡田 昌人	おかだ まさと	社会福祉法人 アルーラ福祉会	障害者支援施設アルーラ	兵 庫
26070	西川 悟	にしかわ さとる	社会福祉法人 姫路潮会	ぬかちゃん福祉作業所	兵 庫
26073	岩武 豊	いわたけ つよし	社会福祉法人 蓬莱会		山 口
26074	曾利 真弓	そり まゆみ	社会福祉法人 香川県社会福祉事業団	香川県ふじみ園	香 川
26076	浅田 慎児	あさだ しんじ	社会福祉法人 徳島県手をつなぐ育成会	障害者支援施設ルキーナ・うだつ	徳 島
26078	森本 恒世	もりもと やすよ		北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	福 岡

受講者No	名 前	ふりがな	所属機関	所属(施設名)	県
26080	田中 一旭	たなか かずてる	NPO法人みんなの広場とんとん	こども発達支援センター もも・認定こども園いちご保育園	大分
26081	渡辺 香織	わたなべ かおり	特定非営利活動法人さんぽ	こども発達支援センター あ～く	大分
26082	越智 芳子	おち よしこ	社会福祉法人 別府発達医療センター		大分
26083	園田 和則	そのだ かずのり	社会福祉法人 大分市福祉会	多機能型事業所「おおいた」	大分
26086	五十嵐 猛	いがらし たけし	社会福祉法人 萌葱の郷	障害者支援施設 めぶき園	大分
26087	野上 悅生	のがみ えつお	社会福祉法人 萌葱の郷	障害者支援施設 めぶき園	大分
26088	山本 良	やまもと りょう	社会福祉法人 つつじヶ丘学園	第二つつじヶ丘学園	熊本
26092	吉田 美雪	よしだ みゆき	社会福祉法人 南恵会	しぇすた・へとの塾	鹿児島
26093	野平 文香	のびら ふみか	特定非営利活動法人 たけのこキッズ	児童発達支援センター	鹿児島
26094	有木 友紀	ありき ゆき	社会福祉法人 八重山会	第二ときわの家、ときわの家	鹿児島

< ご挨拶 >

「日本財団助成 平成26年度発達障害支援スーパーバイザー養成研修」にご参加いただきました皆様、ご支援、ご協力いただきました団体、関係各位の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

尚、事業実施報告書内の画像や文章、情報等を無断で複製・転載・流用・複写等することはご遠慮下さい。

発達障害支援スーパーバイザー養成研修を通して、至らない点が多々あったかと思いま
すが、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

今後も、発達障害支援スーパーバイザー養成研修に参加してよかったですと思っていただけ
るように尽力していきたいと考えております。何かお気づきの点がありましたら、気兼ね
なくお申し付け下さい。

発達障害者支援スーパーバイザ一事務局

近藤 暢秀

日本財団助成 平成26年度発達障害支援スーパーバイザー養成研修

事業実施報告書

発行者 全国自閉症施設協議会

会長 五十嵐 康郎

発行日 平成27年6月30日

事務局 社会福祉法人 萌葱の郷

〒879-7306 大分県豊後大野市犬飼町下津尾4355番地10

TEL. 097-578-0818 FAX. 097-578-0819

URL:<http://www.moeginosato.net>